

DS Yano, Tarō
803 Kokushi sōsho
Y3
v.10

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/kokushissho368800

UNIVERSITY OF TORONTO
JAN 9 1964
East Asiatic Studies Library

文學士 矢野太郎編

# 國史叢書

志伎農玖賀陀智 全

國史研究會藏版

DS
803
Y3
v. 10

LIBRARY
NOV 13 1968
UNIVERSITY OF TORONTO

志伎迺久賀陀智八卷九冊、古來遭厄の君臣凡そ廿六人を傳す。成書の由來略ぼ自序に見えたり。蓋し著者幕末に生れ、夙に皇室の式微を歎じ、尊王開國國威を振起すべきを說き、神皇の道を發揮するを以て畢生の任とす。是を以て身僻陬一小藩農士の家に生れしと雖、陪臣となるを潔とせず、早く國を去りて京師に寓し、自ら神皇の臣と稱す。維新の際諸方勤王に志ある徒、昌に其居に出入し、其說を聽きて憤起する者少からず。幕吏深く之を憎み、遂に捕へて獄に投じ、將に斬らんとす。獄中志士あり、國家の爲深く之を失ふを惜しみ、身を以て救濟し、僅に死を免がる。次で大政復古となるや、國事に就きて屢〻建議するところあり、遂に當路の忌諱に觸れ、再び捕へられて岡山藩に預けらる。是前後兩回の幽囚に發憤して敍述せるもの實に此書なり。志伎迺久賀陀智は磯城の探湯にして、武內宿禰の故事にとる。著者の書を著はす、常に「述べて作らざる」を以て其主義とす。故に古人の言說にして己が意を得たるものは務めて之を博採して以て文を行り、自說を出だすことを避く、たゞ間〻簡單なる批評を加へ是非を辨ずるのみ。是れ著者深意のある所也。

大正六年八月　難鳴生

# 例言

一、本書は猶ほ未成品にして中には全く草稿中の者あり、從つて卷帙の次第も往々前後せり。今略ぼ年代順に之を排列せり。

一、本書原本八卷九册なれども、今印刷の都合上、卷册の名を撤せり。

一、本書中、崇德・後鳥羽・土御門・順德四帝の卷は嘗て岩倉右大臣の執奏にて先帝陛下の乙夜の覽に供せるものなり。

一、本書原と二十六傳あり、然るに今和氣清麻呂卿・菅原道眞公・加藤清正朝臣・大塔宮護良親王の四傳を略す。是れ出版の都合によるものにして他に深意あるに非ず。就中清正朝臣の傳は嚮に乃木將軍の上梓せられたるあるを以て是を省けり。

一、本書割註の行數多きものは、印刷上改めて〔註〕の字を加へ、一段下げて本文同様の活字とし、或は括孤を加へて本文中に挿入せり。

一、本書、多賀神社宮司木野戸勝隆氏の校訂を經たるものによりて上梓す、また請

ひて氏の序文を得たり。茲に深謝す。

國史研究會

# 目次



目次終

吾が師、梓弓、矢野玄道大人の著されし書は、神典翼・皇典翼を始めて、凡二百部なむありける。そが中に、此の志伎能久賀他智は、端書に見えたるが如く、大人の、無き名を負ひて、辛きめ見給へる時に、よみいでられし歌を本にて、畏くも、くなたぶれの爲に移され給ひて、遠き島にさすらひましゝ君たちの御傳、慨くも、ねぢけ人の爲にぬれぎぬきせられて、うきせに沈み給ひし臣たちの事蹟を、採り集めて、世に弘めむと、記されしものなり。然るに、先つ年、四柱の天皇の御卷を、岩倉右府の執りもたして、先帝の御許に捧げ奉られ、また加藤清正ぬしの條を、乃木大將の、印本として、知人に頒たれし事はありけれど、かゝる書のありとしも知れる人の、世に少なきは、あかず口をしくなむ。さるを今度、大人の三十年の祭の記念に、まづ此の書を始めにて、次々に、神のみてしろ・美賀保志美也・賛藪贅言をも、摺卷として、偏く人に示さむと、太郎ぬしのいそしまるゝは、いとおむかしく、大人の御靈も、嬉しとこそ、天翔りみそなはすらめ。されど、猶そのかみを思へば、

さみだれのふれるよしのぶ涙には色かはるまで袖ぞぬれける

とうめきいでらるゝになむ。

伊豫人にて近江に住める

木野戸勝隆記す

大正六年六月八日

# 志伎農玖賀陀智

平朝臣玄道謹述

余はいかなる由の生れにか有りけむ。いとをさなかりしより、身のかよわく〳〵、つからしき上に、いさゝかもたる世に寶とすなる物をしも、近き族なるこのて柏なすたぶれに、こと〴〵にかどはされ、とさまかくさまさまよひし比、自らかい記せる物をさへに、いくたびとなく失ひはてなど、うきせに沈める事、いま手を折りて數へ出でば殆々をよびも傷はるべかめり。かくて慶應元年の夏ばかりにや有りけむ、會津なる某が、京のかため仕奉れるをりなりき。そが下に、新撰賊とて世に名だたるあらぶるたふれどものゐて、甚しき暴虐に、京こぞりて惱めるをりふし、いかなるおよづれをや聞きけむ、とりこめていとからきめ見せつるをりしも、しづが身になぞ

へ申すべくもあらぬ、いと〱高き尊き神とも神とます、現人神等の御上にさへも、うきせに落ち給へることを思ひつゞけて、つれ〲の心やりに、よみいでたるえせ歌のあるに、その御傳へをも、物どもに見あたるまに〱かいつけ置きしが、積り積りてかく成れりしを、或人の見出でて、さて止まむまあたらし、いかで世にも弘めて、神とも神とます現人神、また眞人だちの尊き恐しき御功徳をも顯し奉りて、世の鏡ともなし、且はよき人にもさる例ありげなる神界の故よしをも見せ、又世のうきせに沈む同じどちの心のなぐさとも、さては世にほびこる惡人らが、終の靈の往方をも、かねて知らせて、誡ともせよかしと、あながちにそゝのかすにぞ、事々しけれどかくは物せるになも有りける。

## 高良玉垂命

神の代になゝ世まをしゝ神すらもしきのくがだちせしこともあり

建内宿禰命は、古事記には大倭根子日子國玖流孝元天皇の御孫として、此天皇の御子「比古布都押之信命娶ニ木國造之祖宇豆比古紀國造系譜に、天ノ道根命より第六代宇遲比古命、大名草比古命男とあり。之妹山下影日賣、生ニ子建内宿禰」とあるを、書紀には、「彦太忍信命、是武内宿禰之祖父也」とも、景行天皇三年春二月庚寅朔、紀伊國に幸して群神祇を祭らむと思ほして卜合給ふに、吉くもあらねば、行幸す事は止みて、屋主忍男武雄心命一云ニ武猪心命一をして祭らせ、給ひき。爰に屋主忍男武雄心命詣まして、阿備柏原に居して神祇を祭り給ひき。仍九年住み坐しゝ程に、紀直の遠祖菟道彦が女影媛に娶ひて、武内宿禰を生れましきと有りて、孝元天皇の御曾孫彦太忍信命の孫とせり。孰れ正しからむ。此命の奇禍に逢ひ給へる事、譽田應神天皇紀に、九年夏四月武内宿禰を筑紫に遣して、百姓のありかたを監察給ふ時に、宿禰の弟甘美内宿禰兄を廢はむと欲ひて、天皇に讒言さく、「武内宿禰常に天下を望ふ情あり。今筑紫に在りて密に謀りて、筑紫を裂きとり、三韓を招きて、己に朝はしめ、遂に天下を有たむを謀りごつと承る」と申す。ここに天皇御使を遣して、武内宿禰を殺らせ給ふ。【玄道云、天書には、帝驚遣ニ使於築州」

壹伎直眞根子の義氣

召武内」と見え、紀氏系圖にも、天皇聞食之、卽差遣軍兵於鎭西」とのみ見えて、殺らせ給ふことは見えず。これ決めて正傳にぞ有りける。此は別に說へる物もあり、下にも略注ふべし。】時に宿禰歎きて、「吾二心なく忠もて仕へ奉れるを、今何の禍ぞも、罪なくて死らむ」と宣へるに、壹伎直眞根子ちふ人有り。その人となり能く武内宿禰の形に似たり。大臣の罪なくて空しく死るを惜しみて、語り申さく、「大臣の忠もて君に事へまつりて旣に黑心なき事は、天下共に知れりき。願密にこゝを避りて、天朝に參赴て親ら罪無き由を辨め給へ。さて後に死に給ふとも晩からじかし。時の人每に僕形大臣に似れりと申せば、今我大臣に代り死て、大臣の丹心を明さむ」と曰しをへて、則ち劍に伏して死にき。

〔註〕此人の語に、大臣の忠心丹心もて大君に仕奉らせる事は、天下の人共に知れりとあるを、よく思ふべし。已に五朝を經て、國家の大臣として仕奉りしを、いかで天皇の速に誅はむとは爲給ふべき。さるをかく事迫りしは、いかにといふに、後の御世に、弓削道鏡賊が、私に和氣卿を道にて失はむとせる如く、彼ノ甘美内が勅

を採りて兵士を遣して殺さむとせしにぞ有るべき。さては眞根子ぬしの功なくば、大臣は殆々危き事なりけり。古今ともに世に多く、禍物のわざとかゝる逆賊のあなるは、すべなきものゝ、幽界にて深き契りありとぞ聞ゆなる。そは師翁の說はれたる如く、神仙傳に、老子の數名を稱せる由を解きて、所以爾者、按九宮及三五經及元辰經云、人生各有厄會、到其時若易名字以隨元氣之變、則可以延年度厄、今世有道者亦多如此とある如く、人生に厄ある事知られたり。此事は別に記せる物あり。又神社啓蒙に「壹伎社在筑前國那珂郡壹伎地所祭之神一座、壹伎直眞根子」、

時に大臣此を甚く悲みつゝも、竊に筑紫を避出でて、海路より南海を廻り、紀水門に泊て、からくして天朝に詣で、其罪なき由を辨められしに、天皇則ち大臣と甘美內宿禰とを推問給ふ。こゝに二人各も〱堅執して爭ひて、是非決めかね給ひき。かれ勅して、神祇に請して探湯せしめ給ふ。かれ二人共に磯城の川濱に出でて、探湯せしに、大臣なも勝ちてける。かれ橫刀を執りて、甘美內宿禰を毆仆して、遂に殺

さむと爲るを、天皇の勅もて釋さしめて、紀伊直等が祖に賜ひき。紀氏系圖に、略記を引いて、かの讒言をいひて「武内望ニ王位一、相ニ語新羅・高麗・百濟等一、爲レ攻レ都之由申レ之。天皇聞ニ食之一、即差ニ遣軍兵於鎭西一、爲レ令レ討ニ武内宿禰一、武内於ニ鎭西一聞ニ此事一、歎云、我自レ元無レ貳、從ニ奉君一之外無ニ他事一之處、何無レ罪可レ被レ討哉云々。天皇勅而沸ニ銅湯一祈ニ申神祇一可レ入ニ各手一、無レ咎者於ニ湯中一莫レ損ニ其手一云。仍各令レ入ニ手於湯中一之處、甘美内手肉煮落成ニ骨許一畢。武内手如レ入ニ水中一不レ損云。是吾朝湯起請文之始也」とあり。【此に略記と引けるは、扶桑略記にはあらず。決めて舊き、家紀より出しゝならむ。記傳に、「紀伊直は、大臣の母家也、賜ふとは其家の奴とし給ふなり。此事、實は天皇の九年ならば、味師内宿禰もいと命長かりけむ、景行天皇の御世の末つかたに生れても、此時尚百五十餘歳なるをや」とあり】記傳に大臣の事を委しく說きて、「建は例の美稱、内は味師内の内と一にて、共に居地名にて、大和國有智郡これなり。神名帳有智神社、諸陵式有智陵【「皇后井上内親王」。玄道云、此は吉野川の邊に在りて、吉野陵とも云ひけむ故に、此を吉野皇后とも、日本後紀に申せるなり。此は思ひ惑ふ人のあれば、

略記

吉野皇后

うちのあそ

因になむ】なども此郡にあり。萬葉一に、内の大野と詠めるも此處なり。兄弟共に此地にぞ居住まれけむ。山城國綴喜郡有智には非じ。高津宮段の大御歌には、此人を宇知能阿曾とよませ給へり。書紀神功皇后紀にも然あり。阿曾は、阿曾美の略なり。續紀慶雲四年の詔詞には、建内宿禰命と詔へり。此人の生は、成務卷に、初天皇與武内宿禰同日生之とあり、年紀合はず。

〔註〕其故は、まづ景行卷三年に、父命紀國に詣て、九年留り坐せる間に生れ給ふとあれば、此人は景行御世の四年より十二年迄の間にぞ生れ給ひけむを、成務天皇は、景行天皇四十六年に立爲太子、年廿四とあれば、廿三年に生れ坐せるなり。然れば此天皇の生れ坐しゝは、かの十二年よりは十一年後なるをや。又此天皇太子に立ち坐しゝこと、景行卷には、五十一年の事なれば、四十六年とあるを誤として、五十一年に御年廿四として計へれば、廿八年に生れ坐せるなれば、彼十二年より十六年後れたり。又此天皇崩時年一百七歳とあるを以て計れば、景行の十四年に生れ坐せるなれども、其にてもなほ二年後れたり。如是して成務天皇の

武内宿禰の誕生地

御年紀も彼是と皆合ばざれば、此人の生の年も、さだかには定め難きことなり。其由なほ下にも云ふべし。されど、彼天皇と同日生とあるは實なるべし。但し仁德天皇の、此人の子の木菟宿禰と同日に生れ坐せるとあると、事の同じきはあやし。若くは、此は彼事の紛れたる傳には非るか。さて今紀伊國名草郡安原郷松原村と云ふに、此人の誕生の地なりとて、古井のあるは、古より言傳へたる眞の處にやあるらむ。

さて此人の事、志賀宮の段に、始めて出で、爲大臣とありて、(これ大臣てふ稱の始なり。)訶志比宮・輕島宮を歷て、高津宮の段まで見えたり。書紀には、景行天皇の廿五年より見えて、【是年遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國之地形且百姓之消息也とあり。是に依るに、かの生の年いよゝ決め難し。若し十二年の生とするときは、廿五年には僅に十四歳なり。四年の生としても廿二歳なれば、かゝる大任あらむことは、猶少しおぼつかなけれども、倭建命は十六歳にて熊襲を征ちに遣され給ひしかば、然ることもありけむ。但しさては彼成務天皇の御年立と彌々違へるをや】同五十一年に爲棟梁

之臣」と見え、

〔註〕棟梁之臣とは、欽明卷に、「任那者爾國之棟梁、如折棟梁誰成屋宇」推古卷に、「兩僧弘演佛敎、幷爲三寶之棟梁」續紀八に、「道藏寔惟法門袖領、釋道棟梁」。同廿三日に、「臣父及叔者、幷爲聖代之棟梁、共作明時之羽翼」と見え、漢籍にも、固よりある字にて、股肱などとも云ふと同意なり。さて自ら部下を統帥ゐる意になりて、長など云ふに同じ。故近世俗匠の中の長なる者をも、棟梁と云ふめり。此も然る意を得て書かれたるなれば、訓は字には拘るべからず。臣連八十伴緒之加美と定め給ひきなどゝ訓むべし。然るを、字に依つて「ネムマチギミ」「ムネトルマチギミ」など訓めるは、古の意言に叶はずひがごとなり。又是れを官名などの如く心得るも誤なり」。玄道云、こは角田忠行ぬしが、高橋氏文・萬葉集等に因りて、手置帆負命とふ神名に同じく大於比と訓むべしと說へるに從ふべし。後ながら扶桑略紀に、「佛家之棟梁」、また「三寶棟梁」、「一宗之棟梁」、「法宇棟梁」など見え、朝野群載に、「我宗之棟梁」、玉海に、「道之棟梁、顯密之棟梁」、吾妻鏡に、「藤原俊綱

宿禰の長命

領掌數千町、爲郡内棟梁也」、などあり。成務天皇三年に爲大臣と見えて、其後仁德天皇の五十年まで見えたり。抑〻上代の人の中に、後世まで名高きこと、此大臣に及ぶはなく、世に遍ねく語傳へたり。信に六御代の朝に仕奉りて、いと忠誠に功績多く、【續紀三、藤原不比等に食封を賜ふ詔に、「汝父藤原大臣の仕奉貢(へ)流(る)狀乎婆、建内宿禰命の仕奉貢流事止、同事叙止勅而云々」。又天平八年の詔に、「昔者輕堺原大宮御宇天皇曾孫建内宿禰、盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、云々。】命長かりしことは世に比(たぐひ)なくて、高津宮天皇の大御歌にも、那許曾波、余能那賀能比登、汝こそは世の長の人也。とよませ賜ひ、書紀には「雖虛曾破、豫能等保臂等、雖虛曾波、區珥能那餓臂等」、とあり。世の遠人、國の長人なり。大臣御答歌にも、阿禮許曾波、余乃那賀乃比登、とあり。誠に書紀の年紀に據りて計るに、大凡三百歲に餘り不及(たらず)の程なりけむかし。【景行天皇四年より仁德天皇五十年迄、二百八十九年なり。十二年より計れば、二百八十一年也。さて仁德の五十年より後、なほ幾年存在しけむ。薨の事は何年とも見えざれば、壽數も定め難し。允恭五年に、此人の墓の事見えたれば、其世に

は既(はや)く亡人(なきひと)なりけり。凡て此大臣の事、後世の書どもには、とり〴〵云へる事あれども、並(みな)さだかならず。されど一つ二つを云はゞ】帝王編年記には、仁徳天皇七十八年庚寅、大臣武内宿禰薨、年未ㇾ詳。一説云、景行天皇九年己亥生云々。紀朝臣氏文云、「武内宿禰大臣者、六代帝爲二大臣一也、遂不ㇾ知二其死處一者、一書云、伐(一に撃に作る。)二平東夷一還時、稱二身苦由一、入二於甲斐國一也、不ㇾ知二其死處一者、一書云、入二於美濃國不破山一、一書云、還二來大和國葛下郡一薨、室破賀墓是也、(玄道云、此は約めて引かれつるを、皇典翼と神仙記に付きて見るべし。)と云へり。なほ他書にも、此類に云へる此彼とあり。水鏡には、「仁徳五十五年薨。年二百八十」と云ひ、公卿補任には、「景行九年己卯生、仁徳七十八年薨、年三百十二」と云ひ、【玄道云、「孝元天皇五世孫也。在官二百四十四年、春秋二百九十五年、但薨所幷時日不ㇾ知ㇾ之、或曰、仁徳天皇五十五年丁卯薨」、と余が見たる本にはあり。日本史に、石清水社司系譜云、三百六十或二百五十五、と云ふ】年は或は二百五十五とも、二百八十とも、二百八十二とも、【玄道云、色葉字類抄に、仁徳天皇五十年丁卯、武内宿禰薨、年二百八十二、仕二六代朝一、任ㇾ官二百四十四年、扶桑略記にもかく有りて五十五年薨】二百九

### 因幡國の宇倍神社祭神は武内宿禰なる事

十五とも、三百六十とも、取々に云ひ、愚管抄には、三百八十餘と云へり、【玄道云、神皇正統錄には、七十八年庚寅歳武内大臣薨、景行天皇十六年丙戌歳誕生而以來、是に至て三百十餘歳を經而、六代帝御世遇云」、王代記には、二百八十歳、仁壽鏡には、五十五年薨、年二百八十二、東寺王代記には、年二百八十とし、一には二百九十とあり】又武内傳と云物に、因幡國風土記曰、難波高津宮治ニ天下一五十五年春三月、大臣武内宿禰御歳三百六十餘歳、當國御下向、於ニ龜金一雙履殘、御陰所不レ知。蓋聞、因幡國法美郡宇倍山麓有ニ神社一也、曰ニ宇倍神社一、是武内宿禰之靈也。昔武内宿禰平ニ東夷一、還、入ニ宇倍山一之後、不レ知レ所レ終、と云へり。神名式、因幡國法美郡宇倍神社名神大、〔註〕玄道云、今稻葉郷宮下村に在りとぞ。仁明天皇紀に、「嘉祥元年七月甲申、因幡國法美郡無位宇倍神奉レ授ニ從五位下一、卽預ニ官社一、以ニ國府西有ニ失火一、隨レ風飛至、府舍將レ燔、國司祈請、登時風輟火滅、靈驗明白上也、」と見ゆ。失火の下に、焰燼などの字脫ちしか。淸和天皇紀に、貞觀四年五月十三日庚辰、授ニ因幡國從五位下宇倍神正五位上一、同年十二月廿二日丙辰、因幡國正五位上宇倍神授ニ從四位下一、十年

閏十二月廿一日庚戌、授ニ因幡國從四位下宇倍神從四位上一、十三年二月廿六日壬寅、授ニ因幡國從四位上宇倍大神正四位下一、十五年七月廿八日庚寅、授ニ因幡國正四位下宇倍神正四位上一、十六年三月十四日癸酉、授ニ因幡國正四位上宇倍神從三位一、陽成天皇紀に、元慶二年十一月十三日甲辰、授ニ因幡國從三位宇倍神正三位一と見え、玉だすきに、家保日記を引きて云はれたる、寄木造營の神異有りしも、此社也。伴信友が神名帳考に、此社に傳はる書記三卷あり、一は神代より相續の國造の系圖也、一は八幡宮の緣起也、一は先代國造任官の綸旨也。宮司伊福部系圖に、大己貴命より十四代武牟口命と云ふあり、其時に、陪ニ從纏向日代宮御宇大足彥忍代別天皇之皇子日本武尊一、與ニ吉備彥命橘入來宿禰等一、相共奉ニ征西之勅一之行、爾時或人自ニ針磨國一言、住ニ稻葉夷住山一、荒海云者、乖ニ違朝命一、當レ爲ニ征討一、于レ時日本武尊詔曰、汝武牟口宿禰退行、伏平耳、吾平ニ〔伏〕築紫一、自ニ背方一將ニ廻會一、于レ時奉レ勅行者、荒海里人都々良麻參迎、獻ニ槻弓八枚一とありとぞ。珍らしきまゝに擧げつゝ神社啓蒙にも、此書のことを云へりき。

高良神の託宣

また筑後國三井郡高良玉垂命神社、名神、大、とあり。世に是も此大臣を祀ると云へり。民部省圖帳殘編とてあるには、高良玉垂宮所ㇾ祭玉垂命也、天平年祀ニ武內宿禰荒木田襲津彥ㇾ爲ニ相殿ㇾとあり。（玄道云、この帳文は、いと疑はし。石清水宮記などにも、かくさまに誤れる物彼是とあり。）此等の神社の外にも、此大臣を祭ると云ふ、なほ此後とあり」と說かれたり。さて高良社は、天慶七年筑後國神名帳には、御井郡正一位高良玉垂命神、延曆十四年五月九日、始奉ㇾ授ニ從五位下ㇾ、承和七年四月廿一日、奉ㇾ授ニ從五位上ㇾ、同八年四月十四日、奉ㇾ授ニ正五位下ㇾ、嘉祥元年十一月二日、奉ㇾ授ニ從四位下ㇾ、同三年十月七日、奉ニ從四位上ㇾ、仁壽元年九月廿五日、奉ㇾ授ニ從三位ㇾ、天安二年五月十四日、奉ニ正三位ㇾ、同三年正月廿七日、奉ㇾ授ニ從二位ㇾ、貞觀六年七月廿六日、奉ㇾ授ニ正二位ㇾ、同十一年三月廿二日、奉ニ從一位ㇾ、寬平九年十二月三日、奉ㇾ授ニ正一位ㇾ、已上勅授ニ位記ㇾといひ、また第一王子より第九王子までを委くあげたり。

〔註〕色葉字類抄に引ける本朝文集に、神戶道麿が男子、美乃利麿託宣、兒垂髮七歲、未ㇾ辨ニ善惡ㇾ、爰共ㇾ父參ニ上社ㇾ、良久件兒走ニ廻玉殿ㇾ十餘匝、卽叫聲穿ㇾ雲託云、我昔

於第十六代譽田天皇御宇、爲晨昏武略之健將、此伐蜂起之敵列、未伏烏合之夷地、其後牽宿習、生家此林、爰國宰依示現林中掃荊棘平石巖、草創佛殿云々とあり。諸神記に、此を天武天皇二年八月八日の託宣とせり。（誤字も有りて詳ならぬこともあり。）

筑後地鑑に、高良山絶頂有明神廟、西面東背、所謂玉垂宮一宮也、一曰琴彈宮、社僧皆台徒、其長稱座主、座主之院名月光、又號三井寺、天正十五年五月、關白秀吉公定九州、陣于高良山云々。恐宮廢亡、寄神田一千石、於今爲免許之地、大祝物部氏、大宮司宗崎氏、幷爲累代之祠宮、年中多祭禮、秋九月九日、冬十月十三日、爲大祭、隣國神職皆來會焉。また三瀦郡大善寺にも、高良明神祠有りとぞ。毎年五月七日、有祭禮、振神輿於旅所、傳言、昔大捷三韓凱旋之時、駐船於此所、故號御船山、後人立祠祭之、とあるも妄説ならむとて「昔年自高良山遷此所祭之歟、又與高良山同時立祠歟」とも云へり。また百錬抄に、一條天皇御代、長德元年正月の比、石清水宮にて、此御神の天下に疫氣のいたく流行るべきを、大宮に天皇の行幸ありて御祈あらば止むべしと告給ふ事あり。（此始末は、大道のしるべに委しく云へり。）【社記に、「本社内右傍坐、是行敎

安宗先祖也。貞觀二年六月十五日、行敎造二神殿一。色葉字類抄に、八子武內、劒以上三所在レ內、又武內一使者一、水鏡に「いまに八幡の御傍に、近くいはゝれ給へるは、此人にいます」と見え、康富記に、「五月五日武內社神事、石淸水八幡宮末社」とあり。」平家物語に、太政入道淸盛公が、福原へ都を遷されて後は、平家の人々も夢見もあしう、常は心騷ぎのみして、變化の者ども多かりけり。とて、怪變を語る下に、「源中納言雅賴卿の許に召使はれける靑侍が見たりける夢も、恐ろしかりけり、譬へば大內の神祇官と覺しき所に、束帶正しき上臈のあまたおはしまし、議定の樣なる事有りしに、末座なる上臈の平家のかたうど爲給ふと覺しきを、其中より追出さる、彼靑侍、夢の中にあればば「いかなる上臈にてまし〳〵候やらむ」と、或老翁に問奉れば、「嚴嶋大明神」と答へ給ふ、其上にけ高げなる御宿老の坐しけるが、此日來平家の預かり奉つる節刀をば、今は召返して、伊豆國の流人前右兵衞佐賴朝にたばうずる也」とぞ、仰せられければ、其御側に猶宿老の坐しけるが、「其後は我孫にもたび候へかし」と、仰せらるゝといふ夢を見て、是を次第に問奉るに、節刀を賴朝に賜ふと仰せられつるは八幡大神、其

後は我後にもたび候へと仰せられつるは春日大明神、かく申す老翁は武内大明神と答へ賜ふ、と覺しくて、夢さめぬ。また不思議なりし事には、清盛公いまだ安藝守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙りて、嚴島大明神より、現に賜はられたりし、銀のひる卷したる小長刀、常に枕を放たず立てられたりしが、或夜俄に失せにけるこそ不思議なれ。平家日頃は、朝家の御固めにて、天下を守護せしかども、今は勅命にも叛きければ、節刀をも召返さるとにや、心細くぞ聞えし。中にも高野におはしける宰相入道成頼、此事どもを傳聞きて、いですは平家の世は漸々末に成りぬるは、嚴島大明神の平家の方人し給ふといふも其理あり。但し大明神は、女神とこそ承れ。八幡大神の、節刀を賴朝に賜ふと仰せられつるも、理なり。春日大明神の、我孫にもたび候へと仰せられけるこそ心得ね。夫も平家亡び、源氏の世盡きなむ後、大織冠の御末、執柄家の君達の、天下の將軍に成り給ふべきかなとぞ宣ひける。浮世を厭ひ、道に入りぬれば、偏に後世菩提の外は、世の營みあるまじき事なれども、善政を聞きては感じ、愁を聞きては歎く、是皆人間の習ひなり」。此は盛衰記・保曆間記及異本を校合はせて引きたれば、普通本に違へる所もあり。

鳩は八幡の使者

實や、神託の如く、平氏亡びて、源氏此れに代り、源氏も亡びて、藤原氏入代て將軍と成られ、さて後宗尊親王ぞ任じ賜へることのあらましを、かねて神祇等の示し賜へるに有りけるぞかし。此の他にも、平氏の暴政に天下の人民の塗炭に陷りて、深く苦患(くるし)めるより、天神・地祇の厭棄(いとひきら)はせ賜へりし徵のいと多きを、別に記せれば、今は省きつ。【同書に、「中御門成親大納言の近衛大將を競望して、樣々の祈をせられ、八幡宮に百人の僧を籠めて、信讀の大般若を七日讀ませられける最中に、高良大明神御前なる橘の木に、男山の方より山鳩三つ飛來りて、喰合ひてぞ死にける。鳩は大神第一の仕者也。宮にかゝる不思議なしとて、撿挍匡清奏聞す。神祇官にして御占有り、天下一の騷ぎとトひ申す。但し君の御愼にはあらず、臣下の愼とぞ申しける」ともあり。】

さて此御神は、石清水宮の御前事を執持ちて申させ給ふ由、彼緣起などに記せるは、

〔註〕末社記に、「爲二武神一糺二善惡一、仍當宮山下垂レ跡、可レ令レ鎭二狼藉一之由、奉二大神神命一給、御體者夫婦並座給木像、又俗體木像、建久年中、執行盛綱奉レ伺レ之。異說、高良大明神、一字社二所御座、東高良木像、西住吉大明神之神璽有レ之」。また「神號曰二高

**北條義時の前生武内宿禰なりとの妄説**

良玉垂命、以二干滿二珠一令レ奉二行之一、故奉レ號二玉垂一。社記云、貞觀二年六月十五日、行敎造二神殿一。諸神記云、本宮下十町許座二下院南側一。字類抄にも、武内宿禰、八幡宮使者也。八幡離宮遷座記に、「日使（四月三日）者貞觀二年四月男山遷宮儀式也。此祭、細男云、有二兩人形一、是則武内明神・高良明神也」。

件の事に思合はすにも、げに然ぞ坐しけむ。されど古今著聞集に、或人の大宮に通夜せる夢に、大神の大臣に命仰せて、北條義時と生れ出でて、天下を救はせ給ふとしも載(しる)せるは、北條賊徒に佞諛(へつら)へる妄人の狂言ぞ。そは彼賊の前生は、同名なる法華持僧の再生なる由、太平記に云へるにあらずや。されば此妖妄は論ふにも足らぬことなりかし。

## 大日下皇子

草香江のきよき入江の花はちすみなきこともてちれる悲しさ

此皇子は、大鷦鷯(おほさゝぎ)仁德天皇の御子にて、御母を日向髮長媛(ひむかのかみながひめ)と申す。古事記に、亦爲二(シテ)大

くさかの語義

日下王之御名代、定大日下部、爲若日下部王之御名代、定若日下部、と有り。

〔註〕傳に云、「日下は河內國河內郡にて、今も日下村あり。伊駒山の西方也。地名の義詳ならず。今時暗がり峠と云ふを以て思へば、若くは暗坂と云ふことにもや有らむ。日下と書く由も詳ならず。こは波都世を長谷、佐伎久佐を三枝と書く類にて、山あるべし。按ふに、此地名は暗坂の意にて、其を日下と書くは、日の下れば暗き物なるを以てにや。紀には草香と書かれたり云々。姓氏錄の日下部宿禰も此地より出でたり。河內國にも日下連・日下部連などあり。御兄も大后も此地に住み坐せりし故に、御名に負給へる也。」又日下之直越道とある下の傳に、「倭の平群郡より伊駒山の內南方を越えて、河內國に到り、若江郡を經て難波に下る道にして、此道近き故に直越とは云ふ也。神武天皇紀に、乃還更欲東踰膽駒山而入中州とあるも、此道のこと也。次文には、孔舍衞坂とあるを思へば、久佐加とは、久佐惠邪加の略かりたる名にても有らむか。萬葉六に、超草香山神社忌寸老麿作歌「難波方潮干乃奈凝委曲見名」云々、「直超乃此徑爾師弖押照哉難波乃海跡名附家良思裳」。　八

に草香山歌」「忍照難波乎過而、打靡草香乃山乎、暮晩爾吾越來者」云々、などあり」。玄道按ふに、日下を或説に、日さがりと云ふ事を、クサカと略云ふにやとも云へり。此も日下の草香などいふ冠詞に出でしには非ざるか。或説には、古くは草部を𡿺部と書きしかば、一字を割きて日下と二字に成しゝかとも云へれど、古事記序に於₌姓日下₋曰₌久佐珂₋とあれば、いと古き事にこそ。又此を古に從ひて改めずとあれば、古記に見えしまゝに取りて書かれしこと論なし。又孔舍衞坂の事を論れたれど、一本には孔舍衙とありて、此はた記に据られしとぞ聞ゆる。

又日下部と云ふは、此日下の地に居住るより負へる部の號なること、和泉國にも此と同じ名ある事なども、傳に委しく見ゆ。按ふに、和泉國なるは、彼御名代に置き坐せりし地名にこそ。後ながら、木曾義仲が亂に、院方に候ひける近江守仲兼が五十騎ばかりの兵の、主從八騎に打ちなされ、其中に河内の日下黨に加賀房といふ法師武者ありと、平家物語に見え、醍醐雜事記に、壽永二年三月十七日、上醍醐大湯屋釜鑄々師草壁是助ちふ人あり。

押木珠縵は玉冠なり

また穴穗天皇、爲伊呂弟大長谷王子、而坂本臣等之祖根臣遣大日下王之許、令詔者、汝命之妹若日下王、欲婚大長谷王子、故可貢。爾大日下王四拜白之、若疑有如此大命、故不出外以置也。是恐隨大命奉進、然言以白事、其思無禮。卽爲其妹之禮物、令持押木之玉縵而貢獻。根臣卽盜取其禮物之玉縵、讒大日下王曰、大日下王者、不受勅命曰、己妹乎爲等族之下席而、取橫刀之手上而怒歟、故天皇大怒、殺大日下王、而取持來其王之嫡妻長田大郎女爲皇后、とあるを、日本紀には、元年春二月戊辰朔、天皇爲大泊瀨皇子欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子曰、願得幡梭皇女、欲配大泊瀨皇子。爰大草香皇子對言、僕頃患重病不得愈、譬如物積船以待潮者、然死天命也、何足惜乎。但以妹幡梭皇女之孤而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也。何辭命辱、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠縵。一云立縵、又云磐木縵【或說に、此は玉冠なりと云へるは、實にさる說なり。神代より冠の有りし事、別に考へたるものあり。】附所使臣根使主而敢奉獻、願物雖輕賤、納爲信契。於是根使主見押木珠縵、感其麗美、以爲己寶、則詐之

難波日香蚊父子殉死

奏㆓天皇㆒曰、大草香皇子者不㆑奉㆑命、乃謂㆑臣曰、其雖㆓同族㆒、豈以㆓吾妹㆒得㆑爲㆑妻耶。既而留㆑縵入㆑己而不㆑獻、於㆑是天皇信㆓根使主之讒言㆒、則大怒㆑之起㆑兵、圍㆓大草香皇子之家㆒而殺㆑之。是時難波吉師日香蚊父子、並仕㆓于大草香皇子㆒、共傷㆓其君无㆑罪而死㆒、則父抱㆓王頭㆒、（一本に頸とあり。）二子各執㆓王足㆒而唱曰、吾君无㆑罪以死、悲乎（キカモ）、我父子三人生事㆑之、死不㆑殉是不臣矣。卽自刎死㆓於皇子尸側㆒、軍衆悉流涕。

〔註〕姓氏錄に、因に河内國皇別に、難波忌寸、大彥命之後也。阿倍氏遠祖大彥命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世、遣㆑治㆓蝦夷㆒之時、至㆓於菟田墨坂㆒、忽聞㆓嬰兒啼泣㆒、卽認覓獲㆓棄嬰兒㆒、大彥命見而大歡、卽訪㆓求乳母㆒、得㆓菟田弟媛㆒、便付㆓嬰兒㆒曰、能養長安爵㆑功、於㆑是成㆑人奉㆑送㆑之、大彥命爲㆑子愛育、號曰㆓大得彥宿禰㆒者、異說並存。また難波、難波忌寸同祖、大彥命孫波多武彥命之後也。攝津國の部に、三宅人、波多武日子命之後也。また吉志、難波忌寸同祖、大彥命之後也、とありて、仲哀天皇記に、難波吉師部之祖、伊佐比宿禰ちふ人見え、天武天皇紀に、十年正月、草香部吉志大形、賜㆑姓曰㆓難波連㆒。十二年十月、草壁吉士、賜㆑姓曰㆑連。また十四年六月に、難波連賜㆑姓曰㆓

忌寸。さて天平二十年五月紀に、秦老等一千二百餘烟、賜伊美吉姓。天平寶字三年十月、諸姓著君字者、換以公字、伊美吉以忌寸。難波は、仁德天皇紀大御歌に、那爾波、皇極天皇紀に難波郡見え、その起は、神武天皇紀に出でて隱れなし。さて此皇子の罪なくて薨せませるは、更にも申さず、此三人の皇胤に出でて、いと斯く忠に事奉り、殉ひ奉れるが、いと猛くをゝしき功にて、皆あはれに哀しく覺ゆるまゝに、かく委しく擧げつるになむ有りける。

爰取大草香皇子之妻中蒂姬、納于宮中、因爲妃、復遂喚幡梭皇女配大泊瀨王子。

〔註〕此御つま問の事は、古事記に委しく見ゆ。さて履中天皇紀に、次妃幡梭皇女生中磯皇女、六年立草香幡梭皇女爲皇后とあれど、記傳論に、いと心得ず、之は記に、應神天皇の御子に、幡日之若郎女あれば、若其にやとも思へども、かの幡日之若郎女は、仁德天皇の御子の紛れつる傳也、思ふに、允恭天皇の御子に、橋大郎女ありて、此若日下王も、紀此御卷に、更名橋姬とあれば、若此紛れにて、允恭天皇の御子の橋大郎女には非るか。又かの中蒂姬皇女は、大日下王の妃なれば、

其緣より紛れたるか。かにかくに此若日下王を、履中天皇の后と成し給ふと、書紀にあるは、傳の紛れにて、中蒂姬皇女の御母皇后は、別女王なるべしと說はれ、又澁河春海も、此は混傳ならむと說ひたるが如し。さて此は御妹と有るは誤にて、實は御子にて有りしにやと思はるゝなり。又後ながら、源平盛衰記・平家物語などに、二條后の事を、公卿等の論奏に、我朝には、神武天皇より以來人皇七十餘代に及ぶまで、未だ二代の后に立たせ給ふ例を聞かずと、諸卿一同に申されけり、と有るをも思ひ合せて、此混說なることを知るべし。或說に、中蒂姬命を、更名は、長田大娘皇女とも申せば、へたのへを省きて夕と訓むべし。また佐夜の中山、象の中山、吉備の中山などいふは、長山なるべしとも云へり。

雄略天皇紀に、元年春三月庚戌朔、壬子、立草香幡梭姬皇女為皇后。（更名橘姬）また十四年夏四月甲午朔、天皇欲設吳人、歷問群臣曰、其共食者誰好乎。群臣僉曰、根使主可。天皇卽命根使主為共食者。遂於石上高拔原饗吳人。時密遣舍人視察裝飾。舍人復命曰、根使主所著玉縵、太貴最好。又衆人云、前迎使時、又著之。於是天皇欲

自見。命臣連裝如饗之時、列見殿前。皇后仰天歔欷、啼泣傷哀、天皇問曰、何由泣耶、皇后避牀而對曰、此玉縵者、昔妾兄大草香皇子、奉穴穗天皇勅、進妾於陛下時、爲妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣。天皇聞驚大怒、深責根使主。根使主對言、死罪死罪、實臣之愆。詔曰、根使主自今以後、子々孫々八十聯綿、莫預群臣之例、乃將斬之。根使主逃匿至於日根、（和泉國に日根郡あり。）造稻城而待戰。【稻城といふにも數說あり。稻を積置く城を云ふとも、或は稻穗を積みて矢を防ぎ、かつ上代は、稻に向ひて弓矢放つ事を憚りしにやとも云ひ、或は稻稈にて土俵を築きて、稻城と云ひしにやとも云へり。今も伊豫わたりにては、稻を繫ぎたるをイナギといふは、古名の殘れるにこそ。】遂爲官軍見殺。天皇命有司、二分子孫、一分爲大草香部民、以封皇后、【記傳に、皇后に封し給ふならば、若草香部民なるべきに、大草香部とあるは、大字誤には非ざるか、但し此時既に大日下王は坐さゞれば、大草香部も共に皇后の有ち給へるにや。また御名代とは、其御名を後世に廣く遺し、傳へ給はむためにに、其部の民を定め置かるゝなりとて、垂仁天皇紀に、御子伊登志和氣王者、因无

袋持ち

坂本臣

子、而爲子代、定伊登志部、景行天皇紀に、日本武尊、云々、因欲錄功名、卽定武部、と有るなども、御名代にて、早くの御世より有り來し事なりと、委曲に記されたり。實にさる說なるが、猶そは神代より起れる事、かの熊野大神の、大須佐田・小須佐田を定置かせ給ふにぞ初まれる、師說を見て知るべし。】一分賜茅渟縣主、爲負囊者。【茅渟も和泉國の古名也。古事記に、負袋爲從者。神宮蹈歌行事記に、俗持者從者也。】卽求難波吉士日香々子孫、賜姓爲大草香部吉士、【清寧天皇紀に、草香部吉士漢彥といふ人あり、此人の後にや有りけむ。吉士を得彥と訓むべしといふ說も有りて、延曆儀式に、竹首吉比古とふを引きて證せれど、いかゞ有らむ。已に吉師部など古記に見ゆれば也。此は韓國に功有りて賜はる姓どもにや。】事平之後、小根使主小根使主、使主子也。根夜臥謂人曰、天皇城不堅、我父城堅、天皇傳聞是語、使人見根使主宅、實如其言、故收殺之。根使主之後爲坂本臣、自是始焉。

〔註〕この根臣といふは、元武內宿禰に出で、木角宿禰の子白城宿禰とふ人の後と聞ゆるを、父祖には似もよらず、蝦夷父子と類ひて、甚も佞けたる奸賊にぞ有

りける。姓氏錄に、坂本朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰男、白城宿禰之後也。天武天皇紀に、十三年、坂本臣賜姓朝臣。光仁天皇紀に、天應元年六月、和泉國和泉郡人坂本臣糸麿等六十四人、賜姓朝臣。和名抄に、河內國古市郡・高安郡に坂本鄉あり。

## 仁賢天皇　顯宗天皇

つひに照る日のみこさへも世をわびてうらみあかしに年を經につゝ

億計天皇は、後御謚を仁賢天皇と申奉り、御弟弘計天皇は顯宗天皇と申奉りて、共に去來穗別天皇（履仲天皇）の御孫にて、市邊押磐皇子の御子に坐し、此天皇の王子にて坐しゝ程に、御父押磐命の大長谷（雄略）天皇の御爲に、近江國なる久田綿の蚊屋野にて弑られて薨坐しゝかば、

〔註〕此御父市邊押磐皇子の御墓の事、伴蒿蹊が說に、今音羽村といふに在り。土人御墓と呼び、又御廟野と稱ふ。塋前に蹄闕の道あり、牛馬此內に入れば、忽

ち幾ること今もいちじるし。此皇子は、雄略天皇に害せられ給ひし事は、日本紀・古事記共に見ゆ。初め安康天皇國を傳へむと思しけるを恨み給ひて久田綿蚊屋野(くたわたのかやの)に狩せむと陽(いつは)りて伴ひ出で、射殺し給ふ也。其蚊屋野といふ所、何處とも知らず。蒲生野は此後天智・天武の御狩も有りしかば、此野の古名にやと思ふ。東山は、今の音羽村ならむ。昔は凡そ日野のわたり、大山の岬にて山中也。また蒲生野に薄(せ)まりて、こぼし塚といふ里有り、是もと害せられ給ひし時、御骨を馬槽に入れて埋むと古事記にいへる所、改葬の時こぼちし故、こぼち塚といふを、訛りてこぼしとはいふならむ。今鬼が窪といふ所あるは、皇子が塚を誤れりとぞ。參考太平記に、要事高丸がこぼち塚とあり。義經記に、田村丸高丸退治の事を引けども、正史に見えざれば、こは僻事とおぼし。はた此邊より日野わたり迄は、三里計りを隔たれども、大かたに東の山と書かれたるならむといふ。

その禍難を避給はむと、御身を隠して、彼方此方(あなたこなた)にさすらひ給へりし事、御紀に委しきを略記してむに、古事記に、「意富祁王・袁祁王二柱聞二此亂一而逃去。故到二山代刈羽井一、食二御糧一之時、面鯨老

人來奪其糧。爾其二王言不惜糧然、汝者誰人。答曰、我者山代之猪甘也。故逃渡玖須婆之河、至針間國、入其國人名志自牟之家、隱身。役於馬甘・牛甘也」と見え、播磨風土記美嚢（郡下）に、「於奚・袁奚天皇等所以坐於此土者、汝父市邊天皇所殺於近江國摧綿野之時、率日下部連意美而逃來、隱於椎村石室、然後意美自知重罪、乘馬等切斷其筋、逐放之、亦持物桉等盡燒廢也、卽經死之。爾二人王等隱於彼此迷於東西、仍志深村首伊等尾之家所役也」と記せれ、淸寧天皇紀に、二年冬十一月依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室、見市邊押磐皇子子億計・弘計、畏敬兼抱、思奉爲君奉養甚謹、以私供給、便起柴垣（年中行事祕抄に因て補ふ。）宮、權奉安置、乘驛馳奏。天皇愕然驚歎良以愴懷。曰懿哉悅哉天垂博愛賜以兩兒、是月使小楯持節將左右舍人至赤石奉迎、語在弘計天皇紀、又 三年春正月丙辰朔、小楯等奉億計弘計到攝津國、使臣連持節以王靑蓋車迎入宮中と【萬葉集に、「吾せこが、捧げて、もたるほゝがしは、あたかもにるか、靑ききぬがさ」また「久方の、天ゆく月を、綱にさして、我大君は、きぬがさにせり」】夏四月乙酉（舊事紀に丑とあり）

朔、辛卯七日、以二億計王一爲二皇太子一、以二弘計王一爲二皇子一、と見え、【さるを、古事記に、此天皇の崩御して後の事とせるは異傳なり。此は決めて紀の方ぞ正しかるべく覺ゆるままに夫に因りてあるなり。そは大三輪鎭座記にも考合はさるゝ事の有ればなり。】顯宗天皇紀に云、「穴穗天皇三年十月、天皇父市邊押磐天皇及帳内佐伯部仲子（一に賣輪とあり。）於二蚊屋野一爲二大泊瀨天皇一見レ殺、因埋二同穴一。於レ是天皇與二億計王一聞二父見一レ射、恐懼皆逃亡自匿。帳内日下部連使主與二其子吾田彥一、竊奉二天皇與二億計王一、避二難於丹波國余社部一、使主遂改二名字一曰二田疾來一、（北野本にあと作り。）尚恐レ見レ誅、從レ玆遁入二播磨國縮見山石室一而自經死天皇尙不レ識二使主所一レ之、勸二兄億計王一向二播磨國赤石郡一倶改レ字曰二丹波（一代要記に後と作り。）小子一、就二仕於縮見屯倉首一、吾田彥至レ此不レ離、固執二臣禮一、白髮天皇二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於二赤石郡一親辨二新嘗供物一、（一云巡二行郡縣一收二斂田租一也。）適會縮見屯倉首縱賞新室、以レ夜繼レ晝、爾乃天皇謂二兄億計王一曰、避二亂於斯一年踰二數紀一、顯レ名著レ貴、方屬二今宵一、億計王惻然歎曰、其自導揚見レ害、孰二與全レ身免一レ厄也歟。天皇曰、吾是去來穗別天皇之孫、而困二事於人一飼二牧牛馬一、豈若下顯レ名（早）（扶桑略記に依りて補ふ。）被レ害歟。遂

與億計王相抱涕泣、不能自禁、億計王曰、然則非弟誰能激揚大節、可以顯著乎、天皇固辭曰、僕不才、豈敢宣揚德業、億計王曰、弟英才賢德、爰無以過、如是相讓再三、而果使天皇自許稱述、俱就室外居乎下風、屯倉首命居竈傍左右秉燭時夜深酒酣、次第儛訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬撙節、退讓以明禮、可謂君子、於是小楯撫絃命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲速起儛之、億計王起儛既了、

〔註〕古事記に、「爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂酒酣、以次第皆儛、故燒火少子二口居竈傍、令儛其少子等、爾其一少子曰、汝兄引先儛、其兄亦曰汝弟先儛、如此相讓之時、其會人等咲其相讓之狀、爾遂兄儛訖、云々。

天皇次起、自整衣帶爲室壽曰、築立稚室葛根、〔註〕荒木田久老神主云、「築立は、新室を城築建てたるをいふ。稚は卽にひと訓むべき也。賞新室云々と上に出でたるにて知るべし。萬葉卷十一に、新室乃、壁草刈爾、御座給根云々、と見えたり。葛

根は、延喜大殿祭祝詞に、下津綱根（古語番縄之類謂之綱根）波府虫乃禍無久とあり。師説に曰く、顯宗紀の室賀の御詞、神代紀の大己貴命の宮の事、出雲風土記の楯縫郡の詞等を合見るに、上ツ代の殿造りは、上下縱横に千尋の綱もて結固めし也、葛根の根は結目をいふといへり。以上歌ども皆神主の解に依る。

築立柱橿者（つきたつるはしらは）、此家長御心之鎭也（このいへをさのみこゝろのしづめなり）。〔註〕柱橿の二字合はせてはしらと訓むべし。和名抄云、說文云、柱（音注、和名波之良、功程式云、束柱、豆賀波之良）。橿也、唐韻云、橿（音盈）柱也とあり。長は家主をいふ。師はきみと訓まれしかど、萬葉卷五に、五十戸長と書きて、さとをさと訓みし例もあれば、家をさと訓むべし。築立つる柱の動き無きをもて心の鎭まりと賀（は）ぎ給へり。玄道曰く、此御語は、萬葉集に、「眞木柱太き心は有りしかど、此吾心鎭めかねつも」など詠みて、神代に天御柱を建給へるに依れる深き由ある事にて、委しき師說あり。古史傳五嶽考等に就きて見るべし。

取擧棟梁者（とりあぐるうつばりは）、此家長御心之林也（このいへをさのみこゝろのはやしなり）。〔註〕棟梁の二字合せて、うつばりとよむべし。和名抄云、唐韻云、梁（音良、和名宇都波利）、棟梁也と見えたり。梁の高く繁きもて、心の高く智の

多きを賀ぎ給へり、林は繁き意に取り用ひたり。

取置椽橑者、此家長御心之齊也。〔註〕椽橑の二字合せて太流木と訓むべし。和名抄云、榱音衰和名太流木、楊氏漢語抄云、波閉岐、在ニ檼旁ニ下垂也。兼名苑云、一名橑、音老一名椽、音傳間枤唐韻云、音人、漢語抄云、間枤、太流木、とあり。椽を取竝べて、それに蘆藋をむすびつくらる故、心の齊と賀ぎ給へり。

取置蘆藋者、此家長御心之平也。〔註〕蘆藋、此云ニ哀都利ニ之潤反、和名抄云、楊氏漢語抄云、棧瓦乃衣都利、初限反、日本紀私記云、蘆藋、和名同レ上、今按唐韻云、藋故官反、葦也、然則以ニ蘆藋ニ爲レ棧非也、とあり。今吾郷にて、奈故と稱ぶもの是也。彼椽へ横に結びつけて、家ばらを齊ふるが故に心の平也と賀ぎ給へり。玄道云、此に心の鎭まり心の齊ひ、心の平と宣へるにて、心を鎭め心を齊へ、心を平ぐる神敎の有りし事を悟るべし。さて此を齊へ平かにし、その榮あるも、皆元此を鎭め固むるよりぞ起るべき事も、御語にて、いと明的かり。さるを、心を治むるなどいふ事は、上代無かりきと。本居翁の説は委しからず。

取結縄葛者、此家長御壽之堅也。〔註〕縄葛の二字つなねとよむべし。則ち上の葛根

也。千尋の栲繩もて結びかためたるを、御いのちの固めと賀ぎ給へり。
取葺草葉者、此家長御富之餘也。〔註〕かやは葺草の名、その葺草の檐下まで葺き餘れるを、御富の餘と賀ぎ給へり。　玄道云、此は上代の室ほぎの詞を、聊潤刪などして宣へるならむと聞えて、古語なるべきを、自らにその次序の立てる也。　そは初に御心の鎭めと宣へるにて、何はあれども、心を鎭め固むるに起りて、さて命も永く固く、さて世の富を保つべければ、富よりは壽は貴く、壽は心を鎭むる因るべき事の量り知られて、いと〱貴き御語にぞ有りける。　さるを世人の、心を鎭め齊へ平ぐる事をも務めずして、徒らに壽また富を願ひ求むるは、梯なくて高きに登り、近きを經ずして遠きに到らむと求むるの類としも知らざるは、迂闊の甚しきといふべし。　また古文に、かゝる妙なることの有りとだに、師翁を舍きて稱ふ人なかりしは、そもいかにぞや。　他人の室の財をのみ羨みて、己が寶の元より有りとしも知らざる徒ともいふべくや。
出雲者新墾、〔註〕この出雲は國號にあらず。　立ち出づる雲の、やがてはびこる意に

出雲は發語

て、新ばりのはりに冠らせたる發語也。萬葉卷十八に、「この見ゆる雲保妣許里て、とのぐもり、雨もふらぬか心たらひに」とある保妣許里は、はびこり也。はびこりは、張弘ごる意なれば、雲にはるといふ言のあるを知るべし。萬葉卷十四に、「ひとねろに、いはるものから、あをねろに、いさよふくもの、よそりづまかも」と有り。このいはるも、雲張るをいふ。

新墾之十握稻之穗、〔註〕朝墾は、新にはりし田也。阿波國にては、土を掘る事をはると云ふといへり。十束稻とは、稻穗の長きをいふ。延喜祝詞に、八束穗の茂穗といへる是也。その茂穗の稻もて釀る酒とたゝへ給へり。

於淺甕釀酒、〔註〕和名抄云、本朝式云、云、佐良氣、今按、所レ出未レ詳、辨色立成云、淺甕、和名同上とあり。今按ふに、さらは淺良の略語、計は美加の加に同じく、器にて則ち甕をいふなるべし。　釀酒は酒を造れるをいふなり。

美飮喫哉、〔註〕美飮喫哉、此云二于蟹羅彌烏野羅甫屢柯佞也一 うまらは、可美也、良は助辭、をやらふは、飲遣也。飲ををすといふ言は、上に出でたり。やるを延べてやらふ、といふ神逐など

餌香市

いへる是れ也。かねやは、であらんよといふ意、萬葉卷三の解にいへり。柯偯也の也は古本になしといへり。ありとも、助語に添へたる字にて、意なきか。さる例もあり。

吾子等、〔註〕子は男子の通稱也。あごは、吾君といふに同じく、親しみ睦じむ稱なる事、上に詳しく釋けり。屯倉首を始めて、そこに集へる人々をさして詔へるなり。

脚日木發語也、上に出づ。此傍山、〔註〕傍は假字、下に見ゆる比羅方のかたに同じかるべし。

牡鹿之角、牡鹿、此云三左鳴子加一〔註〕萬葉集中、志加には牡鹿・雄鹿・男鹿など書きて、鹿一字は加とよむ例なるをもて思ふに、志加は夫鹿なるべし。うつぼ物語に、かせぎといへるも、鹿夫君也、併按ふべし。されば左も鳴も、ともに添言の褒言なり。

擧而君儛者、〔註〕左右の手をさゝげて儛ひ給ふ樣を、さをしかの角をさゝげたるにたとへたまへり。さゝげは差上げなり。

旨酒餌香市、〔註〕旨酒は發語、餌香は惠區之の意にいひ續けさせ給へるなるべし。

惠區之は、古事記の歌に見えて、笑酒なるべき由、上崇神紀の歌に引證して辨へ置けり。その區之の約めは紀なるを、加に轉じたる也。倭姫ノ世記に、味酒鈴鹿とあるも、啜酒なるべし。さて餔香は、續日本紀神護景雲三年、權任ニ會賀市司ーと見え、釋紀に河內國といへり。河內國に、惠賀長野陵あれば、しかにやあらん。されど播磨の國にして、河內國の名所を詔ひ出給はんは古意ならず。是は和名抄に、同國餝磨郡の鄕名に、英賀安加と見えたる地にはならぬにや。後の歌に、しかまの市とよめるは、この英賀の市なるべし。

不ニ以レ直買ー〔註〕十握稻を、淺甕に釀る酒なれば、市に買へる酒ならずと稱美給へり。

手掌摎亮、手掌摎亮、此云ニ陀那則擧謀耶羅々爾ー〔註〕一本則を尉に作りて、たなづこと訓みたり。たなづこといふ言、いかにとも心得がたし。今本に則と書けるや是からん。そこはこゝろといふに近し。池の底を池のこころとも云。摎亮は、仁德紀に、寥亮をさやかなりと訓みたり。摎と寥と音の通へば、さやかなる意。やらゝは和らく〳〵なるべし。さて是の言は、寥亮に小手を打つといふ意にて、下の拍上をいはむ料の序なり。

拍上賜。〔註〕拍上は、宴の古言うたげも、此うちあげの略語也。竹取物語に、「此ほど三日うちあげあそぶ」、うつぼ物語、藤原の君の卷に、「七日七夜とよのあかりしてうちあげあそぶ」、今津の國池田の賤民、酒飲む事をうちあぐるといふといへり。備前國にても、しか云ふと、或人云へり。萬葉に打上ぐる佐保とつゞけし發語も、此うちあげあそぶといふ意にて、あを省き、曾と佐と、夫と保と通はしたるなり。

吾常世等、〔註〕常世とは、常かはらぬ意、上に吾子等と詔へる人々をさして、今は常世等と賀給へるなり。

壽畢、乃起節歌曰、伊儺武斯廬、寐席也、皮にかゝる發語ぞと師の冠辭考にいはれし、むしろは身代也。加簸泝比野儺擬、河副柳也、河邊に生ひたる柳なり、寐逗愈凱麽也。水行者儺弭企於己陀智、靡起立也、美と備とは常通ふ例なり。曾能泥播宇世須、【其根者不失也。河そひ柳の、高水には靡伏すとも、その水の干る時は起立ちて、その根の流れ失せぬが如く、世の亂によりて暫し伏隱り給ふとも、終には皇胤に大ましませば、時を得て起立ち給はむとの意を比喩して、詠ひ給へる也。玄道云ふ、榮華物語に、御堂殿の事を、「かはそひ柳風ふけば動くとすれど根は強し」といふ歌のや

うに、動きなくておはしますと云ふ歌は、決めて此御歌によれるなり。】

小楯謂之曰、可怜願復聞之。天皇遂作殊儛。殊儛、古謂之立出儛、立出此云陀豆豆、儛狀者、乍起乍居而儛之。【釋紀云、養老私記云、舞狀者、乍立乍居而儛、今東舞是也。】誥之曰、倭者彼彼茅原、淺茅原弟日僕是也。

〔註〕この御言の意、すべて心得がたし。強ひて云はゞ、倭者と詔まし丶は、皇胤にして、大和國にあれまし丶御子なればなるべし。彼々は、契仲が說に、舊事紀に曾々笠縫等祖云々とある曾々に同じく、地名かといへれど、覺束なし。是は延喜式大殿祭の祝詞に、取葺草乃曾々伎無久といへる曾々伎にて、茅或は菅の類のそゝぎ立ちたるをいふ言にやあらむ。笠縫に曾々と冠らせたるは、菅による言歟、薄といふ名も、そゝぎたつ故なるべし。淺茅のそゝぎ立てるを、兄弟の王の竝立ち給へるに譬へて、曾々茅の弟日僕とは詔ひけむ。さるは、萬葉卷二に、「霰打つあられ松原住吉の、弟日孃子と見れどあかぬかも」とあるも、あられ松原の竝立てるを、兄弟の孃子の竝立てるにいひよせたる意にやと覺ゆれば也。肥前風土記に、弟日姬子といへる女を、歌に「しぬはらの弟日女の子ぞ」云々とよめるも、篠原のそゝぎ立てるより弟日にいひよせたるにやとおぼゆ。弟日とは、今

石上

伐木末截の意

の世の言に兄弟をおとゝひといふは是ぞと、師の考にいはれき。僕のらま（やつこらま）は助語かへらま、わくらはなどいへるに同じ。謙りて僕とは詔りませるなるべし。

小楯由是深奇異焉、更使唱之。天皇詔之曰、石上（いそのかみ）振（ふる）之神（のかみ）榲（すぎ）榲此云須擬。

〔註〕石上は、大和國山邊郡也。振神宮の事は、上つ代の書に數多見ゆるを、石上振と續けしは、この御言をはじめにて、武烈紀の歌にも、「いそのかみ、ふるをすぎ」と見えたり。此所の神杉をしも取出でてかく詔りませるは、皇祖父尊履仲天皇の、はじめ石上神宮に入り御坐しましゝ事、彼紀に見えたれば、さるよしにてや、取り出で給ひけむ。又は父尊を磐坂市邊押磐王と申しゝも、磐坂市邊は地名と聞ゆれば、さる地や振の神宮と、同じ石上のうちに有りけむ故かく詔へるか。よく考へ定むべし。

伐本截末、伐本截末、此云謨登岐利、須衛於茲婆羅比。〔註〕是れは古語にて、古事記室賀の御詞に、五十隱山三尾之竹矣、本訶岐刈、末押縻、延喜式大殿祭祝詞に、大峽小峽爾立留木乎、本末乎山神爾祭氏。大祓詞に、天津菅曾乎、本刈切、末刈斷氏、云々、かゝる類多かり。さて

治天下

かく詔給へるは、いかなる意にや心得がたし。例の強ひていはゞ、皇祖父尊履仲天皇の石上におはしまし、終に仲皇子を亡ぼし給ひ、阿曇ノ連濱子を捉へ給ふに、押歯王も預り給ふ事のありしによりて、かくは詔り給へるか。仲皇子を殺し給ふを伐レ本といひ、阿曇連濱子を捉へ給ふを截レ末との給へるにはあらざるか。この言は猶よく考ふべきなり。

於二市邊宮一治二天下一、〔註〕此紀の末に、吾父先王、雖二是天子之子一、遭二遇迍邅一不レ登二天位一、と見えたれば、治二天下一とは詔給ふべきにあらねど、皇胤の尊きを揚稱はんとて、かくまでたゝへ給へるか。雄略紀に、天皇恨下穴穂天皇曾欲中以二市邊押磐皇子一傳レ國而遙付二屬後事一上と見えたれば、儲君として攝レ政給ひけん、さるをやがて治二天下一とは詔り給へるにやあらん。

天萬國萬押磐尊（あめよろづくによろづおしはのみこと）、【萬は上に辨へるが如く、足備（たり）はれるをいふ言なれば、天足國足といふにおなじ。萬葉巻二に、御壽常敷、天足有、とあり。壽は與とよむべし。天地にたらひて秉レ政給ふといふ意、こゝに尊の字を書かれたるもさる意とて、崇めつるものと見え

たり。」

御裔僕是也。〔註〕古事記に、爾遂兄儛訖、次弟將儛時、爲詠曰、物部之我夫子之取佩、於大刀之手上、丹畫著其緒者、載赤幡、立赤幡、見者五十隱山三尾之竹矣、本訶岐苅、末押縻魚簀、如調八絃琴、所治賜天下伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒王之奴末爾と見え、卽小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子坐左右膝上、泣悲而集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上驛使、於是其姨飯豐王聞歡而令上於宮、と記され【此に二柱のいと弱くませるげに見ゆるは、火たき童と申せるよりの紛說にこそ。天皇の崩後にて、御姨の命もて召上げ給へりとある、共に異傳なり。】播磨風土記に、因伊等尾新室之宴而、二王等令秉燭、仍令擧詠辭、爾兄弟各相讓、乃弟立詠、其辭曰、多良知志、吉備鐵狹鍬持、如田打手手拍子等、吾將爲儛、又詠、其辭曰、淡海者、水隔國、倭者青垣垣山投坐市邊之宮天皇御足末奴津良麻者、卽諸人等皆畏走出とあり。

小楯大驚離席、悵然再拜、承事供給、率屬欽伏。於是悉發郡民造宮、不日權奉安置、

**顯宗帝の御陵**

乃詣二京都一。求レ迎二二王一、白髪天皇聞憙、咨歎曰、朕無レ子也。可三以爲レ嗣、與二大臣大連一定二策禁中一、仍使三播磨國司來目部小楯一、持レ節將二左右舍人一、至二赤石一奉レ迎。白髪天皇三年春正月、天皇隨二億計王一到二攝津國一、使二臣連一、持レ節以二王靑蓋車一迎二入宮中一。夏四月立二億計王一爲二皇太子一、立二天皇一爲二皇子一。かくて白髪大倭根子天皇の崩坐して後に、二柱相讓りまして、天津日嗣を知召さゞりしかば、御姨飯豊青姫尊角刺宮に坐して、天下の政を聞召しゝを、崩坐して後に、袁祁命まづ天津日嗣知召す事となりて、近飛鳥八ツ釣宮に座して、八年天下をしろしめしき。（御年は三十八歳とも、四十八歳ともあり。）御陵は、古事記に、片岡之石杯岡に在りと見え、日本紀には、仁賢天皇元年冬十月丁未朔己酉、葬二弘計天皇于傍丘磐杯丘陵一。諸陵式に、傍丘磐杯丘南陵、近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇、在二大和國葛下郡一、兆域東西二町、南北三町、陵戸一烟、守戸三烟。大和志に、昔在二葛下郡今市村一。寶永年間陵崩、遂爲二民居一、と有るを、記傳に引きて、「いとも畏きわざなりけり。或書に、平野村にありと云ひ、又或書に、平野村の北に在り、字片岡山と云ふなど云へるは、武烈天皇の御陵か紛はし、尙よく尋ぬべし」とあり。或云、平野村民居

仁賢帝の讎を報ずる御所爲

仁賢帝の御陵

の上山にあり、字石上といふ、石槨顯れたり、池はなし。昔在㆓今市村㆒按ふに、今市は平野の南とあれば。南陵といふに能く叶ひたり。又或説に武烈陵の南に雙び字二兒山とよぶ、其地は池村也といふ。

〔註〕因に云、顯宗天皇の御父の讎なりとて、雄略天皇の御陵を毀たむと爲給へるを、仁賢天皇の諫めて、いさゝか傍の土を取給ひし御所爲を、或人の論ひて、吳胥發㆓昭王墓㆒鞭㆓其尸㆒、君子甚ㇾ之。王頒發㆓陳王陵㆒焚ㇾ骨取ㇾ灰飮ㇾ之、君子義ㇾ之。蓋君臣之勢有ㇾ所ㇾ異焉。今意富祁命之所ㇾ爲、能處ㇾ之者也。夫雄略帝雖ㇾ虐也、辱及㆓死尸㆒則傷ㇾ義甚矣、陵已不ㇾ可ㇾ毀、怨亦不ㇾ可ㇾ已、則穿㆓陵傍之土㆒以報ㇾ之、可ㇾ謂ㇾ得㆓其宜㆒矣と云へり。

さて次に、御兄意富祁命天津日繼知召して、石上廣高宮に坐して、十あまり一年天下を治めさせ給ひき。御年は五十とも、五十一とも諸書に傳へ、（委しく皇典翼に出せるを見るべし。）御陵は埴生坂本に在りとぞ。（扶桑略記に、葬㆓于河内國丹遲郡埴生坂本陵㆒、高二丈、方二町。）諸陵式に、埴生坂本陵、石上廣高宮ニ御宇仁賢天皇、在㆓河内國丹比郡㆒、兆域東西二町、南北二町、守戸五烟。河内志に、

埴生坂本陵、在二丹南郡黒山村管內一、陵畔有二冢二一とあり。愚管抄、簾中抄に、「此二代の御時、ことに世治まり、民苦みなし、此は田舍に久しく御坐して、人の憂へなげきを御覽じ知召せる故なり」と見え、御紀にも、しか委しく記されて、かしこくも天皇祖神、また神祖たちの大道を、よくもうけつがせ給ひて、後世のさかしきためしにもひかれ給へる御事と成りませしは、いとめでたく尊き御稜威にこそは、ましけれ。

## 大伴金村大連公

名もしるく伴のうらわに照る月のなど住の江にいざよひにけむ

此大連公は、大伴・佐伯二氏の遠祖天忍日命（又御名大久日命）の後、道臣命（又名日臣命）の七世孫、室屋大連公【公卿補任に、允恭天皇御世七年、天皇詔二大伴室屋大連一定二藤原部一、但初任年未詳、武持大連之子也。また仲哀天皇御世の條に、大連大伴健持連、天忍日命之後、道臣命七世之後也祖父豐日命、父健日命也、とあり。】の二子に、御物宿禰・談連あり。そ

の談連は、此大連の父なりき。上代より武き雄々しき道もて、内御護と仕奉られし中にも、室屋大連は、允恭天皇・安康天皇・雄略天皇・清寧天皇・飯豐天皇・顯宗天皇・仁賢天皇・武烈天皇の八御世に仕奉りまし、【扶桑略記に、允恭天皇七年の下に初めて見え坐しゝを、試に二十歳計りとして算へても、武烈天皇御代の末まで八十八年を經れば、百七八歲をば保ちましけむかし。】て功績高く、此大連も、仁賢天皇より武烈天皇・繼體天皇・安閑天皇・宣化天皇・欽明天皇の六御代に仕奉りて、二御代の御天津日嗣定め奉れる功臣と坐しゝ事、世の遍く知れるが如し。欽明天皇紀に、元年九月乙亥朔、己卯、幸二難波祝津宮一。【攝津志に、河邊郡祝津宮古蹟在二西難波村一、今有二八幡小祠古梅一株一。】大伴大連金村・許勢臣稻持【疑ラクハ臣勢男人大臣之子と通證に云へり。】・物部大連尾輿等從焉。天皇問二諸臣一曰、幾許軍卒伐二得新羅一、物部大連尾輿等奏曰、少許軍卒不レ可二易征一、曩者男大迹天皇六年、百濟遣レ使表二請任那上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四縣一。大伴大連金村、輙依二奏請一許二賜所一レ求。由レ是新羅怨曠積年、不レ可二輕爾而伐一、於レ是大伴金村居二住吉宅一、【通證に在二堺北莊一、】稱レ疾不レ朝、天皇遣二青海夫人勾子一、【姓氏錄に、青海首椎根津彥命之後也。】慰二問慇懃一。大連怖謝曰、臣所レ疾者非二餘事一也。今諸臣等、謂二臣滅二任

那、故恐怖不朝耳。乃以鞍馬賂使、厚相賓敬。青海夫人依實顯奏、詔曰、久竭忠誠、莫恤衆口、遂不爲罪、優寵彌深、とあり。天書にも、己卯行幸難波、庚辰進幸于祝津宮、遣使祠住江神、賜民爵及帛各有差、初將征新羅、と見えて、新羅國の無禮を罰給はむと思立ちしからに、往昔の故實を温給ひて、住吉大神に祈り申させ給ひ、さて大連等に、偏く謀らせ給へりと聞ゆ。

大連收賄の嫌疑

右の男大迹天皇御世の事は、御紀にも見えて、或有流言曰、大伴大連與哆唎國守穗積臣押山受百濟之賂矣、と見え、或物に、遂致新羅之叛、兵連禍結、孔子曰、張也慾、焉得剛非此之謂歟、と咎めたる說もあれど、さばかり功貴き大連の、賂に依りてしか行はるべくもあらず。此は決めて故ある事なるべくこそ。試に云はゞ、かの韓國の盡々に、忠誠に臣伏ひて仕奉らばこそあらめ、さらでは、徒に我が御軍士どもを費すのみにて、我に益あることなき由にはあらざるか。此天皇御代の韓政に付きて、いと煩きを見て考ふべし。此は鈴屋翁もしか說かれたり。

さて公卿補任・歷代皇紀に、在官四十年とも、天皇元年九月、稱老歸住吉家、天皇三

年薨、と見ゆ。【されど武烈天皇紀に、十一年八月、億計天皇崩云々、とある下に、初めて大連の事見えたれど、記傳に据れば、此は顯宗天皇御代の事にこそ。若此天皇の御代始とせば、五十八年と成り、武烈天皇の元年よりとしても、欽明天皇三年までは四十四年なれば、在官四十年とあるはいかゞあらむ。】

入江昌喜が久保のすさびに、攝津志に、大連が古跡、在堺莊高洲濱東とあるを引きて、今も津國の大玉手家・小玉手家と二つありて、南を大手塚といひ、北を小手塚と云ひしが、南方黄土宜きに因り、所の者崩し取り、今北の小手塚のみ殘れり。吾聞き傳へしは、小手塚は狹手彦が家と聞けりとて、本文を引きて、此に別業ありしこと明也。大連は狹手彦の父也。さては南に在りし大手塚は、大連の塚にて、北方の小手塚と稱ふは、狹手彦のなるべし。狹手を小手とも書けば、土俗終に彦の字を略きて、剰へ訓を誤り小手塚と云ひしを、今は手塚とさへいふ事になりぬ。小きを小手塚といふに對へて、大なるを大手塚とは云ひしなるべし。又頭註に、一説に、南の大なるは夫大伴御行卿塚、北の小なるは妻紀音那の塚、其貞節を稱へ

て手塚とは訛る也とも云ふともあり。

姓氏錄左京神別天神部に、大伴宿禰云々、佐伯宿禰云々。大伴連、道臣命十世孫佐弖彥之後也。榎本連同上、神松一に私と作る。造、道臣命八世孫金村大連公之後也。日奉連、縣犬養宿禰も同姓と聞ゆ。また右京神別に、佐伯造、天雷神孫天押人命之後也。雷字は魂を誤るか。大伴大田宿禰云云、高志壬生連、日臣命七世孫室屋大連公之後也。額田部宿禰、また額田部毘玉、久米直あり、同姓と聞ゆ。また山城國神別に、額田部宿禰云々。大和國神別に、高志連、天押日命十或說に二十か。一世孫、大伴室屋大連公之後也。仲丸子、日臣命九世孫、金村大連の後也。

高志は、和泉國大鳥郡にあり。神名式に、大鳥郡高石（たかし）神社。續日本紀に、僧正行基、俗姓高志氏、和泉國人也。また神護二年十二月紀に、和泉國人、外從五位〔下カ〕□高志毗登若子麻呂等五十三人、賜㆓姓高志連㆒。○仲は、和名抄に、宇陀郡に那珂鄉、吉野郡にも同鄉、忍海郡に中村あり。承和二年三月の紀に、大和國人仲丸子連乙成、同姓眞當等、賜㆓姓仲宿禰㆒。常陸國誌に、丸子部佐壯、久慈郡人、能賦㆓倭歌㆒、其所㆑著一篇、入㆓萬葉集常陸國風倭歌㆒。此國にも那珂郡あり。又三代實錄に、貞觀四年五

月、常陸國久慈郡人丸子部妖人、進二位三階一、以レ孝二於父母一也とありと、上田百樹が說なり。

津國神別にも、額田部宿禰、また額田部あり。河内國に、林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男、御物宿禰之後也、家内連云々。佐伯首、天押日命十一世孫、大伴室屋大連公之後也。和泉國に、大伴山前連、大伴宿禰同祖、日臣命之後也など見え、淸和天皇紀に、貞觀三年八月、左京人伴大田宿禰常雄、賜二伴宿禰姓一（コノ間略文アリ）常雄欵偁、伴大田宿禰同祖、金村大連公第三男、狹手彥之後也。或說に、「大伴は津國也、官船集二于玆一、仁德記定二墨江津一。萬葉四に、大伴の見津とよみ、敏達天皇紀に、大伴の村あり、萬葉集の卷一に、持統天皇幸二難波宮一時歌に、大伴の美津とも、大伴の高師の濱とも詠み、住吉の御津とあるも同地にて、大伴氏の遠祖の、住吉國に住まれしより地名と成れるかとも云へり。そも此大連はも、聖武天皇紀なる天平廿一年二月詔に、又大伴佐伯宿禰波、常母云（如）久、天皇朝守仕奉事、顧奈伎人等爾阿禮波、汝多智乃祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、山行波草牟須屍、王乃幣爾去曾死米、能杼爾波不死止、云來留人等止奈母聞召須、是以、遠天皇御

世始弖、今朕御世爾當弖母内兵止、心中古止波奈母遣須、故是以、子波祖乃心成伊自子爾波可レ在、此心不レ失自弖明淨心以弖仕奉止自弖奈母、男女竝弖一二治賜夫、と見え、萬葉集なる大伴家持卿の長歌に、「大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知弖、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許曾死米、可弊里見波勢自等、許等太弖、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絕、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等乃都加佐曾云々、とある、其遠祖神の敎詞に、をさ〳〵違はず、上代はさるものにて、此御祖父も、御父、又御子の狹手彥連も、いと〳〵忠誠にいそしく仕奉りましゝは、比類稀にめでたき事にこそ有りけれ。大日本史に、大伴室屋、託レ孤寄レ命、能竭二股肱之力一、匡二弼七帝一、屹爲二柱石一、蓋所レ謂社稷臣也。金村承二乃祖之烈一、誅レ暴撥レ亂、及二武烈崩一天位間曠、迎二繼體一而立レ之、四海莫二敢動搖一、其功大矣、と見え、澁川春海も、大連事二五朝一而无二私心一、求二諸國一而立二天孫一、可レ謂二古今之忠臣一也。といひ、或は、大連と、小松重盛公と、楠正成卿を、三忠と稱へるも有りけり。さるめで

大伴氏歴世の忠勤

室屋の讃

たき勲勞高きが、後世に絶えて朝廷に仕へ奉る人の無きは、はた飽かず口惜しく歎かしきに事なむ。

## 物部守屋大連

おしなべてさばへなす世となりにけりいそしき君が雲かくれてゆ

百濟佛像經論を貢す

磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇の御世十三年といふ年の冬十月、西蕃(にしのくに)なる百濟國王聖明といふが(此聖明といふ王は、天皇十五年、新羅國に攻入りて、敗られて、馬奴苦都といふに斬られて死にき。)釋迦佛像及經論を貢獻りて其功德を甚(いみ)じく奏上げしかば、天皇聞召して、御目も定めかねさせ給ひて、群臣等に歷問(となめと)はせ給ふ時に、蘇我宿禰稻目(卽逆賊馬子が父也。)奏(まう)して曰く、西蕃諸國一皆禮之、豐秋日本豈獨背也、」と奏(まう)しゝに、物部大連尾輿・中臣連鎌子同く奏して曰く、「我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒。天皇曰、宜付情願人稻目宿禰試令禮拜。大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、懃修出世業爲因、淨捨向原家爲寺、於後國行疫氣、民致天殘、久而愈多、不能治療。物部大連尾輿中臣連鎌子同

奏曰、昔日不レ須ニ臣計一、致ニ斯病死一、今不レ遠而復、必當レ有レ慶、宜早投棄、懃求ニ後福一。天皇曰、依レ奏。有司乃以ニ佛像一流ニ棄難波堀江一、復縱ニ火於伽藍一燒燼更無レ餘、於レ是天無ニ風雲一忽災ニ大殿一とあり。鎌子連は大織冠鎌足公の五世祖に鎌大夫とて、眞人大連の子、黑田大連の父なるよし、系譜に見えたり。さて此大連は、天孫本紀に據るに、天火明命十三世の孫、物部尾輿連【同書に、此連公、磯城嶋金刺宮御宇天皇御世、爲ニ大連一、奉レ齋ニ神宮一、弓削連祖、倭古連女子、阿佐姫、次加波流姫、各爲レ妻、兄生ニ四兒一、弟生ニ三兒一と見え、公卿補任に、同天皇元年正月爲ニ大連一如レ故、初任年未レ詳、但十三年大連行事爲ニ大連一、行事大連、目之孫荒山連之子也とあり。】の子にて、大市御狩連の弟にて、「物部守屋大連公、亦曰ニ弓削大連一、此連公、池邊雙槻宮御宇天皇御世爲ニ大連一奉レ齋ニ神宮一と見え、御紀及公卿補任に、元年四月三日天皇卽レ位、爲ニ大連一如レ故、初任未詳、大連尾輿之子也と有りて、渟中倉太珠敷後御諡敏達、天皇の御世に、逆賊蘇我馬子は大臣となりしが、父稻目と共に、甚く佛法を信み尊みて、篤く惑ひ、世人をも遍ねく此に面向かしめむとせるに、此大連は、深くその横さまの道なることをうれたみて待ちほせぎ、拂排けむと務められしこと、【日本史にも、佛法漸行ニ于世一、大臣蘇我馬子

首崇信之、守屋心不喜之、頗有所規諫と記さる。】天皇十四年紀に是時國行疫病、民死者衆。三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、與中臣勝海大夫奏曰、何故不肯用臣言、自考天皇及於陛下、疫疾流行、國民可絶、豈非專由蘇我大臣之興行佛法歟。詔曰灼然、宜斷佛法、【聖德太子傳曆に、「天皇謂太子曰、我國之基以神爲主、而今大臣請祭異國之神、爲之如何」、とも見えたり。 いと道理たる大詔どもなり。】丙戌卅日守屋大連自詣於寺、踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、并燒佛像與佛殿、既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江、

〔註〕狩谷望之が説に、是與欽明天皇紀所言事甚相似、蓋以一事誤爲二時之事とあり、さも有るべくや。法隆寺古文書に、堀江者豐浦寺佛門東是也、以彼堀江擬難波浦、故得其名也。彼堀江、欽明天皇十年、物部大連尾輿滅蘇我大臣稻目佛像之時、流棄難波堀江、而妙安寺前池卽彼堀者誤也、【史徵に引ける平氏傳雜勘文抄にも、今云難波堀江者、以豐浦寺東飛鳥川西入江云難波堀江也。昔以外廣博而相似海浦、故或云豐浦之難波江也。また妙安寺南池是也、池與江其體異也、と云

へり】戒律傳來記に引ける百濟許智部所ㇾ述年代記に、壬辰年、他田宮御宇渟名倉太瓊天皇卽ㇾ位、同年四月、以二蘇我馬子一爲二大臣一、從二此年一始至二于十四年乙巳一、卽弓削大連燒二佛殿幷佛像等一、取二燒餘佛像一流二棄於難波堀江一と云へり。天野信景云、「大連が金像を捨てし難波堀江は、大和國飛鳥里に在り名、所同じき故に、攝州のをも像を捨つと云傳ふるにや。大和の難波堀江を詠みし歌、玉林抄に見ゆ」とあり。靈異記に、然物部弓削守屋大連公奏二皇后一曰、凡佛像不ㇾ可ㇾ置二國內一、猶遍棄退。皇后聞ㇾ之、詔二屋栖古連公一曰、疾隱二此佛像一。連公奉ㇾ詔、使二水田直藏一乎稻中一矣、弓削大連公放ㇾ火燒二道場一、探二佛像一流二難波堀江一、然徵二於屋栖古一言、今國家起ㇾ災者、依二隣國客神像置二於己國內一、可ㇾ出二斯客神像一、速急棄二流乎豐國一也、客神者佛也、固辭不ㇾ出焉。と見え、水鏡にも、「三月に、守屋の大臣御門に申さく、先帝の御時より今に至るまで、世中の病いまだ怠らず、蘇我大臣佛法を行ふ故なるべしと申しゝかば、佛法を亡なべき由宣旨下りにき。守屋みづから寺に往向ひて、堂をきりたふし、佛像を破り失ひ、火をつけて燒き、尼の衣物を剝ぎ、しもとをもてうちし程に、空に雲なくし

大塔宮等の祠前に尊氏等の像を設く可し

て大きに雨ふり、風吹きゝ。」西田直養曰く、「此に豐國をさして大連のいひたりし、いかなる心にか、つくしに流すといふ心にて、その入口の國なればにや」と云へるに付いて按ふに、此は豐國法師に託つけて流棄てむとの意にもや有らむ。○室直清が書牘に、「菅野某といふ人の、佛を甚しく誹りて、講堂の床に大掛物をかけ置候。其繪は衣冠正しき貴人と見え申候を一人畫き、其側に沙門に繩をかけ引居ゑ、又釋迦と阿彌陀の像を泥水に投入る體を畫かせ置候。是は定めて守屋大臣にて可レ有レ之候」と云へるは、かの西戎にて、宋の岳飛が廟前に、秦檜が像を置て、此を辱しむちふ事にも齊しく、愉快く覺ゆるまゝに書き添へつ。さて大塔宮・文楠・新田の諸卿の祠前にも、妖賊足利高氏・直義が像をも設けて、諸人をして此を鞭罵せしめば、後の亂臣賊子の鑒誡にも成りなむか。

是日無レ雲風雨、大連被レ雨衣、訶二責馬子與一從行法侶、令レ生二毀辱之心、乃遣二佐伯造御室、(更名於閭礙)喚二馬子所一供善信尼等、由レ是馬子不二敢違一命、惻愴啼泣、喚二出尼等、付二於御室、有司便奪二尼等三衣、禁二錮、楚二撻海石榴市亭。

本元興寺縁起

瘡は痘瘡との説

本元興寺縁起といふ物に、他田天皇欲破佛法、卽此三月盡日、斫伐剎柱（闕文あり）、重責大臣及仕佛法人々、佛像・佛殿皆被燒滅、遣佐伯岐彌牟留古造、召三尼等、泣而出往時觀大臣將三尼等都波伎市長屋時、口其法衣、破滅佛法、爾時櫻井道場者、大后大丈王、口以莫犯我後宮曾十告而不令燒支、とあり。此書は古文にて珍しければ引出でつ。さて雨衣は、和名抄に阿萬岐沼とあり。三衣は、通證に、錦繡萬花谷曰、大衣・七條・五條爲三衣。眞諦雜記曰、袈裟、是外國三衣之名、律有三種、懷色・靑黑・木蘭。萬葉集に、「海石榴市之、八十衢爾、立平之、結紐乎、解卷惜毛」また「むらさきは灰指す物ぞ、海石榴市の、八十のちまたに、相へる兒や誰。」略解に、「大和、武烈紀、弘計皇子命の、石榴市の歌垣に出給ひしは、淸寧天皇の忍海宮のあたりに在るか。後のかげろふの日記などにいふは、初瀨寺に近し。今城上郡金屋村の山に、つば市の地藏といふ有り。又同村につばい塚といふ冢も有りとぞ。

天皇思建任那、差坂田耳子王（通證に、欽明紀、王作郞君、）爲使、屬此之時、天皇與大連、卒患於瘡、故不果遣、詔橘豐日皇子曰、不可違背考天皇勅、可勤修乎任那之政也、又

發レ瘡死者充二盈於國一云々。

〔註〕通證に、「松岡氏曰、此應二痘瘡流行一、此時世人未レ知二痘瘡之名一、故驚以爲レ異也。」聖武紀曰、天下患二豌豆瘡一、俗云二裳瘡一、今俗謂二之伊毛一、蓋忌也。以二其多一禁忌得レ名。夫痘者、西戎之疾、瘡瘍之疫、故其名不二古見一、其症不二常在一。痘家諸書言、自二馬援征一交趾一始、此屬二後漢之初一、與二佛法東漸一相因、而我邦之患二此瘡一、亦自下事二西蕃一來上佛像上始、蓋是人所レ中二其氣一以傳二染之一也、詎知是致レ佛之殃、而非二燒レ佛之罪一也、吁、と論へるは、信なる語にて、さばかり佛を信める馬子は更にて、用明天皇も此にをえさせ給へるにて、いとしるきをや。實やこの馬子賊は、雙びなき大逆賊にて、その子孫ともに妖鬼の類に入りし事は、六人部氏も論へる如く、痘瘡を稲目瘡と世にいひ、俗に痘瘡神といふ者の祖と成ると聞えたり。さて此を初めて、麻瘡、肥前がさ、又何くれの疾の、他國よりいと多く渡りいできつ。妖魔の徒も從ひて繁殖ること、委しき師説あり。さて右天平の時に、天下に布行し給へる藥方は、左丞抄に載し、また後世に流行たりし年月の事も、委く同書に見えたり。さて今本文

に云々と省けるは、出定笑語なる師説に論れたる如く、いとまがくしく、聞見に穢るゝ心地させらるればなり。

夏六月、馬子奏曰、臣之疾病、至今未愈、不蒙三寶之力、難可救治。於是詔馬子曰、汝可獨行佛法、宜斷餘人、乃以三尼還付馬子、馬子受而歡悅、嘆未曾有、頂禮三尼、新營精舍、迎入供養。或本云、（此は一書の傳なり。）「物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、倶謀滅佛法、欲燒寺塔幷棄佛像、馬子諍而不從、」秋八月（乙酉朔）己亥、（十五日、）天皇病彌留崩于大殿、

〔註〕帝王編年記に、崩于譯語田宮、法王帝説に、天皇治天下十四年、乙巳年八月崩。」元興寺緣起に國史を引きて、留を甚に作り、さて、或記云、八月崩大殿、起殯宮於廣瀨、葬河內磯長陵、年四十八。」天書皇代曆・皇年代記・簾中抄なども同じ。扶桑略記・愚管抄には、廿四歲とし、正統記・如是院年代記に、六十一歲と云へり。何れかよけむ。　壒囊抄に、此天皇、また尾輿大連の事を申せる說は、固より妄語にて、いふにも足らず。さて御陵は、古事記に、在河內科長也。一本に、甲辰年四

月六日崩と細註あり。崇峻天皇紀に、四年夏四月、壬子朔、甲子、葬㆓譯語田天皇於磯長陵㆒、是其妣皇后所㆑葬之陵也。また法王帝說に、陵在㆓河内國志奈ガ口㆒とあり。諸陵式に、河内磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在㆓河内國石川郡㆒、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟。扶桑略記にも、石川郡磯長中尾、(高三丈、方二町)、河内志に、在㆓葉室村西㆒と云へり。記傳に云ふ、此科長に御陵六あり。此天皇・用明天皇・推古天皇・孝德天皇・又石姫皇后・聖德太子、神名帳に科長神社もあり。」

是時起㆓殯宮於廣瀬㆒、馬子佩㆑刀而誄。物部弓削守屋大連听然而(あざわらひて)咲曰、如㆘中㆓獵箭㆒之雀鳥㆖焉。次守屋大連手脚搖震誄。馬子咲曰、可㆑懸㆑鈴矣。

〔註〕歴朝詔詞解に、志乃比己止乃書とあるを解きて、此紀を擧げて、此誄字、累㆓擧其平生實行㆒爲㆑誄而定㆓其謚㆒以稱㆑之也。また哀㆑死而述㆓其行㆒之辭也、など註したる、皇國のしのび詞も、其意也とて、紀の文を委しく引出でて、㆓上件紀に記されたる樣を見れば、其儀式又其詞さま〲の事有りしと覺ゆ、誄㆓其事㆒誄㆓其事㆒とある、其詞ども、いかなるさまの事どもなりけむ、其文いとゆかし、能不㆑能とあるを思へば、

其詞を造るも、讀むも、容易からざりし程知られて、いかにめでたくあはれなりけむ。其儀式も詞も、絶えて世に傳はらず、いと／＼あたらしきこと也。又孝徳紀に、凡人死亡之時、云々、或爲亡人斷髮刺股而誄、如此舊俗一皆悉斷、とあるを見れば、貴人のみならず、古は下ざまゝでせし事と見えたり」とあり。

由是二臣微生怨恨、三輪君逆。使隼人相距於殯庭、穴穂部皇子欲取天下、發憤稱曰、何故事死王之庭、弗事生王之所也。【此王は、欽明天皇の皇子にて、簾中抄に第十四の御子とあり。】さて橘豐日天皇（用明）天津日つぎ治看して、池邊宮にて天下治め給ひ、此天皇、天壽國曼陀羅の銘に、多至波奈等己比乃彌己等坐瀆邊宮治天下といひ、元興寺丈六佛像銘に、多知波奈止與比天皇、在異波禮瀆邊宮、法王帝說に、伊波禮池邊雙槻宮治天下橘豐日天皇、また法隆寺藥師像銘には、池邊大宮治天下天皇とあり。法隆寺文書に、十市案內者云、磐余池邊列槻宮者、阿倍寺北山尙北、今云長門里處、是其磐余池邊列槻宮地是也。其東杉本山有之、扶桑略記に、都大和國十市郡雙槻宮、一云、磐余池邊雙槻宮とあり。【記傳に、和名抄に、十市郡池上鄕

の地也。萬葉七に、池邊小槻下とあるは、此地か。續紀五に、石村池邊宮御宇聖朝、廿八に、池邊雙槻宮御宇など見ゆ。雙槻とは、此地に大木の槻の二木殖りしに因りて負せたる宮號なるべし。大和志に、此宮今の安部の長門邑と云ふ處也。又石寸山口神社も長門邑に在りて、今稱雙槻神社と云へりなど委しく說はれたり、就きて見るべし。】

馬子を大臣に、此大連を故の如く大連と爲し給ひ、その大歳元年丙午の夏五月に、大連、穴穗部皇子の命を以て、三輪逆君を殺れしかば、馬子惻然頽歎曰、天下之亂不久矣。大連聞而答曰、汝小臣之所不識也、此三輪君逆者、譯語田天皇之所寵愛。悉委内外之事焉。由是炊屋姫皇后與馬子俱發恨於穴穗部皇子也。【此に就て或人のさかじり語せるは、天野信景が阿保道誓が事を妄言せる類にて、いとゆゝしき非說なればことの序に斷り置くになむ。】また二年丁未夏四月乙巳朔、丙午、二日御新嘗於磐余河上、是日天皇得病、還入於宮、群臣侍焉。天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之。群臣入朝而議、物部守屋大連與中臣勝海連違詔議曰、何背我國神敬他神也、由

豐國法師

來不レ識ニ若レ斯事ニ矣。【天書に、時物部守屋・中臣勝海諫曰、吾國者神國也、何慶ニ國神ニ而尊ニ外國神ニ耶。】蘇我馬子曰、可ニ隨レ詔而奉一レ助、誰生ニ異計一、於レ是皇弟皇子、【皇弟皇子者穴穗部皇子、卽天皇庶弟。】引ニ豐國法師ニ闕名入ニ於內裏一、物部守屋大連邪睨大怒、

〔註〕水鏡に「法師を內裏へ召入れられしかば、太子大に悦び給ひて、蘇我大臣の手を取り、淚を流し、三寶の妙理を人知る事なくて、みだりがはしく用奉らざるに、大臣佛法を信奉る、最々かしこき事也と宣ひし。守屋大きに怒りて腹立てにき。太子人々に宣ふは、守屋因果を知らずして、今亡びなむとす、悲しき事也と宣ひしを、人有りて守屋に告げ聞かせしかば守屋いとゞ怒を爲し」ともあり。新嘗聞食す御祭は、ことにやごとなき御禮なるを、遠天祖の定坐し御例の時に違へるはさる物にて、御病を得しめ給へるは、いかなる由にか有りけむ、恐けれど、こは決めて佛法ざまを、上なきものと、なべてもてはやすを、ふさはしからず、皇神等の思看しての御荒びにや有りけらし。さるを此二人の連等は、天皇祖神の正しき眞の道のまに〳〵議奏されしを、違詔とあるは、師說の如く、何なる書法にか、い

と訝しき事にて、此時よりぞ逆臣の勸に因りて、皇大神を本御同殿なりし大内に、賤きかたゐの祖たる中子をば入れ初め給ひて、長き世々の亂根と成りしはや。此大連の憤怒られしは、返すぐ＼も皇大神の道を固く守り奉られしにて、かの川柳點に、「神道者守屋重々理だといひ」といふ俚歌を、師翁も引出でられたる如く、實に道理とも道理たる事なりけり。

是時押坂部史毛屎急來、密語二大連一曰、今群臣圖レ卿、復將レ斷レ路。大連聞レ之、卽退二於阿都一、（阿都大連之別業所在地名也）集二聚人一焉。中臣勝海連於レ家集レ衆、隨二助大連一、遂作二太子彥人皇子像與二竹田皇子像一、厭之。俄而知二事難一レ濟、歸二附彥人皇子於水派宮一、舍人迹見赤檮伺三勝海連自二彥人皇子所一退上、拔レ刀而殺、

〔註〕法隆寺文書に、阿都者、是在二河州一、今彼所之木本、古木共今並立、彼亥方當二府都明神一、御神殿無レ之。通證に、和名抄に、河内國澁川郡跡部、式、跡部神社、卽崇峻紀所レ謂澁川家也。今稱二下太子一、また彥人大兄、敏達第一皇子、然前紀无下立二太子一之文上、又無三守屋弑殺之事一、蓋或有二闕誤一也、僧虎關所レ書、守屋阻二用明帝一、亦謬二勝海

事歟と云へり。　玄道按ふに、此は舒明天皇の御父にませば、史に忌憚らせ給ふにも有るべく、太子とは後の御世に尊びて稱へ奉り坐しゝにもや有りけむ。押磐皇子の事をも考合せ奉るべし。　通證に、萬葉集に跡見庄、神武紀鳥見山中、舊事紀鳥見物部、和名抄添下郡鳥見、また櫟子以知比と云へり。　此二人のいそしき大連等を、此奴が手に終られしは、いと口をしく、いみじきまがものになむ。

大連從阿都家使物部八坂・大市造小坂・漆部造兄謂馬子曰、吾聞群臣謀我、我故退焉。馬子乃使土師八嶋連於大伴毗羅夫連所、具述大連之語、由是毗羅夫連手執弓箭皮楯、【和名抄に、釋名に曰、狹而長曰歩楯、歩楯歩兵所持也、和名天太天。】就槻曲家、不離晝夜守護馬子。【槻曲家者大臣家也。通證に、大市造、天孫本紀曰、物部大小市連公・小市直等祖、又姓氏錄大市首、また天孫本紀に、出雲醜大臣之子、三見宿禰命、漆部連祖、和名抄宇陀郡漆部奴利部、神名式、尾張國海部郡漆部神社、また此紀名比羅夫者多、蓋貝名、古事記於比良夫貝其手見咋合而、法隆寺文書に、比羅夫連、播磨國大寺本願主也、其事見證月上人觀音驗記ともあり。】

かくて癸丑九日・橋豐日天皇大殿に崩じ給ふ。【正統記に、御年四十一、皇年代略記には六十九歳と云へり。記に、御陵在石寸掖上、後遷科長中陵。紀に、秋七月甲戌朔、甲午廿一日葬于磐余池上陵。推古天皇元年に改葬し給ふ由見ゆ。法王帝説に、丁未年四月崩、秋七月奉葬。或云、河内志奈我中尾陵ともあり。なほ記傳等に因て見るべし。泊瀨部天皇紀に、古事記に、長谷部若雀天皇、坐倉椅柴垣宮、治天下肆歲と見え、法王帝説に、倉橋宮治天下長谷部天皇とあり。後御謚を崇峻天皇と申す。】同五月物部大連軍衆三度驚駭、（通證に、无故而驚駭、大連陣亡之兆也。）大連元欲去餘皇子等而立穴穗部皇子爲天皇、及至於今、望因遊獵而謀替立、密使人於穴穗部皇子曰、願與皇子將馳獵於淡路、謀泄。【法隆寺古文書に引ける王代紀に、穴穗部皇子、亦名天香〔山カ〕子皇子、用明天皇崩後、五日物部弓削守屋立此皇子爲令即帝位。】六月甲辰朔、庚戌七日蘇我馬子等奉炊屋姫尊〔命イ〕詔佐伯連丹經手・土師連磐村・的臣眞嚙曰、汝等嚴兵速往誅殺穴穗部皇子與宅部皇子。是日夜半、佐伯連丹經手等、圍穴穗部皇子宮。於是衞士先登樓上、擊穴穗部皇子肩。皇子落於樓下、走入偏室。衞士等擧燭而誅之。辛亥誅宅部皇

合戰

法隆寺文書

子、（檜隈天皇之子、上女王之父也、未詳、）善㆓穴穗部皇子㆒、故誅、（善穴以下、信友本以爲㆓注文㆒、）また秋七月、蘇我大臣馬子勸㆓諸皇子與㆓群臣㆒、謀㆑滅㆓物部守屋大連㆒。泊瀨部皇子（崇峻天皇にます）・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子（敏達天皇の皇子）・春日皇子（同じ）・蘇我馬子・紀臣男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拖夫・葛城臣烏那羅、倶率㆓軍旅㆒、進討㆓大連㆒。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣、（闕㆓名字㆒、）倶率㆓軍兵㆒、從㆓志紀郡（河內）㆒到㆓澁河家㆒、大連親率㆓子弟與㆓奴軍㆒、築㆓稻城㆒而戰。（通證に、舊趾在㆓志紀郡弓削村㆒、）於㆑是大連昇㆓衣摺朴枝間㆒（通證に澁川郡在㆓衣摺村㆒、守屋所㆑領、見㆓平氏太子傳・聖德手印記等㆒、今姓氏衣摺亦出㆓于此㆒、太子傳曰、登㆓大榎木㆒、今亦存云、）臨射（法隆寺文書に、放㆑矢とあり。）如㆑雨。其軍強盛、塡㆑家溢㆑野、皇子等軍與㆓群臣衆㆒怯弱恐怖、三㆓廻却還。

法隆寺文書に、彼大連部率等、大築㆓稻聚城㆒、於中合戰。其軍強盛塡㆑家溢㆑野、然間皇軍恐怖、却還再三度、或口傳曰、（法隆寺顯眞得業之相傳、）秋七月朔日、早旦、太子幷諸皇子・大臣已下、引㆑陣向㆓大連阿都家㆒、然大連軍強盛、官軍却歸。爰太子大臣等、重集㆓軍兵㆒、以㆓同午尅㆒重却寄。日既傾㆓西山㆒、官軍又亂。時賊衆乘㆑勝出㆓己城㆒、追㆓太子㆒。太子指㆓難波㆒向㆑西而走、川勝獨從㆑後飛㆑矢逃㆓太子㆒。裏書云、彼阿都部の東をおかへりと云ふ。太子彼より退き、返らせ給ひける所、其北方に神妙椋木あり。今は第三傳木と云ふ。いか

めしき大木也。同二日（當二第三度一）至二卯尅一、泊瀬部皇子・竹田皇子・馬子□□等、重召二軍兵一、令レ向二大連家一。其日又官軍雖レ盡レ力、不レ遂而退還。則彼皇軍衆或籠二生馬山一、或籠二信貴嶽一。同三日、（當二第四度一）太子自登二信貴山一、命二川勝一伐二取白膠木一、令レ造二四天像一、（其數四十八體）至レ終二其功一、太子・大臣等臨二同山小猿磐石一安二置新像一、辨二備供具一、展二供養一畢、太子告二諸皇子竝群臣等一曰、此等尊像是衞レ國安レ民□將、護法利生棟梁也。面々此尊像隨レ身、各其本誓念心人□賜二諸軍一、鋪二首領等一云。或傳云、太子先以二多聞天像一令レ安二納自頂上結髪上一、裏書法隆縁起、七月三日合戰日也。とあるは、殊に委傳なり。

是時厩戸皇子束二髪於額一、（古俗年少兒十五六間、束二髪於額一、十七八間分爲二角子一、今亦爲レ之、）【通證に、束髪於額訓二瓠花一、狀二其形一也。古事記景行記曰、小碓命、當二此之時一、其御髪結二於額一也。考二此紀一年十六、萬葉集云、肥人額髪結在、染木綿云々、角子卽總角、所レ謂左右髻也。今天王寺太子像亦如レ此。】而隨二軍後一自忖度曰、將無レ見レ敗、【通證云、安積氏曰、卽言レ敗也、親王用二將無字一、亦猶二阮瞻語意一也。晋書將無レ同】非レ願難レ成、乃斮二取白膠木一、疾作二（扶桑略記に刻と作り、）四天王像一【通證に、「和名抄引二辨色立成一曰、白膠木、沼天、今按、鐸訓二奴利豆一、又

訓奴豆、蓋漆手之義、謂其生膠而黏滑、今俗云奴流豆之木、其實則五倍子也。私記に、太政殿下問曰、云々、或答、白膠者甚有靈木也、故修法之壇取此木乳而塗用也。或說黏佛之心入此木、取其有靈又不朽、是華山僧正引諸儀軌之文所說也。四天王、長阿含經に東方は治國、南方は增長、西方は雜語、北方は多聞とありて、實は我古說なる手力男大神を、天上また皇國にても、日大御神の四面の御門に鎮めましけるを、かく申傳へたる由、委しき師說あり。】置頂髮、而發誓言、白膠木、此云農利泥、今若使我勝敵、必當奉爲護世四天王起立寺塔、蘇我馬子又發誓言、法隆文書に、願とあり。凡諸天王・大神王等、【通證に、梵書所言、卽天龍等是也】助衞於我、使獲利益、願當奉爲諸天與大神王、起立寺塔、流通三寶。誓已嚴種々兵、而進討伐。爰有迹見首赤檮射墮大連於枝一に壇と作り、或人は朴字かといふ。下、而誅大連竝其子等、公卿補任に、七月蘇我大臣與厩戸皇子討大連殺之、又同相戰、遂殺大連子孫、由是大連之軍忽然自敗、合軍悉被皂衣、馳獵廣瀨勾原而散。是役大連兒息與眷屬、或有逃匿葦原改姓換名者、或有逃亡不知所向者、時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計而殺大連矣。【此女賊は鎌足刀自と

云ひし由など、下に師説を擧げて説ふを待つべし。實にそが夫に劣らぬ比なき妖婦にぞ有りける。】

〔註〕諸雜事記に、用明天皇即位二年、丁未聖德太子、與守屋大臣合戰。其故者、太子修行佛法、我朝欲弘法爪、大臣我朝偏依爲神國、欲停止佛法志成欲誅殺太子之命、爾時年十六歲也。爰合戰之日、遂誅殺大臣畢。太子勝於彼戰畢、于時以大錦上小德官前事奏官兼祭主中臣國子大連公差勅使、令祈申於天照坐伊勢皇大神宮給止倍利云、と見え、法王帝説に、丁未年六七月、蘇我馬子宿禰大臣、伐物部守屋大連時、大臣軍士不尅而退。故則上宮王擧四王像建軍士前、誓云、若得亡此大連、奉爲四王造寺尊重供養者、軍士得勝取大連也、と見え、太子傳補闕記にも、丁未年七月、物部弓削守屋大連、與宗我大臣緣佛法興不之論内忘姻親之義、外蔑君臣之道、發睚眦之怨、與志逆之軍、率己黨類、以稻爲城、調練軍士、擬襲京城、朝廷震恐、事口倉卒。大臣奉勸太子、與整軍士（直進）（二字法隆寺文書による。）難波、自後而襲、以平群臣神手爲少將軍、自志紀郡襲於澁川、賊勢二分東西相戰云々。大

連登榎木、與太子軍爲戰甚强、官軍中矢者衆矣、太子在殿、士卒氣衰、軍政秦川勝率軍、奉護太子、見官軍氣衰、馳啓太子、太子立謀、卽令川勝採白膠木、刻造四天王像、擎立鋒、太子自率壯士而迫賊、賊與太子相去不遠、賊誓放物部府都大神之矢。

〔註〕此神は、香取志に、肥前風土記に、三根郡有神社、名曰物部經津主神云々、令來目皇子征伐新羅。于時皇子奉勅到於筑紫、乃遣物部若宮部立社於此村鎭祭其神、因曰物部鄕とある神の事を、可美眞治命ならむ。そは、物部は此神より出づれば也、神名式に壹岐國石田郡物部布都神社と有るも、同神にて、その武德を、吾が香取神宮に擬へ、奉りて稱へ奉り、物部をもて同異を別てるなるべし。姓氏錄に、物部布都久呂大連といふ人見ゆ「可美眞治命十二世の孫也」、と、なほ委く論へるは、然もあるべくや、此記を引かざるは遺憾といふべし。また後に香取本系を閱れば、經津主尊、その御子苗益命、その御若子經津主命、其御子武經津主命、其御子忌經津主命と云ふ神も坐し、國作大神の御子にも、若經津主命と申すが、出

雲風土記に見えたり。

〔註〕中太子鐙、太子亦誓テ放四天王之矢、即チ中賊首大連胸、倒而墜樹。ヨリ衆亂躁ク、川勝進テ斬大連之頭、少將軍撃平餘黨、係虜賊首家口、覆奏於玉造之東岸上（在東生郡）、太子傳暦には、此時大連登大榎木、（又云昇衣摺朴枝間）誓放物部府都大明神之矢、中太子鐙。太子命舍人跡見赤檮、放四天王之矢、中大連胸、倒墜木、賊衆躁亂、川勝斬大連頸とあり。私記に、衣摺朴枝間、讀衣乃支乃萬太、或私記曰、支奴須利乃、衣乃支乃萬太、案師說、衣摺朴讀衣乃木。

〔註〕通證に、大連墓、在澁川郡太子堂村、傍有鏑矢冢と云ひ、江談抄に、聖德太子御劒銘四字事、丙毛槐林、是切守屋大臣頭也、法隆寺文書にも、河勝が太子より受けて大連を斬りしことをいひて、【史徵に引けるには、秦川勝賜師劒、懸入榎木城、切逆臣頭、裏書曰と記せり。】件御太刀今在四天王寺寶藏、件太刀無鞘柄、只身許也、其勢二尺五六寸許也。從柄分上六寸許、以黃金鏤入古文四字。其文云、丙毛槐林、江帥卿談之云、彼神妙椋ノ丑寅ノ方六七町許行、其所チ澁河ト云、其所ニ寺アリ、

守屋大連の遺物

推古天皇御願也。彼寺辰巳方二三町行テ、野中有レ岳、上有二榎木一、此埋二守屋一墓也、と云へり。老のすさびと云ふ物に、此丙毛は、必づ丙午の誤ならむと云へり。中右記、また官史記などにしか思合さるゝ事あり。【史徴に引ける法隆寺記に、大臣頸切太刀銘、丙毛槐林、鄕毛槐林と二柄あるよし云へるは、袮之說の如く非也。】此事も、額髮角子の事も、別に記せれば、此には云はず。皂衣、私記に、始著二戎衣一、更著二黑衣一耳、案黑衣乎著意如何、師說未レ詳。通證に、皂黑繒也、勾原、疑是萬葉集所レ謂百濟原とあり、大連の子孫の逃げて、信濃國なる諏訪の地に往きて留まるとも云傳へたりと、古史傳に見えたり。

さて播磨風土記なる印南(いなみ)郡大國里條に、美保山、山西有レ原、名曰二池之原一、原中有レ池、故曰二池之原一。原南有二作石一、形如レ屋、長二丈、廣一丈、高亦如レ之、名號曰二丈石一。傳云、聖德王御世、弓削大連所レ造之石也。とある、此世に謂ゆる石寶殿にて、何料(たの)に造られけむ知らねど、げにも珍しくけしかる物にて、二なき大連の形見には有りけり。さるを世に手間天神の御故事を混傳へたるなどは、こよなき謬也。そは取總

べて御傳記にも記せり。天孫本紀に、內大紫位物部雄君連公、守屋大連之子、此連公、飛鳥淨御原宮御宇天皇御世、賜二氏上內大紫冠位一、奉レ齋二神宮一、物部目大連女、豐媛爲レ妻、生二二兒一、とあり。此連天武天皇紀五年六月に卒られし事見ゆ。【いと命長かりし人と見ゆ。そは假に大連の薨座しゝ丁未年の產としても、天武天皇五年丙子までは、九十年なれば也。その二子は、忍勝連・弟金弓連・今木連等祖と同書にあり。】さて攝陽群談に、四天王寺院中に、大連と中臣勝海連を祠る社あり。また鎌倉志に、杜戸明神（或は守殿に作り、或は森ともあり。）社は、三島明神を祀ると稱ふ。神主物部姓乃守屋氏にて、大連が後也といふ。神社啓蒙に、大酒社と云ふが、播磨國赤穗郡の坂越浦に在りて、大連を祭る。

又、飛州志に、守屋宮在二灘郷江名子村錦山之麓一、來由未レ詳ともあり。又和漢三才圖會に、參河眞福寺、大連之三男眞福流二于當國仁木郷一、死後屢有二靈異一、故建レ寺ともあるは、信とも思はれず。また大連之妹也とか。天孫本紀に、物部鎌足姬大刀自連公、此連公小治田豐浦宮御宇天皇御世爲二參政一、奉レ齋二神宮一、宗我島大臣爲レ妻、生二

守屋の妹は馬子の妻

豐浦大臣、名曰入鹿、此人は鎌束連弟とせり。通證に、考皇極二年紀、則妻計謂以私欲滅宗家也、與馬子弑逆、滔天大罪、豈容天誅哉、師說に、馬子が子の蝦夷が、子入鹿に私に紫冠を授けて、大臣の位に擬へたる所に、大臣之祖母、物部弓削大連之妹、故因母財取威於世、とあるを引いて、此婦人兄に何の恨を含みけむ、馬子に譖言したるを聞入れて、皇子等を勸め奉りて、大連を滅して、其領所も何も奪取りきとて、逆賊の亂を委しく論はれて、大連の妹の馬子に嫁ぎたるは、私通より起れる故に、兄を譖たりけむも知るべからずと論はれたるは、信にさる說なるに付きて案へば、士清が世儒以守屋之排佛、不論其逆、釋氏以馬子之崇佛、回護其罪、皆僻其所好、昧于史傳之所致也。國史、云々、と云へれど、國史もその目錄には見えたれども夫はた正本とも定めがたし。景楨曰、夫當用明之時、穴穗陰謀國家、而守屋黨之、其討固宜也。獨馬子者挾公義而報私怨忿耳、冀三子夷滅而威權專己耳。觀其始阿附穴穗而扶翼之、與後來爲崇峻所忌、則宛可然矣。驕傲自恣、包藏禍機、唯此時爲然、豈特至弑今上立女帝、而方始見其不臣之心哉とあるは、略論ひ得

つる說にて、師翁の、欽明天皇御代に、此賊が父稻目が女二人を幸給ひて、御子あまた生ましめ給ひ、敏達天皇御世に、馬子を大臣と爲賜ひ、用明天皇・崇峻天皇・推古天皇、共に欽明天皇の御子にて、稻目の女等の產奉れるなれば、當時の御世御世の外戚なりし故に、その權威有りしこと想像るべしとて、姦賊の始終を委しく論はれ、出定笑語にも、日本紀の文に潤飾多き事、また賊徒が事を回護せられし事をも論はれたる如くにて、後なる聖武・孝謙天皇紀にも、正邪を轉倒して記されしと同じ道理なるを、此は元親王の御裁とも聞えず、後人の閻删に依る事は、かの藤原長良公の奧書の如くなれば、穴穗皇子の御事にまれ、此大連の始末にまれ、紀の本文のみは信がたければ、かにかくに詳にそれと定めがたき事にぞ有る。そはかゝる君皇を弑し奉り、又夫に黨與せる人をすら、よき狀にのみ記されし一事にても思ひやられたり。大日本史に、稻目之佞佛、守屋之惡佛、若氷炭之相反、而守屋與馬子積不相能、忿狷構難、兵敗孥戮、舊史歸罪於馬子之妻、蓋得其實也。當此時、佛法日熾、如火之燎原、救之不以其術、而欲蹂躙以滅之、庸可得

乎。遂使天下後世懲其所爲箝口不敢議佛、可謂失計之甚矣。とも、天地之間、莫尊乎我祖宗君父、敬之愛之謂道、而佛敎之入我邦、首原其像、以爲無上之尊、次迹供養、以爲作善求福之資、眩嚇誑誘、牢籠是務。故奉其敎者、唯知有佛而不知有君父、敬愛之方、日以解弛、而斁倫悖道之爲、靡所不至矣。蓋自蘇我稻目藏佛像・經論於其家、馬子惑溺滋甚、事之尤謹。當時佞佛者無過馬子、而忍爲弑逆大事、此其不知有君父之效也、厩戸皇子與馬子朋比、而興隆佛法、不唯不討弑君之賊、反以崇峻之崩爲過去之報、三綱絶而九法斁、崇奉異敎之害遂至如此、可勝歎哉。蝦夷・入鹿悍戾驕侈云々、朶頤神器而父子相踵伏斧鑕之誅、誇瀦居處、竟覆其宗。書曰、天作孽猶可避、自作孽不可避、非此之謂歟。とも論はれたり。なほ此禍源は、師翁の印度藏志に委しく論はれたるを見るべし。

〔註〕井澤長秀も、「大連が立てむとせられし穴穗皇子は皇子也・馬子が立てむといひし推古は皇女也。男女の分をいへば、穴穗王を立つるは順也。推古天皇を立つるは逆也。然るを馬子、女主を立て、厩戸王政に與りまさば、元より己と

善れば、太子の政は馬子が心也。位に卽かずして其威を保つ者は己也と謀りて、穴穗王を殺し、守屋を討ち、厩戸王を壻とし、崇峻天皇を弑し、太子と共に國政を擅にす。然るに俗に忠直守屋を逆臣とし、逆賊馬子を善者とす。宋朱熹が語に、佛法唐に入りてより善惡の名差ひたりと有るに侔し。太子かく叔父の讐を忘れて睦まし〻かども、馬子が孫入鹿が爲に、子孫を滅され給へり。後世太子傳を作る者、弑逆の譏を覆はむとて、太子夢殿に入りて三世を鑑みますに、天皇の弑せられ給ひしは、前生の報也、この故に太子・天皇に兵相あるを示し給ひしか共、聞き給はずて、害に遇び給へりといひ、又親を深くしませる蘇我氏が爲に、子孫を滅されしことを、後人の嘲を忌みて、太子かねて我大聖釋迦の弟子たり、小賢孔子の弟子たらず、子孫を世に遺さじと、元來望むが故也、山背王は害にあはれしかども、天佛と成りしなどと、あやなし紛はしたる者也」、ともあり。なほ論はまほしき說はい と多く、餘にうるさければ、さておきつ。委しくは御紀、及通證・皇典翼に就きて見るべし。

平レ亂之後、於二攝津國一造二四天王寺一、分二大連奴半與一レ宅、爲二大寺奴田莊(たどころ)一、以二田一萬頃一賜二迹見首赤檮一、蘇我大臣亦依二本願一於二飛鳥地一起二法興寺一。

法王帝説（上に引ける文の次）に、依レ此卽造二難波四天王寺一也、聖王生テ十四年也。補闕記に、卽以レ營爲二四天王寺一、始立二垣基一、大臣與二太子一還レ宮覆奏、平群臣神手、軍政人秦造川勝等三人、各有二等差一。後制二新位一之時、神手敍二小德一、川勝等敍二大仁一、四天王寺後遷二荒墓村一。

〔註〕通證に、又見二推古元年紀一、此其始基處ノ、一名三津寺、又名難波大寺、又稱二法華園一、又名敬田院一、直養説に、「昔は今の森宮の邊に在りし由を云へど、舊記古圖もて考ふるに、今の御城東京橋口にも當るべし。扶桑略記に、天皇元年、四天王寺始移二難波荒陵東下一と有るを思へば、かの玉造の東岸に、春の此建立ありて、其秋には、今荒陵の地に移されしやう也。然れば玉造のかたは、徒に造立の名のみにて强ひて結構には及ばざりしか。又本願緣起の、以二丁未歲一始建二玉造岸上一、癸丑歲壞移二荒陵東一とある、此丁未は、用明天皇の二年より外に有る事な

御手印縁起は僞書也

元興寺

ければ、かの太子の大連と軍し給ひし、崇峻天皇二年よりは、三年も前なり。」と論へるが如く、此縁起は後人の僞託に論なけれど、稍古き物にて、珍しき説も有れば、下にも引出でつ。

御手印縁起といふ物に、驅二攝守屋子孫從類二百七十三カ人一、爲二寺永奴婢一、沒官所領田園拾捌萬陸阡捌佰玖拾代、定二寺永財一畢。河内國弓削・鞍作・祖父間・衣摺・蛇草・足代・御立・葦原等捌箇所地、都集拾貳萬捌阡陸佰肆拾代、攝津國於勢・摸江(かたえ)・鵄田・熊凝等散地、都集伍萬捌阡貳佰伍拾代、居宅參箇所、竝資財等、悉計二納寺分一畢。また、守屋ノ臣ノ子孫・從類、貳佰漆拾貳人、弓削五村居家、男百六十人、女百十二人、ともあり。諸書に引きたる異同あれば、今本書に因てあげつ。なほ法隆寺流記などにも見えたるを、委しく皇典翼に注(い)ふを見るべし。

法興寺は、本元興寺縁起に又云、法興寺金堂三間四面、二階□裳階金銅丈六釋迦□□放一光、有二太子御傳一、鞍作鳥造といひ、通證に、在二高市郡飛鳥村南ニ一、今廢ス。拾芥抄曰、元興寺、本稱二法興寺又飛鳥寺一、元正紀、始徙二建元興寺于左京六條四坊ニ一。萬葉集詠二元興寺之里一歌、「古郷之飛鳥者雖レ有、青丹吉平城之明日香乎見樂志好裳」。法

隆寺文書に、本元興寺四門額面異也。西面元興寺、南門飛鳥之寺、東門品幡、（一に法萬寺と作る。）北門法興寺云とあり。又本元興寺縁起とて引きたるは、文はめでたき古文なれど、さしも要なければ此に記さず。皇典翼に因りて見るべし。此書は古く記しつる物にて、龍田縁起にも引きたり。（大連の傳は、此に盡きたるを、その資人捕鳥部主の事も次に記されて、）

**一寺四名**

**捕鳥部萬**

物部守屋大連資人（資人のこと、軍防令・延喜式に委しく見え、或物に、親王には帳内と曰ひ、諸臣に資人といふとぞ。）捕鳥部萬（萬名也、姓氏錄に因るに、角凝魂命十三世孫、天湯河桁命之後也と有りて、垂仁天皇御代に功有りて、鳥取部連といふ姓を賜ひき。）將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅、而遂匿山。朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅族、可不怠矣、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劒、獨自出來、有司遣數百衞士圍萬、萬卽驚匿（放馬カ）篁叢、以繩繫竹、引動令他惑己所入、衞士等被詐指搖竹馳言、萬在此、萬卽發箭、無一不中。衞士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋、向山走去、衞士等卽夾河追射、皆不能中。於是有一衞士、疾馳先萬、而伏河側擬射中膝。萬卽拔箭、張弓發箭、伏地而號曰、萬爲天皇之楯、將効其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮矣、可共語者來、願聞殺虜之際、衞士等競馳射萬、萬便拂捍、飛矢殺三十餘人、仍以持劒三

截其弓、還屈其劒投河水裏、別以刀子刺頸死焉。河內國司以萬死狀牒上朝廷。朝廷下符偁、斬之八段、散梟八國。河內國司卽依符旨、臨斬梟時、雷鳴大雨、爰有萬養白犬、俯仰廻吠於其屍側、遂噛擧頭、收置古冢、橫臥枕側、飢死於前。河內國司尤異其犬、牒上朝廷、朝廷哀不忍聽、下符稱曰、此犬世所希聞、可觀於後、須使萬族作墓而葬、由是萬族雙起墓於有眞香邑、葬萬與犬焉。河內國司言、於餌香川原、有被斬人、計將數百、頭身既爛、姓字難知、但以衣色收取其身者、爰有櫻井田部連膽渟所養之犬、噛續身頭伏側固守、使收己畢、乃起行之とあり。

〔註〕茅渟縣は、和泉國なり。通證に、「有眞香、今呼阿間河莊、屬和泉國泉南郡、神名式和泉郡阿理莫神社、在泉南郡久保村」。爲天皇楯は、萬葉集防人歌、祁布與利波、可敝里見奈久氐、意富伎美乃、之許乃美多弖等、伊涅多都和例波」と有るに依るに、古き世の武士の語辭なること知るべし。また士淸が、左傳なる宋南宮萬多力の事を引きたれど、此主には比ぶべくも有らず。師說に、蘇我賊が、世々頑狂なる逆事せるを、委しく論ひて、誠に社稷を闚窬ふ逆意を挾める故に、かく皇こ

ろひ奉れるならむかしとて、此萬主が語を引きて、「此を思合はするに、馬子が時より、既に然る結構の有りしを、大連の覺りて、其を制へて、遠祖の業のまに〱、天皇の御楯と成り、守護り奉らむと欲はれけむ、故に萬は其心を得て言へる語なるべし。また稻目より入鹿に至るまで、甚く佛を信みたるも、然る穢き事を巧める故に、皇朝の正しき神等をば拜み奉らず、外國の異しき神をば拜みけるを、大連の父の尾輿大連の時より、其心を知りて、佛を嚴しく惡みたるにも有るべし。」と有るは、信にさる說にて、此大連等は、國家の盛衰に關係られたる人にておはしゝなり。　鈴屋翁の「あしくとも此大連いましませば、大まが事ははびこらましや」と詠まれて、此大連の滅られて後、一旦は天下常夜ゆくなす成りにしを、中臣鎌子大連の、天智天皇を輔奉りて、彼兇賊を平定られし功績は、いともいみじき事なりと、師翁も說はれたりき。　通證に、符稱二押手一者、塗二朱墨於手掌一押以爲レ信、今所レ謂手印也、券契稱二手形一、亦此遺名、仁和大嘗會歌、「神代より天のおしての動きなき、印に立てし岩屋山かも」。　玄道云、上に云へる御手印記も、三善爲康主拾

手形の起源

蒲生秀實萬を許す

遺往生傳にしか引きて、太子手書と云へれど、或說の如く、後人の僞記なる事、相下當欽明天皇治二天下一壬申歳上。また、相下當敏達天皇治二天下一丁酉歳上など有るにて明なり。又高野山に、弘仁天皇・元弘天皇の御手印ありと、文祿清談に記し、又指筋を記とせる事、戸令また天平古文書などに見えて、此ぞ世に謂ゆる手形ちふ事の元なる」。雷鳴大雨、通證に、神代なる大蛇の事を引けり。皇極天皇紀に、足嶋の震死せるを初め、後にも、藤原廣嗣朝臣は更にて、源義平・新田義興主等の雷と成りて、恨を報ひられたる例、いと多かり。又義犬の和漢に多かるも、故ある事と聞えて、師說も有りて、別に委しく記しおける物あり。さて通證に、犬訓二宇奴一、今俗爲二罵レ人辭一。和名抄云、惡沼、今俗稱二惡乃古路一。また、萬墓在二泉南郡八田村一、狗墓在二墓北一といひ、蒲生秀實の說に、物部連之禍、據レ史論レ之、亦自下營二私樹一黨與二蘇我一相軋上而所レ致、豈足レ道也。然幸有二資人一曰レ萬、忠二於所一レ事、乃與二所レ畜白狗一同死レ難、今以二萬之言一始見下其家不上レ負二於王室一、視二家畜之斃一、始知二萬之至誠一、足下以能動二天地一而感中異類上。蓋忠臣惻怛之心不レ能下以二榮枯一改二其節一、以二死生一變中其志上、其意氣凛々、使下人服二

石川麻呂は馬子の孫

讒言

乎義、此雖以私人賤位、志〔節〕堂々、敢以天皇之栖自立矣。嗚呼天理之所以不泯滅〔而〕存焉、と說へり。さて河內國司言以下の文は、通證に、疑後人所增添と云へれど、此は一本なる異傳を擧げられたるにもや有らむ。なほ說はまほしきこと多きを、そは皇典翼に云ふを見るべし。

## 蘇我石川麻呂大臣

いしかはにしづく白玉しらえずて立つ白波にくだけゝるはや

蘇我倉山田石川麻呂臣は、逆賊馬子が孫、雄正子が子なれども、天智天皇の中大兄命と申し奉りし時に、藤原鎌足大臣と共に、また別に逆ひつる蘇我蝦夷・入鹿を罪なひ給へるに、忠に謀らひて功績ありき。されば孝德天皇天津日嗣治看して、初めて左右大臣を置き給へるに、右大臣と爲て仕へ奉れりしに、大化五年三月戊辰、廿四日、その弟日向の讒に因りて亡せられたり。御紀に、日向字身刺【法王帝說裡書には、日向子臣、字无耶志臣とあり。】譖倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱

而將レ害レ之、將レ反其不レ久、皇太子信レ之とありて、天皇御使大伴狛連三國麻呂公、穗積嚙臣二人を大臣の所に遣して、その虛實を問はせ給ふに、問ひ給へる報は、「僕面に天皇の御所に陳すべし」と申す。天皇更かの二人をし、其狀を審に看せ給ふに、また前の如く答へ申す。天皇やがて軍を興して、その宅を圍ませ給はむとす。大臣ここに法師・赤狛（一本に猪と作り、更名は奏。）二子を將て倭國の境に逃向ふ。その長子興志は、先つ方より倭なる山田之家に在りて、寺を營みて在りしに、【此れ山田寺にて、法隆寺古文書に引ける山田寺緣起に、輔政大臣宗我石川麻呂、字山田大臣曰、我上祖造二飛鳥豐浦一奉二天皇一致二鎭護國勤一久、とある、殘闕にて知り難けれど、大方上祖の所爲に習ひて、此寺を造りて天皇の御代を祈奉らむとの事なるべし。】今忽に父の逃來つる事を聞きて、今來大槻（吉野郡に今木村あり、史徵に云ふ。）に迎へて、寺に率て入りて、大臣に謂ひけるは、「興志自ら直に進み來る軍を迎へ拒がむ」と請ふに、許さず。是夜竊に小墾田宮を燒き奉むとす。己巳廿五日、大臣、山田寺（大和志に、在二十市郡山田村一、名二華嚴寺一とあり。）の僧等、また興志等に陳說ひて曰く、「人臣と爲る者、安くにぞ君に逆ひ奉らむ、又何ど父に孝を失はむ、此伽藍は自身の爲

冤死

何ぞ無罪を訴へ奉らざる

に造れるにあらず、天皇の奉爲(おほみため)に誓ひて作れるなり、我今身刺に譖(しこ)ぢられて、横に誅さるとも、尙ほ忠を懷きて退りなむ。此寺に來つるは、終時を易からしめむとこそ」と言ひて、佛殿の戸を開きて誓ひつらく、「願はくは我生々世々に君王を怨み奉らじ」と誓訖へて、自經(つな)ぎて死(しに)き。【公卿補任・歷代皇紀に、在官五年、五十七歲、或立爲二太子一被レ誅とあり。】妻子ども殉死する者八人。

此誓言は更にて、朝廷に背き奉らじ、怨み奉らじとの赤心は、いとあはれに哀しきを、いかで自ら徒步にも詣上りて、飽くまで身の罪なき由を上祖大臣の如くは、訴へられざりけむと、にげなく口をしきは、宗と佛法ざまに醉はれ、且その祖父の陰惡の故にこそと思慮らるれ。法王帝說裏書に、淨土寺云々、癸卯年皇極天皇二年なりと狩谷望之說へり、下同じ。立二金堂一云、戊申大化四年始僧住。己酉年大化五年三月廿五日大臣遇レ害【玄道云、多武峯略記に、三月廿四日、大臣遭レ讒死矣とあるは誤れり。】癸亥天智天皇二年、構レ塔、癸酉年天武天皇二年、十二月十六日建二塔心柱一云々、丙子同天皇五年、四月八日上二露盤一、戊寅年同天皇七年、十二月四日鑄二丈六佛像一、乙酉年同天皇十四年、三月廿五日點二佛眼一、山田寺是也といひ、多武

峯略記に、安置十一面觀音像、長五尺、長元七年、撿挍善妙、當大臣之忌日、始修法華八講、堂塔・鐘樓・經藏等跡今猶在之、玉海文治三年三月九日記に、別當僧正被示云、東金堂衆等、不觸衆徒僧綱等、又不申長吏、自由奪取山田寺（仁和寺宮領、在大和國、）金銅丈六藥師三尊像、欲安件東金堂云、只今承及此由、加制止之處、已奉引出途中云々者。卽可停止之由、早々可被下知旨返答畢、又可尋申寄之由仰了。また十一月記に、仁和寺宮、以長遲被示山田寺佛事、東金堂衆等所爲不可說事也。なほ十七日・廿三四日條にも見ゆ。

是日、大伴狛連と日向とを將として、衆を領て大臣を追はせ給ふに、黑山に到る時、【和名抄に、河內國丹比郡に黑山鄕あり、延喜式に黑山席。】土師連身、采女臣使臣麻呂、山田寺より馳來て、大臣は旣に男三人・女一人と倶に經死ぬと告ぐ。是に由りて、將軍は丹比坂より歸りき。庚午（廿六日）、大臣の妻子、また隨身自經ぎて死ぬる者多し。穗積臣嚙、大臣の伴黨田口臣筑紫等を捉縛ふ。是夕に、木臣麻呂・日向・嚙、軍もて寺を圍み、物部二田（弘仁私記に不都多）造鹽を喚びて、大臣頭を斬らしむ。甲戌（卅日）、大臣に坐りて田

太宰權帥に左遷の始

口臣筑紫・耳梨道徳・高田醜雄・額田部湯坐連・秦吾寺等、凡て十四人戮され、また絞らるゝ者九人、流さるゝ者十五人なりき。是月使者を遣して、大臣の資財を收めさせ給ふに、好書の上に皇太子の書と題し、重寶には皇太子の御物と題す。使者還りて其狀を申しゝかば、皇太子始めて大臣の心の眞き淨き事を知召して、悔い恥かしと思ほして、いたく歎き哀みましき。即日向臣を筑紫大宰帥に拜し給ふ。世人相謂て隱流にやといふ。【通證に、陽進拜而陰退還之也、後世左遷太宰權帥者蓋始于此】皇太子の妃蘇我造媛、父大臣の鹽に斬らると聞きて、心を傷め痛み惋ひ、鹽の名を聞く事を惡む故に、近侍る者鹽といふ名を忌みて、堅鹽といふ。造媛遂に傷みつゝ死き。皇太子それ逝と聞召して、また極く哀傷ましき。是に野中川原史滿（姓氏錄に、野中彥國葺命之後也。）進みて歌を奉れる、その歌に「やまがはに、をしふたつゐて、たぐひよく、たぐへるいもを、たれかいにけむ」、また、「もとごとに、はなはさけども、なにとかも、うつくしいもが、またさきでこぬ」皇太子慨き褒美まして、善はしきかも、悲しきかもと宣り給ひて、御琴を授けて唱はしめて、絹四疋・布二十端・綿二裏を賜

ふとぞ。

〔註〕此より遙後ながら、畠山重忠は、良人にて有りしも、北條賊時政が後妻牧方といふが、其壻武藏前司朝雅と畠山重保と喧嘩の事より、讒言せしに依りて、建仁四年六月に、重忠父子どもが殺されしことを、吾妻鏡に記して、關戸大將軍式部丞時房、和田左衞門義盛也云々、二十二日午尅、著於武藏國二俣河、相逢于重忠、重忠去十九日出小衾郡菅屋館、今著此澤也。折節舍弟長野重淸在信濃國、弟重宗在奧州、相從輩二男重秀、郞從本田近常、榛澤成淸、已下百三十四騎、陣于鶴峯之麓、近常成淸云、討手不知幾千萬騎、更難敵件威勢、早退歸本所、相待討手可遂合戰。重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也。而重保被誅之後、不能願本所、去正治之比、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可恥賢察歟とて、挑戰へるに、及申尅、愛甲季隆之所發箭、中重忠之身、年四十二、季隆卽取彼首、獻相州之陣、小次郞重秀、竝郞從等自殺。重秀年廿三、廿三日、相州云、重忠弟・親類、大略在他所、相從戰場者、僅百餘輩也、然企謀反事已爲虛

畠山石川大臣に似たり

誕、若依讒訴逢誅戮歟、大以不便。斬首持來陣頭、見之不忘年來合眼之昵、悲涙難禁とあるは、或儒者も論へる如く、此代ごろに取りては、珍しき人にて、かゝる狂事に逢へるは、哀れにて、石川大臣によく似たる心地ぞせらるめる。かくよき性にはあれど、覇略に、重忠嘗爲平氏攻三浦氏、以殺義明、雖非血親、而在父爲外父、於己有外祖之尊也、其彊忍不孝雖可惡、而父叔仕在于平氏、則有猶可說者焉。及其勢力蹙窮、乃棄父叔於平家、而倍其主以降源氏、則不可復說也。夫平氏仁弱、不殺父叔者幸矣。平氏而怒重忠、以父叔戮、則與自殺一間耳、世之言曰、爲忠孝者不兩全、君子猶以爲非、而況忠孝兩不全者乎、其餘不足觀也已、とある如く、無學の失と云ひながら、いと惜しき事にぞありける。

## 長屋王

まがもの〻よこすによりてかばねすらとさの海べにさすらへし君

左大臣正二位長屋王は、霊異記に、太政大臣長屋親王とせるは誤なり。天武天皇の御孫、高市皇子尊の長子に坐

し【公卿補任に、太政大臣高市親王之子也、高階氏系圖に、御母御名部親王女、御弟鈴鹿王、知太政大臣事、參議大藏卿從二位、天平十七九三薨とあり。長屋とは、東大寺要錄に、大和國長屋庄とある地名にこそ】日並知皇子尊の皇女吉備内親王を娶りて妃と爲給へり。（御子等の事は下に見ゆ。）慶雲の頃に正四位上に敍され、和銅二年に從三位宮内卿と爲り給ひ、式部卿に轉じて、封百戸を增し給ふ。靈龜中に正三位に、養老二年大納言に任じ、五年に從二位右大臣と爲りて、帶刀資人十人を賜ふ。元明天皇の大御病の重らせ給ふ時に、召し入れて後事を託げ給ひ、尋で稻十萬束・粟四百斛を賜ふ。神龜元年に、正二位左大臣に轉り給ふ。【大日本史に、「續紀寶龜五年十二月、書左大臣從一位、蓋贈從一位歟、」といへり。】此王の冤罪に陷給ひし事は、扶桑略記に、「養老八年申子二月四日、右大臣長屋王任左大臣、生年四十一也。」また（靈異記を引きて、）神龜六年己巳、二月六（靈異記に八日と作る。）日、公家於左京元興寺（法興寺なり。名奈良飛鳥寺。大和志に、在奈良元興寺町、又此寺の事は皇典翼に注へり。）修大法會供養三寶、勅左（靈異記に太政と作る。）大臣正二位長屋親王、而任於供衆僧之司、于時有一沙彌、濫就盛供養之處、捧鉢受飯、親王見之、自以牙笏（靈異記に、笏を冊と作りて、下に以字有り。）罰沙彌之

頭、頭破血流、（霊異記に、二字を倒にせり。）沙彌摩頭捫血悕哭、（霊異記に而字あり、）忽不觀、不知所去、（霊異記に、所去不知と作る、）道俗老少皆恠言凶、逕二箇日有嫉妬人、讒奏天皇、仍左大臣遂被誅斂、と見え、霊異記に、（道俗以下を、）時法會衆道俗、偸聴之言、凶之不善矣。逕之二日、有嫉妬人、讒天皇奏。長屋謀傾社稷、將奪國位、爰天心瞋怒、遣軍兵陳之。親王自念、無罪而被囚執、此決定死、爲他刑斂不如自死、卽其子孫令服毒藥而絞死畢、後親王服藥而自害。天皇勅捨彼屍骸於城之外而燒末、散河擲海、唯親王骨流于土左國。時其國百姓多死云、百姓患之而解官言、依親王氣國內百姓可皆死亡。天皇聞之爲近皇都置于紀伊國海部郡椒抄奥嶋、とあり。

〔註〕下に擧ぐる續紀の説とは異なり。考證に、「南紀名勝志云、海士郡濱中庄椒村西北海中八町有嶋、曰地嶋、距地島西二町許有嶋、曰沖島、東西五町、南北六町餘、夫人墓在大和國平群郡梨本村、稱雙墓、」大日本史に、「後拾遺往生傳、王好佛法、製千袈裟施唐名僧、」また、考往生傳、「其殺沙彌蓋下書所爲、而嫉王者釀成讒説也」とあるは、實にさる説にて、實は元明天皇の御事託ありし事ぞ。その禍源と成れ

るにて、讒賊が其間を伺得て、和同しての事ときこゆ。

聖武天皇紀曰、二月辛未、（壬戌朔にて十日なり、補任には五日とす、）左京人從七位下漆部造君足、無位中臣宮處連東人等告レ密、稱下左大臣正二位長屋王私學二左道一欲上レ傾二國家一、其夜遣レ使固守二三關一、因遣二式部卿從三位藤原朝臣宇合〔左〕（略記に有り、）衞門佐從五位下佐味朝臣虫麻呂、左衞士佐外從五位下津嶋朝臣家道、右衞士佐外從五位下紀朝臣佐比物等一、（此人、また雜物とかける處もあり。）將二六衞（補任に府字あり、）兵一圍二長屋王宅一。壬申、（十一日、）以二太宰大貳正四位上多治比眞人縣守、（公卿補任曰、左大臣島子。）左大辨正四位上石川朝臣石足（補任に曰、近江朝右大臣大紫蘇我連孫、中納言小華下安麻呂子。）彈正尹從四位下大伴宿禰道足、（補任曰、大納言大伴宿禰安麻呂子、）權（かりに）爲二參議一。巳時、遣二一品舍人親王、新田部親王、大納言從二位多治比眞人池守、中納言正三位藤原朝臣武智麻呂、右中辨（大イ）正五位下小野朝臣牛養、少納言外從五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等一、就二長屋王宅一窮二問其罪一。癸酉、（十二日、）令二長屋王自盡一、其室二品吉備内親王及男從四位下膳夫王、

〔註〕補任に曰く、其室二品吉備内親王、及男四人、同日自縊。また王此日被レ誅、或自殺、年四十六、また二月十日謀叛被レ誅、年四十六、在官九年、また其告者並授二外從

五位下一食封賜二卅戸田十町一といひ、略記には、一云、自念無レ罪被レ囚、必爲他刑、不レ如二自害一、即服二毒藥一、忽以頓死、生年四十六、とあり。勝隆按に懷風藻には年五十四とあり。萬葉集にも、神龜六年己巳、左大臣長屋王賜レ死、云々、本朝編年錄に曰く、長屋王嘗造二千袈裟一、附レ船施二中國名僧一、且綉二偈於衣緣一曰、山川異レ域、風月同レ天、寄二諸佛子一、共結二來緣一、又秋日於二寶宅一宴二新羅客一、作レ詩曰、高旻開二遠照一、遙嶺靄二浮煙一、有レ愛二金蘭賞一、無レ疲二風月筵一、桂山餘景下、菊浦落霞鮮、莫レ謂滄波隔、長爲二壯思延一、又云、懷風藻に壯思篇とあり。此時文人賦レ詩者多、玄道按ふに、千袈裟の事は、鑒眞東征傳に見え、秋日云々詩は、懷風藻に見えたり。

無位桑田王、葛木王、鉤取王等、同亦自經。〔縊イ〕乃悉捉二家内人等一、禁二著於左右衞士・兵衞等府一。甲戌、十三日、遣二使葬二長屋王吉備内親王屍於生馬山一【大和志に、生馬山在二平群郡生駒谷西一、半跨二河州一、また雙墓在二同郡梨本村一、一稱二長墓一、左大臣正二位長屋王、一稱二宇司墓一、二品吉備内親王、といへり。靈異記の說は異にて、上に出だせしが如し。さて八所御靈中の吉備靈とあるも、此内親王といふ說もあり。】仍勅曰、吉備内親王者

無罪、宜准例送葬。唯停鼓吹、其家令帳内等、並從放免、長屋王者依犯伏誅、雖准罪人、莫醜其葬矣。長屋王天武天皇之孫、高市親王之子。【補任曰、親王朱鳥四年七月五日、任太政大臣、年三十七、十年七月十三日薨、年四十二、或四十三、在官七年。】吉備内親王日並知皇子尊之皇女也。丙子、十五日、勅曰、左大臣正二位長屋王、忍戾昏凶、觸途則著、盡慝窮姧、頓陷疎網、刈夷姧黨、除滅賊惡、宜國司莫令有衆。仍以二月十二日依常施行。戊寅、十七日、外（略記には勅と作り。）從五位下上毛野朝臣宿奈麻呂等七人、坐與長屋王交通、並處（略記に配字あり。）流。自餘九十人悉從原免。己卯、十八日、遣參議（二字略記に據りて補ふ。）左大辨正四位上石川朝臣石足等、就長屋王宅、宣勅曰、長屋王昆弟・姉妹・子孫及妾等合緣坐者、不問男女、咸皆赦除。是日百官大祓。壬午、廿一日、曲赦左右京大辟罪已下、並免緣長屋王事徵發百姓雜徭。又告人漆部造君足、中臣宮處連東人、並授外從五位下、賜（略記に食字あり。）封三十戸（また水字あり。）田十町、漆部駒長從七位下、並賜物有差、（略記に于時百姓多夭、世言依誅長屋大臣也。）丁亥、廿六日、長屋王弟姉妹並男女等見存者、預給祿之例、さて同十年秋七月（丁卯朔にて、十日なり。）丙子の條に云、左兵庫少屬從八位下大伴宿禰子虫、

子虫主の仇を報ゆ

以レ刀斫二殺右兵庫頭外從五位下中臣宮處連東人一、初子虫事二長屋王一頗蒙二恩遇一、至レ是適與二東人一任二於此一（一に比とあり。）寮、政事之隙相共圍レ碁、語及二長屋王一、憤發而罵、遂引レ劍斫而殺レ之、東人卽誣二告長屋王事一之人也と見ゆ。

圍碁の由來

〔註〕或說に、持統天皇紀有下禁二雙六一之詔上、則碁亦既有レ之乎。世傳、圍碁吉備公始傳來、公在レ唐二十年、而天平七年歸朝とも、後土御門天皇時、意雲老人、後陽成天皇時、寂光寺本因坊日海爲二天下之巧手一、於レ今本因坊稱二天下碁所一、近世道策爲二古今巧手一ともいへり。世に謂ゆる仇討といふこと、眉輪王の後には、此大伴氏ぞ見えける。或人今昔物語のみを引けるは疎漏といふべし。室直淸が說に、「古來の武士を見るに、多くは不學にて、文道の僉議に疎けれども、義に當りて一命を輕くし、廉恥の心を失はぬは、武義の致す所なり。されば鎌倉以來、敎化は世に行はれざれども、責めて此武義一にて、士風をも維持し、國家も治平なりつるに、近來は、その武義さへ衰へ行く事は、所詮風俗の日に遊惰になる故なり。いと歎はしく思侍り」といへるは、實にさる說なり。又「足利氏の末に寂室といふ僧あり、明に渡

寂室僧侶緊要の一訣を説く

海し、東歸の後、僧侶歸依せしが、其徒に語りて云ふは、吾に緊要の一訣あり、祕密の事なれども、汝に付すべし、汝毎日晨に起きて、先づ手を引きて頭顱を摩で、又目を以て袈裟を顧みて、心に念じ口に言ふべし。吾は是釋迦文佛の法孫なり、譬ひ命を殞すとも、比丘の模範を失はじと、是第一の覺悟なり、といふ。寂室異端の徒ながら、殊勝なる事なり。

古武士の武道訓

又近來武士の風の衰弱にあるも、人々多くは武道に心掛薄きが致す所なり。此地に一の古き武士ありしが、子弟に訓へて、汝等已に兩刀を佩きて武士と名乘りぬる上は、朝夕武名を穢さじと思ふべし、爰に一の口傳あり、汝等門外に出づる事あらば、家の閾を跨ぐ時に必ず氣を付けて、再たび家に歸らじと覺悟すべし。此覺悟なくば、外にて不慮の事あらむ時に、心おくれてなむとぞ云ひし。寂室が言と道は替はれども、其意趣は同事なり。されば何の道にも心掛深き人は、かくなむ有りける」ともいひて、儒にかゝる人なき事を歎きしを、今もさること深く感け思はるゝ旨ありてなむ。

長屋王

大日本史に、王賦詩詠歌、當時才士多遊其門。初王獲罪也、子男皆坐死、唯安宿王・

長屋王論評

黄文王・山背王、以藤原不比等外孫得宥死、安宿王天平中歷玄蕃頭治部卿、勝寶中爲中務大輔、至正四位下、遷播磨守、兼內匠頭。寶字元年、王及黄文王黨橘奈良麻呂、事覺、幷妻子流佐渡、黄文王拷掠杖下死。寶龜四年赦、賜姓高階眞人。山背王歷右大舍人頭但馬守、奈良麻呂之變、兄安宿王・黄文王黨之、山背王告之、廢帝褒之、授從三位、賜姓藤原名弟貞。數年兼坤宮大弼、至參議兼禮部卿、【高階氏系圖には、長屋王の御子桑田王從五位上、その子磯部王從五位上三川守、母甲邊丸女、その子石見王從五位上、母大炊平王女、その子峯緒丹波山城守從四位上右中辨、承和十一賜高階眞人姓】とありて、論賛に、巧言如簧、詩人所以惡讒毀也。長屋王一罹讒口、門家顚覆。舊史多回護、蓋有所諱也と見え、史鑑に、王之薨由漆部等之譖、非實有逆謀、其冤蓋與大津皇子均也。設令聖武昏而不察、有若舍人親王、盍雪其冤而燭其昏也、我不能無疑於此矣。とある、共にさる說どもにて、いとも怪しくあはれになむ坐しける。

廣嗣學藝に達す

# 藤原廣嗣朝臣

玉のをはまつらの波にくちながらあかき鏡ぞ千世をてらせる

此朝臣は、參議式部卿正三位馬養卿（或は宇合とも作り、詞林采葉抄にも、淡海公孫宇合の子也とあり。）の第一子にて、生れながら魁偉異狀ありて、博く典籍を覽、佛敎をも明め、武藝に絕（すぐ）れ、兵法を習錬し、また天文陰・陽の書、管絃・歌舞の技まで精徽を究め、才能を以て世に稱（たゝ）へられしとぞ。【松浦緣起に、五異七能ありと稱へり。】聖武天皇の天平十年四月に、從五位下に敍し、式部少輔と拜（な）り、大養德守を兼ね、同十二月に、太宰少貳に遷られ、同十二年の紀に、八月丁未朔、癸未（廿九日）、藤原朝臣廣嗣上ㇾ表、指二時政之得失一、陳二天地之災異一、因以ㇾ除二僧正玄昉法師・右衞士督從五位下（元要記には、て上とあり。）引下道朝臣眞備一爲ㇾ言、とあり。

〔註〕日本史に、時吉備眞備研二覈術數一、好ㇾ搜二人情一、見二廣嗣一謂ㇾ人曰、此人必爲二世患一。僧玄昉爲二僧正一、居二內道場一、寵榮日盛、乖二沙門業一、時人惡ㇾ之、屢稱二說法一近二侍藤原皇后一、頗有二醜聲一聞二於外一、廣嗣請ㇾ斥ㇾ之、帝不ㇾ納。妻有二姿色一、廣嗣赴ㇾ任、留二居京師一、玄

玄昉廣嗣の妻を姦せんとす

吉備眞備の素性

廣嗣討賊の上表文

昉欲レ姦レ之、妻告ニ之太宰府、廣嗣大怒、とあり。此は松浦縁起に因りてなるを、梅村載筆に、藤室とは光明后なりといへるは、極て誣説なり。眞備とは眞吉備といふ名なること、鈴屋翁の説の如く、其徵ありて、別に記せり。此人は、師說の如く、元備中國の郡司の子なるを、少時他人の夢を盜みて、諂諛をもて右大臣にまで經上りつる人にて、その心術は論ふにも足らぬこと、大日本史、また藤田彪も論へるが如し。玄昉の妖僧なるは論ふまでもなく、藤原皇后は卽ち光明皇后安宿媛にて、藤原氏の宗たる淡海公不比等の御女なり。甚(いた)く佛法を好みまして、御門を進めてさる法をむねと起シ行はせ給ひ、甚しく淫亂なる行どもおはしゝ事は下に見え、世にも遍ねく知れるが如し。

その表文は、實に時事に切にて、朝臣の深衷を察(み)るに足れゝば、そが片はしを、おろ〳〵つみいでむに、聖人千慮、或有ニ一失、頃小人道長、君子道消、上下情隔、民不レ安レ堵、加以ニ昊天告レ譴、嗟若丁寧、群臣上下未レ聞ニ極言、臣子之道豈若レ斯哉。臣家開闢以來、及レ至ニ今日、鼎食累世、冠蓋相連、恩賞超ニ於呂霍、（呂尚霍光なり、）榮寵類ニ於伊周、（伊尹周公なり、）覆載之恩、

唐王我上國を窺ふを說く

死而不朽、豈如荊軻感一旦之恩、爲燕報讎、張良思五世之寵、爲韓滅秦若斯而已、雖觸龍鱗、不敢不極諫（陳イ）。云々。

〔註〕かく正人君子は退けられ、無道小人のみ進用ひられて、上下否塞の極みに臨みても、諫申す人なきを慨傷みて、臣が家は云々とて、實に大祖以來皇大御神の大詔に因りて、累世輔翼の大臣と仕奉り、門葉多く恩澤を厚く蒙りきつること、から國の名ある者どもにも超えつれば、かの道なき國の張良・荊軻が徒の所爲のみにて足れりとすべきかは。故に御門の御怒に觸れて身は亡びぬとも、敢て極諫せむと說がれしにて、いとも〳〵正しき直き懇切なる語にぞ有りける。

頃歲賢臣良將、零落殆盡、百姓死散、里社爲墟、疾疫流行、殆無虛歲、嗟乎興廢之機、係此一時、可不恐哉云々。我聖朝之爲國也、光宅日本、臨長安而幷明、包括萬邦、對唐王以爭雄、但唐王恒云、天無兩日、地無二主、無唐則日本、無日本則唐、豈有東帝西帝者乎、遂挾姦心、窺我上國者、歲既多也。蕞爾新羅、虎狼爾心、含會稽之恥、畜勾踐之怨、祈禱群望、構禍國家者、日亦久矣。

〔註〕唐王が事も、天智天皇御代に韓國を救濟ひ給ひしかば、王使を奉りしに因りて、諸城また水城を造らせ給へるを以て、申しおこせる事も推測らると、鈴屋翁の論ひの如くなれば、その後もさる姦心を有てること知られ、新羅も神祇の御威光に因りて平伏ひまつりしかど、動もすれば仇なひ奉らむとせし事、後も度々ありて、別に說へる物あり。また對馬貢銀記にも考合すべきことあり。

北狄蝦夷、西戎隼俗、狼性易ㇾ亂、野心難ㇾ馴、往古已來、中國有ㇾ聖則後服、朝堂有ㇾ變則先叛、其爲ㇾ俗也。子報二父敵一、孫酬二祖怨一、但以下畏二陛下之威武一服中聖朝之文敎上、匿二爪牙於毛中一、戢二羽翼於鱗下一、（日本史に鱗字蓋誂とあり。）縱令朝堂有二旰食之急一、邊城有二烽火之警一、豈有下忍二父祖之宿怨一忘中子孫之甘心上哉。

〔註〕實に此語の如く、東方に蝦夷、西方に隼人ありて、遠神祖の御軍もて征伐に御勞ありしこと、史典に見えたるを、蝦夷は專と、北方韃靼人の寇ひ奉りし。隼人は韓また漢土の姦賊の後援をして暴逆を振ひしこと、或人の說も己が說もあり。さはいへど、此は漢人も、敵國外患なき時は國常に亡ぶとも、无二外憂一則必有二內患一

我國を中國と稱すること

弊政を論す

といふ如く、皇大神の荒御魂の御心と、武事を忘れしめじとの大御しらひにて、かかる東西二賊をば和めおかせ給ひしにもや有りけむ。また中國・中華・華夏など、古く此にて用ひられしは、皆皇御國を指してなるを、後のたふれずさ等は、此を太（いた）く誤れる事、先師等を始めて、諸人の論へるが如きを、此に唐王また中國とあるなど、よく名分に協ひて、朝臣の學術の正しきこと、かの吉備氏の徒とは霄壤といふべし。されど吉備氏に從ひ物學ばれしこと、松浦緣起に見えしかば、氷藍にも喩へつべし。

頃者賢臣已歿、良將多亡、四隣具聞、八表共識。當今之務、（或は在字を脱するか。）練二習五兵一、振二威四海一、先レ諍後レ實、災變或視。（日本史に、或視文義不レ通、疑有レ訛、といへり。下も同じ。）能（此上下疑有二脫誤一、或は可字を脱すか。）崇レ賢選レ士、撫二慰萬邦一、割二却庸租一、簡二易庶務一、復二八柱之已傾一、張二四維之將一レ絕。然則遠肅近安、民豐國富、太平之基、華戎共欣。康哉之歌、朝野同レ音。豈可下偃二武棄一レ備、將士解レ體、修二徐偃之仁義一、從中蹈（蹈字蓋訛。）楚之詐謀上乎。兵法曰、天下雖レ安、忘レ戰必危。勿レ恃二彼之不一レ來、恃二我有一レ備而待一也。然解二却兵士一、出二賣牧馬一、抑二止射田一、若レ斯事

姦臣姦策を弄す

條、未レ見ニ其可一。

〔註〕まことや、天下後世の大弊事といふべき事どもは、悉くに此御代に始りし事、已に委しく考へおけるを、此九年の頃、朝臣の御父を始めて、四人の兄弟たち、痘瘡を患ひて薨(まか)られてより、御門も彌益に忌憚り給ふ大臣は有る事なく、朝政は亂れにのみ亂れゆきしぞかし。さるためしあることゝ、深く思合さるゝふしのあれば、朝臣の忠心には、げにさぞ有りけむと、千とせの後しも、髮もさか立つこゝちのせられてなむ。

また二姦人の過迹なども委しく論はれし中に、又僧正玄昉、云々、覬(窺イ)ニ覦寶位一、熒ニ惑陛下一、欺ニ詐后宮一、讒ニ間蕃屏之族一、令ニ朝廷無ニ維城之固一、放ニ逐棟梁之家一、令ニ左右絶ニ忠良之臣一、屢出ニ酷政一、令ニ天下積ニ怨於陛下一、擧ニ動大役一、令ニ萬民疲ニ弊於興作一、偃レ武棄レ備、令ニ國家忘レ戰、愛ニ養死士一、不レ嗇ニ萬金之資一、所レ有行事、一同ニ文種滅レ呉九術一、云々。

〔註〕此は專ら玄昉らを論はれたれど、爾後道鏡賊が奸逆の謀も皆此を用ひたり。昔より逆賊が家國を奪はむとするには、必ず此術を用ひし事、倭漢にその例いと

二盗を除かん事を建議す

多し。文種の事は呉越春秋越絶書に見えたり。篤信が説に、胡氏傳曰、凡亂臣・賊子蓄无君之心者、必先剪其所忌、而後勦其惡。篤信曰、若北條義時之於畠山重忠、朝鮮李氏之於鄭夢周、蓋先剪其所忌也、といへるは、げにさる說なりけり。

臣熟視二盜、契爲比目、雖陛下撫育、恩超同位、而進退周旋猶如餓虎、先知二盜必有大求。若不早除、恐貽噬臍之憂。太公曰、涓水不塞、將成江河、兩葉不去、將用斧柯、夫視日月之光、不爲明目、聽雷霆之動、不爲聰耳。所謂上智者、居高堂之上、知日月之次序、見瓶水之中、知天下之寒暑。臣請賜尙方劍、芟夷二盜、省除苛政、以扶傾運、誅無忌而謝呉王、楚子故事。戮晁錯而賜七國、漢帝上策云々。臣聞、鴟鴞山鳥、猶惜毀巢、況乎我國家宗廟社稷、與日月競其照臨、與天壤齊其終始。然爲玄昉姦賊、吉備凶豎所謀、豈不哀哉。忠臣義士、以何面目、戴天蹈地乎、

とある、共に皇祖天神の大道をもて、此を監視ても、をさ〳〵間然べきことなき正語どもなり。

〔註〕我國家云々の語は、ことにその大祖とある、天兒屋根命の宣ひ給へる、天神壽

この表を等閑に看過する人は忠臣にあらず

廣嗣征服の軍を發す

詞に因りて書かれしにて、いとめでたく、かの漢國にても、諸葛亮の出師表を讀んで涙を流さぬは忠臣に非ず、とかいふ如く、此表文を等閑に看過す人は、國家に忠ならぬ徒ともいふべくこそ。

かくて、九月丁亥三日遂に兵を起されしかば、勅以從四位上大野朝臣東人爲大將軍、從五位上紀朝臣飯麿爲副將軍、軍監・軍曹各四人、徵發東海・東山・山陰・山陽・南海五道軍一萬七千人、委東人等持節討之。

〔註〕緣起に、「右大臣橘宿禰諸兄、勅授位、各、賜當色服發遣」、今昔物語には、「此者世に在りては、定めて國の爲に惡かりなむ。然れば速に廣繼を罰すべきなりと定められて、御手代東人といふ心猛く思量賢き兵に仰有りて、廣繼を罰し奉れとて遣しければ、東人宣旨を奉りて、鎭西に下りぬ。九國の軍を催して廣繼を攻めむとするに、廣繼此を聞きて、大に嗔りていふ、「我君の御爲に過つことなしと雖、公横樣に我を罰せられむとす。此偏に僧玄昉が讒謀なりとて、多く軍を調へ儲けて待戰ふ。」と記せり。

また己丑五日、勅從五位上佐伯宿禰常人・從五位下阿陪朝臣虫麻呂等、亦發遣任用軍事。乙未十一日、遣治部卿從四位上三原王等、奉幣帛于伊勢大神宮。戊申廿四日、大將軍東人等言、殺獲賊徒豐前國京都郡鎭長【考證に、鎭蓋軍團之類、長其官長、下文大長・小長即此。按唐外官有上鎭・中鎭・下鎭、見六典。和名抄に、京都郡美夜古。】太宰史生從八位上小長谷常人、企救郡板櫃鎭小長【和名抄に、企救郡、岐久、萬葉集に、豐國のきくの長濱と詠める地也。板櫃は、今到津といふとぞ。】凡河内田道。但大長三田鹽籠等、著箭二隻、逃竄野裏、生虜登美・板櫃・京都三處營兵一千七百六十七人、器仗十七事、仍差長門國豐浦郡少領外正八位上額田部廣麻呂、將精兵四十人、以今月二十一日發渡。又差勅使從五位下佐伯宿禰常人・從五位下安倍朝臣虫麿等、將隼人二十四人幷軍士四千人、以今月二十二日發渡、令鎭板櫃營。東人等、將後到兵、尋應發渡。又間諜申云、廣嗣於遠珂郡家【和名抄に、筑前國遠賀郡。】造軍營儲兵弩、而擧烽火徵發國內兵矣。己酉廿五日、大將軍東人等言、豐前國京都郡大領外從七位上楉田勢麻呂、將兵五百騎仲津郡【此郡和名抄にも見ゆ。】擬少領無位膳東人兵八十人、下毛郡【和名抄に豐前國下毛郡。】擬少領無位勇山伎美麻

呂、又云、（和名抄に同郡諫山郷伊左夜麻。）築城郡（和名抄に、豆伊岐と訓註あり。）擬少領外大初位上佐伯豊石兵七十人、來歸官軍。又豐前國百姓豐國秋山等、殺逆賊三田鹽籠。又上毛郡（和名抄に、加牟豆美介とあり。）擬大領紀乎麻呂（乎或は宇に作る。）等三人、共謀斬賊徒首四級。十月壬戌（九日）、詔大將軍東人、令祈請八幡（大）神焉、大將軍東人等言、逆賊藤原廣嗣率衆一萬許騎到板櫃河。（縁起に板倉橋河と作る。）廣嗣親自率隼人軍爲前鋒、即編木爲船、將渡河。于時佐伯宿禰常人・安倍朝臣虫麻呂、發弩射之、廣嗣衆却列河西、常人等率軍士六千餘人陣于河東。即令隼人等呼云、隨逆人廣嗣拒捍官軍者、非直滅其身、罪及妻子・親族者、則廣嗣所率隼人幷兵等、不敢發箭。于時常人等呼廣嗣十度而猶不答、良久廣嗣乘馬出來云、承勅使到來、其勅使者爲誰。常人等答云、勅使衛門督佐伯大夫、式部少輔安倍大夫、今在此間者。廣嗣云、而今知勅使、即下馬兩段再拜申云、廣嗣不敢捍朝命、但請朝廷亂人二人耳。廣嗣敢捍朝廷者、天神地祇罰殺。常人等云、爲賜勅符喚太宰典已上、何故發兵捍來。廣嗣不能辨答、乘馬却還、時隼人三人直從河中泳來降服、則朝廷所遣隼人等扶救、遂得著岸、仍降服隼人二十人、廣嗣之衆十許騎、來歸官軍、獲虜器械如別。又降服

天皇伊勢に行幸す

隼人贈唹君（老證に云、和銅三年正月紀作曾君。）多理志佐申云、逆賊廣嗣謀云、從三道往、即廣嗣自率大隅・薩摩・筑前・豐後等國軍合五千許人、從鞍手道往。（吾妻鏡に、筑前國鞍手郡。）綱手、【此朝臣の弟にて、縁起に、宇合卿五男、內舍人繩手、同時難罪、といひ、式家系譜にもかくあり。】率筑後・肥前等國軍合五千許人、從豐後國往。多胡古麻呂（不知所率軍數。）從田河道往。（和名抄に、豐前國田河郡。）但廣嗣之衆到來鎭所、綱手・多胡古麻呂未到。己卯（廿六日）、勅大將軍大野朝臣東人等曰、朕緣有所意、今月之末暫往關東、雖非其時、事不能已、將軍知之不須驚恠。壬午（廿九日）、行幸伊勢國、【萬葉集六にいふ、依太宰少貳藤原廣嗣謀叛發軍、幸伊勢。正統記にも、廣繼を追討せらるゝ祈禱の爲に、伊勢神宮に行幸ありき。】十一月丙戌（三日）、遣少納言從五位下大井王幷中臣忌部等、奉幣帛於大神宮、車駕停御關宮十箇日、（河口關なりと考證に委しく說けり。）是日大將軍東人等言、進士無位安倍朝臣黑麻呂、以今月二十三日丙子、捕獲逆賊廣嗣於肥前國松浦郡値嘉嶋【古事記に、知訶嶋と有りて隱れなし。和名抄に知加。】長町村、【此ことも、下に斬りつとあるも、共に信けがたき事、下に引く諸事にて知るべし。】詔報曰、今覽十月二十九日奏、知捕得逆賊廣嗣、其罪顯露、不在可疑。

廣嗣斬らるとも云ふ

廣嗣捕へられて京に向ふ

宜依法處決然後奏聞。丁亥四日、遊獵于和邇野、【考證に、名嶋氏曰、在河口頓宮東北廿餘町許、今屬倭莊大村、古名猶存。】免當國今年租。戊子五日。大將軍東人等言、以今月一日、於肥前國松浦郡斬廣嗣綱手已訖。菅成以下從人已上及僧二人者、禁正身置太宰府、其歷名如別。又以今月三日差軍曹海犬養五百依、發遣、令迎逆人廣嗣之徒三田兄人等二十餘人、申云、廣嗣之船、從知賀島發、（考證に、即値嘉島也。）得東風往四箇日、行見島。船上人云、是耽羅島也。【耽羅の事、繼體天皇紀に見え、今昔物語に度羅島といへり。】于時東風猶扇、船留海中、不肯進行。漂蕩已經一日一夜、而西風卒起、更吹還船。於是廣嗣自捧驛鈴一口云、我是大忠臣也、神靈棄我哉。乞賴神力風波暫靜、以鈴投海、然猶風波彌甚。【松浦縁起に、「黑風彌扇、白浪不平、帆柱之上種々鳥來居、所謂烏鵲鳩等也。烏者住吉、鵲者香椎、鳩者八幡大神也」、といへり。鳩を大神の御使と申すに付いては、彼御傳記に說ふを見るべし。】遂著等保知駕島色都島矣。

〔註〕縁起には、「遂吹著小値嘉島、次還來松浦橋浦、彼御忌日十月十五日也」。考證に云、「等保疑當作遠一字、後紀陰陽式作遠値嘉島」といひ、此を拾芥抄に肥前島

とあり。その故事の起は、景行天皇の詔に因る事、肥前風土記に見え、天武天皇紀には、血鹿島と記され、水鏡には「十一月十一日に松浦郡にて小貳鎭り給ひし所は、今鏡の宮とておはします。」仁壽鏡に、十一月幸二伊勢大神宮一、同十一日廣繼於二肥前國松浦郡一被レ誅、其靈作レ神、今鏡宮是也、と記せり。

河海抄に、古老傳言、式家始祖藤原宇合一男廣繼、叛二於宰府一、於レ是勅二大野東人一爲二大將軍一、率二官兵一討レ之。時廣繼不レ利、自拔レ刀斬レ頸、其頭飛二升空一、蹶二殺官軍一。其靈化爲二赤鏡一、見者多死、今肥前國松浦郡鏡明神是也。

〔註〕緣起には自拔レ刀云々の事漏れて、其遺體三箇日懸レ虛流レ電。鎭落之所、今鏡宮也。雷電照曜、夜之如レ晝。如レ此之間勅使頓滅二三人、洛下外境、奉レ見二其影一、奉レ聞二其名一、醉レ氣迷レ神、死凶甚滋。臣下公卿妖死又多。又廟靈忿怒之時、御在所方丈照耀如レ懸レ鏡、仍稱二鏡山一也、とて、朝議に因りて吉備眞吉備朝臣を下して、此を鎭和せしめ給ふ。此人天平十七年、廟殿二宇を造立て、兩所を鎭坐せしめ、無怨寺を作り、僧徒をして經を誦み抔せしめて、祈鎭むとあり。今昔物語には、廣繼龍馬に

乘りて海に浮びて、高麗に行きなむと爲るに、龍馬前々の如く翔る事能はず、其時に廣繼早う我運盡きにけりと知りて、馬と共に海に入りて死す。其時に東人攻寄せて見るに、廣繼海に入りければ、家に見えず。然る間沖方より風吹きて、廣繼が死にたる身を濱際に吹寄せつ。然れば東人其頭を切りて王城に持上りて、公に奉りつと見えたるは、覺束なき傳なり。詞林采葉抄には、「廣嗣軍を引いて知賀島に寄り、龍駒に鞭打ちて海を渡る、馬前まず、怒を爲して龍駒の頸を切りて、舟に乘りて東（誤か）國を指して行くに、逆風吹返す。時に松浦の橘島に到る。官軍取込めて此を討つ。其遺體三ケ日の間虛空に翔り、雷の如く鳴り光輝き轟く聲都に及べり。爰に吉備の眞吉備勅を承りて靜めてけり。其時遺體此鏡山に落ち留れり」と記せり。

此れ鏡宮と稱（い）ふ事の起元（はじめ）と聞えたり。さるを同地に神功皇大后も鎭坐に依りて、天神地祇を祀奉らせ給ひし地とて、鏡山を此邊の振巾麾山ぞといふ說もあるは、元豐前國なる風土記の說と誤傳へたる物とこそ所思（おもはる）れ。さて鏡宮と云ふことは、拾芥抄・諸神本懷・尊卑分脈・諸社根元記・諸神記などにも見ゆ。新千載集に、「淺からず賴

みたる男の、心ならず肥前國へ罷りて侍りけるが、便につけて文をおこせて侍りける返事に、紫式部、「あひ見むと思ふ心ぞ松浦なる鏡の神やかけて（一にそらにとあり）しるらむ」、源氏物語玉葛の巻に「君にしも心たがはゞ松浦なる鏡の神をかけて誓はむ」「年をへて祈る心のたがひなばかゞみの神をつらしとや見む」、また玄昉が頭を摑み拔取られし事は、天平十八年六月己亥（十八日）の紀に、「僧玄昉死。」【東大寺要錄に引ける文には、玄昉忽然登レ空數丈、落レ地死亡、更无二血骨一、俗姓云々。】玄昉俗姓阿刀氏、靈龜二年入唐學問、唐主尊二玄昉一、准二三品一令レ著二紫袈裟一。天平七年隨二大使多治比眞人廣成一還歸。齎二經論五千餘卷及諸佛像一來。天皇亦施二紫袈裟一著レ之、尊爲二僧正一、安二置內道場一、自レ是之後榮寵日盛、稍乖二沙門之行一、時人惡レ之、至レ是死二於徙所一。世相傳云、爲二藤原廣嗣靈所一レ害。」扶桑略記に、「天平十七年十一月乙卯（二日）遣二玄昉於筑紫一造二觀音寺一、沙門之行稍乖、時人惡レ之。庚午（十七日）、收二玄昉封物一」また「十八年六月丙戌、（五日）玄昉爲二太宰少貳藤原廣繼之亡靈一被レ奪二其命一、廣繼靈者今松浦明神」なりとあり。

又延暦十六年の條に、四月丙子（廿一日）、僧正善珠卒、年七十五、皇太子圖二其形像一、置二秋

篠寺、法師俗姓安都宿禰、京兆人也。流俗有ㇾ言、僧正玄昉密ㇾ通太皇后藤原宮子。善珠法師實其息也と國史を引きて記せり。「玄昉は阿刀氏なれば、よく符へり。【法隆寺雜用抄ちふ物を史徴に引きて、「聖武天皇の御宇玄昉とて大學生あり、彼才智を繼がしめむが爲に、皇后に心を合せてとつがしめ、男子を生み給ふ、善珠僧正とて日本一の學生是なりとあるは、宮子太后を誤れる傳なり。】

元要記に云、六月十八日、筑前國御笠郡太宰府觀音寺供養、導師玄昉請、高座登打ㇾ磬、俄雷電震動、彼玄昉虛空奪取。同十九年六月十八日、玄昉死骸興福寺庭拋、頭搭肘塚、兩所塚築藏ㇾ之、といひ、詞林采葉抄に、太宰府觀音寺供養の導師として、腰輿に乘りて、參堂しける時、俄に空より異雲飛降りて、僧正の首を引切りて提げて上り、忽然として失せぬ。次年其首を興福寺の唐院の邊に落したり、塔頭とて今に在り、此則廣嗣の靈の所爲也とあり。源平盛衰記にも、「聖武皇帝の御宇に、玄昉僧正とて貴き僧坐しき。云々。遣唐使吉備大臣と入唐して、【參考にいふ、按續日本紀、玄昉靈龜二年入唐而靈龜二年八月の條に云、以多治比縣守爲遣唐押使、阿倍安麿爲大

使、藤原馬養爲副使。九月の條に云、以大伴山守代爲遣唐大使云々、以吉備爲遣唐使、在天平勝寶中、此云從吉備入唐者恐誤】五千餘卷の一切經を渡し、法相唯識の法門を將來せり。皇帝皇后深く御歸依を致し給へり。常に玉簾の內に召されて、后宮掌を合せ御坐す。　廣嗣后の宮に參り給ひたりけるに、玄昉婚遊し給へり。　廣嗣奏して申さく、玄昉后宮を犯奉る、其咎尤重しと。　帝更に用ひ給はず。　廣嗣又后宮に參りたりける時、玄昉又皇后と枕を並べて臥し給へり。　重ねて奏して、玄昉只今后宮と席を一にし給へり、叡覽に及ばゝ重科自ら露顯せむと申す。　帝忍びて幸成りて、御簾の隙より叡覽あり。　光明皇后は十一面觀音と現じ、玄昉僧正は千手觀音と顯れて、共に慈悲の御顏を並べて、同じく濟度の方便を語り給へり。皇帝彌叡信を發し御坐して、廣嗣は國家を亂すべき臣なり、一天の國師たる尊き僧を讒し申す條、罪科深しとて、西海の波に被流たりければ、怨を成し謀叛を起す。　凡夫の眼前には、梵行にあらず、婚嫁と見奉れども、賢王の叡覽には、大悲薩埵の善巧方便と拜み給ふも、あな貴し。　參考にいふ、諸本不載廣嗣叛由來。彼廣嗣討たれて後、亡靈荒れて、恐しき事共多く有

りける中に、同十八年六月に、本宰府觀音堂造立供養あり、【玄道いふ、平家物語に、筑前國御笠郡太宰府の觀世音寺供養せらると作る。】玄昉僧正導師たり、高座に上りて啓白し給ひけるに、俄に空搔曇り雷電して、異雲高座に卷下し、導師を取りて天に騰る。次年（參考にいふ、伊藤本作二十七年一、佐野本十九年）の六月に、（參考にいふ、長門南都本不レ書二年月一、八阪伊藤本作二正月十五日一、一本正月十八日、鎌倉有二十九日字一、餘本十八日字一）彼僧正の生（なま）しき首を興福寺の南大門に落して、空に咄（フ）と笑ふ聲しけり。

〔註〕玄道いふ、此事尊卑分脈にも見え、平家物語に「十八日枯髑髏に、玄昉といふ銘を書きて、興福寺の庭に落して、虛空に人ならば千人計りが聲どつと笑ふ事あり」とあり。扶桑略記に、「流俗相傳云、玄昉法師、太宰府觀世音寺供養之日、爲二其導師一、乘二於腰輿一供養之間、俄自二大虛一捉二捕其身一、忽然失亡。後日其首落二置于興福寺唐院一」また法隆寺雜用抄には、「彼臣下惡念を發し、餓死して鳴雷と成りて、或時玄昉が頸を取りて殺しぬ。奈良の都に此首を落す、其所を頭到といふ、是なり。其靈あれて祟を成す程に、神にいはひ奉る、今鏡の明神是なり、新藥師寺邊にありといへりとぞ、」平城坊目考に、「鏡明神社、井上町にあり。廣嗣卿の靈を祀る。玄昉が頭塔

肘塚に遠からず。又玄昉の髑髏を分散して、葬所四箇所あり。頭塚・肘塚・眉目塚・胴塚なり。各〻生前に縁ある東大・興福・元興にあり。筑紫にて震死せるを、疑らくは骨肉破裂して全からず、弟子等が火葬にして枯骨を平城に送りて、分葬りしか。

唐院は玄昉が住坊にて、唐より持來の物を納む」ともいへり。

此寺は法相大乘の砌なり。此宗は玄昉僧正の渡したれば、廣嗣の惡靈玄昉を怨みて斯くしけるこそ怖しけれ。【玄道いふ、平家物語に「是れ廣嗣追討せられし時、調伏したりし故とぞ聞えし」と有るは、いふに足らぬ非なり。】此僧正入唐の時、唐人其名を難じて云ふ、玄昉は還りて亡ぶといふ音あり、日本に歸渡りて必ず事に遇ふべき人なり。只唐土に留り給へかし、といひけれ共、故鄕の戀しかりければ、歸朝したりけるが、斯く亡びけるこそ不思議なれ。廣嗣の怨靈荒れて斯樣に淺ましき事共ありければ、神と崇め奉る。

〔註〕玄道云、今昔物語にも、御靈の荒れたるを、天皇の極く恐み給ひて、吉備公をして祭り和がしめ給ふ事を記せり。緣起に、眞吉備臣深く此を恐れて、松浦廟に事へ

奉らむことを祈られしに、天平勝寳六年に、太宰都督に任りしかば、奏聞して、春秋二季の讀經、幷諸會を定めて、爲に田拾伍町を施入し、宮無怨寺に水田四十町、兗田六十町を寄置くなど、八箇年の間鄭重に仕へられしかば、怨靈の和鎮まして、その冥助にて大臣にまで上られし由を委しく記せり。但し彼書は、光明皇后と孝謙帝、玄昉と道鏡を混へたること、考證に說へる如くなれば、其心して見るべし。

今の松浦の明神と申すは是なりけり」といへり。

〔註〕參考に云、八坂伊藤本作松浦鏡大明神、餘本除長門本、皆松浦鏡宮。要記云、松浦明神、壒囊抄、松浦鏡宮、按卜部兼倶說云、肥前國松浦郡田島神社、仲哀天皇弟稚武王也、號上松浦大明神。志々岐神社、稚武王弟十城別王也、號下松浦大明神、鏡宮息長足姬尊也、稱松浦三座、是也云々。據此則本書諸本、及要記、壒囊抄所載不足爲信矣といへるは、却りて信に足らず、漢ずさの論は、大かたかゝる非事のみ多かり。字類抄に、松浦明神、右近少將從四位下藤原朝臣廣繼、太宰少貳、任中慮外難罪とて、緣起を引けり。江談抄に、松浦廟事、件宮者、綱明大臣也、

とあるも、信じ難し。また松浦明神とは、水鏡・正統記・梅松論・如是院年代記も同說なり。分脈に、豐前國鏡宮といふは悞なり。また板櫃明神ともいふ由、諸神名書を初め、鎭西志に記し、豐前國企救郡にも、今に板櫃社といふ有りとぞ。或說に、鏡宮は神功皇太后にて、後此朝臣を合祀れりともいへり。されど皇太后宮は、此邊に古く鎭座すを、後に此に合祀りしにもあらむ。神社啓蒙には、以鏡宮爲廣嗣靈社者非。廣嗣祠別在板櫃、曰板櫃社とも見ゆ。詞林采葉抄に系圖を引きて、廣嗣坐事配流、爲惡靈、肥前國松浦郡鏡明神是なりとも、鏡山は山城・近江・豐前に在りとも記せり。大日本史に、此朝臣を、韜文武之才、除君側之惡、其志偉矣、然擧兵諫、君子謂之愛君、而猶不可爲訓、矧與晉陽之甲乎、と論はれたり。

さて百錬抄に、天永元年五月廿三日、太宰府言上、鏡宮御殿修造之間、數百歲不奉動御體、可奉渡假殿哉否、被行御占、また中右記に、元永元年四月廿八日、太宰府言上、鏡宮守之中門鏡方八寸許顯現事など見え、吾妻鏡に、文治二年十二月十日、

肥前國鏡社宮司職事、以二草野次郎大夫永平一被二定補一、是且任二相傳一、且被レ優二奉公勞一云。また、建久五年七月廿日、將軍家以二御鎧・御劒・弓箭等一、被レ奉二鎮西鏡社一、彼大宮司草野大夫永平、依二訴訟事一、差二進代官一之間、今日爲（シテ）二大藏丞頼平奉行（ト）一、令二請取（ヲ）一。また、寛喜四年閏九月十七日、鏡社住人渡二高麗一、企二夜討一、盗二取數多珍寶（チ）一、歸朝之間、守護人爲レ尋二問子細一、欲レ召二取彼犯科人等一之處、預所稱下不レ可レ交二守護沙汰一之由上、張行之旨就二注申一、今日有二沙汰一。預所非レ可二抑留一、任（セ）二交名（ニ）一早可レ召二渡于守護所一、乘船幷賊物事、同可レ令二沙汰一之由、被レ仰二隱岐左衞門入道一云、など見ゆ。【或物に引ける正應五年田所注進狀に、鏡神社御領三百九拾八丁四段三畝、また貞應元年六月寶蓮花院政所、下鏡宮神宮寺僧寺云々、といふ文書をも引けり。】また橋逸勢の傳の末に、元曆元年の曆錄を引きて、四月十五日癸酉、造（トハ）二八所神殿一、被レ行二御靈會一焉。御靈八所、崇道天皇・伊豫親王・藤原夫人・藤原廣嗣・橘逸勢・文屋宮田丸・吉備眞備・火雷天神也、と見え、

〔註〕これ今の京の御靈八社に坐し、物どもにもいへり。御靈會といふこと、清和天皇紀、貞觀五年五月廿日の條に、於二神泉苑一修二御靈會一云々、所謂御靈者、崇道天

皇・伊豫親王・藤原夫人・及藤原廣繼・橘逸勢・文室宮田麻呂等是也。幷坐レ事被レ誅、冤魂成レ厲、近代以來疫病死亡甚衆。天下以爲、此灾御靈之所レ生也、とあるぞ、御靈といふことの始なるべき。又今本に藤原云々を觀察使と作れど、神祇拾遺にかくあるぞ正しき。そは上に六前とあるによく符へりと、或說の如くなれば、今夫れに因りつ。

拾芥抄にも、八所御靈、吉備聖靈、崇道天皇、（光仁天皇子、早良親王是也。）伊豫親王、（崇道親王御子、）【玄道云、此は誤なり。桓武天皇の皇子にて、親王には御姪にませり。】藤原夫人、（伊豫親王母儀、）藤大夫、（太宰少貳兼左少將藤原廣嗣、筑紫鏡宮是也。坐ニ肥前國松羅郡ニ云々。）橘大夫、（逸勢、恒貞太子依ニ此謀叛ニ被レ廢）文大夫、（文室宮田丸、宇合第一子也。）火雷天神、（北野御事也。）とも記せり。抑此御社にますは、皆いひしらぬ冤罪を得て世を罷給ひし神等なるに因りて、恭うて案ふに、かの廟宮緣起に、此朝臣の歿後に、いといみじき咎祟ありて、諸勅使公卿等の妖死なども多く有りしより、吉備氏玄昉ともに深くおぢおそれて、玄昉は種々修法などをし、吉備氏は廟宮及無怨寺をも造りて、墓守雜掌六十人を充てられ、殊に其社に仕へ奉りてむと誓祈りて、太宰大貳と任りて下りては、春秋二

季讀經、及諸會をも興し、水田百餘町をさへ寄置き、其後妖僧道鏡等が兄弟も、其祟を受けて貶死せりと有るを見て、其厲祟の甚しかりし事は察せられたれば、さる由にて、はた此にも合鎮め祭り給へる事は、今更論ふまでも非ず。（かの中に、眞吉備公の入りしは誤にて、吉備内親王ならむと、或説の如くなるべし。）されば此御社を、大内を初奉りて、貴紳等の家々の産土大神とも崇め給へりしは、人こそ知らね、繼世には決めて深き契ある事なるべし。

## 藤原豐成大臣

やがてまた立ちかへりけり筑紫潟そのしらぬひのぬれぎぬもひて

右大臣藤原豐成公は、左大臣武智麿公の長子なり。武智麿公傳に、公有嫡夫人、阿倍大臣外孫、育子二人、其長子曰豐成、（委しく下に見ゆ。）孝謙皇帝の天平寶字元年七月の頃、大師藤原押勝が寵遇を得て、權力を專にせしかば、鹽焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麿卿・大伴古麿等の深く憤りて、軍兵を起して、内賊を除剪さむと謀られしに、事成らずて、却りて反名を得て、空しく成りもしぬし、或は流されたりき。

**罪人の姓名を改むる例**

紀に、なほ多治比犢養・多治比禮麿・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄麿大人とあり、の名見え、さて黄文、改ニ名多夫禮ー、道祖、改ニ名麻度比ー、大伴古麻呂・多治比犢養・小野東人・賀茂角足改ニ姓乃呂志ー。これ罪ある人の姓名を改むる事の物に見えたる始也。さて參考盛衰記に、按ニ系圖ー、爲頼者、淺原三郎行信孫、小三郎頼行子也。淺原爲頼、諸書或以ニ淺原ー作ニ疵腹ー、今按、自レ古大逆者改ニ其姓名ー加ニ醜名ー罪レ之者多、和氣清麻呂配流之時、詔改ニ名別部穢麻呂ー、天台座主明雲流罪之時、改ニ藤井松枝ー、高倉宮以仁王被レ殺後、改ニ名源以光ー之類是也。由レ是見レ之、爲頼自ニ殺禁中ー、故改ニ淺原ー爲ニ疵腹ー乎、とあるを思合はすべし。等、幷杖下死、安宿王及妻子配ニ流佐渡ー、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古慈斐二人、便流ニ任國ー、其與黨人等、或死ニ獄中ー、自外悉依レ法配流。又遣レ使追ニ召遠江守多治比國人ー勘問、所レ欵亦同、配ニ流伊豆國ー、など見ゆ。

**奈良麻呂は杖殺か**

橘卿も、日本史に、按ニ補任ー、奈良麻呂伏レ誅、一説配流、本書無下流ニ殺奈良麻呂ー明文上、據下御ニ南院ー宣詔上、奈良麻呂蓋處ニ遠流ー乎、とあれど、鈴屋翁の說の如く、かの杖下にて亡られしにやあらむ、といとあかず口惜しく哀しくあはれなる事ども也。

**當時の眞相は文面に據り難し**

凡て此頃の事の虛實は、文面のまゝに見ては相違ふことのみ多かり。さて仁明天皇紀、承和十年八月辛未の條に、詔曰、無位橘朝臣奈良麻呂倚伏難レ測、既扃ニ夜臺ー、悼ニ福祿之不一レ長、悲ニ忠貞之未レ遂、宜下從ニ寛典ー式賁中幽墳上、可レ贈ニ從三位ー、また太政大臣正一位を贈り給ふとあるは、

御母方の由にはあれど、その素志は知らる可くなむ。

紀に、乙卯、遣中納言藤原朝臣永手、左衛士督坂上忌寸犬養等、就右大臣藤原朝臣豐成第宣勅曰、汝男乙繩關兇逆之事、宜禁進者、卽加肱禁寄勅使進。また戊午、云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潛忌内相、知構大亂、無敢奏上。及事發覺亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚呼宰輔之任、豈合如此、宜停右大臣任左降太宰員外帥。かくて淡路天皇の寶字八年九月に、押勝謀叛きて誅に伏しゝかば、戊申十月の紀に、以太宰員外帥正二位藤原朝臣豐成、後爲右大臣、賜帶刀四十人。また甲寅二十日に、授正二位藤原朝臣豐成從一位、云々、正五位上藤原朝臣百能幷從三位。また癸亥廿九日に、勅曰、逆臣仲麻呂奏右大臣藤原朝臣豐成不忠、故卽左降。今旣知讒詐、復其官位、宜先日所下勅書・官符等類悉皆燒却、と見え、神護元年十一月甲申廿七日の紀に、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨、平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也。養老七年以内舍人兼兵部大丞、神龜元年授從五位下、任兵部少輔、頻歷顯要、天平十四年至從三位中務卿兼中衛大將、二十年自中納言轉

大納言。感寶元年拜右大臣。時其弟大納言仲滿執政專權、勢傾大臣。大臣天資弘厚、時望攸歸、仲滿每欲中傷、未得其隙。大臣第三子乙繩、平生與橘奈良麻呂相善、由是奈良麻呂等事覺之日仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、促（一に役とあり、）令之官而左降大臣爲太宰員外帥。大臣到難波別業、稱疾不去。（公卿補任にも、稱疾留難波とあり。）居八歲、仲滿謀叛伏誅、卽日復本官、薨時六十二。

家傳に、基弟曰仲滿、使學博士門下、屢奉絹帛勞遺其師、由此二子皆有才學、名聞蓋衆。豐成仕至左大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、仲滿改名押勝、仕至大師、爵入從一位、と記せり。 難波大臣、又横佩大臣とも云ひし事、尊卑分脈に見え、その男子に、良因・繼繩卿・乙繩・繩麻呂と四人、女子には、中將姬とて、尼と爲りて當麻寺に住めりと云へり、同寺緣起に、異人の來りて、かの蓮絲もて曼陀羅を作りし事を載せり。 世にも中將姬の書とて傳へたれば、さる人有りし事は論なきを、その名のかの頃には似つかぬは、極めて別名ありて傳はらぬにこそ。 又蓮莖もて物を作る事は、近代にも島津殿の北方の物せられし由、

葛城王七人あり。

成形圖說に見えたれば、此はた怪むべきにあらず。

## 贈太政大臣正一位橘奈良麻呂卿

世にかをるくすよりはやく奈良山のかぐの木のみぞ匂ひそめつる

橘奈良麻呂卿は、左大臣正一位諸兄公の長子にて、（公卿補任に、母淡海公。女系圖にもかく見ゆ。）敏達天皇六世の御裔なり。御父諸兄公、幼名を葛木王と申しゝを、御母の橘三千代主人の緣によりて、橘氏を賜ひ、公の御父美努王（補任に、敏達天皇之子難波親王（之四世孫イ）大俣王男、贈從二位栗隈王男、治部卿兼攝津大夫從四位下美努王一男、母縣犬養東人之孫、大夫人贈正一位三千代刀自）橘三千代夫人を娶りて大臣及弟淸爲王と、牟漏女王とを生ましめ、和銅五年五月王薨後に、藤原不比等公も、此夫人に合ひて、光明皇后を生ましつれば、光明皇后（安宿媛）と大臣とは、異父兄弟に坐しゝなり。（補任に光明皇后兄弟歟。）又此頃に葛城王といふ人七人あり、狩屋望之が說に、欽明天皇々子、有二葛城王一、見二古事記及欽明紀一。敏達天皇々子亦有二葛城王一、見二古事記一。天智天皇初名葛城皇子、見二舒明二年紀一、又天武紀云、八

年七月己卯朔、乙未、四位葛城王卒、又長屋王之子有二葛木王一、見二天平元年二月紀一、又天平勝寶元年四月紀亦有二葛木王一、各別人、莫レ與レ此混一、といへるが如し。さて伊豫溫泉碑銘に見えたる王、また世に名高き采女に、淺香山の歌詠ませたる王、また官曹事類に見えたる王は、何王なりけむ、定めがたし。　橘氏を賜へる事は、元明天皇（和銅元年冬）紀、聖武天皇（天平八年十一月）紀と、姓氏錄に見えて、【皇和眞俗通に此橘氏を乞ひ給へるをかにかくに論へるは、偏に漢國に僻せる說なり。】別に記せる物あり。

聖武天皇・孝謙天皇の御世に仕へられしが、時の御政に惡弊多く成りもてきて、見聞くに忍びぬ事のみ多かるを、深く惡み慨かれしを、（此は下に引く紀文に徵すべき事あり。）天平寶字元年春正月六日（系圖による。）遂に薨じ給ひぬ。　そは紀に、庚戌朔、乙卯、前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨。遣二從四位上紀朝臣飯麻呂・從五位下石川朝臣豐人等一、監二護葬事一、所レ須官給、大臣贈從二位栗隈王之孫、從四位下美努王之子也。（編年集成曰、薨年七十四、號二井手大臣一、補任同。）とあり。　さて此卿は、天平の頃天子相樂別業に行幸ありし時に、從五位下に敍り、さて大學頭、攝津大夫、民部大輔に歷任し、從四位下になり、勝寶元年從四位上侍從に進みまし、參議

行但馬因幡按察使に拜され、伯耆・出雲・石見等の非違を撿挍し、正四位下に進み、寶字元年左大辨を兼ねましき。

さて同年六月丁酉朔、甲辰紀に、先レ是去ル勝寶七歳冬十一月、太上天皇不豫、時云々。至レ是ニ從四位上山背王復告、橘奈良麻呂備ニ兵器ヲ一謀レ圍ニ田村宮一。【大和志に、在ニ添上郡田中村一、天平勝寶四年夏四月、行ニ幸東大寺一、是夕天皇還ニ御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第ノ一、以爲ニ御在所一、或は山城國松尾社の邊といふは誤なり。】正四位下大伴宿禰古麻呂亦知ニ其情一【此時奈良麻呂卿は、左大辨正四位下にて坐しゝなり。公卿小傳には、天平勝寶元年四月、從四位上、同年七月二日參議と記せり。】秋七月丁未朔、戊申云々、是日夕中衞舍人從八位上上道臣斐太都告ニ內相一云、今日未時、備前國前守小野東人喚ニ斐太都一謂云、有ニ王臣謀レ殺ニ皇子及內相一、汝能從乎。斐太都問云、王臣者爲ニ誰等一耶。東人答云、黃文王、安宿王、（史徵に、長屋王子、高市親王孫。）橘奈良麻呂、大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所レ謀者將ニ若爲一耶。東人答云、所レ謀有レ二、一者駈ニ率精兵四百一將レ圍ニ田村宮一、二者陸奧將軍大伴古麻呂今向ニ任所一、行至ニ美濃關一、詐稱レ病、請欲ニ相見一ニ一二親情一、蒙ニ官聽許一、

仍即塞關。斐太都良久答云、不敢違命。先是去六月、右大辨巨勢朝臣堺麻呂密奏、爲問藥方詣答〔本イ〕志忠節宅、忠節因語云、大伴古麻呂告小野東人云、有人欲劫內相、汝從乎。東人答云、從命。忠節聞斯語、以告右大臣。大臣答云、大納言（史徴に指二仲麻呂）年少也、吾加敎誨、宜莫殺之。是日內相藤原朝臣仲麻呂具奏其狀、警衞內外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、率兵追捕小野東人答志忠節等、並皆捉獲、禁著左衞士府。又遣兵圍道祖王於右京宅。己酉、勅右大臣藤原朝臣豐成・中納言藤原朝臣永手等八人、就左衞士府、勘問東人等。東人確道無之。即日夕、內相仲麻呂侍御在所、召鹽燒王・安宿王・黃文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂五人、傳太后詔宣曰、鹽燒等五人乎、人告謀反、汝等爲吾近人、一毛吾乎可怨事者不所念、汝等乎皇朝者、己々多久高治賜乎、何乎怨志岐所止志氏加、然將爲不有加止奈母所念。是以汝等罪者免賜、今往前然莫爲止宣。詔訖、五人退出南門外、稽首謝恩云々。又問黃文・奈良麻呂・古麻呂・多治比犢養等、辭雖頗異、略皆大同。勅使又問奈良麻呂云、逆謀緣何而起。欵云、內相行政甚多无道、故先發兵請得其人、後將陳狀。又問、政稱無道、謂何等事。欵云、造東大寺、人民苦辛、氏々人等

亦是爲レ憂、又置二刻一（史徴に、闕刻也、令義解云、刻者檢判之處、刻者塹柵之所、）闕二奈羅一、爲二己大憂一。問、所レ稱二氏々一、指二何等氏一。又造レ寺元起レ自二汝父時一、今遭二人憂一、其言不レ似。於レ是奈良麻呂辭屈而服。又問二佐伯古比奈一、欵云賀茂角足請二高麗福信・奈貴王・坂上苅田麻呂・巨勢苗麻呂・牡鹿嶋足一、於二額田部宅一飮レ酒、其意者、爲レ令三此等人莫二會發逆之期一也、又角足與二逆賊一謀、造二田村宮圖一、指授入レ道、於レ是一皆下レ獄、又分二遣諸衞一掩二捕逆黨一、更遣二出雲守從三位百濟王敬福・太宰帥正四位下船王等五人一、率二諸衞人等一、防二衞獄囚一、拷掠窮問。黄文（改二名多夫禮一、）道祖（改二名麻度比一、）大伴古麻呂・多治比犢養・小野東人・賀茂角足、（改二名乃呂志一、）等並杖下死。安宿王及妻子配二流佐渡一、信濃國守佐伯大成・土左國守大伴古慈斐二人、並便流二任國一、其與黨人等、或死二獄中一、自外悉依レ法配流。

**諸兄の遺志**

また御父の遺志に因れりといふことは、同年紀に、先レ是去勝寶七歳冬十一月、太上天皇不豫時、【聖武天皇にて、十月丙午勅に、比日之間、太上天皇枕席不レ安云々、とあり。】左大臣橘朝臣諸兄祗承人佐味宮守告云、大臣飮酒之庭言辭無レ禮、稍有二反狀一云々。太上天皇優容不レ咎、大臣知レ之、後歳致仕。既而勅召二越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂一問、識二此語一耶。美濃麻呂言曰、臣未二嘗聞一、但慮二佐伯

全成應レ知、於レ是將レ勘二問全成一。太后慇懃固請、由レ是事遂寢矣。語具二田村記一とあり。太后とは、光明皇后にて、異父兄弟にて坐しゝ故なり。此にて當時の事情はよく推察られたり。後歲とは、同八歲春二月乙酉朔丙戌、左大臣正一位橘朝臣諸兄致仕、勅依レ請許レ之とあり。全成が欵言に、去天平十七年、先帝陛下行二幸難波一、寢膳乖レ宜。于レ時奈良麻呂謂二全成一曰、陛下枕席不レ安、殆至二大漸一云々、願率二多治比國人・多治比犢養・小野東人一、立二黄文一而爲レ君、以答二百姓之望一。大伴・佐伯之族隨二於此擧一、前將レ無レ敵、方今天下憂苦、居宅無定、哭叫載レ路、（勝隆按に、哭叫載路は、續紀に乘路哭叫とありて、考證に乘字誤、未レ詳二所當一。）怨歎實多、緣レ是議謀、事可二必成一、相隨以否。全成答曰、全成先祖、淸明佐レ時、全成雖レ愚何失二先迹一、實雖二事成一、不レ欲二相從一。奈良麻呂云、見二天下愁一而述レ所レ思耳、莫レ道二他人一、言畢辭去。

天平十七年八月丙戌朔、癸丑紀に、行二幸難波宮一、以二中納言從三位巨勢朝臣奈氐麻呂・藤原朝臣豐成一爲二留守一、とある時の事なり。扶桑略記に、八月廿三（朝野群載・大佛記に二と作り。）日、於二大和國添上郡一、更奉レ創二東大寺大佛一、天皇專以二御袖一入レ土持運、加二於御座一、云々、ともあり。（東大寺要錄に、此事委く見ゆ、）史徵に、大佛像十五年創レ功、勝寶元年成、凡七年。則今年創造

聖武帝識性淺騷の弊あり

者疑爲佛殿也、とも、與梁武帝釋御服持法衣行淸淨大捨者相似、とも、また天皇至性仁厚、歸依三寶、濟救兆庶、諸詔勅所宣諭、莫一不出於慈愍存恤之意也、然就史所紀、伏窺其一端、識性淺騷、不務民義、擧或無定操。是以不能居平城安宅、遷其殿屋、以造恭仁宮、營構數年、用度不計、未成一簣、更造信樂宮、而又皆不能安居、却以難波定爲皇都、而又未踰年、幸就此甲賀造宮、伐山開地、垣墻未成、帷帳以張朝儀。夫平城之都、祖考所景卜、本非有殷盤水圮之害、恭仁甲賀之築、又非擬周王土中之營、輕費民力、盛飾像法、意雖祈康樂、民不免疾苦、災異荐臻、地震山火、史不絕筆、世或以爲人事之應者、其不然乎、といひ、史鑑にも、元正憂百姓之飢寒也、務開衣食之道、勵吏勸農、救災賑窮、墾得良田一百萬町、及聖武立、乃反其道、髠數千之生靈、增遊食之徒、是驅百姓於飢寒之道也、安在其救災異焉。とも、玄昉之姦、中冓殆不可道也、而聖武迷佛、不知肅正宮闈。詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦。聖武之不刑、其何以御家邦之爲、唐安祿山通楊貴妃、醜聲聞于外。而玄宗益寵祿山、遂致禍亂、然祿山有髮賊已、玄

昉以髡首連犯二后、奇亦已甚哉、とも、我先皇卑宮室、而厚民生、佛而有靈乎、何甘居峻宇層宮之爲、佛而無靈乎、崇奉之者皆惑矣。氓之蚩々、上明而導之、猶胥趨邪徑、而況上闇而誘之乎、何不至之有。民之財力有限、而伽藍之役無已、地之生靈有窮、而遊食之徒無限、如之何不國窮而民瘁、など論へるは、共に正しき説なれば、見天下愁云々といふを、今現に、其有狀を見るが如し。

厥後大嘗之歲、奈良麻呂云、前歲所語之事、今時欲發如何云々。汝與吾同心之友也、由是談說、願莫違他。【此は孝謙帝の天平勝寶元年十一月辛卯朔乙卯、於南藥園新宮大嘗。以因幡爲由機國、美濃爲須岐國とある時の事なり。大和志に、添下郡南藥園、今郡山藥園八幡宮卽其地、と見ゆ。】又去年四月、全成賷金入京、于時奈良麻呂語全成曰云々。聖體乖宜多經歲序、閲看消息、不過一日。今天下亂、人心無定、若有他氏立王者、吾族徒將滅亡、願率大伴・佐伯宿禰、立黃文而爲君。以先他氏、爲萬世基。大伴古麻呂曰、右大臣豐成公・大納言仲麻呂なり、是兩箇人、乘勢握權、汝雖立君、人豈合從、願勿言之、全成曰、此事无道、實雖事成豈得明名、言畢歸去。奈良麻呂・古

奈良麻呂の最後

麻呂便留ニ彼曹一、(辨官曹司なり。)不レ聞ニ後語一、勘問畢而自經、と見え、東人等の欵にも、去六月中、期會謀レ事三度、始於ニ奈良麻呂家一、次於ニ圖書藏邊庭一、後於ニ太政官院庭一。其衆者、安宿王・黃文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・多治比禮麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人、自餘衆者闇裏不レ見ニ其面一、庭中禮ニ拜天地四方一、共飮ニ鹽汁一(一に歃と作り。)誓曰、將以ニ七月二日闇頭一、發レ兵圍ニ內相宅一、殺劫卽圍ニ大殿一、退ニ皇太子一、(大炊王なり。)次傾ニ皇太后宮一(光明皇后安宿媛なり。)而取ニ鈴璽一、(此は鈴と御印を云へり。)卽召ニ右大臣一將レ使ニ號令一。然後廢レ帝簡ニ四王中一立以爲レ君、とあるにて、【此間の記どもは、隱諱に涉る事は記されず。或は善惡を取違へたる事どもの多く、よく心せずば事實を悞る事の少からぬを、】大かたは推知られたり。大日本史に、按ニ補任一、奈良麻呂伏レ誅、一說配流。本書無下流ニ殺奈良麻呂一明文上、據下御ニ南院一宣詔ニ奈良麻呂蓋處ニ遠流一乎、と見えたれど、系圖に、七月二日被レ誅とあり。鈴屋翁の說の如く、古麻呂・東人などと、かの杖下にて亡られしにやあらむ。いと〳〵あかず口惜しく、哀しくあはれなる事どもなり。凡て此御代の事の虛實は、文面のまゝに見過しては、虛飾に欺かれて、實は得られぬ事のみぞ多かる。【靈異記に、

忠貞遂げずとの詔

此卿の僕が狐の子を殺したるに報せし事を記し、榮花物語に、「御堂殿、長和三年三月、志賀の彌勒會に參らせ給ふ。是は天智天皇の御寺なり。天平勝寶八年兵部卿正四位下橘朝臣奈良麻呂が行ひ始めたるなりといふ事見ゆ。」さて仁明天皇紀なる承和十年八月丁巳朔辛未の日の詔に、無位橘朝臣奈良麻呂倚伏難測既肩夜臺悼福祿之不長、悲忠貞之未遂、宜從寛典式賁幽壤、可贈從三位、また追ひて、太政大臣正一位を贈り賜ふともあるは、天皇の御母命の由縁には坐せれども、その素志は、此にてよく顯はれたるなりけり。

また天平寶字元年七月紀の辛亥ノ下に、授從四位上山背王・巨勢朝臣堺麻呂並從三位・從八位上上道臣斐太都從四位下・正七位下縣犬養宿禰佐美麻呂・從八位上佐味朝臣宮守並從五位下、並是告密人也、又上道臣斐太都賜姓朝臣、と見え、なほ亡魂の浮言に託けて鄉邑を擾亂する者あるを禁じ、(亡魂とは右の罪に因りて世を去りし人どもの魂の託と聞ゆ。)此に黨與せる民等を、出羽の柵に移し、右大臣豐成公を太宰員外帥に左降し、その男乙繩(補任に第二子とし、尊卑分脈には第三子とす。)を日向員外掾とせられし中に、鹽燒王・道祖王は、四王の列(此二王と黃文

大日本史の奈良麻呂論

諸兄公の相樂の別業

王・安宿王なり。に預りしかども免され給ひ、多治比廣足中納言は、諸姪を敎へずして賊徒とせりとて、上に見えつる犢養・禮麻呂の事と聞ゆ。散位もて第に歸されつ。【補任に依二老耄一罷二中納言一、年七十七、或本曰、寶龜九年七月三日解レ官者如何。】など史に見ゆ。さて大日本史論贊に、諸兄以二宗室之冑一錫レ姓分レ族、乃心二王室一、共而不レ貳、舊史載二孝謙上皇不豫、諸兄祇承人、一云々一、無レ幾致レ仕。蓋當二此時一、藤原仲麻呂大被二嬖寵一、醜聲彰聞。諸兄不レ勝二憤歎一、偶〻發二于言辭一耳、豈有二不軌之謀一乎。後來奈良麻呂圖レ除二仲麻呂一、蓋繼二其志一也、とも、奈良麻呂謀レ之不レ臧、事涉二廢立一、城狐社鼠自レ古難レ治、而告レ密羅織、奸人得二以乘二其隙一。非レ有二仁明之贈典一、則千載之下烏能明二其寃枉一哉、ともある、共に正論なりけり。但孝謙上皇とあるは誤にて、聖武天皇なること上に云へり。因に云、山城名勝志に、諸兄公の相樂別業を、井堤里東に在りとて、今玉水町東五町許有二下井手里一、自レ此又五町許東山際、有二上井手里一、今屬二綴喜郡一。舊跡山麓北大塚・南大塚云、田間泉水築山跡少々殘、又岩松中島などいふ田の字あり。山吹は此谷の奥高堤といふ所にあり。花は一重なり、井手の蛙はふろのやぶ本名御園裏といふ所にあり。【泉州志に、諸兄塚在二久米田境內一、余按、諸兄公之於二行基一爲二大檀那一、故建レ廟

祭レ之者乎。行基遺戒を引きて、會建ニ立菅原寺一爲ニ本寺一、以ニ四十九院一爲ニ末寺一、然河内國泉郡木嶋杣山、橘諸兄卿之知行也。乞ニ請其良材一爲ニ建ニ立寺院一用途上、ともいへり。」續日本紀に云、天平十二年五月乙未、天皇幸ニ右大臣相樂別業一、宴飲酣暢、授ニ大臣男無位奈良麻呂從五位下一、伊勢物語に、「山城のゐでの玉水手に結び、たのみしかひもなき世なりけり。」惟清抄に云、井堤左大臣諸兄公境地面白きによりて、井手に新造ありて、山吹を植ゑなどして、此水を愛せり。我一期の後に我を思ひ出ださば、此水へ來てみよ、影を移して見せむといへり。後に行きて見れども、その影なし。此事を思ひ出てよめるにや。また寺號ニ光明寺一、橘左大臣諸兄建立、云々。古今集に、「山吹はあやなゝ咲きそ花みむと植ゑけむ君がこよひこなくに。」延五抄に云、此歌は、諸兄大臣の歌なり。山城の井手の寺、光明寺、此寺を建立して、山水に山吹を植ゑたり。其時、高向の迦留大臣、此歎冬を來て見むと約束して、不レ來時によめり。今の井堤の玉水、其舊跡也。また古今集に、「蛙なくゐでの山吹ちりにけり、花の盛にあはましものを。」此歌はある人のいはく、橘の清友

井手の山吹

が歌なり。（清友は諸兄公の孫。）和歌色葉に云く「ゐでの山吹とは、或書云、昔橘大臣諸兄、井堤の寺を造りて、金堂の四面の廻廊のめぐりに欵冬を植ゑて、廊の内に水を湛へて、花さかせて水にうつして見るべきやうを構へたりけるに、寺供養の日、おもはざるに讒言を負ひて身まかりにければ、山吹の花をうつしてみる事もなくてやみけるをよめるなり。【長明文字鑑にもかくありてぞ、その御ぞう太政大臣橘清友と申しける人よみ賜ひけるとて、右歌を載せり。】古今榮雅抄に云、橘の諸兄井手に寺を立てゝ、堤に山吹をうゑ、池に蛙をはなちて、花を見蛙の聲をきかれしなり。存命ならば花の盛を見らるとなり。

〔註〕無名祕抄にいふ、或人語りていふ、ことの緣ありて井でといふ所にまかりて、一夜宿したることも侍りき。所の有さま、井での河の流れたる體、心詞も及ばず、かの井手の大臣の跡なれば、ことわりなり。河に立ちならびたる石なども、十餘町ばかり、さのみやは遠くたて置きけん、石ごとにたゞなほざりの如くは見えず、わざとたて置きたるやうになん侍りし。そこに古老の者の侍りしを

かたらひて、昔の事ども尋侍りしついでに、井手の山吹と名にながれたるを、いとも見え侍らぬは、いづくにやはあるぞ、」と尋ね侍りしかば、「さる事の侍り、かの井手の大臣の堂は、一とせやけ侍りにき。其前に、夥しく大なる山吹、村々見え侍りき。其花のりん、こがはらけのおほきさにて、いくへともなく重なりてなん侍りし。それをさやうに申傳へ侍るにや。又かの井手の河の汀につきて、ひまなく侍りしかば、花ざかりには、こがねのつゝみなどをつきわたしたらんやうにて、他所にすぐれてなん侍りし、さればいづれを申しけるにか、いとわきがたく侍り。但下﨟どものいふかひなく侍る事は、かく名だかき草とて所もおき侍らず、田作るにはくさを刈りいれたるが、よくいでくるとて、なにともなく刈り取り侍りし程に、いまは跡もなく成りて侍る、それにとりて井での河津と申すことこそ、やうある事にて侍れ、よの人思ひて侍るは、たゞかへるを、みなかはづといふと思へり、それもたがひ侍らねど、かはづと申すかへるは、外にはさらに侍らず、たゞ井での河にのみ侍るなり。色黑きやうにて、いとおほ

きにもあらず、世のつねのかへるのやうに、あらはにをどりあるく事なども、いともせず、常に水にのみすみて、夜ふくるほどに、かれがなれたる聲、いみじく心すみ、ものあはれなる聲にてなん侍る。春夏のころ、「必ずおはして聞給へ」と申しゝかど、其後とかくまぎれて、未だ尋ねずとなん、語り侍りし。三才圖會に、勸請八幡宮、誌其舊跡、蓋別業之地有假山水石跡、世稱、井手左大臣好棣棠花、多植之、其南有御園浦、池蛙鳴聲尙稱之、「をりにあへば此もさすがにあはれなり、井手の蛙の夕ぐれの聲。」

山城志に、相樂別業、一名玉井山莊、趾在井出村、本相樂郡、今屬綴喜郡、本朝麗藻有藤原爲時玉井山莊詩、また續紀考證に、山城志云、玉井頓宮未詳、或云、相樂石垣村卽此。接隣郡玉水邑、元融案、橘諸兄公相樂別業、一名玉井山莊、與井出玉川今皆屬綴喜郡、勅撰名所和歌抄云、玉井相樂郡、卅八帖歌枕云、井堤有玉井、仍堀河院百首師時詠欵冬、本朝麗藻有題玉井山莊藤爲時詩、依此玉井在古屬相樂郡明矣、といへり。さて楠氏の菊水の章と世にいふは山吹なりと、松岡玄達の説

楠氏菊水の章は山吹なり

なり。楠氏の後胤の事ども、神路の知るべにいふを見るべし。【太平記に、「楠正成卿を井手左大臣後胤たりといへども、民間に下りて年久し、其母少かりし時、志貴毘沙門に百日詣て、夢想を感じて儲けたる子にて候ふとて、小字を多門とは申候ふなり」天正本に、「錦帳の中より珠を賜ふと靈夢を蒙る」とあり。】また正儀朝臣のことは、行在或問・政記等に論るが如く、細川頼之と謀れる旨や有りけむ。足利賊の臣下に人ちふ人は非じと思ふ中に、頼之・今川貞世なむ人に有りけらし。そは昔人も何くれと説へる中に、史鑑にも、頼之受遺託輔義滿、以一匡天下為己任、其安定西海、頼之擧今川了俊之力也、義滿能一天下、蓋亦頼之々力也、假使義滿用之、有始有終、則其功業必有大可觀矣。惜乎良禽一去、蒼蠅群起、驕侈日長、喪亂繼作、善治之難得也如此、然頼之遺讒不懟。屏居自逸、一詩以觀其志、果其賢乎。また、後村上後史乘殘闕、不可取信也、予尤疑正儀之叛、夫正儀以正成之子正行之弟、久據河內、効力南朝、謀略戰功、亦可稱道也、長慶之時官軍甚微、然猶有若新田・菊池氏子孫、雖顛沛之餘、能繼先烈、不肯降敵辱名、何謂正

儀而如レ此、蓋常史所レ據、太平記後爲二花營三代記一、其言主二足利氏一者、恐以二楠氏亦服一レ我、欲レ張二大其事一爾、不レ然正儀之降、別有二深謀一乎。とも、正勝・正元、或曰、正儀之子、或曰非二正儀之子一、要レ之、楠氏勤王有レ人如レ此、則正儀之叛我益不レ信焉。とも論へりき。

## 淡路天皇

うらめしきさほなやま風よ大皇をしまにはぶりしふなびらきせし

天皇は、御紀に、諱大炊王、天渟中原瀛眞人天武天皇之孫、一品舍人親王之第七子也、母當麻氏、名曰二山背一、上總守從五位上老之女也、帝受レ禪之日、授二正三位一、後尊曰二大夫人一云々、先レ是、大納言藤原仲麻呂、妻二大炊王一以二亡男眞從婦粟田諸姉一、居二於私第一、四月四日乙巳、遂迎二大炊王於仲麻呂田村第一、立爲二皇太子一、時年廿五。天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪二位於皇太子一、詔曰、云々。是日皇太子受レ禪、即二天皇位於大極殿一、

〔註〕此は、天武天皇紀を始めて、大安殿とありて、オホヤスミドノとよむべく、又天智天皇紀に、西安殿、天武天皇紀に向安殿・內安殿・舊安殿、文武天皇紀に東安殿などとある、皆やすみ殿なりと、鈴屋翁の說なり。さて上代には、此大殿にて天津日つぎの御位には卽き給ひしを、貞觀八年に初めて燒けしかば、十九年正月三日、陽成天皇は、豐樂院にて行はせ給ひ、冷泉天皇は御病にて、紫宸殿にてせさせ給ひ、後に後三條天皇の御代には太政官廳にての御例も起れりける。故に玉海に、於他所卽位之例、古來三ヶ度、所謂陽成院依大極殿災於豐樂院有此禮。冷泉院依御惱於紫宸殿有此禮。後三條院大極殿及紫宸殿共無、仍於官廳有此禮、と見ゆ。此は誰人も知れることとなるを、稚兒の爲にとぞ。水鏡に曰、「孝謙天皇の御時、東宮は新田部親王の子道祖王とておはせしに、聖武天皇失せさせ給ひて諒闇にて有りしに、此東宮この程をも憚り給はず、女の方にのみ亂れ給へりしかば、孝謙天皇をりふしも知り給はず、かくなおはせそと申させ給ひしかども、つゆ其言に從ひ給はざりしかば、天平勝寶九年三月廿九日、大臣以下、此東宮は聖武

天皇の御勸めにて立て奉りき。然るに其事も思ひ知り給はず、かくみだりがはしき心のし給へるをば、いかゞし奉るべきと宣はせしに、人々皆唯仰せ事に從ふべしと申しゝかば、東宮をとり奉り給ひて、云々。四月に大臣以下を召して、東宮には誰をか立て奉るべきと定め申すべき由、仰事有りしに、右大臣豐成・式部卿長手は、さきの東宮の御兄鹽燒王立て給ふべしと申しき。攝津大夫珍努・左大辨古麻呂は、池田王立て給ふべしと申しき。大納言仲麻呂は、臣を知るは君には如かず、子を知るは父には如かず、唯御門の御心に任せ奉ると、各〻思ひ〳〵に申しゝかば、御門の勅はく、「御子達の中に、舍人・新田部、この二人は、むねとおはせし人なれば、新田部親王の子を東宮に立てたりつれども、かく敎に從ひ給はずなりぬれば、今は舍人親王の子を立て申すべきに、各〻答どもおはす、其中に大炊王は、年若くおはせど、させる咎聞えず、此人を立てむと思ふはいかゞあるべき」と勅はせき。大臣以下皆仰事に從ふべき由申しき。此定めより先に、仲麻呂の大納言、この大炊王を迎取り奉りて、我家に居ゑ奉りたりしかば、内より御使その殿に參りて、迎へ奉りて

聖武天皇皇緒を定め給ふ

東宮には立ち給ひしなり。紹運要略に、道祖親王、天武孫、一品新田部皇子男、勝寶八年聖武崩、依遺詔立之、寶字元年廢之。大鏡裏書に、天武天皇孫、一品新田部皇子男、天平勝寶八年立之、寶字元年廢之。立坊次第にも、道祖王、天武孫、新田部親王子、天平勝寶八年丙申五月立太子、元中務卿、從四位上、春秋不詳。同九年丁酉三月二十九日丁丑廢之、終賜死、在坊二年と見え、靈異記に、諸樂宮廿五年治天下、勝寶應眞聖武太皇（上の誤か）・天皇召於大納言藤原朝臣仲麿而御前居詔之、朕子阿倍內親王與道祖親王二人、以之令治天下欲云何、是語宜受不也。仲麻呂答白、甚勝能。御語受白之時、天皇祈御酒令飮、令誓而詔、若朕遠（若くは遺字か）勅失之者、天地相憾、被大厲、汝今可誓。時仲麻呂誓白之、若我後世違勅詔者、天神地祇憾嗔而被大災、破身滅命如是。令誓酒令飮、禱已訖。然而後天皇崩之後、如彼遠勅語以道祖親王爲儲君とあるは、上代の祈事、また祈酒の禮の思やられたり。此文を熟見るに、聖武天皇の御心には、道祖親王と孝謙帝とを妹兄として、天下を知看すべく思ぼし置きてたりけむを、かの帝には殊に寵みましゝがある故に、云々とのよしにて、

日嗣御子の位をば奪られ給へるにぞあるべき。

同六年五月乙卯朔辛丑の紀に、高野天皇與レ帝有レ隙、於レ是車駕還ニ平城宮一、近江國の保良宮に坐してより還御せるなり。帝御ニ于中宮院一、高野天皇御ニ于法華寺一、さて六月戊申朔庚戌喚ニ集五位已上於朝堂一詔曰、云々。加久爲弖、今帝止考證に云乎の誤か、立弖須麻比久流間爾、宇夜宇也自久相從事波無之弖、斗卑等乃考證に云、狩谷氏云、按靈異記訓釋、鄙、止比等、新撰字鏡、鄙字訓亦同、止比止蓋外人之義、對ニ都人之稱一、轉爲ニ鄙賤之義一、是謂レ如ニ鄙賤之人見ニ寇讐一則爲ニ罵詈狠戾之行一也。仇能在言久期等 不言岐辭母言奴。不レ爲伎行母爲奴。凡加久伊波流倍枳朕爾波不レ在、別宮爾御坐牟時、自加得言也、此波朕劣爾依弖之加久言止念召波、愧自彌伊等保自彌奈母念須。又一爾波朕應レ發ニ菩提心一緣爾在良之止奈母念須、是以出レ家弖佛弟子止成奴【考證に、水鏡云、六月太上天皇尼に成り給ひて、云々。帝王編年記亦載レ之、一代要記・歷代皇記・元亨釋書竝云、法名法基】但政事波、常祀利、小事波今帝行給部、國家大事賞罰二柄波、朕行牟、加久能狀聞食悟止宣、御命乎衆聞食宣。かくて同八年九月の頃、太師藤原惠美押勝部仲麻呂なり、兵を起し反きまつりて、近江國にて遂に討滅されぬ。御紀に、壬子、十八日、軍士石村村主石楯、斬ニ押勝一、傳ニ首京師一。押勝者、近江朝內大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻

呂之第二子也、公卿補任にもしかあり。率性聰敏、略渉書記、云々、其男、云々、皆任衞府關國司。【考證に云、三年十一月薩雄爲越前守。四年十月、辛加知爲左虎賁衞督、是年正月薩雄爲右虎賁率、執棹爲美濃守、辛加知爲越前守、小湯麻呂無所考。】其餘顯要之官莫不姻戚、獨擅權威、猜防日甚。時道鏡常侍禁掖、甚被寵愛。押勝患之、懷不自安、乃諷高野天皇爲都督使、掌兵自衞、云々。乃收中宮院鈴印、遂起兵反。其夜相招黨與、遁自宇治奔據近江、山背守日下部子麻呂・衞門少尉佐伯伊多智等、【延暦四年紀に據るに、淡海三船眞人及判官佐伯宿禰三野と先づ此に在りて、賊徒及同惡の徒を捉縛るとあり。】直取田原道和名抄に、山城國綴喜郡田原郷、此道のこと、山城名勝志に委しく見ゆ。先到近江、燒勢多橋。押勝見之失色、卽便走高島郡、而宿前少領角家足之宅考證云、和名抄、近江國高島郡角野郷、都乃、蓋因此地命姓也。是夜有星落于押勝臥屋之上、其大如甕。伊多智等馳到越前國、斬守辛加知。押勝不知、而僞立鹽燒爲今帝、眞光朝獦等皆爲三品、穗井田忠友云、此蓋擬親王也、寶字三年六月、船王・池田王授三品爲親王之例。餘各有差、遣精兵數十人而入愛發關、考證云、在越前國敦賀郡、萬葉集第十、有乳山峯之沫雪寒零良之、卽此地、或作荒道、見類聚國史佛道部。授刀物部廣成慶雲二年七月紀に、武藏國入間郡人、云云、とて、入間宿禰の姓を賜ふとあり。等拒而却之、押勝進退失據、卽乘船向淺井郡鹽

津、（和名抄に、近江國淺井郡鹽津鄕、之保津、）忽有₂逆風₁、船欲₂漂沒₁、於ㇾ是更取₂山道₁、直指₂愛發₁、伊多智等拒ㇾ之、八九人中ㇾ箭而亡、押勝卽又還到₂高島郡三尾崎₁（考證云、繼體紀高島郡三尾之別業、天武紀三尾城萬葉集第七、高島之三尾、皆此地、和名抄鄕名高島郡三尾、美乎、）與₂佐伯三野・大野眞本等₁相戰、從ㇾ午及ㇾ申、官軍疲頓。于ㇾ時從五位下藤原朝臣藏下麻呂將ㇾ兵忽到。眞光引ㇾ衆而退、三野等乘ㇾ之殺傷稍多。押勝遙望₂衆敗₁、乘ㇾ船而亡。諸將水陸兩道攻ㇾ之、押勝阻₂勝野（又云、在₂高島郡₁、萬葉集第三、高島乃、勝野原爾。第七、高島之三尾勝野、主税式、自₂勝野津₁至₂大津₁、云々、皆此地）鬼江₁、盡ㇾ銳拒戰。官軍攻₂擊之₁、押勝衆潰、獨與₂妻子三四人₁乘ㇾ船浮ㇾ江、石楯獲而斬ㇾ之、及其妻子從（一に徒と作る、）黨三（一に四、）十四人、皆斬₂之於江頭₁、獨第六子刷雄（さつを）（考證に云、卽薩雄、薩刷音近、）以₂少修₁禪行₁、免₂其死₁而流₂隱岐國₁。　その十月壬申（九日）に、高野天皇遣₂兵部卿和氣王・左兵衞督山村王・外衞大將百濟王敬福等₁、率₂兵數百₁圍₂中宮院₁、時帝遽而未ㇾ及₂衣履₁、使者促ㇾ之、數輩侍衞奔散、無₂人可ㇾ從、僅與₂母家三兩人₁步到₂圖書寮西北之（一に立に作り、）地₁、山村王宣ㇾ詔曰、云々、然今帝止之天侍人乎、此年己呂見仁、其位仁毛不ㇾ堪。是乃味仁不ㇾ在、今聞仁、仲麻呂止同心之天竊朕乎掃止謀家利。又竊六千乃兵乎發止等々乃比（おこしとゝのへ）。（考證に云、止疑當ㇾ作ㇾ之、比倍字之譌、）又七人（乃味之天○又云、疑土人乃狀之天僞）關仁入毛牟止謀家利、精兵乎之天押之非、（○又云、疑有ㇾ譌、）壞亂天、罰滅止云家利。故是以、帝位乎方退賜天、

親王位乃賜天、淡路國乃公止退賜止勅御命乎、聞食止宣。事畢、將ニ公及其母一到ニ小子門一雇ニ道路鞍馬一騎レ之、右兵衞督藤原朝臣藏下麻呂衞ニ送配所一、幽ニ于一院一、勅曰、以ニ淡路國一賜ニ大炊親王一、國内所レ有官物調庸等類任ニ其所一レ用、位出擧官稻一依ニ常例一。靈異記にも、同八年十月、大炊天皇爲ニ皇后一所レ賊、輟ニ天皇位一退ニ於淡路國一、（闕文あり）幷仲麻呂等、又氏々之人倶致死也。七大寺年表にも、十月九日、先帝配ニ淡路國一とあり、【抑々此より先に、皇太子の流され給ふ例は、輕太子の時に、始めてありつれど、天皇を流し奉るといふ大凶事は、聞きも及ばぬ御事なるに、此になむ防まれる、此御父命の御代と、此御代ばかり、今聞きてもかけても有るまじく、ゆゝしきひがことのみ多かる御代は、天地分れてより見も聞きも及ばぬ事ぞかし。　そは故大人等の説もあり、己が説もあれど、長ければ省きつ。】

天平神護元年二月乙亥十四日紀に、勅ニ淡路國守從五位下佐伯宿禰助一、風聞、配ニ流彼國一罪人稍致ニ逃亡一。事如有レ實、何以不レ奏、汝簡ニ朕心一、往ニ監於彼一、事之動靜必須ニ早奏一。又聞、諸人等詐ニ稱商人一、多向ニ彼部一、國司不レ察、遂以成レ群、自今以後一切禁斷。【商人と稱り

和氣王殺さる

つゝ行きし人は、即ち故の天皇に御心よせありし徒の、密かに謀りごつ故ありてのしわざとおぼしきなり。】また秋八月庚申朔、從三位和氣王、坐㆓謀反㆒誅。詔曰、云々、和氣者、一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲賜㆓姓岡眞人㆒、云々、八年至㆓參議從三位兵部卿㆒。于㆑時皇統無㆑嗣、未㆑有㆓其人㆒、而紀朝臣益女以㆓巫鬼㆒（蠱の誤か）著、得㆑幸㆓和氣㆒。心挾㆓窺窬㆒、厚賂㆓幣物㆒、參議、云々、粟田道麻呂、兵部大輔、云々、大津大浦・式部員外少輔石川永年等、與㆓和氣㆒善、數飮㆓其宅㆒、道麻呂時與㆓和氣㆒密語、而道麻呂佩刀觸㆓門屏㆒折、和氣即遺以㆓裝刀㆒、於㆑是人等心疑、頗泄㆓其事㆒。和氣知㆑之其夜逃竄、索獲於㆓率河社中㆒、（神名帳に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座、率川阿波神社、大和志に、上なるは在㆓南都子守町㆒、阿波神社在㆓同所西紺屋町㆒、）流㆓伊豆國㆒、到㆓于山背國相樂郡㆒絞㆑之、埋㆓于狛野㆒。（和名抄に、同國相樂郡に、大狛、下狛鄕あり。山城志に、和氣墓、在㆓下狛村㆒、土人稱㆓石冢㆒。）又絞㆓益女於綴喜郡松井村㆒、（山城志に、綴喜郡今有㆓松井村㆒、名勝志に、在㆓八幡山巽大住村北㆒、とあり。）

〔註〕此も天皇の御姪に坐す故にぞ有りけむ。詔詞解に、藤原永手大臣傳に、道鏡因㆓播籍恩㆒、私勢振㆓內外㆒、自㆑廢㆑帝黜㆓宗室有㆓重望㆒者㆒、多罹㆓非辜㆒、日嗣之位遂且㆑絕矣。道鏡自以㆓寵愛隆渥㆒、日夜僥㆓倖非望㆒。【勝隆按に、永手大臣傳の訓點は、詔詞解

史の文面に虚飾あり

のまゝなるが、望之説に、播字恐衍といふ、黜は一本に黜とあれば、因二播黜恩私一、勢振二内外一、自二廢帝黜一、宗室有二重望一者とよむべくこそ」とあると、寶龜二年九月、和氣王男女、大伴王・長岡王・名草王・山階王・采女王并復二屬籍一とあるとを合せて思へば、この和氣王を、謀反といひなして、かく罪におとしゝも、道鏡奴が誣ひたるしわざにぞ有りけらし、と有るにて、此頃の史の文面は、更に〳〵直には信くべからざる事の多きを知るべし。因に云ふ、源平盛衰記に、「新大納言成親卿流されの段に淡路の繪島を見給ふにも、昔廢太子の遷されて、波に朽ちせぬ繪島をば、誰筆そめて寫しけむ、と昔語りしいと悲し、」とあるは何の太子にや、若くは此天皇には坐さるゝにや。

また同十月庚辰、廿二日、淡路公不レ勝二幽憤一、踰レ垣而逃。守佐伯宿禰助・掾高屋連並木等、率レ兵邀レ之、公還、明日薨二於院中一、

〔註〕水鏡に「寶字九年に、淡路廢帝國土をのろひ給ふによりて、旱、大風吹きて、世の中わるくて、飢死ぬる人多かりと申合ひたりき。十月に、廢帝恨の心にたへず

廢帝御陵

して、垣を越えて逃げ給ひしに、國守兵を起して止め申しゝかば、かへり給ひて、あくる日うせ給ひにき。」帝王編年記に、「十月崩御、年三十二、奉レ葬二淡路國三原郡一、水鏡・皇年代略記には、三十三とせり。 公卿補任にも、十月淡路天皇崩二于廢所一、或物に、天皇を縊り殺し奉るとあるは、若くは和氣王の事を混傳(まじへつた)へしには非ざるか。されど崩りましゝ狀のいと恠しくは聞ゆるなり。

また寶龜三年八月丙寅、十八日、遣二從五位下三方王・外從五位下土師宿禰和麻呂及六位已下三人一、改二葬發帝於淡路一。乃屈二當界衆僧六十口(チ)一、設レ齋行道(セシム)。又度下當處年少稍有二淨行一者二人上、常廬二墓側一、令レ修二功德一、また同九年三月己巳、廿三日、勅、淡路親王墓宜レ稱二山陵一、其先妣當麻氏墓稱二御墓一、充二隨近百姓一戶一守レ之、と見え、延喜諸陵式に、淡路陵廢帝、在二淡路國三原郡一、兆域東西六町、南北六町、守戶一烟、今加集村字右馬目山に在りといふ。また淡路墓、當麻氏、在二淡路國三原郡一、兆域東西二町、南北二町、守戶正丁五人とあり。

〔註〕彼國人藤原近義が記せる淡路常磐草に、「三原郡賀集(かしは)郷賀集中村に在りて、今天王森とも、或は杉尾森とも云ふ。 周圍三百七十間許、其東西は山に添ひて池あ

り、界内に廢天王神祠あり、神宮寺あり、修驗の僧住す。社南に最高き所を高場といふ。則尊柩を藏め奉る所なるべし。丘陵緑樹茂る。當麻氏の御墓は、同郡鍛治屋村と筒井村との堺、馬目にあり。天王森より五六町も南にて、丘下に池あり。また十一箇所村、野邊の宮とて、總社の東に小祠あり、天皇を祭るといふ。界内七百歩計りありて、樹竹生ひたり。按ふに、此に配流し給ふ時、國府の側なれば、幽居ましく〵し一院の在りし所にても有るべし。又同宮の少し東に、二百歩計りの林叢あり、小高き所に古松あり、里人は帝の陵といふ、或は先に殯葬し奉れる所にても有るべし。又津名郡郡家中村に、內裏といふ所を、皇居の址なり、御衣塚とて、崩後御衣を藏めし所と、村人言傳ふるは謬なるべし」とあり。山州名跡志に、「塚本社、在山城國紀伊郡伏見街道法性寺南東方路傍、所祭廢帝靈神、稱塚本此地其陵にて、社を立陵前の謂なり。陵體人家の後に見ゆ、」とも云へれど、いかゞあらむ。さて鈴屋大人の論に、「凡て此高野天皇の御世の程は、禍神の心のいかに荒びにあらびたりけむ、比ひなき禍事ども多く、殊に道鏡が事は、神代より比ひな

篁の世系

く、いはむかたもなき大禍事にぞ有りける。かゝる甚しき亂は、實に三寶の驗（シ）、最勝王經、梵天帝釋、四大天王の不可思議、威神の力の守護にこそは有りけめど、いとも〳〵ゆゝしく、あさましくなむ、」と説れたるが如し、實に聞見るにたへぬ事のみなりかし。

## 小野朝臣篁卿

わだの原てるつきかげの赤ければはやこぎかへすおきの流れぎ

此卿の事、文德天皇實錄に、仁壽二年十二月の條に云、癸未（壬戌朔にて、廿二日なり。）參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、篁（ハ）參議正四位下岑守長子也。

系圖に、葛緒と兄弟の系を載す。姓氏錄の左京皇別に、小野朝臣、大春日朝臣同祖、彦姥津命五世孫、米餅搗大使主命（しときつきおほおみの）（たかね）之後也。大德小野臣妹子家₂于近江國滋賀郡小野村₁、因以爲₂氏₁、日本紀合（ト）。

〔註〕此氏、系圖に此を敏達天皇皇子の春日皇子に係けたるは、或本に、大德の上に、

官位漸く進む

其後敏達天皇三世と有るに因れる誤と聞ゆ。そは極めて御世と有りしを、三の字に誤れるにこそ。和名抄に、近江國滋賀郡眞野郷、式に、同郡に小野神社、孝昭天皇紀に、天押帶日子命者、小野臣之祖、天武天皇紀に、十四年小野臣賜レ姓曰二朝臣一とあり。系圖に依るに、妹子臣の子毛野、その子永見、その子岑守とあり。これ此卿の父なる事、已に引ける御紀の如し。

岑守弘仁之初爲二陸奥守一、篁隨レ父客遊、便二於據鞍一、後歸二京師一、不レ事二學業一。嵯峨天皇聞レ之歎曰、既爲二其人之子一、何還爲二弓馬之士一乎。篁由レ是慚悔、乃始志レ學、十三年春奉二文章生試一及第、天長元年拜二巡察彈正一、二年爲二彈正少忠一、五年遷爲二大内記一、七年爲二式部少丞一、九年授二從五位下一、拜二太宰少貳一、古今集目錄に正月七日とす。有レ詔不レ許レ之官、其夏喪レ父、哀毀過レ禮、十年爲二東宮學士一、目錄に十二月十三日とす。俄拜二彈正少弼一、承和元年爲二聘唐副使一、續日本後紀に、承和元年春正月壬子朔、庚午云々、是日任二遣唐使一、以二參議從四位上右大辨兼行相模守藤原朝臣常嗣一爲二持節大使一、從五位下彈正少弼兼行美作介小野朝臣篁爲二副使一、判官四人、錄事三人。公卿補任にも、承和元年正月十九日遣唐副使とあり。明年春授二從五位上一、兼二備前權守一、數月拜二刑部大輔一、三年授二正五位下一、五年春聘唐使等四舶次第泛レ海、而大使參議從四位上藤原常嗣所レ駕第一舶水沃ヨリ穿缺、有

遣唐使船の件を抗論す

詔、以副使第二船、改爲大使第一船、篁抗論曰、朝議不定、再三其事、亦初定船次第之日、擇取最者爲第一舶、分配之後再經漂廻、今一朝改易、配當危器、以己福利代他害損、論之人情是爲逆施、既無面目、何以率下、篁家貧親老、身亦尫羸、是篁汲水採薪當致匹夫之孝耳。執論確乎不復駕船、近者太宰鴻臚館有唐人沈道古者、聞篁有才思、數以詩賦唱之、每視其和、常美艶藻、

承和三年五月己亥朔庚子紀に、授無位小野神從五位下、依遣唐副使小野朝臣篁申也。【また、二月庚午朔、麼務、爲遣唐使祠天神・地祇於北野也、丙子遣唐使奉幣帛賀茂大神社」とも見ゆ。】此より先、同元年二月壬午朔、辛丑の條に、小野氏神社在近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位已上每至春秋之祭、不待官符永以往還。また、四年二月甲午朔、癸卯の條に、是日勅聽大春日・布瑠・栗田三氏五位已上准小野氏春秋二祠皆不待官符向在近江國滋賀郡氏神社、

〔註〕師說に、この二つの勅に、不待官符と宣へるは、氏神の祭祀を重むじさせ給ふ御文にて、殊に尊き御事なりかしと、なほ委しく玉襷に說はれたるを見

るべし。さて古くより、小野氏は滋賀郡に住まれし事、姓氏錄と合見て知るべし。神名式に、山城國愛宕郡にも、小野神社二座とあるは、「近江のを移されしにや、小野毛人朝臣の墓阪の高野村に在るにて、此氏人の此に住まれし事知るべし。河海抄に、小野は大原也、仍比叡坂下といふ、小野鄉內大原村也、布陰といふ物に見えたり。花鳥餘情にも、山城國に小野里二つあり、宇治郡にも、愛宕郡にもありと云ふ。小右記に、小野鄉賀茂上社領、また小野山ともあり。奇遊談といふ物にも、小野とは右の地なりとて、夫木集に、隆實「八瀨川をせゞのゐせきにせきとめて、水ひきかくる小野の苗代」とある八瀨川も、此里にあり。井蛙抄に、石藏の小野の秋津は山城と記せり。石藏も此より廿町ばかり北なり。名寄に、雅成、「石藏の小野に立出でて眺むれば、秋津のかたは猶しぐれけり。」勝隆按ずるに、勝地吐懷編に、新後拾遺、「花薄誰をとまれと石藏の、小野の秋つに人招くらん。」是は、萬葉第七、寄雲歌に、「石藏の小野ゆ秋つに立ちわたる、雲西も在れや時としまたん。」小野ゆは小野よりといふ古語なり、石倉山よりといふなり、此歌

隱岐に配流せられ間もなく許さる

をとりて詠まれたり。秋津は秋津野とも秋津川ともよめる所にて、大和國吉野郡なれば、岩藏小野も同國なるべし。神名帳に、高市郡に石椋神社有り、高市郡と吉野郡とは續けり、依りて秋津に立渡ると詠めれば、そのあはひなりとおぼし、」といひ、名所栞にも、岩倉小野、大和高市郡とあり。

と見え、明月記寛喜二年十一月の條に、傳聞、近江小野社、依二本主死去一內裏二品、依二宣旨一知行、下二遣使者一之處、基忠入道補二寄山門所一、目前當宮仕法師下向、追二出二品使者一、山僧偏謀反歟。抑乳母猶如レ此ともあり。世はさばかり盛えましゝ、御社も其氏人も、かく衰行きまし、また僧山のあらびしほどの思ひやられて、うれはしきまゝにぞ。

六年春正月、遂以レ捍レ詔、除名爲二庶人一配二流隱岐國一、古今集目錄には、五年十二月十五日停メテ二官位一、配二流隱岐國一、公卿補任も此に同じ。在レ路賦二謫行吟七言十韻一、文章奇麗、興味優遠、知レ文之輩莫レ不二吟誦一、凡當時文章、天下無雙、草隷之工、古二王之倫、後生習レ之者皆爲二師模一。七年夏四月、有レ詔特徵ニス、八年秋閏九月敍二本位一、被二黃衣一以拜謝、古今目錄に、閏九月敍二正五位下一、補任に、七年四月召返、六月入レ京、同八年閏九月十九日、復二本位正五位下一とあり。十月任二刑部

大輔、九年夏六月爲陸奥大守、秋八月入拜東宮學士、其月兼式部少輔、十二年春正月授從四位下、于時法隆寺僧善愷、告少納言登美眞人直名爲寺檀越枉法狀、訴之太政官、〔官〕加訊鞫、漸將讞斷、而世論嗷々、爲善愷成私曲、由此朝廷更論此事、延至分爭、名例律私曲相須之二義、或以爲一、或以爲二、辨官上下還羅其綱、遂令明法博士讃岐朝臣永直考之。考曰、私曲兩犯（一に字と作る）混處一科、是相須之儀也、當今之事、只有一犯、不足結罪、事未斷畢、十三年五月爲權左中辨、新關其事。卽據律文、以爲、私與曲明是二也、若私若曲、有一於此、未免其罪。而連涉日月、不肯決斷。仍上請議定私曲律義之表、並所執狀、以糺法處之不熟律義、明辨官之可處私罪。篁初恨此論之不平、作傷時詩卅韻、寄參議滋野朝臣貞主、後重令諸儒傍議。其文曰、被右大臣宣偁、奉勅、據參議小野篁朝臣上表、及所執律文義、定可考申、謹依宣旨覆案律文、公罪謂緣公事致罪而无私曲者。疏云、私曲相須、公事與奪、情无私曲、雖違法式、是爲公坐云々。私罪條疏云、私罪謂不緣公事私自犯者、雖緣公事、意涉阿曲、亦同私罪者。由此案之、私者不緣公事、自犯之名、曲者雖緣公

西道謠を作りて遣唐使を刺る

事一、意渉二阿曲一之謂也、相須則私與レ曲二事相待之理、然則无レ私无レ曲可レ爲二公罪一、一私一曲不レ免二私罪一。而永直等説云、私曲者謂二私之曲相須者一、合二私曲兩字一爲二一義一、以二連讀之意一云々者、文義相錯、公私不レ分、此説之迂難レ可二據信一、篁朝臣所レ執誠爲二允愜一、九月遷二左中辨一、十四年春正月爲二參議一、四月兼二彈正大弼一、十五年春正月兼二信濃守一、夏四月又兼二勘解由長官一、嘉祥元年夏四月轉二左大辨一、餘皆如レ故、明年春正月加二從四位上一、夏五月以レ病辭レ官歸レ家。三年四月加二正四位下一、仁壽元年春正月遙授二近江守一、明年春病瘳、後爲二左大辨一、後又病發不レ朝。天皇深爲二矜憐一、數遣二使者一診二視病根一、賚二賜錢穀一。冬十二月就レ家敍二從三位一、及二困篤一命二諸子一曰、氣絶則殮、莫レ令二人知一、薨時年五十一、篁身長六尺二寸、家素淸貧、事レ母至孝、公俸所レ當皆施二親友一。【拾芥抄に、卿家西京なる二條北、西猪熊東にあり。】とあり。右に見えたる如く、遣唐使に差されしは、承和元年よりの事なるを、同五年十二月乙酉朔乙亥紀に、是日勅曰、小野篁内含二綸旨一出レ使二外境一、而稱二病故一不レ遂二國命一、准二據律條一、可レ處二絞刑一、宜下降二死罪一一等一處中之遠流上、仍配二流隱岐國一。初造舶使云々、於レ是副使篁怨懟、陽レ病而留、遂懷二幽憤一作二西道謠一、以刺二遣唐

之役一也。其詞牽與云一に牽興と作り、云、與は而の譌か。或多犯二忌諱一、嵯峨太上天皇覽レ之大怒、令レ論二其罪一、故有二此竄謫一、また、辛亥追二小野篁所一レ帶正五位下之告身一。

〔註〕西道謠の事に就いて思出でたり、西田直養漫筆に、南遷冤士が詩に、百年公議果何其、一世誰分素與レ緇、幸有二同人能識別一、此冤應レ報二聖君一知、强擧二毫差一句二大謬一、一辭不レ盡卽天涯、憤魂怨魄乾坤駐、死去又無二消散時一、非レ有二上天能下一レ矜、終身何耐作口口、といへるは、丸龜に謫せる鳥居甲斐守なるべしとて、此卿の事を引出でたるを、己も遷謫の身と成りて、同病相憐むといふ思をなすまゝになむ。

古今集に、此卿の隱岐國に流されける時に、船に乘りて出立つとて、京なる人のもとにつかはしけるとて、「わだの原八十嶋かけて漕ぎ出でぬと、人にはつげよ海士のつり船」又おきの國に流されて侍りける時によめる「思ひきやひなの別れにおとろへて、あまの繩たきいざりせむとは」ともあり。今昔物語に、ほの〴〵とあかしの浦の云々の歌をも、此卿の隱岐へ出立たれし時の事とす。藤井氏もいへるが如く、げにさぞ有りけむ。隱岐名勝志に、「島前なる豐田村のだといふ所の海邊

に地あり。是卿の住み給ひし所なりとぞ。在井權守といふ者の娘と契りて、一子を生む。歸洛の後京に迎へられしとか。其跡は荒野と成りて、今も小松に幣結ひ添へて置けり、名をおはけといふ。其譯を知る者も稀なり、古の詞なるべし。其近き海士村に、金光寺といふ山寺あり、此所に時々遊び給へり、卿の歌といひ傳ふるもあり。「玄道按ふに、己が舊里伊豫國喜多郡わたりに神祭の時に、竹にさゝを付けながら立てゝ、それに注連はへて燈を奉るを、おはけと唱ふ。決めて右に同じ詞なり。神代紀に、術字をバケとよみ、古物語類にも、しかいふことの見ゆるに合せて思へば、ハケとは變化の義にて、元神威を稱へたる詞にこそ有りけめ。」視聽合記に、隱地郡の那隅村光山寺てふ寺僧の談とて、「昔篁卿當國に左遷して、初は嶋前の豐田に住みしが、後は爰に移り、歸朝の祈の爲とて、此地藏を刻む、手澤今に新なり。又一妾を納れて、既に娠める時に、大赦に遇ふ。卿妾に告げて曰、「宿緣此の如し、然れども義携へ歸るべからず、産平ならば、此佛を以て其子の守とせよ、必富貴なるべし、自重すべし」とて、別れて歸去りぬ。その遺腹の末とて、今に

黄衣を著して京に歸る

文才によりて赦さる

此國に多し、謂ゆる那隅の長某、雲州日御崎の社司なりといへり。同七年の紀に、六月乙巳朔、辛酉、流人小野篁入レ京披$_{一に被と作る}$二黄衣一以拜謝と見え、水鏡にも「六月に小野篁めし返されて、いまだ位もなかりしかば、黄なるうへのきぬを著てぞ、京へはいれりし」といひ、今鏡に「一宮の御元服のは、黄なるを奉りけるなるべし。位まだ允させ給はねば、黄なる衣ぞ實にもおはしますらむ。無位の人は黄袍なるべければ、小野篁が隱岐より歸りて作りたる詩にも、請ふ菊を愛せば我を看るべし、白きことは頭に在り、黄なることは衣に在り、などぞ聞え侍りし。神の社の黄狩衣なども、位なき上のきぬの心なるべし、」といひ、撰集抄に、「仁明の御時、野相公咎にあたりて隱岐國へ流され侍りけるに、萬里東來何再日、一生西望是長襟、と作れり。御門聞召されて、流罪を留めたく思召されけれども、綸旨已に下り侍りける程に、力なくて流遣され侍りぬ。次年召返されけるに、去年の再日の名句によるとぞ仰下されける。」といひ、江談抄に、「嵯峨天皇一日河陽館に行幸ありて、閉レ閣唯聞朝暮鼓、登レ樓遙望往來船、といふ一聯を得給ひて、此を篁に示し給ふに、篁白く、聖

篁と白居易の詞藻

作恰好、但し遙字を空に改め給はゞ更に妙ならむ。天皇驚きて曰く、是實は白居易が句にて、本空とあり、抑爾と居易と異域同情か、感興餘有りと詔ふ。篁莞爾として退る。時に白氏文集一部初て舶(わたり)來り、御府に藏りて、世人未だ是を見ざりしとぞ。又篁卿と居易と互に才名を相聞いて相見ず。居易死後に、彼文集渡來る中に、此卿作と同句三あり。野草芳菲紅錦地、遊絲繚亂碧羅天、野蕨人拳」手、江蘆錐脫」囊、また、元和小臣白樂天、觀」舞聞」音知」樂意」等の句なり。故に天下擧りて篁卿を珍重す」といへり。

十列冷物の説

河海抄に篁記を引きて、十列の冷物とて、師走の月夜、同扇、同蔘水、老女の假粧(けはひ)、女の醉ひたる、胡瓜の老たる、法師の醉ひまひ、酒まき神樂、勅使被」打囚」競馬、昆崙・八仙舞の畫、と見えたるは正しき物にや。

足利學校篁のは創設といふ説あれど疑はし

〔註〕鎌倉大草子に、「上州足利の學校は、承和六年に小野篁上野の國司たりし時の建立なり。今度安房守憲實、足利は公方御名字の地なれば、學領を附し、諸書を納め、學徒を憐愍す。」また、「武州金澤の學校は、北條九代の繁昌の昔、學問ありし舊

跡なり。此比諸國大に亂れて、學道も絶えたりしかば、此金澤文庫を再興し、日本一所の學校と爲る。「西國・北國よりも學徒多く集る、」とあり、此れ源成氏が時なり。金澤は、北條實時・顯時等が創建せること、憲實の事跡どもゝ、右文故事に委しく記せり。桂林漫錄に、「足利學校は、淳和帝天長九年八月五日、小野篁勅を奉じ草創有りし學校なり。」志學階梯にもしかいひ、又「後世今の所に移せりともいふ。そのかみ京都・太宰府・下野の學官を、三府の學館といひしとぞ。今の造營は國初の普請と聞ゆ。天正十九年豐臣秀次公、足利學校文庫に在りし藏書を、洛の相國寺の中園光寺の學校に移すとあれば、足利學校の書は多く園光寺に在りと見えたり、」ともいへり。さて件の足利は、篁卿のとは言ひ傳ふれど、承和六年に國司と成られし事御記に見えねば、此を疑へる說もあり。林道春の說に、「按東州武人之諸氏、出レ自ニ小野姓一者不レ少、蓋岑守父子任ニ奧州大守一時、其種類遺留者歟。又足利學校、世傳稱ニ篁之所ニ嘗居一也、後爲ニ學舍一而居レ此者、敎授年久、其牌記曰ニ先生一焉、其流風可ニ以觀一也。安房守藤原憲實寄ニ進五經注疏一以爲ニ足利學校什物一余嘗得レ見ニ其書一亦可

足利學校は義兼の創設なりと云ふ説

レ嘉焉。」和漢三才圖會には、小野篁建レ之云々、經レ奏營二學校於諸國一、置二孔子及十哲像一、令二儒學盛行一。然後世不二相續一、唯存二當國一處一耳、是且守二明堂儒生之而入二釋氏一令二兼學一焉。足利義兼再二興堂社一、招二入理眞一、學二眞言一、後或濟家僧住持、鎭守八幡宮義兼建立。」國華萬葉記に、「學校、古仁明天皇の御宇、小野篁開基、異朝傳來先聖十哲之畫像並樂器の圖有り。古本朝普く儒典を弘む。篁英才に勝れたり、文章博識・の功を施して、諸國六十餘州に、盡く學校を置く。然れども道遠く人薄くして、自ら明極を立つるに足らず、朦々として道學を失し、文敎疲弊せる故にや、諸學盡く衰廢、只當郡一校のみ殘れり。又明堂を守るの明師あらず。此時例を異朝に延きて、釋門の智識をして、入りてこれを主職たらしむる事、今に至りてしかりと也。しかりとすと雖、猶往々に將軍家の明禁を存して、沙門堂を護持しながら、老・莊・列・佛の四流を堂内に用ひまじふる事を許さゞるなりと、足利上堂に臨壇入學を經し學士のかたられし。師職の住儀は、禪宗にして濟家なりといへり。又先書に舊記を引きて云、當堂は足利義兼建立、理眞上人を師として、密宗を學

す。鎮守八幡宮百餘年にして回祿す、又尊氏建立といへり、」と見え、大草某の權爐偶談に「寓岩の話に、足利學校を小野君が建つるといふはいと疑はし。足利義兼の建てしを、いかにも古く云爲さむとて、篁と云ひしも知るべからず。學校に篁朝臣束帶の像あり、孔子の像もあり。厨子の中に在りて、常には開く事なし。鑁阿寺は、學校の西にあり。足利義兼の建立也。義兼祝髮して鑁阿と號す」とあり。寓岩は、下野國宇都宮の人にて、井上信好といへり。總常日記に「常陸國河內郡となりぬ。太田村に土岐某の城跡あり。いさゝか高き所に、から堀あり。此城あとの左五六町行きて、小野にいたりぬ。慈雲山逢善寺といふは云々、此寺の門のかたへに、杉の大木たてる所を、村人は小野小町の墓といへど、寺のつたへにはしからず、小野篁ぬしのみたまをまつれる也といへり。そはいかにとなれば、此小野は、曾て篁ぬしのしらす處にして、篁ぬし都にて身まかり給ひしよしを聞傳へて、村人あつまりて、かりにみはかぶりのまねびして、かく墓所をばなしゝなり。そを後に傳へひがめて、小町が墓也とはいふ也と、勘解由かたれり。されど小

篁に關する傳說

野の姓は、新撰姓氏錄に、大德小野妹子、家二于近江國滋賀郡小野村一、以爲レ氏、とあればこゝの小野によりて小野の姓に引きあていはんこと、いかゞあらんと見ゆ。

江談抄に、野篁爲二閻魔廳第二冥官一事云々、其後經二五六箇日一篁參二結政一剋限、於二陽明門前一爲二高藤卿一被レ切二車簾鞦等一云。于レ時篁左中辨也、卽篁參二高藤祖父冬嗣亭一、令レ申二子細一之間、高藤俄以頓滅云。篁卽以二高藤手一引發、仍蘇生。高藤下レ庭拜レ篁云、不レ覺俄到二閻魔廳一、此辨被レ坐二第二冥官一、仍拜レ之也云、と見え、今昔物語にも、「今昔小野篁といふ人有り、學生にて有りける時に、事有りて公け過チを被レ行けるに、其時に西ノ三條大臣良相と申しける人、宰相として、事に觸れて篁が爲に吉事を宣ひけるを、篁は心中に喜しと思ひて、年來を經る間、篁宰相に成りぬ。良相の大臣も〔大臣〕に成りぬ。然る間、大臣身に重き病を受けて、日來を經て死給ひけり。卽ち閻魔王の使の爲に被レ搦て閻魔王宮に到りて、罪を被レ定るに、閻魔王宮の臣共の居並びたる中に、小野篁居たり。大臣此を見て、此は何なる事にか有らむと、恠しく思えて居たる程に、篁笏を取りて王に申さく、「此日本の大臣は、心直にして、人の爲に吉事する者な

り〻、今度の罪己れに免し給はらむ。」王此を聞きて、宣はく「此極めて難き事なりといへども、申請ふに依りて免し給ふ」と、然れば篁此搦めたる者に仰せ給ひて、速に可将返と行へば、將返ると思ふ程に活きたり。其後病暫く止りて、日來を經るに、彼冥途の事極めて怪しく思ふといへども、人に語る事無し。只篁にも問ふ事無し。然る間、大臣内に參りて、陣の座に居給ふに、宰相篁兼ねて居たり、又人無し。大臣只今吉き隙也、彼冥途の事問ひてむと、日來極めて怪しく思ひつる事なりと思ひて、大臣居寄りて、忍びて篁の宰相に云く、「日來も便無くて不申、彼冥途の事極て難忘し、抑其れは何たる事ぞ」と、篁此を聞きて、少し頰咲みて云く、「先年の御吉事の喜しく候ひしかば、其喜びに申したりし事也、但此事人に不被仰、彌〻恐れて不可被仰、此未だ人不知事也。」大臣此を聞きて。彌よ恐れて、篁は只人にも非りけり、閻魔王宮の臣なりけりといふ事を始めて知りて、人の爲に可直なりとぞ、諸人に懃に敎へ給ひけるともあり。

〔註〕色葉字類抄に、「珍皇寺愛宕寺、參議小野篁卿建立、土俗云、此寺者、山城國分

箸の墓

寺云々、篁卿閻魔廳衆、本朝賢臣爲此寺檀越、依此緣修盂蘭盆諷誦經等、篁卿冠・牙・笏位袍等累代之寶物、納置寶藏、去永久年中本寺炎上灰燒失畢、」といひ、同物語にも、此卿愛宕寺を造られし事見ゆ。月刈藻集に、「人の夢に、篁乘車愛宕寺塔邊に到る、大地破割く、其中に車共に墮入りて、永不殘跡を見る、」とあり。俗にこゝより卿が冥府に通はれしといひ傳へ、七月十日頃より凶靈迎へとて、都人の詣づる事は、かゝる事よりいひ初めしにや。今も彼邊に卿像もあり。廿とせ餘の昔にや成りぬらむ、國分某が住める頃、己もかしこに僑居せし事の有りけるを思ひいづるまゝにぞ。さて近代の物にも、冥府にて、此卿に、此邊にて死し者の逢へることを記せる物あり。此卿よ、かにかくに非常の人にぞおはしける。河海抄に、紫式部が墓所は、「在雲林院、白毫院の南、小野篁墓西也。」雍州府志に、「在大原上野鄕、其邊有舊址、篁時々來棲此處云。案、家領在此處乎、」山州名跡志に、葛野郡に、小野篁社在東河内民居坤二町許、社南向、社記未詳、土人爲產土神、例祭九月十六日、有神輿一基、またその邊に、道風社もあり。此は卿の兄葛絃ぬしの子と

系圖などに見ゆ。

## 紀夏井朝臣

月かげをなつゐの水にやどしけむ心ゐかさはくみてこそしれ

夏井の家系

三代實錄貞觀八年九月廿二日の紀に曰く、夏井者左京人、美濃守從四位下善岑之第三子也。

紀氏系圖に依りて考ふるに、建內宿禰命の子木菟宿禰、その子眞鳥宿禰、その子茲寐臣、其子根咋臣・眞咋臣、眞咋臣の子小足臣、次に鹽手臣、次に大口臣、次に大人、次に園益、次に諸人、次に麻呂、その子飯麻呂、（本名奈良麻呂、鎭守府將軍、大和・河內・常陸守、太宰大貳、大藏卿、右京大夫、右大辨、參議從三位、天平寶字六年七月七日薨、）其子古佐美、（正三位大納言、）其子廣濱、（上野・肥前守、按察使、右大辨、太宰大貳、大學頭、參議、弘仁十年二月七日薨、）その子善岑、（藏人美濃守從四位下、）とあり。

夏井眉目疎朗、身長六尺三寸、性甚溫仁、雅有才思。承和初、以善隷書待詔於授文堂、就參議小野朝臣篁、受用筆之法。篁歎曰、紀二郎可謂眞書之聖也、文德天皇卽

夏井大徳帝に知遇せらる

善政を行ふを以て庶民留任を乞ふ

位、詔徵見之、夏井衣履疎弊、左右見者咸笑之。上曰、是疲駿也、非汝所知、遂有殊寵、嘉祥三年七月擢拜少內記、仁壽四年兼美濃少掾、讓之異母兄大枝、齊衡二年轉大內記。是年秋九月授從五位下、遷爲右少辨、上以其忠正淸貧無宅、賜宅一區。夏井秉志忠直、時有規諫、上以此逾重之。四年春加從五位上、兼播磨介、俄而兼式部少輔、未幾轉右中辨、式部少輔播磨介如故。夏井天性聰敏、臨事不滯、恩寵優渥、任用轉重、內外機務多所輔益。【史鑑に、夏井雖賢、而不遇文德、則無以見其才美而名播於後世矣。信乎韓愈之言、世有伯樂、然後有千里馬、文德以疲駿目夏井、果得千里之能、可謂能知人矣。】天安二年八月、文德天皇晏駕。夏井出爲讚岐守、政化大行、吏民安之、境內翕然不忍相欺、秩滿將歸、百姓相牽詣闕乞留、因斯更留二年、黎庶殷富、倉廩充實、於是新造大藏於國郡、總四十字、皆糙納以爲不動之蓄。及去吏民送別者、贈遺甚多、夏井一無所受、歸都之後、米完玩好以送其家、夏井唯留紙筆、悉返其餘。貞觀七年拜肥後守、母石川氏聞而哭之、人問其故。答曰、吾聞肥後風俗、國宰至淸身必不全、吾子其不終乎、有異母弟豐城、夏井以其放誕、數加督責、豐

縁坐して土佐に流さる

夏井諸藝に通達す

城苦之、遂託身大納言伴宿禰善男、應天門火、善男坐、以男中庸行火燒之、父善男應知之焉。豐城爲善男之從、夏井爲豐城之兄、轉相緣坐、被處遠流、夏井隨使出境、肥後民遮路悲哭、如喪考妣。夏井私歎曰、凡法律、所謂首從之坐、必有差降、予是從之兄、亦緣坐也、今與善男同配遠流、何其無別哉。向土佐路、過讃岐境、百姓男女老少皆棄其室、逢迎道路、數十里之間哭聲相接。數年母亡、夏井至孝冥發、居喪過禮、建立草堂、安置骸骨、晨昏之禮無異生時、本自崇信佛理、至是於草堂前每日讀大般若經五十卷、以終三年之喪。【異域同日譚に曰、相似たるは宋尹彥明、以其母所訓、日々金剛經を誦す、其至孝乃操志、諸儒其儒佛混同する事を尤めず、還りて是を嘉尙せり。宜なる哉、孝は百行百善の第一、和漢共に同じ、追舊はあまたなれど、かゝる風致亦まれなり。】夏井兼能雜藝、尤善圍碁、伴宿禰少勝雄以善弈碁延曆聘唐之日、備於使員、以碁師也、堂〔嘗カ〕父善岑爲美濃守、少勝雄爲介、夏井時年十餘歲、習圍碁於少勝雄。一二年間殆超于少勝雄、又善射覆文德天皇與宮人爲藏鈎之戲、一鈎藏在百手之中、密令夏井筮之。揲蓍布卦曰、有少女、著靑衣、以白花插首者、鈎在

其左手中、帝乃探得大悅焉。又閑醫藥之道、配土佐之後自往山澤採藥、合練以施民、民多得其驗。嘗有一人、中風被髮狂走、夏井與一匕散藥、以令服之、此人立癒、其效皆此之類也、とあり。此火事は、同年閏三月十日乙卯夜、應天門火、延燒棲鳳・翔鸞兩樓、と見え、八月三日乙亥、左京人備中權史生大初位下大宅首鷹取、告大納言伴宿禰善男・右衞門佐伴宿禰中庸等、同謀行火燒應天門。また、廿九日辛丑、禁右衞門佐從五位上伴宿禰中庸於左衞門府、是日拷訊殺大宅鷹取女子者生江恒山。卅日壬寅拷訊與恒山同謀者伴清繩。幷是大納言伴宿禰善男之僕從也。【古事談に、伴大納言坐事之日、大納言南淵魚名・參議菅原是善等奉、於勘解由使局推問之、更以不承伏。郎詐令人謂曰、息男佐已以承伏畢、何獨不然哉、善男聞之、口惜男かなとて、承伏云。】また、九月廿二日甲子、云々、是日、大納言伴宿禰善男・右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者紀豐城・伴秋實・伴清繩等五人、坐燒應天門當斬、詔降死一等、幷處之遠流、善男配伊豆國、中庸隱岐國、豐城安房國、秋實壹岐島、清繩佐渡、相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、とあり。さて江談抄に伴氏文と引きて、伴大納

弟の罪に坐す

伴善男出身に關する傳說

言は本者佐渡國百姓也とあれど、新井君美も言へる如く、信けがたき說なり。又同氏文の次に、「彼國の郡司に從ひてぞ侍りける。其に彼國にて、善男夢に見る樣、西大寺と東大寺とに跨りて立ちたりつと見て、妻の女に語ニ此由一。妻云く、みる所の夢は、胯をさかれぬと合する。善男驚きて、無レ由事を語りぬと恐れ思ひて、主の郡司の宅に行向ふに、件の郡司極めたる相人にてぞありけるが、年來はさしもあらで、俄に夢の後朝行きたるに、取ニ圓座一出向ひて、事の外に饗應して、召昇せければ、善男成レ恠て、又恐る樣、我をすかして、此女のいひつる樣に、無レ由事に付、胯さかむずるにやと思ふ程に、郡司談りて云ふ、汝は高名の夢想見てけり。然るを、無レ由人に語りければ、必大位に至るとも、定めて其徵故に、不慮の外、事出來て、坐レ事歟といひけり。然間、善男付レ緣て京上りしてありける程に、七年といふに、大納言に至りける程に、彼夢合たる徵にて、配ニ流伊豆國一云。此事祖父所レ被ニ傳語一也。又其後に、廣俊父の俊貞も、彼國の住人語りしなりとて語りきと云ふ。又宇治拾遺物語にも出づ。宇治拾遺物語に「今は昔、水の尾御門の御時に、應天門燒けぬ。人のつけたるになむ有りける。其を伴善男といふ

伴善男天門を燒くこと

大納言、此は信の左大臣の所爲なりと、大やけに申しければ、其大臣を罪せむとせさせ給ひけるに、忠仁公、世の政は御弟の西三條の右大臣(良相公)に讓りて、白河に籠り居給へる時にて、此事を聞驚き給ひて、御烏帽子・直垂ながら、移の馬に乘り給ひて、乘りながら、北の陣までおはして、御前に參り給ひて、「此事申す人の讒言にも侍らむ、大事になさせ給ふこと、いとことやうの事也、かゝる事は、返す〳〵よく糺して、眞事・空事顯はして行はせ給ふべきなり」と奏し給ひければ、眞にもと思召して、糺させ給ふに、一定も無き事なれば、免し給ふよし仰せよとある宣旨うけ給はりてぞ、大臣は歸り給ひける。左の大臣は、つゆ犯したる事も無きに、かゝる横ざまの罪に當るを思し歎きて、日の裝束して、庭にあら薦を敷きて、出でて天道に訴へ申給ひけるに、免し給ふ御使に頭中將馬に乘りながら馳せまうでければ、急ぎ罪せらるゝ使ぞと、心得て、一家なきのゝしるに、ゆるし給ふよし仰せかけて歸りぬれば、又歡泣き夥しかりけり。免され給ひにけれど、大やけに仕う奉りては、横ざまの罪出できぬべかりけりといひて、ことに本のやうに宮仕もし給はざりけり。此事は、過ぎにし秋

の頃、右兵衛の舍人なる者、東の七條に住みけるが、官に參りて、夜更けて家に歸るとて、應天門の前を通りけるに、人のけはひしてさゝめく。廊の掖に隱れ立ちて見れば、柱より、かゝぐり降るゝ者有り。怪しくて見れば、伴大納言也。次に子なる人降る、また次の雜色豐淸といふ者降る。なに業事(一に何業すると作る。)にあらむと、つゆ心も得で見るに、此三人おりはつるまゝに、走る事限りなし。南の朱雀門ざまに火あ走りていぬれば、此舍人も家ざまに行く程に、二條堀川の程行くに、大内の方に火有りとて、大路のゝしる。見かへりて見れば、内裏の方とみゆ。走歸りたれば、應天門のなからばかり燃えたるなりけり。此のありつる人等は、此火つくるとて登りたりけるなりと心得て有れども、人の極めたる大事なれば、あへて口よりほかに出ださず。其後左の大臣のし給へる事とて、罪かうぶり給ふべしといひのゝしる。(一に罵ればとあり。)あはれしたる人のあるものを、いみじき事かなと思へど、言出だすべき事ならねば、いとをしと思ひありくに、大臣ゆるされぬと聞けば、罪無き事は終に逃るる者なりけりとなむ思ひける。

**吏部王記の逸文**

〔註〕大鏡裏書に云、太子續位後、應天門有火。良相右大臣、伴大納言計謀、欲退信大臣、共參陣座、時後太政大臣（昭宣公）爲近衞中將兼參議、良相大臣急召之仰云、應天門失火左大臣（源信）所爲（しわざ）也、急就第召之。中將對云、太政大臣知之歟。良相大臣云、太政大臣偏信佛法、必不知行如此事、中將則知太政大臣不預知之由、報云、事是非輕、不蒙太政大臣處分難輙承行、遂辭出、到職曹司、令諮太政大臣。大臣驚令人奏曰、左大臣陛下之大功之臣也、今不知其罪忽被戮、未審因何事、若左大臣必可見誅、老臣先伏罪。帝初不知聞、大驚怪報詔以不知之由、於是事遂定矣。爾後太政大臣（忠仁公）薨、清和天皇爲之期中不擧樂云、此等事皆左相公所語也、と見ゆ。此は疑なく吏部王記の文なり、或人貞信公記とせるは妄說なり。

**罪人露顯の端緒**

かくて九月ばかりに成りぬ。かゝる程に、伴大納言の出納の家の稚き子と、（一にこの二字あり、）舍人が小童といさかひをして、出納のゝしれば、出でて取りさへむとするに、此の出納同じく出でて見るに、よりて引放ちて我子をば家に入れて、此の舍人が子の髮を取りて打伏せて、死ぬばかりふむ。舍人思ふやう、我子も人の子も共に童部いさか

ひなり、只さてはあらで、我子をしもかくなさけなくふむは、いとあしき事なりと、はらだたしうて、まことはいかでなさけなく稚き者をかくはするぞといへば、出納いふやう、「おれは何事いふぞ」、とねりたつる。「おればかりのおほやけ人を、（一にはをに作る）我が打ちたらむに、何事の有るべきぞ。我君大納言殿のおはし坐せば、いみじき過をしたりとも、何事の出でくべきぞ、しれ事いふかたゐかな」、といふに、舍人大に腹立て、「おれは何事いふぞ、我主の大納言をかうけに思ふか。己が主は我口によりて人にてもおはするは知らぬか、我口あけてば、己が主は人にては有りなむや」、といひければ、出納は腹立ちさして家にはひ入りにけり。此のいさかひを見るとて、里となりの人市をなして聞きければ、いかにいふ事にか有らむと思ひて、或は妻子に語り、或はつぎ〳〵語りちらして言ひさわぎければ、世に廣ごりて、おほやけまで聞召して、舍人を召して問はれければ、初はあらがひけれども、我も罪かうぶりぬべくと（一にと無し）いひければ、ありのくだりの事を申してけり。其後大納言も問はれなどして、事顯れての後なむ流されける。 應天門を焼きて信の大臣におほせて、かの大臣を

善男の應天門を燒ける所以

罪せさせて、一の大納言なれば、大臣にならむとかまへける事の、かへりて我身罪せられけむ、いかに悔しかりけむ」とあり。此人かゝるあしき人なりしかば、死後に冥府にも罪を被りて、疫病神と成りたる事は、今昔物語に見えて、師翁の已に說著されしが如くなれば、よく此を認めおきて、世にあしき心はもつまじきものなるを、家や國を誤る逆賊どもの古より絕えず多かるは、いかなる故ならむ。そも禍鬼にまじこられしには論なきものから、いともあはれむべき者なりかし。

〔註〕史鑑に、善男小人、陰謀凶逆、自取二罪戾一、事無三足レ言者一、獨痛三夏井氏之賢而坐二廢于海裔一也、夫夏井爲レ民所レ思如レ此、其所二施設一必有三足レ濟レ世者一、惜乎其道不レ行二於朝一、而行二於野一、且其流非レ罪、而過レ律、設令有レ罪可三以レ功贖二之、當時朝臣何無二一言爲一之解二寃者一。予故知良相薦賢之表爲二虛文一也、と論へるは信なる說なり。余世にあしき者の、倭漢に多かる奴の事をも取出でて、後世の亂臣賊子の明鏡にもせむと思ひわたりしかども、暇なくてまだえ果さず。

序に云ふ、看聞御記に、嘉吉元年四月廿六日雨下、抑若州松永庄新八幡宮に有レ繪云。

淨喜申之間、社家へ被仰て、被借召、今日到來、有四卷、彥火々出見尊繪二卷、吉備大臣繪一卷、伴大納言繪一卷、金岡筆云。詞之端破損不見、古弊繪也、然而殊勝也、禁裏爲入見參召上畢、とある、この伴大納言繪は、今も存れること、誰も知るが如し。好古小錄ちふ物に、「三卷、畫者姓名闕、畫力精絕、事々古を徵すべし、首卷詞逸す」、といへるは疎漏といふべし。青天白日に、「若狹國小濱の臣武久某の家に藏る繪卷物は、伴善男應天門に放火し、事顯れ遠流せられたる始末を、巨勢金岡が畫きたるにて、國の先侯より台覽にも備へられ、新內裏御造營の度も、古制御覽ぜむためにや、京都にも召されたり。余も由ありて是を一覽せしに、畫の工はいふべくもなし。衣服・器械今に變りたる制多きが中に、殊更に覺えたるは、警固の武士どもの弓矢持ちたるは、太刀をおびず、太刀を帶びたるは、弓矢・鉾の類なし。古へは己が得物のみを具して、二よう三ようにかね帶する事はなしと見えたり、さも有るべき事なり。其中に何とも名づくべからざる兵仗なども見えたり」。と云へり。

性嶷岐にして經史に通ず

# 恒貞親王

大八島にほひみろべきからはこのてばこの花のかれしかなしさ

恒貞親王は、日本根子天高讓彌遠天皇淳和天皇の、神野天皇嵯峨天皇、の御長女、正子内親王後に法名を良祚と申す。に御合ひまして生ましめ給へる御子にて、二柱といふに中る皇子なり。【歷代皇記に長子といひ、後拾遺傳に第三子とす。皆誤なり。今は三代實錄諸門跡譜による】天長二年になむ生れましける。御年まだ若かりしより、御性岐嶷にまして、謂ゆる經史などをよく讀み給ひ、詩文等をさへ、いみじく作らし、また言語擧動など老成びさせ給ひければ、先太上天皇、二なく奇しと思ほしき。天長九年、親王御年八にならせ給へるを、大内に保育られておはしけるに、音樂を好み給へれば、嵯峨天皇御前に召して、御琴を執りて羽調易水曲を敎へ給ふに、親王とみに習をへまして、さてその曲の故よしを問奉り給ふに、太上天皇詔はく、「こは昔諸越燕國に太子丹といふ者、其臣荊軻に命せて、秦始皇といふいちはやき王を刺さむために、秦國に遣すとて、易

恒貞親王皇太子となる

水の上に餞(はなむけ)せし時、荊軻が壯士往兮不返、匕首振兮染鍔と歌ひて、慷慨(うれた)みて、怒れる髮冠を銜きつゝ、別れ往きしを限りにて、軻はかへらずなり、燕國も亡びにしことを、後人七絃に移して、此曲は作りしなり」と詔ひければ、親王「さては正しき聲にあらざめれば、ふさはしく侍らじ」と白し給ふにぞ、太上天皇げにもと思し歎きて、即ち御自ら文もて大内に勅遣はしけるは、親王よ、惟音を知れるのみならず、又言をしも知り給ふなど、めで聞え奉られ給ふ。こゝに御父天皇いと悦ばして、こを史局に送下して、記きつけさせ給ひき。（文多不載とあり。） 同十年、親王御年九に成り給へる春二月廿八日乙酉、天皇天津日嗣を日本根子天璽豐聰慧(しろしとよとさとの)天皇（仁明天皇）に讓り奉らせ給ひて、後太上天皇と成り給ひし時、當今(いまみかど)此いとこの親王を皇太子と定め給ひ、（一代要記、帝王編年記に廿日とす。）參議文室秋津朝臣を春宮大夫に、藤原貞守を亮に、小野篁朝臣・春澄善繩を擇びて、春宮學士と爲し給ふ。冬十二月乙巳、天皇紫宸殿に御坐すに、東宮初てまゐでて覲(みえ)奉り給へり。さて御衣を給はりしかば、拜儛して退出(まかで)給ふ。その儀容禮數老成人の如くなりき」。東宮御才慧日にいみじくねびまさり給ひ、今古の時務を深く達(さと)り給ひつ

太子を辭すれども許されず

れば、今上の正しき御子に坐さで、かく日嗣の御子と備り給へども、もし前後太上天皇千歳萬秋の後は、いかなるうきめにかあはんずらむと、いと夙く思取らして、學士春澄善繩朝臣に命せて、辭表書かせて、いかで周の泰伯・漢の劉彊が故事に比ひなましと、三たびまで讓り聞え給へども、天皇許し給はず。前太上天皇は、固よりいと哀く思ほしゝかば、深く慰諭へて、敎督給へりき。こゝに大夫文室秋津、亮藤原貞守等に宣へるは、この位を逃れてむとて、幾度となく聞え奉れりしかども、蒼旻御恩と許し給はねば、今はいかにしてましと、宣ひつゝよゝと泣き給ふ。

〔註〕西宮記裏書に、承和六年正月二日外記日記を引いて云、乙卯、是日依二卯杖奏一可レ御二紫宸殿一、而依二芳子内親王薨日之近一、不レ御二南方一、辰三刻東宮傅右大臣三守及春宮大夫文室朝臣秋津亮藤原朝臣貞守等、令レ賷二御杖一、入レ自二日華門一、置二殿上一、取引而退出云、于レ時内侍執而奉二清涼殿一、依二芳子内親王服假一、皇太子不二參入一、儀式已訖。公卿共參二嵯峨院一、次參二淳和院一、次參二東宮一、無二拜禮一、但召二東陣版一、聊給二白散一、給レ祿有レ差、とあり。珍しきさまにかきそへつ。

健岑等謀叛す

かくて承和七年五月八日、大御父の太上天皇、御年五十五にて淳和院に崩まし同九年七月十五日、先太上天皇、御年五十七にて嵯峨院に崩ましにき。こゝに太子十六に成らせ給へるが、かねて慮り給ひしもしるく、世のさわぎいできて、十七日平城天皇の御子彈正尹三品阿保親王と申す王、嵯峨の大后の御許へ消息を上りて、東宮坊の帶刀舍人健岑と申す者まうできて、「太上天皇已にうせさせ給ひぬ。世中の亂いできなむず、東國へ渡し奉らむと申す由」を告げ申し給ひしかば、大后藤原良房の中納言を召して、親王の文を天皇に奉り給ひき。この事健岑と但馬權守橘逸勢と謀れるにて、皇太子はつゆ知り給はざる事ながら、いたくおそりまして、又表あげて太子の位を逃れむと申給ひしかども、天皇「こは健岑らが思ひ立ちつることなり、東宮の御過にあらず、とかく思ほすことなかれ」とて、いとなだめこしらへて、惟故の如くにて、おはしまさせき。されど東宮は、御心いぶせくのみあかしくらさせ給ふ。八月三日乙卯、天皇冷泉院に行幸して涼ませ給へるに、東宮も參らせ給へりしに、いづかたよりともなき文を投入れたりき。健岑が東宮を敎へ奉りたる事ども有りし

東宮嫌疑を蒙る

東宮を廢せらる

かば、天皇これを信給ひて、遽に東宮の宮づかさ侍者帶刀など百餘人を捕へて、兵仗を解かせ、直曹の前右兵衛陣下に幄宇を張りて、散禁せしめ、自餘の諸人をも、左衛門陣に散禁せしめらる。さて左近少將藤原良相朝臣を勅使として、近衛三十餘人を率ゐて、東宮直曹を圍み守らせ給ふに、東宮はいと和暢にいまして、飲食御衣ひきつくろひなど、よろづ平常に變らせ給ふことなく、さて宣はすは、「吾その器にあらで、かゝる重任を負ひつれば、かねてかくこそと思ひ量れる故に、いとゝく逃れて、諸君等をも、かゝるうきせに立たせじと思ひ設けしかども、かひなくなりしは、元よりさるべきさがにこそ」と宣ひてなげき給ふ。（編年記、）かくて廿四日丙辰、東宮を廢し給ひければ、劒四口（二口は珠繩袋に、二口は帛袋に納め、）を、勅使富士麻呂に附けて藏人所に進め給ふ。かれ朝野鹿取を嵯峨山陵に奉りて、皇太子を廢す狀を告奉り給ひき。正躬王して廢太子を送り遣し給へるに、淳和院より、從四位上備前守紀長江迎にまゐできて、院に歸り入らせ給へば、太后を始め奉りて、左右たち皆涙に哽咽つゝ、悲泣給へりしは、いと理になむ。（太后なこの年の十二月辛酉朔乙丑に、御ぐしおろし給ふと御紀にあり。）　東宮は寛惠の御心深くおはして、命

廢太子後出家す

聞はも世に高くましければ、天下の人ども皆心を寄せ奉れるを、ふと罪なくて廢黜され給ひしかば、世の中ゆすりて、都も鄙も、知るも知らぬも、哀慟ひあへりしとなむ。また先つかた、世の童謠に、「天には琵琶をぞ打つなる、玉兒ひく、東の坊に牛車はよけむや、辛宮の小宮のはな」と謠ひしを、親王の院に歸入らせ給へる時に、禁中を小車に駕ていでまして、神泉苑の艮角より、牛車にめしゝかば、人皆思合せけり」。さて古き例のまゝに、親王は三品に敍りて、淳和院の東亭に居しゝ故に、また亭子親王とも申す。こゝに幸に重累を脫れて、今は心安しと宣ひて、ひたすらに佛敎に御心を寄せ給ひ、婦人をばふつに近づけ給はず、嘉祥二年御年二十五にて、御ぐしおろして、沙彌戒を受けて、法名を恒寂と改め給ふ。

〔註〕史鑑に、親王名著二嫌疑之間一、伴橘之謀蹤跡曖昧、不レ可二究知一、且橘氏老病、尙何所レ望而反逆之謀、文德追贈良有レ以矣。若二夫孝女之事一、有下使二人悽一惋于千載之下上者、橘氏不レ死、とも論へり。

初め親王史傳を春澄善繩朝臣・大江音人卿に學ばせ給ひ、後五經を中原月雄に學び

親王の學藝

基經の擁立せんとするを黜く

給ひ、佛經顯密の祕要を眞如親王・少僧都道昌等に受けて、皆その奥を究め給ひしとぞ。また草隷を妙に書き給へり。論者のいへるは、前後太上天皇、倶に書藝をも工巧に妙におはしけれども、前太上天皇は筋勁くして肉乏しく、後太上天皇は肉豐にして筋軟にましけるを、此みこなむ筋肉ともによろひ給へりといひける。又琴をもよく彈かせ給ひて、高橋文室麻呂の曲調を習取り給ふ。文室麻呂常に申せるは、「曲折の宛轉は、勤習の功なれば、傳へ奉りてむ。音律の淸雅は自然に妙なるものにて、臣は誠に及びがたし」とぞ申しける。また繪圖をいと好み給へるに、東宮に坐しける時、偃息圖を獻れる者ありしかば、こは所生を辱しめ奉るしわざなりと宣ひて、やがて燒棄てさせ給へり。また性に慍怒り給ふことなく、御身に瘡疾たえてなく、念佛讀經などの外に戲言し給ふこともなかりき。陽成天皇元慶八年二月四日おりさせ給へる時、太政大臣基經のおとゞ、親王に心服奉らしゝ故、源融左大臣、源多右大臣と相謀りて、迎へ立て奉らむとせられたるを、親王悲泣みて宣はすは、「佛經を見るに、天位を厭ひて佛道に入る者は多かれど、沙門を謝て世榮を貪る者は未だ聞か

ず、これ修行の邪縁なり」と宣ひて、三四日の間つや〳〵御齋も聞召さずして、世を思ひすて給へる御けしきなれば、仁和天皇を迎へ奉らるゝことゝは成りにき。かく數年行ひすまして坐しけるに、元慶八年九月十九日夕、忽に沐浴して、御衣服を整理へ、香焼き、花たむけなどして、禪定に入りましけるに、弟子ども、明日午すぐるまで猶出まさぬを怪みて、戸を開きて見奉れば、早く西に向ひ結跏ゐて生人の如くにて薨ましぬ。御年は六十とぞ聞えし。大覺寺門跡次第には此を廿日に係けたり。かねて遺令のまゝに、みかどにも聞えずして、儉素たる葬儀にて、太后の御陵邊に葬奉る。【陽成天皇紀に、元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、またその遺詔をあげて、吾瞑目之日、卽入二朽材之櫬心、挿二嵯峨之山腹一、無レ置二守冢一、不レ配二國忌一、一如二先後太子天皇之遺制一。廿五日乙卯、葬二淳和太皇太后於嵯峨山一】時の御門光孝天皇、そを聞き驚き給ひて、三日の間朝政を聞召さゝりき。親王春宮に坐々し時、愛發大納言が女を妃と爲し給ひしかど、御子坐しまさず、又春宮に坐ましゝ時、藤原是雄が女を幸して、男王二柱生まして、皆操節おはしけるも、親王と同じく僧と成給へる故に、その御裔は世に絶えさせ給ひし

とぞ。【符宣抄に、仁和元年九月宣を載せて、爲レ故無品恒貞親王一、以二今月十九日一、於二大覺寺一令レ修二誦經一、但其布施法准二之二品一、充二商布三百段一者」と見ゆ。】

此は玄道、さきに崇道天皇高岳親王と此親王の御傳を集記しおける中より、今抄出づるになむ。

## 西宮左大臣源高明公

さすらへて西の浦見や君が名も世にこそ高くすみあがりけれ

この大臣は、延喜御門の皇子にて、【符宣抄なる延喜廿一年官符に、去年十二月八日源朝臣ちふ姓を、七人皇子等に賜ふ第一に坐して、御年八とあり。】皇胤紹運錄に、母は唱女、更衣源周子、（大鏡裏書に、大辨唱朝臣女、）右左大臣正二位輦車、號二西宮左大臣一、安和二年左二遷太宰權帥一、同日出家、【扶桑略記に、康保三年正月十六日、大納言源朝臣高明任二右大臣一、延喜帝第十之皇子也、年五十二、同四年十月冷泉天皇御即位ありて、十二月十二日に左大臣に任じ給ふ。】この左遷せられ給ひし事は、源平盛衰記に、「冷泉院御位の

高明讒訴せらる

時、覺(うつゝ)御心もなく、御物狂しくのみ御坐しければ、ながらへて天下を知召さむ事もいかゞと思食しけるに、御弟の染殿式部卿宮は、西宮の左大臣の御壻にておはしけるを、能人にて渡らせ給ふと申しければ、中務丞橘敏延・僧蓮茂・多田の滿仲・千晴など寄合ひて、式部卿宮を取奉りて、東國へ赴き、軍兵を起し、卽位進らせむと、右近の馬場にて、夜々談議しける程に、滿仲心變して、此由を奏聞しけるに依りて、西宮殿は被流罪給ひにけり。敏延は播磨國を賜はらん、蓮茂は一度に僧正に成らんとて、斯かる事を思立ちけり。滿仲返り忠しける事は、西宮殿にて、敏延と滿仲と相撲を取りけるに、滿仲力劣にて、格子に被抛付、顏を打缺きたり。滿仲不安(カナ)思ひて、腰刀を拔きて敏延を突かんとしける。敏延高欄の根木を引放ちて、近付かばしや頭を打破らんとて、立跨りて有りければ、滿仲不及力、さて止みぬ。時の人あゝ源氏の名折れたりといひければ、敏延を失はんとて返忠したりといへり。西宮殿は聊も不知召けるを、敏延失はん爲に讒訴の次に、式部卿の宮の御舅なればとて、讒申しけるを、一條左大臣師尹殊に申沙汰して、西宮左大臣を流して、其所に成替給ひたりける

が、幾程もなく聲の失せる病をし、一月餘り惱みて失せ給ひにけり。僧蓮茂をば、撿非違使召捕りて、拷器に寄せて、謀叛の意趣を責問ひけり」と云ひ、日本紀略に、冷泉天皇安和二年三月廿五日（補任、百錬抄、大鏡裏書、編年記には、廿六日とす。）壬寅、以左大臣兼左近衛大將源高明爲太宰員外帥、以右大臣藤原師尹爲左大臣、以大納言同左衡爲右大臣、（補任には皆廿六日とせり。）

左馬助滿仲、前武藏介藤原善時等、密告中務少輔源連、橘敏延等謀叛由、【補任、扶桑略記には、廿六日として、年五十六、是依左馬助源滿仲・前武藏介藤原善時等之密告也、云々、逆立僧蓮茂、中務少輔橘朝臣敏延、左兵衛大尉源朝臣連云々とあり。紀略の普通本に源繁延と有るは誤なり。　應和三年宣に、橘朝臣敏延とある人なるべし。史料に、按橘氏系圖、多載以敏字爲名者、而無敏延、今無所考といひ、また拾遺集に、としのぶがながされける時、ながさるゝ人は重服をきてまかると聞きて、母がもとよりきぬにむすびつけて侍りける、「人なしゝむねのちぶさをほむらにて、やくすみ染の衣きよきみ」とあり、此は無名抄にも見えたり。】仍右大臣以下諸卿忽以參入、被行諸陣三寮警固々關等事、令參議文範（藤イ）遣告密文於太政大臣實賴

職曹司、諸門禁出入、撿非違使捕進敏延僧蓮茂等、仍參議文範保光兩大辨也。於左衛門府勘問之、無所避伏其罪。又撿非違使源滿季捕進前相模介藤原千晴男久頼及隨兵等、禁獄。又召內記有勅符木契等事、禁中騷動殆如天慶之大亂。廿六日癸卯、文範・保光重以勘問敏延、云々、今日丞相出家【略記に、同一男左兵衛佐忠賢、同以入道、雖然不改官符文、猶早促左遷、追使右衛門尉藤原爲儀、逕山埼、使右衛佐大江朝臣澄景也、】未刻於職曹司有宣命幷除目敍位、

〔註〕人車記に、安和二年三月、左大臣源高明左貶爲太宰權帥、以右大臣爲左大臣、以大納言在衡爲右大臣、有宣命除目等。長德二年四月、內大臣伊周左貶爲權帥、有宣命除目等。大臣有事如此無左右解官事無所見、廢后・廢太子同有此例。寛平八年九月皇太后宮高子廢、無宣命、といふこと見ゆ。

廿七日甲辰、行密告賞敍位、正五位下源滿仲、從五位下藤原善（義イ）時等也。又敏延・千晴等貫戶可勘申之由被宣下畢。廿八日乙巳、謀叛之輩父母兄弟所當罪可勘申之由、可仰明法博士者。廿九日丙午、有大索事、卅日丁未、近江國進固關覆奏解文、四月一

日戊申無二句事一、警衞之故也、午刻員外帥西宮家燒亡、【拾芥抄に、四條北、朱雀西、高明御子家、山城名勝志に、舊跡在二四條北朱雀西田間一、土俗誤呼二惠比須森一、兵衞佐なる上緒主といふ人の、長者家を買取りて、後に佐田大納言に賣りて、南北二町と爲たる事、今昔物語に見ゆ。】所レ殘雜舍兩三也。橘敏延配二流土佐國一、また、二日己酉、藤原千晴配二流隱岐國一、僧蓮茂配二流佐渡國一、【略記に蓮茂を伊豆國に、源連を佐渡國に配す、千晴は同じ。さるを佐渡風土記ちふ物に、千晴は羽黑庄司が預れりとも、其兄千晴も此に流さるゝとも云へるは誤傳にや。】三日庚戌、五畿七道諸國可レ追二討謀叛黨類源連・平貞節等一、下野國可レ加二敎諭故藤原秀鄕子孫一、官符等也、また、九日丙辰、於二建禮門前一大祓、依二謀叛流罪事一也。十一日戊午、固關使覆奏、また、十七日甲子發二遣諸陵使一、依二謀叛事一也。廿日丁卯、源連・橘敏延・僧蓮茂等進二怠狀一了。

〔註〕大神宮諸雜事記にも、安和二年、左大臣源高明公被レ企二謀叛一之由有レ聞天、以二同年三月廿五日一、中務少輔從五位下橘朝臣敏延・相模介藤原千晴・僧蓮茂等於、被二追捕一夫、敏延於被レ籠二置於左衞門弓場殿一、又千晴・蓮茂等於波左右獄被二禁固一、被二勘問一、

以見之由所㆓指申㆒也。同年四月廿六日、左大臣殿被㆑配㆓流太宰府㆒、敏延者配㆓流土佐國㆒、千晴隱岐國、蓮茂佐渡國㆒了、とあり。

と見え、帝王編年記にも、安和二年三月廿六日、左大臣源高明、（延喜第一源氏、號㆓西宮殿㆒、）坐㆑事左㆓遷太宰權帥㆒、依㆓左馬助源滿仲（六孫王長子、號㆓多田新發意㆒、）・藤善時等密告㆒也。緣坐者有㆓其數㆒、各配流、除目以前左府出家、息男左兵衛佐忠賢同出家。或記云、師尹大臣(カ)所爲(ナリ)云、于㆑時高明公左大臣左大將、師尹公右大臣右大將也、師尹爲㆑轉㆑左有㆓此企㆒云。右府卽刻轉㆑左、【略記に、同日師尹任㆓左大臣㆒、年五十、藤原在衡任㆓右大臣㆒年七十九、大僧都如無之子也】無㆑程薨逝畢、號㆓小一條左大臣㆒是也、と見え、

〔註〕愚管抄にも、「西ノ宮左大臣は、延喜ノ御子にて、やがて北方は、九條殿の娘なり。かゝりければ、此高明左大臣の娘を、爲平親王には參らせて、高明公の壻にておはしましけるを、冷泉院卽位ののち、兄の爲平親王をおきて、弟の圓融院を東宮に立てゝおはします。是は康保四年九月一日といふめり。安和三年三月の頃、この左大臣高明謀叛の心ありて、壻の爲平親王をと思ひけるなるべし。冷泉院程

なく御物怪にて、御藥繁ければ、何となくたゞろぎける頃にや、左馬介源滿仲・武藏介藤善時などいふ、時の武士のさゝやき告げける事いできて、三月廿六日に、左大臣は左遷せられて、太宰權帥に成りて流されければ、やがて出家してける。僧蓮茂・中務少輔橘敏延・左近衞大尉源連・前相模介藤千晴など、遠流に皆行はれにけりと記せるは、此すぢに、滿仲なんども語らはれけるにや。武士にてまかりつつ使はれて、推知して告申したりけるにや。かゝる事出來にけり。されど天祿三年五月に召返されにけり。是をば世の人のさたしける事は、殊に小一條左大臣、師尹九條殿の子供三人、小野宮の子供も、此人々かくは爲しつるぞなど思へりけるなるべし」、大鏡裏書に一品式部卿爲平親王、村上天皇第四皇子、母贈太皇太后安子、寛弘七年十月十日出家、十一月七日薨去、五十九、とあり。」なほ委しくは、榮華物語月の宴の卷に、「安和二年とぞいふめるに、位にて三とせにこそならせ給ひぬれば、いかなるべき御有狀にかとのみ見えさせ給へり。かゝる程に、世の中にいとけしからぬことをぞ言出でたるや。それは源氏の左のおとゞの、式部卿の宮爲

平親王の御事と覺して、みかどを傾け奉らむとおぼし構ふといふことといできて、よにいと聞きにくゝ罵る。いでや世にさるけしからぬことあらじなど、世の人中し思ふ程に、佛神の御ゆるしにや、げに御心の中にもあるまじき御心やありけむ、三月廿六日に、この左大臣どのを撿非違使打圍みて、宣命よみのゝしりて、御門を傾け奉らむと構ふる罪に依りて、太宰權帥に爲して、流し遣すといふ事をよみのゝしる。今は御位もなきぢやうなればとて、網代車に乘せ奉りて、たゞひきに率て奉れば、式部卿の宮の御心ち、おほかたならむにてだに、いみじとおぼさるべきに、まいて吾御事に依りて、いできたるにこそときゝおぼすに、爲方なくおぼされて、われも〳〵といでたちさわがせ給ふ。北の方、（師輔女、）御女、（爲平親王室、中君正光御室、）をとこ君達、（經房卿、俊賢卿、）云へばおろかなる殿內（四條）のありさまなり、思ひやるべし。むかし菅原のおとゞの流され給へるをこそ、世の物語にきこしめしゝが、これはあさましういみじきめをみて、あきれまどひて、皆泣きさわぎ給ふもかなし。をとこ君だちのかうぶりなどし給へるも、おくれじ〳〵と惑ひ給へるも、あへてよせつ

け奉らず、たゞあるがなかのおとゝにて、まだわらはなるきみ【此は俊賢卿なるを、本のしづくの巻に、經房卿童にて御ともおはしたりと有るは誤にて、此年生給へりと略記に云へり。】のとのゝ御懷（高明公、）はなれ給はぬぞ、泣きのゝしりて、まどひ給へば、ことの由そうして、さばれそれはとゆるさせ給ふを、同じ御事にてだにあらず、馬にてぞおはする。十一二ばかりにぞおはしける。只今世の中に哀しくいみじきためしなり。人のなくなり給ふ例の事なり、此はいとゆゝしう心うし。醍醐の御門いみじう賢くおはしまして、聖の御門とさへ申しゝ御門の第一のみこ源氏になり給へるぞかし。かゝる御ありさまは、よに淺ましく哀しう、心うき事に、世に申しのゝしる。式部卿宮ほうしにやなりなましとおぼせど、をさなき宮たち（憲定卿）の、うつくしうておはします、大北方（師輔卿五の君）の世をいみじきものにおぼえたるも、たゞいまは、宮（爲平親王）一所の御かげにかくれ給へれば、えふりすてさせ給はず、いみじうあはれに哀しとも世の常なり。すませ給ふ宮（四條）の内も、萬づにおぼし埋れたれば、おまへの池のやり水も、みくさゐむせびて、心もゆか

ぬさまなり。さま〴〵にさばかりうゑあつめ、つくろはせ給ひしせんざい、うゑ木どもゝ、心にまかせておひあがり、庭もあさぢが原になりて、あはれに心細し。宮はあはれにいみじとおぼしめしながら、くれ闇にてすぐさせ給ふにも、昔の御ありさま、戀ひしうかなしうて、御直衣の袖もしぼりあへさせ給はず、いきながら身をかへさせ給ふやうなるぞ、あはれにかたじけなき」、源氏（高明公）のおとゞの、有るが中の弟の女ぎみの、（高松上、御堂室、）五つ六つばかりにおはするは、おとゞの御はらからの、十五の宮の（盛明親王）御娘もおはせざりければ、迎取りたてまつり給ひて、姫宮とてかしづきたてまつり給ひて、養ひ奉り給ふ。それにつけても、いとあはれなるものは、世の中なりけり。そちどの（帥高明公、）はほうしになり給へるとぞ聞ゆめる」。また上文にすこし心のどかに成りてぞ、東宮のおほむ事は有るべかめる。式部卿宮わたりには、人知れず大臣の御氣色を待ちおぼせど、あへて音なければ、いかなればにかと、御むねつぶるべし。源氏のおとゞ、若しさもあらずば、あさましうも、口をしうも、あるべきかなと、物思ひにおぼされけり。かゝる程に、九月

藤原氏政權を獨占す

一日東宮守平親王なり。立ち給ふ、五宮ぞ立たせ給ふ。【此は同書に、先ノ御門の御いまはの時に、御遺詔を承けられしに、此宮をこそと思ふを、今はえゐさせ給はじ云々と詔ひしに依るとは有れど、實の遺詔は如何なりけむ、知りがたし。さて御詔に因りても、此御子をと思しゝ御事をよく知り奉らるを、權臣の爲に、御志を果し給はぬは、聞えさせむ方なく哀きわざにこそおはしゝか。】また源氏のおとゞは、式部卿宮の御事を、いとゞへだて多かる心ちせさせ給ふべし。【此はよくも、藤原氏の私事なるを含めたる文なるを、翫味ひて知るべし。】宮の御おぼえの、世になうめでたく、めづらかにおはしましゝも、世の中の物語に申思ひたるに、さしもおはしまさざりしかば、皆かくおはしますめり。御門と申す者は、やすげにて又かたきことに見ゆるわざになん有りける。【略註に、此を世の中の語に託して、又御器の協ひ給はぬやうに書き紛らして、藤氏の所爲と書かざる、作者のよく心を用ゐて罪を逃れたるなり。また此に廿日子の日の御遊の事を引出で、】さて、四宮御門がな東宮と申し思ひしかど、いづらは源氏の大臣の御むこになり給ひしに、事たがふとみえ

しものをやなど、世にある人どもあいなきことをぞ、苦しげにいひ思ふものなめり」といひ、大鏡に、安子后の事を語る段に、「式部卿の宮こそは、冷泉院の御次に、まづ東宮にも立ち給ふべきに、西宮殿の御壻にておはしますに依り、御弟（圓融院）の宮に引きこされさせ給へるほど等の事ども、いといみじく侍り。其故は、式部卿御門にゐさせ給ひなば、西宮殿の御ぞうに、世の中移りて、源氏の御榮えに成りぬべければ、御叔父たちの魂深く、非道に御弟をば引きこし申させ奉り給へるぞかし。世の中にも宮の中にも、殿原のおぼし構へけるをば、いかでか知らむ」といひ、源平盛衰記などに、小松大臣の語に、「北野天神は、時平の讒奏にて、憂名を西海の波に流し、西宮左大臣は、多田滿仲の讒言に依りて、恨を山陽の雲によす。各無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御非事とぞ、申傳へたる」と有り。但し滿仲のみにあらず、内外ともに心を合せて、かく讒構へたるにぞ有りけるとあるにて、藤原の氏人等が、天つ日つぎを私物にして、己がじし、ふさはしからぬ人をば、いひ傾けて、追ひそけたる時の情態は、推量られ

村上帝の高明を擧ぐるは宇多帝の菅公に於けるが如し

て、いと口をしきや。史鑑に此を論じて、甚哉藤氏之固結朝廷也、文德以降非藤氏之出者、獨宇多一帝而已。其他皆姉妹爲中宮、甥爲天子、己以外舅列居三台、至老則外孫踐天位、己以外祖父爲關白、苟有他姓厠於其中、則忌而害之、讒而逐之、不得安其身於朝廷、譬如一鷺在群鷹之間、必不全焉。村上帝引源高明爲右相、猶宇多之擧菅公、菅公之陷於時平、亦猶高明之逐於師尹。宇多・村上同欲分藤氏之權、而不能全菅源二公於後嗣、可惜哉。爲平親王以納源氏之女、不得立爲皇太弟、以村上之剛明、猶不勝藤氏之不悅、甚哉藤氏之固結朝廷也。然村上帝猶存、則師尹雖健翮利爪、不敢極其搏擊、唯冷泉病羸、仰成藤氏、權臣矯詔行己意、而不能罪之、亦已哉。源滿仲有勇略、得東國人心、使之奉爲平親王以謀叛、則其難不翅若平新皇之割據、天下之事未可知也。幸以細釁翻初志、以爲藤氏之爪牙、是亦藤氏之勢使然已、と論へるも、信にぞありける。又「小一條の左大臣、ひごろ惱み給ひける。十月十五日、御年五十にてうせさせ給ひぬとのゝしる。宣耀殿女御、（芳子）男君たちより初めて、萬づにおぼしまどふ」と、榮華物語にい

ひ、編年記も同じ。此事は日本紀略にも見ゆ。拾遺集に、左大臣まかり隱れて後、彼家に侍る鶴の鳴くを聞きて、小野宮太政大臣「おくれゐて鳴くなるよりは蘆たづの、などかよはひをゆづらざりけむ」。大鏡にも「その事のみだれは、此小一條大臣のいひ出で給へるとぞ、世の人聞えし。さて年もすぐさずうせさせ給ふなどこそ申しふらしゝか。其も實にや」と記せり。そもいつまで長らへむとて、かくしも後生につみ深き事はせられけん。凡てかゝる惡き人の心こそ、世に恠しき物なりけれ。

## 高明公に關する傳說

續古事談に云く、「西宮左大臣（高明）日くれて內より罷り出で給ひけるに、二條大宮の辻をすぐるに、神泉苑の丑寅の角、冷泉院の未申のすみのついぢの內に、胸ついぢの覆にあたるほどに、たけたかきもの三（一に二と作り）人たちて、大臣先追ふ聲をきゝてはうつぶし、おはぬ時はさし出でけり。大臣その心をえて、頻りに先を追はしむ。ついぢをすぐる程に、大臣の名をよぶ。其後程なく大事いできて左遷せられけり。神泉苑の競馬の時、陰陽師識神を喝して埋めるを、今に解除せず、其靈ありとなむい

藤原在衡家人を逐ふ

ひ傳へたる。今もすぐべからずとぞ」。ありゆきといふ陰陽師は申しける。此大臣行幸に仕奉られけるを、伴別當廣平といふ相人見て、未だかゝる人みずとほめけるが、過ぎ給ひて後、うしろを見て、背に吉相無かりけり、恐くは遷謫の事あらむかといひけるが、果して其詞の如し。（月刈藻集にも見ゆ。）【後拾遺集に、西宮の大臣筑紫に罷りて後、すみ侍ける西宮の家を見ありみて詠み侍りける、惠慶「秋風に岸うつ浪ももろともに、昔にあらぬこゝろのするかな。」】粟田左大臣在衡、西宮の大臣つみ蒙りける時、その所（一に時と作り、）に大臣になれるなり。家人大臣あきたり、我殿なり給ひなむと喜びければ、大に怒りて追出だしてけり。延喜御門の御胤にて、西宮かゝる事にあひ給ふこと、大きに歎き給ひけり。右大臣に成りて幾程をへず、左大臣に成る時、右大臣はあとあり、左大臣の事思ひかけずといひける。あやしき事なり。

〔註〕因に云、平家物語に、「山蔭中納言の子に、如無僧都とて、智惠才學身に餘り、淨行持律の僧おはしけり、昌泰の比ほひ、寛平法皇大井河に御幸有りしに、勸修寺内大臣高藤公の御子、泉大將貞國、小倉山の嵐に、烏帽子を河へ吹入れられ、袖

にて髻をおさへ、せむ方なく立てりけるに、此如無、三衣箱の中より烏帽子一つ取出されけるとかや。かの僧都は、父山蔭中納言太宰大貳になりて、鎮西へ下られける時、二歳なりしを、繼母惡みてあからさまに抱く樣にして、海に落し入れ殺さむとしけるを、死にける實の母、存生の時、桂の鵜かひが鵜の餌にせむとて、龜を取りて殺さむとしけるを、衣給へる小袖をぬぎ、龜にかへ放されたりしが、其恩を報せむと、此君陷りける水上にうかれきて、甲に載せて助けたり」とあるを、或物には、龜に助られしは、山蔭卿の幼時の事ともいへり。何れ正からむ。さて此在衡公は、此如無が子なりと、系圖などに見ゆ。史鑑に、在衡雖二藤氏出一、自二儒家一升二三台一者、吉備公・菅右相之外、在衡一人而已、蓋其恪勤之所レ致也。橘正通之軼々雖レ愧二於レ无レ慍之君子而使二大臣一怨一乎不レ以、亦朝廷之失也。且在衡先達而不レ顧二其彈冠一、使二之遂浮一レ海、何其想然無レ情也。

編年記に、天祿三年五月、西宮左大臣被二召返一畢、(愚管抄にもかくあり、)「紀略には、四月廿日己酉、今日太宰權帥源朝臣高明自二太宰府一上洛、著二葛野別屋一、と見え、大鏡裏書には、同二

年十月廿九日召返、とあり。」此大臣の古き禮典に委しくおはしゝ事は、其著されたる西宮記を見て知るべし。

西宮記

〔註〕儀式の書は世に多かれど、今逸亡たる古記をあまた引用ひられしは、此書に及ぶは有ることなし。師説にも、「古くは儀式の書の多く有りしかど、早く散り亡せたるが多く、殊に其趣稍々に變れる故に、後に西宮左大臣西宮記を著して、恒例・臨時の公事・儀式を大に記し集成されたり。此を西宮抄と題せるも有り、少か異なりげに見ゆる故に、先年數本を校へ合せたるに、草稿本の三本傳はれると見えて、文は入紛れたれど、全く同じ書なり。書籍目錄には、西宮抄四卷、八卷、十卷、十五卷、十六卷などあり。今傳はる本も、卷數定まらず、二十五卷にせる本さへあり」と論はれたるが如し、さて北山抄・江家次第・年中行事などあまたあれど、古書を精しく引載せ給へるは、此ふみに勝れるは非ざるなり。よむ人よく見て知るらむかし。

高明薨去

紀略に、圓融天皇の天元五年十二月十六日癸酉、前太宰權帥正二位源朝臣高明薨・

六十九と、見ゆ。

〔註〕河海抄に引き給へる、源順朝臣の源氏本系に、代々源氏、大臣外除之、左大臣信、右大臣常、左大臣融、以上弘仁 右大臣多、右大臣光、以上承和 右大臣能有、天安 左大臣高明、左大臣兼明、延喜 此外貞觀・天安・元慶・仁和・寛平源氏無大臣、仍不注也。 また、嵯峨御後、弘仁、寛平元年十二月廿三日、初定七代源氏年爵次第、弘仁・承和・天安・貞觀・元慶・仁和・寛平是也。

康富記に云、文安五年九月廿九日、是日被行贈位宣下也、西宮左大臣高明公、於備前國奉勸請神云。件社此間有託宣、屬某村人令成祟給候間、自地下有申請仁、就山科中將顯言朝臣經奏聞、有勅許被行之、被贈從一位者也、入夜有其儀云。【玉勝間に云、「此は贈位の例とはおぼえず、たゞ神に位を授け給へるにこそあれ、又すべてのさま古に違ひて、近き世のさまなり」とあり。 此社今もありや、國人によく尋ぬべきなり。

英明にして歌を好み給ふ

ねになきて袖ぞぬれける濱千鳥みゆきふりぬるあとゝ見るより

## 崇德天皇

此天皇、御名は顯仁尊と申奉る。鳥羽天皇第一の皇子にて、神皇正統記には第二の御子とす。御母は待賢門院璋子と申して、白河上皇の御猶子にて、實は藤原公實卿第三御女と、皇代記・皇胤紹運錄・今鏡等に見えたり。今鏡に、此御門の御事を申して、「位おりさせ給ひて、新院と聞えさせ給ひし。後に讃岐におはし坐しゝかば、讃岐の御門とこそ聞えさせ給ふらめ、」また「元永二年己亥五月十八日に生れさせ給へり、」十八日は、皇代記・皇年代略記・紹運錄に二十八日と作るを是とす。此御事中右記に委しく記されたり。保安四年正月廿八日に位に卽かせ給ひ、一にふと作り、皇代記・同略記等に、此日を受禪、二月十(また廿)九日御位に大極殿に卽き給ふと記せり。大治四年御元服せさせ給へり。御年十一。同書どもに、正月一日庚辰の事とす。法性寺の大おとゞ忠通公、の御女女御に參り給ひて、中宮に立ち給ひし、皇嘉門院聖子、と申す御事なり。又云、御門の御心は、絕えたる事を繼ぎ、古き跡を興さむと思ほしめせり。幼なく坐しけるより、

歌を好ませ給ひて、朝夕候ふ人々に隱題詠ませ、紙燭の歌、（玉海壽永二年記に、脂燭詩の事あり。）金鋺打ちて、響の中に詠めなどさへ仰せられて、常は和歌の會ぞせさせ給ひける。又常の御歌等は、朝夕の事なりしに、常の御製など聞え侍りしに、めづらしく有難き御歌どもも多く聞え侍りにき。【因にいふ、堀川集に、「新院の御前にて、時鳥の歌の題十たびて、御返しとく〳〵とめせば、聽て書きて參らせてしかど、皆忘れにけり、此一つぞ覺ゆる。みどり子やふりわけ髮の昔より、あかで止みぬる時鳥かな」と有りし、御返し、「あかでのみ我ぞやみぬるほとゝぎす、君は千年にきかむとすらむ、」また拾芥抄に、「詞花集十卷、天養元年六月二日、依二崇德院勅一、顯輔撰レ之。仁平又奏レ之、後撰已後作者入レ之、仁平奏覽、有二御製幷藤綱・同盛綱歌等一、淸書之時被レ止レ之など見ゆ。】遠く山の花を尋ぬといふ事を、「尋ねつる花のあたりに成りにけり、にほふにしるし春の山風」（千載集春上に見ゆ。）などよませ給へりしは、世の末にありがたしとぞ、人は申し侍りける。まだ幼くおはしましゝ時、「こゝをこそ雲の上とは思ひつれ、高くも（一にはるかにと作る。）月のすみ上るかな、」（續古今集に入れて、「位におはしましける時、月を御覽じてよませ給ひける」とあり。）など詠ませ給へりし。また古き事ど

保元の亂因

も興さむの御志は、おはしましながら、世を御心にもえ任(まか)せさせ給はで、院の御まゝなれば、安き事も協はせ給はずなむおはしましける。歌詠ませ給ふにつけて、朝夕候はれける修理權大夫行宗、三位をさせむとて、德大寺の大臣につげて、院に見せ參らせよとて、「我宿に一もと立てる翁草、あはれといかゞ思はざるべき、」又元の女院二所も（待賢門院、高陽院、）かたぐ〵に輕からぬ樣におはしますに、今の女院（美福門院）時めかせ給ひて、近衛の御門產み奉らせ給へる、春宮に立て奉りて、位讓り奉らせ給ふ、（皇代記・紹運要略等に、永治元年十二月七日御讓位ある由記せり。）その日辰の時より、上達部種々の官々參り集まるに、內より院に度々御使有りて、藏人中務少輔（能師）とかいふ人、かはるぐ〵參り、又六位の藏人御書さゝげつゝ參る程に、日暮方にぞ、神璽・寶劒など、春宮の御所昭陽舍へ、上達部引續きて渡し給ひける、御門の御養子古例なきことぞとて、皇太弟とぞ宣命には載せられ侍りける、」云々。【此ぞ此天皇の御憤を含ませ給ひて、遂に世の亂れ行く根本には有りける。いとゆゝしともゆゝし。】「新院は、九日ぞ三條西洞院へ渡らせ給ひ、太上天皇の御尊號奉らせ給ふ。かくて年經させ給ふ程に、近衛の御門隱れさせ給ひ

ぬれば、【此時の事ども、台記・保元物語・保建大記等に因りて見るべし。】今の一院の今宮とておはします、位に即かせ給ひにき。【これ後白河天皇とて、天皇の同母の御弟にて、御名を雅仁親王と申し、久壽二年十月廿六日に御即位ありと諸書にいへり。】さる程に、鳥羽院御心ち重らせ給ひて、七月二日（保元元年なり。）失せさせ給ひぬれば、御門の御代に定りぬるを、院のおはしましゝ時より聞ゆる事どもありて、御垣の内嚴しく固められけるに、嵯峨の御門の御時、兄の院と爭はせ給ひけるやうなる事いできて、新院御ぐしおろさせ給ひて、御弟の仁和寺の宮（覺性法親王）におはしましければ、暫しはさやうに聞えし程に、【皇代記に、「七月十二日、依天下亂御出家、廿八、竄仁和寺邊」とあり。】八重の鹽路を分けて、遠くおはしまして、上達部・殿上人の一人參るもなく、一宮の御母の兵衞佐と聞え給ひし、さらぬ女房一人・二人ばかりにて、男もなき御旅ずみも、いかに心細く、朝夕におぼしめしけむ」とあり。これ謂ゆる保元の亂とて、兩帝、國を爭はせ給へる事の第三度なるを、その本といへば、白河天皇の道ならぬ御淫行より醸成れる事、先師の説を初めて、古人等の委しく說へる

父子兄弟叔姪の騷亂

が如し。愚管抄にも、「此軍事を、此七月の軍は、五位藏人にて雅賴中納言、藏人治部大輔とて候ひしが、奉行して書けりし日記を、思ひかけず見侍りしなりといへり。なほ參考保元物語・讀史餘論等に就きて見るべし。此雅賴卿の事は、玉海にも何くれと見えたり。」此を論はれて、『保元元年七月二日、鳥羽院失せさせ給ひて後、日本國の亂逆といふことは起りて後、むさの世に成りにけるなりけり、この次第の理を詮に思ひて書置き侍るなり、城外の亂逆合戰は多かり、日本國は大友皇子・安康天皇なんどの世の事は、日記も何も人沙汰せず、大寶以後といひて、其後の事、又此平安の京に成りての後をこそ沙汰する事にて有るに、天慶に朱雀院の將門が合戰も、賴義が貞任を攻むる十二年の戰などいふも、又隆家の帥の刀夷國打從ふるも、關東・鎭西にこそ聞ゆれ、正しく王臣の都の内にて、かゝる亂は、鳥羽院の御時まではなし、辱くあはれなる事なり。」又「世を治しめす太上天皇と、攝籙の臣の親の前關白殿ともに、兄を憎みて、弟をかたひき給ひて、かゝる世の最大事を行はれけるが、世の末のかく成るべき時運に作り合はせてければ、鳥羽院・知足院一つ御心に成りて、しばし

天下の有りける、此巨害の此世をばかく成したりけるなり。」

神皇正統錄に、「此時崇德院御沒落、惡左府又流矢中給訖。凡此一亂前代未聞謂、主上・新院御連枝、關白忠通公・左府賴長公又御兄弟、武士之大將源義朝父弟別而內裏參、平淸盛・同忠正叔姪而合戰、同日夜入、內裏而除目行、惡左府御兄關白忠通公元之如氏長者補給。子孫及武士之勸賞、安藝守淸盛播磨守任、下野守義朝左馬頭任、新判官義康藏人任而昇殿許サル。」

とあり。實に此の論の如く、天朝も、藤原氏も、源平氏も、父子・兄弟・叔姪の爭戰どもとなりしは、世にあさましなども、申すも更なり。白峯寺緣起に、「新院、官軍敗れしかば、やがて知足院の僧坊にて、御出家ありて、【帝王編年記にも、「七月十一日、與天皇有間、軍敗績以後、同十二日出家、御年卅八」といひ、皇年代略記などにも、「七月一日依有欲危社稷之聞、官軍襲擊白河仙洞、卽敗落、竊幸仁和寺、同十二日出家。」とあるを、皇代記には、「十一日與官軍合戰、卽時被討散畢、卽日於圓覺寺出家、其夜令向仁和寺、同廿二日奉移讚岐國」とあるは誤說と聞ゆ。】御戒の師仁和寺の寛

遍法務の住坊に御寄宿あり。御製にいはく、「おもひきや身をうき雲に（一にとゝ作る。）なしはてゝ、あらしの風に任すべしとは」「うきことのまどろむほどは忘られて、さむれば夢のこゝちこそすれ」【山家集に、「世の中に大事いできて、新院あらぬさまに成らせおはしまして、御ぐしおろして仁和寺の北院におはしましけるに參りて、げんざんあざり出であひたり、月あかくて詠みける、「かゝるよにかげもかはらずすむ月を、見る我身さへに恨めしきかな、」と見ゆ。】人車記なる同月十一日下に云ふ、「鷄鳴、清盛朝臣・義朝・義康等軍兵都六百餘騎、發向白河。清盛三百餘騎、自二條方、義朝二百餘騎、自大炊御門方、義康百餘騎、自近衞方、此間主上召腰輿、遷幸東三條殿、内侍持出劒璽、左衞門督殿取之、令安腰輿給。他公卿并近將不參之故也と記せり。

〔註〕或人の此を論ひて、語云、先則制人、後則制於人。又云、兵尚拙速、不尚巧遲、保元之役、義朝爲朝之所策。不期而合、一用而勝、一不用而敗。昔者壬申之後、天武自吉野赴東國、大友不急從之、以成其勢、遂自敗亡。弘仁之役、平城亦將東下、嵯峨先用田村、將兵塞路、平城力屈窮不能有爲。後白河之用義朝、猶嵯

峨之於二田村一也。崇德既不レ能レ用二爲朝一、猶從二爲義之言一、則庶二乎爲二天武一矣。甚哉左府之失計也、後白河素稱二庸主一、但此一著勝二崇德一遠矣。輸贏已決二于此一と言へるはさる說なり。

また「今夕主上還二御本殿一云。廿七日丙寅、今日被レ下二罪名宣下一、權中納言兼右近衞大將兼長・權中納言左近衞中將師長・正三位左京大夫敎長・左近中將成雅朝臣・隆長朝臣皇后宮權亮隆成朝臣・右馬權頭實淸朝臣・散位俊通・前馬助平忠貞・散位盛憲・皇后宮權大進憲親・散位經憲・前大夫尉源爲義・右衞門大夫平家弘・散位源賴憲・大炊助平康弘・右衞門尉同盛弘・兵衞尉同時弘・前左衞門尉賴賢・平國正・院藏人同長盛・左大臣家勾當同忠綱・平正綱・同正方・源爲成・同爲宗・同九郞冠者・平光弘・大法師範長、左大臣息・仰詞云、同二意太上天皇幷前左大臣一、欲レ奉レ危二國家一爲二謀叛一輩、宜下仰二明法博士等一、令上レ勘申所當罪名上者。五位藏人雅賴宣二下之一、明法博士坂上兼成奉レ之、愚管抄に、「宇治入道をば、法性寺のきたにて、知足院にうちこめられにけり」とあり。また「廿八日丁卯、今夕被レ行二斬罪一、忠貞・長盛・忠綱・正綱・道行、忠貞郞等、已上八播磨守淸盛朝臣於二六波羅邊一斬、」また「卅日己巳、又被レ行二斬罪一、宗弘・康弘・盛弘・時弘・

崇徳上皇讃岐遷幸

光弘・賴弘安弘、已上藏人判官義康於二大江山邊一斬レ之。爲義・賴方・賴仲・爲成・爲宗・九郎、已上左馬頭義朝於二船岡邊一斬レ之。但爲義撿非違使季實依二勅定一實檢。」また「八月三日壬申、謀叛輩被レ行二流罪一、兼長卿出雲、・師長卿伊豆、・僧範長安房、已上自二山城國稻八間庄一被レ追レ之、領送使右衞門尉平維繁・府生資長・敎長卿常陸、實俊追レ之、・成雅朝臣越後、兼成、志・盛憲佐渡、實俊・經憲隱岐、能景、志・實淸朝臣土佐・成隆朝臣阿波、已上案倫。・俊通上總、・憲親下野、已上國忠・正弘陸奥國、忠囗、　廿六日乙未、謀叛黨類爲義八郎源爲知、前兵衞尉源重貞搦二進之一、日來之間竊經二廻近江坂田邊一、不慮之外尋伺搦取云」ともあり。此に爲知とあるは、やがて鎭西八郎にて、琉球國王の鼻祖たること、我宿草・慶長年錄・大日本史・定西物語・南島志・玄同放言・中外經緯傳にも見えて、世人の遍ねく知れるが如し。又足利高氏等も、實は此人の裔にて、暫し世を亂りつゝも、保ちたり。げに聞えしは、幽に契ある事なども、別に考記せる物あり。その讃岐國に幸行坐しゝ狀は、人車記に、「同七月廿三日壬戌の條に、「今夕入道太上天皇被レ奉レ移二讃岐國一、兼日公家有二御沙汰一。當日五位藏人資長依二勅定一參二向仁和寺御在所一奉レ出レ之、晩頭出御、網代御車、御乳母子保成車召レ之、女房同車、右衞門尉貞宗

候ニ御後一、又式部大夫重成率ニ武士數十騎一奉ニ圍繞一、於ニ鳥羽邊一乘レ船、乘船後一向讃岐國司沙汰。殊可レ奉ニ守護一由被ニ仰下一了、重成歸參了、」と記し、

信西の不仁を評す

〔註〕或人の論に、「弘仁時、平城上皇以ニ藥子故一圖ニ重祚一、仲成藥子兄、而爲ニ首惡一故嵯峨誅ニ仲成一、而宥ニ其餘一、保元之亂、信西不レ論ニ怙終脅從一壹是誅レ之、何其刑之濫也、且遷ニ上皇一幽ニ親王一、皆弘仁之所レ無也。蓋信西敎レ帝斷然行レ之、可レ謂ニ不仁一也、宜其不レ令レ終矣。」と說へるも、さる言なり。

帝遠流の第二度

保元物語物にも、「今日（七月二十二日）藏人左少辨資長綸言を奉りて、仁和寺へ參り、明日二十三日新院を讃岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞召しけれども、今日明日とは思召さゞる處に、正しく勅使參りて事定まりしかば、御心細く思召しける餘りに、角こそ口ずさみ給ひけれ、「都には今宵計りぞ住の江の、きしみちおりぬいかでつみ見し」ともあり。まことや此幸は、御門の遠所に遷坐せる事の第二度にて、そのあさましさは、ほにいでて申し奉らむかたなきを、その例といへば、孝謙の御門に起れること、既に說へるが如し。かくて平城天皇の御所

保平の亂を評す

爲も、いと能く似たる事なるを、此に比見て、彼御親善の程を想像奉るべくなむ。

〔註〕此も早く長明文字鑑に、「昔大炊天皇と申し奉るは、淨御原の御門の御孫なり、舍人親王第七の御子にておはせしが、聖武天皇の御女高野女帝と御爭ひありけるに、負けさせ給ひて、さぬき〔アハヂの誤也〕の國へ移され、かしこにてかくれさせ給ひにき。是同じ苗胤と申しながら、遙に隔たり給へる御事なり。今の主上上皇は、一つ御腹にておはしますに、かゝる御事の出來ける、あさましさよ。」と云ひ、或人の論ひて、「一朝晏駕、昆弟相讎、假手外臣、恣毒骨肉、邑虎傅翼、餓虎飽肉、八柱一傾、四維不張、大覬非望、西滅東起、怯恇萎靡、恐不能自拒、奚暇問其舊物之有無哉。」とも、「保元之變始於兄弟相奪、終於父子相賊、則其天安在哉。雖然跡亂之所由、其來漸矣。乃實生於嫡庶無辨、則不獨夫人之子爲有罪也。」また、「嵯峨之於平城、既靖其亂、亦不失友于之親。以終其身、後白河之於崇德、既擠之溝壑、又從而下之石、亦何忍之甚」。なども論へり。かく上下ともに、父子・兄弟・伯父・姪の爭ひは、上古より未だ聞かぬ大禍亂の始にて、此ぞ皇室の御衰微の

兆となりけるは、いとも〳〵あはれに哀しき御事どもなりけり。凡て此等の記は、も神皇正統記を本に取りて記さむと志せれば、今委しくはいはず。

**重仁親王出家**

またことにあはれに思ひ奉れるは、同書に、「新院ノ一ノ宮を、父のおはします時、何様にもなし奉れと、花藏院ノ僧正寛曉が坊へ渡し奉る。御供には、右衞門大夫章盛、左兵衞尉光重なり。僧正頻りに辭し申されけれども、勅定に背き難くして、請取り奉らろ。既に御出家有りしかば、年來日來宮にも立ち、位にも即かせ給はむとこそ待ち奉るに、かく思の外に御飾をおろす事の悲しさよと、附進らせたる女房達、泣悲むぞ哀れなる。此宮は、故刑部卿忠盛朝臣御めのとにてありしかば、淸盛・賴盛は見放し奉るまじけれども、餘所になるこそ哀れなれ。」

**重仁親王の母兵衞佐局**

〔註〕今鏡に、「此親王の御母、院にぐし奉りて遠くおはしたりけるが、歸り上り給へるとぞきこえ給ふ。御門位におはしましゝ時、后の宮皇嘉門院一人の御女にておはしますに、內の女房にて、かの御母、宮仕へ人にて侍らひ給ひしが、殊の外に時めき給ひしかば、后の御方の人は、めざましく思合ひて、人ノ心をのみはたらかし、世ノ

重仁親王の御素性

人もあまりまばゆきまで思へるなるべし。さりとて、御後見の強きもおはせず。只大藏卿行宗とて、年七十ばかりなるが、歌よみに依りて親しく仕う奉りなれたるを、親などいひて、兵衞佐など附け申したる計りなれば、さるべき人もなし。實の親はをとこにはあらで、紫の袈裟など賜はりて、白河の御寺の司なりけり。夫も失せて年經にけり。然るべき人の子なりけれど、をとこならねばかひなかるべし。常に侍らふ某の中將などいふ人の、片心あるなども、目を側めらるゝやうにて、はしたなくなむ有りける。されど比なき御志を、さりがたき事にて、過ぐし給ふほどに、男御子產みいだし給へれば、中宮にはまだかゝる事もなきに、いと珍らしく、いとゞ安からぬつまなるべし。御祖父の一院も聞かせ給ひて、迎取り給ひて、女院の御方にて養ひ申させ給ふ。云々。みこも、親王の宣旨など蒙り給ひて、御元服などせさせ給ひぬ。かくて年月過ぐさせ給ふ程に、位さらせ給ひて、新院とておはしますにも、世に比ひなくて過ぐさせ給へば、后の宮殿の御わたりには、心よからず、疎き事にてのみおはします。本院の御まゝなれば、世を心に任

重仁親王墳墓に就いての異說

せ給はず、內・中宮・殿などに一つにて、世の中すさまじき事多くておはしますべし。かやうなるに付けても、私ものに思ほしつゝ、すぐさせ給ふに云々。一の御子も、御ぐしおろし給ひて、仁和寺大僧正寛曉と申しゝにつかせ給ひて、眞言など習はせ給ひけるに、ざえ敏くめでたくおはしましければ、昔の眞如親王もかくやと見えさせ給ひけるに、御足の疾重く成らせ給ひて、一とせ失せ給ひにけり。御年廿二三ばかりにや成り給ひけむ。」台記にも、親王、上皇第一親王、故法勝寺執行法印信緣外孫也。其母右兵衞佐、上皇之愛子、今不衰云。此親王自降誕時、皇后以爲子云」といひ、紹運錄に、三品、「出家、法名空性、母兵衞佐局、大藏卿行宗女、實法印信緣女、」要記に、「應保二年正月廿八日薨、」とあり。或物に、「親王の御墓讃岐國高松城の西脇村醫王山藥王寺の境內に在り、今廢して形計りの石を小祠に納む。又此前に塔の形の石あり、諸人頭痛の神と稱ひて、甚だ靈驗あり。」と記せるは、實にや。げにも高岳の太子の御有樣にひとしく、心苦しく思ひ奉られてなむ。

明くれば二十三日、未だ夜深かきに、仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車

崇德上皇都を出で給ふ

を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等共、御車を差寄せて、先づ女房達三人を御車に乘せ奉る。其後仙院召されければ、女房達聲を調へて泣悲み給ふ。誠に日來の御幸には、庇の車を廳官などの寄せしかば、公卿・殿上人、庭上に下立ち、御隨身左右に列り、官人・番長前後に從ひしに、是は怪しげなる男、或は甲冑を鎧ひたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて泣悲しむも理なり。夜もほの〴〵と明行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて、重成を召され「田中殿へ參りて、故院の御墓所を拜み、今を限の暇をも申さむと思ふは如何」と仰下されければ、重成畏りて「安き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひなば、後勘如何」と恐れ申しければ、「誠に汝が痛み申すも理なり、さらば安樂壽院の方へ御車を向けて懸はづすべし」と仰せければ、即ち手をばはづし、西方へ抑向け奉れば、只御涙にむせばせ給ふ粧ひのみぞ聞えける。是を承る警固の武士ども、皆鎧の袖をぞ濡らしける。暫く有りて、鳥羽の南門へ遣出す。國司季賴朝臣、御船幷武士兩三人を設けて、草津にて御船に乘せ奉る。「管見草に、土人云、下鳥羽今有渡海場、自是乘舟。古草津者此所也。」嚴島御幸道記云、「治承四年三月、御とも

須磨の邊を過ぎ給ふ

すべき人皆船に參るべしとて、草津といふ所に、平ばり打ちて參設けたり。」盛衰記云、鳥羽草津。」」重成も、讃岐迄御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷歸れば、「汝が此程の情有りつるに、卽ち罷歸(一に留と作る)れば、今日より彌〻御心細くこそ思召せ、光弘法師未だあらば、事の由を申して追うて參るべしと申せ。返々此程の情こそ忘れ難く思召せ、」と御定有りけるこそ忝けれ。勅定なればにや、御船に召されて後、御屋形の戸には外より鎖を差してけり。是を見奉る者は申すに及ばず、怪しの賤の女、猛き武士迄も袖を絞らぬはなかりけり。道すがらも、果々(はかばか)しき御膳も參らず、打解けて御寢もならず、御歎に沈み給へば、御命も保たせ給ふべきとも覺えず、月日の光をも御覽ぜず、只烈しき風、暴き波の音計り、御耳の底に留まりける。爰は須磨ノ關と申せば、行平中納言(姓在原、阿保親王子)近流せられて、藻鹽たれつゝと詠じけむ所にこそ、と思召し、彼(かしこ)は淡路國と聞召せば、大炊廢帝(舍人親王子)の遷されて、思ひに堪へず幾程なく失せさせ給ひけむ島にこそと、昔は餘所に聞召しゝかども、今は御身の上に思召すこそ哀れなれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思召し知られて、一宮の御行方も如

讃岐に著御

濱千鳥の御製

何行らむと覺束なく、又合戰の日、白河殿の烟の中より迷出でしに、女房達もいづくに在りとも聞召さねば、只いきて生を隔てたりといふも、是なるらむとぞ思召す。異國を聞けば、昌邑・王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷され、我國を思へば、安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君・萬乘の主、前世の宿業をば逃がれ給はずと思召し、慰むはしとぞなりにける。讃岐に著かせ給ひしか共、國司未だ御所を造出だされざれば、當國の在廳散位高季といふ者の造りたる一宇の堂、松山といふ所に有るにぞ、入れ進らせける。されば事に觸れて都を戀ひしく思召しければかくなん、「濱千鳥跡は都に通へども、身は松山に音をのみぞ啼く。」

〔註〕玄道按ふに、此は、拾遺集に、内侍馬が家に、右大將實資が、わらはに侍りける時、かうちにまかりたりければ、物かゝぬ草紙を掛物にして侍りけるを見侍りて、小野宮太政大臣、「いつしかとあけて見たれば濱千鳥、あとあることにあとのなみかな」かへし、「留めても何にかはせん濱千鳥、ふりぬるあとは波にきえつゝ」と見え、又此御門の御位に坐しゝ時、皇后の方にて、小弓の御遊の有りて、忠通

讃岐の御所に就いての異説

公の扇がみに、「此を見て思ひもいでよ濱千鳥、あとなき跡を尋ねけりとは」と詠まれしを思ひ給へるにや。此は今鏡に見えたり。但し袋草紙には、あとなき事の跡とこそ見れとあり。長明文字鑑に、此を皇嘉門院の御歌とせるは誤なりり。或説に、「此時香川郡なる八輪島に著き給ふに、在廳三木某が嚴しく白して陸に上せ奉らず。依りて直島に御船を寄せて泊させ給ふをりしも、其夜月さやかなりしかば、實に鄙人の心さがなくて、都には異なれども、月影のみは變らじと、御歎の中にも御心を慰め給ひ、終夜御琴を彈かせ給へる所を、今も琴濱・琴浦と云へりともあり」といひ、源平盛衰記には、「保元元年七月、當國に遷され御坐して、始は直島に渡らせ給ひけるが、後には在廳一の廳官野大夫高遠が堂に入らせ給ひけるを、鼓岡に御所を立て居ゑ奉る」といひ、白峯緣起には「八月三日、讃岐國松山津に御下著、廳野大夫高遠が御堂におき奉りて、三ヶ年を送り給ふ。其柱に御詠歌あり、「こゝも又あらぬ雲井となりにけり、空行く月の蔭にまかせて」この御製今に殘りてこれあり。

〔註〕玄道云、此御製を、一説に長命寺の堂柱に書かせ給へりと申傳へたれど、其

寺は廢れて、跡は林田村と西庄村との境にありとか。かの綾松山麓に、その皇居の跡雲井御所ちふに、高松領主某の建てたる碑もありて、三首の中の一とて、右の御製を擧げつ。さて阿野氏は、かの綾君の後なる由にて、その系圖に、日本武尊御子、武卵（卵の誤か）王、次に爾彌麻命、奈鬼爾麻命と次ぎて、その廿一世を高末として、被レ敍ニ三六カ・位一、號ニ綾在廳一、崇德院當國遷幸、國司御設之依レ無ニ御所一、有ニ高末館ニ補造新造一爲ニ皇居一、則被レ准ニ大內ニ一、行事共有。その子高遠在廳野大夫、一女計而無ニ男子一、院之奉ニ宮仕シ一、被レ召ニ綾局ト一、女子號ニ綾局一、（女子以下五字衍歟）院之預レ寵ニ生ニ皇子一、給ニ高遠一令ニ家繼チガ一也とて、その王子を顯末、在廳島三郎ノ、依ニ賴朝下知ニ一與ニ與州河野一討ニ平家之餘黨一とあり。本文どもによく符あへり。古事記に、「建貝兒王者、讚岐綾君等之祖」、日本紀にも、「武卵王、是讚岐綾君之始祖也。」また、「神櫛皇子、是讚岐國造之始祖也」、と見え、國造本紀・姓氏錄にもしかいへり。委しく古事記傳に因りて見るべし。また下に見えたる直島にも、天皇の御祉ありて、その村に三宅某とて、もと有馬皇子より出でて、その女を此天皇の召して、生ませ給へる御子の末なる由、その家系にいへ

西行歌道の衰微なりとて歎ず

り。

古今著聞集に「保元の亂によりて、新院讃岐國に遷らせ御坐しましけり。和歌の道勝れさせ給ひたりしに、かゝる憂きこと出來たれば、此道すたれぬるにやと、哀しく覺えて、寂念法師が許へ詠みて遣しける、西行法師、「ことのはのなさけたえぬる折節に、ありあふ身こそかなしかりけれ」、返し、寂念法師、「敷島やたえぬる道も（西行物語にと作る、に）なく〳〵も、君とのみこそ跡を忍ばめ」（同上に、まめと作る）《なし》といひ、山家集に、讃岐にて御心引替へて、後世の事御つとめ、間なくせさせおはしますと聞きて、女房の許へ申しける、若人不㆓嗔打㆒以㆑何修㆓忍辱㆒、と書きて、「世の中をそむく便りやなからまし、うきをりふしに君があはずば」、又是も序でに參らせける、「あさましやいかなる故の報にて、かゝる事しもある世なるらむ」、又「ながらへてつひにすむべき都には、此世はよしやとてもかくても」、また「幻の夢を現にみる人はめもあはせでや世をすぐすらむ」、かくて後人の參りけるに、「その日よりおつる涙をかたみにて、思ひ忘るゝ時のまぞなき」、返し、女房「めの前に

かはりはてにし世のうきに、涙を君も流しけるかな」。【なほ二首あり。北邊隨筆に、「賴輔朝臣の集に、崇德院讚岐へ下らせたびての秋、ひむがし山にこもりゐたる頃、山おろしの風身にしみて、物あはれなるに、鹿の聲をきゝて、「いとゞしくうき身にしみてかなしきは、鹿のねおくる秋の山かぜ」、と見ゆ。院もめざまじきふしもおはしましつらめど、かく主上をたしなめたてまつれる者の、末久しきは、いにしへ今なきならひかなとぞ」ともあり。】

保元物語に、「さる程に、新院は、八月十日御下著の由、國より御請文到來す。此程は、松山に御座ありけるが、國司既に直島といふ所に御所を造出されければ、それに遷らせおはします」。

〔註〕緣起には、其後國府甲知郷鼓岡の御堂に遷し奉り、六年を經て云々、とて、直島の事見えず。或說に、「此は田井浦の前に在る島なれど、此に御所を作るといふは譌なり。また林田御所に御坐す事三年。その後、鼓岡に御所を作りて移奉る。

御在所

甲賀郷なれば、甲賀御所又國府御所ともいひて、此に六年坐す。鼓岡に天皇宮あ

り、宮前に櫻橋の二樹あり、觀音堂・寶幢庵あり、庵主天皇の宮を守護す。或物に、志度に鼓岡とふ地なし、志度は寒川郡、鼓岡は阿波郡にして、其隔たる事凡そ八里餘あり。志度には山寺もなく、海邊の平地なり」、といへり。なほよく土人に問正すべし。讃岐大日記にも、八月十日至二綾松山一而栖居。國司季賴朝臣營二直島一爲二行宮一とは記せり。さて盛衰記には、上に引ける如く、初め直島に御坐し、次に高遠が堂、次に鼓岡に坐して、御惱有りし由なり。

四方の築垣つき、只口一つあけて、日に三度の供御進らする外は、事問ひ奉る人もなし。さらでだに、習はぬひなの御住ひは悲しきに云々。朕遙に神裔を稟けて、天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙つて、粉楡の居を占めき。先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと雖も、久しく仙洞の樂に誇りき。思出なきに非ず。或は金谷に花を翫び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり。過にし方を思へば、昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業にか、かゝる歎に沈むらむ。縱ひ烏の頭白くなる共、歸京の期を知らず。定めて亡鄉の鬼とぞならむずらむ。偏に後世の

五部大乘經を寫し給ふ

大乘經を魔緣にせんと誓ひ給ふ

御爲とて、五部大乘經を、三年が程に御自筆に遊ばして、【かの緣起には、御在國九ヶ年に云々といひ、濱千鳥あとはの御歌を、此時の事とせり。】貝鐘の音も聞えぬ所に置き奉らむも不便なり。八幡山か、高野山か、若し御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置き奉り度由、平治元年春の頃、仁和寺御室へ申させ給ひしかば、五宮よりも、關白殿へ此由傳へ申させ給ふ。殿下より能き樣に執り申させ給へ共、主上終に御許されもなくして、彼御經を卽ち返し遣され、御室より御咎め重くおはします故、御手跡なりとも、都近く置かれ難き由承り候間、力及ばずと御返事ありければ、法皇此由聞召して、「口惜しき事哉、我朝にも限らず、天竺・震旦にも國を論じ位を諍ひて、伯父・姪謀叛を起し、兄弟合戰を致す事なきにしもあらず、我此事を悔思ひ、惡心懺悔の爲に、此經を書奉る所なり、然るに筆跡をだに都に置かれざる程の儀に至りては、力なし。此經を魔道に回向して、魔緣となして遺恨を散ぜむ」と仰せければ、此由都へ聞えて、御有樣見て參れとて、泰賴を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柹の御衣のすゝけ（一にびと作る、）たるに、長頭巾を卷きて、大乘經の奧に御誓狀を遊ばして、千尋の底に

沈め給ふ。【或物に、此を沈め給へる所を、椎の途とて、備前國日比の浦の向の沖に在り、讃岐よりは香川郡笠井村神在居の端より、向ふ二里計り沖にあり、土人略に槌とのみもいへり、大椎・小椎とて二島ありといふ。】其後は、御爪をもはやさず、御髮をも剃らせ給はで、御姿をやつし、惡念に沈み給ひけるこそ恐しけれ。

〔註〕源平盛衰記に「御歎の積りにや、御惱の事有りければ、關白殿へ能き樣に申させ給へと仰有りけれ共、世に恐れさせ給ひつゝ、御披露も無かりければ、思召し切らせ給ひて、三年の間に五部大乘經を遊ばし集めて、貝鐘の音もせぬ遠國に捨置き進らせん事、心憂く覺え侍るに、御經ばかり、都近き八幡・鳥羽邊迄入れまゐらせばやと、御室へ申させ給ひけり。 其御書に云、昔は槐門崇廟の窓にして、玉體遊宴の心を休め、今は離宮外土の西海の波に碎かれて、江南浮沈の哀聲を加ふ、嵐松を拂ひて獨筵に月を見、爭でか再び舊郷に還りて、自ら玉聖の氣を成さん、月西山に傾けば、都城仙宮の曉の詠を思出で、日晨岳に出づれば、龍樓竹園の甚しき興を忘れず、早く民煙蓬屋の悲涙を止めて、必ず三佛菩提の妙位に昇らんと、あそ

大魔王とならむ

ばして、奥に一首の御製あり、「濱千鳥跡は都へ通へ共、身は松山に音をのみぞ啼く」、御室より此御書を以て關白殿へ被レ仰けり。關白殿又内へ被レ申たりければ、少納言入道信西を召して仰せ含めらる。信西さる事爭で候べきと、大に諫め申しければ、御免もなかりけり。讃岐院此由聞召されては、「御心憂き事なり、天竺・震旦・新羅・高麗にも、兄弟國を論じ、叔父甥位を諍ひて、合戰を致す事尋常の習なれども、果報により兄も負け甥も勝つ。されども手を合せ膝を折りて降人に成りぬれば、辛き罪に行はるゝ事やはある。我今惡行の心を以て、斯る苦しみを見れば、今生の事を思ひ捨て、後生菩提の爲にとて書き奉る、五部の大乘經の置き所をだにも宥されねは、今生の怨のみに非ず、後生までの敵にこそ、」と仰せられて、御舌の先を食切り給ひ、其血を以て御經の軸の本ごとに、御誓狀をぞあそばしける。書寫し奉る處の五部の大乘經を以て、三惡道に抛籠畢。此大功德の力に依りて、日本國の大魔と成りて、天下を亂り、國家を惱まさん、大乘甚深の回向、何の願か成就せざらん哉、諸佛證知證誠し給へ、顯仁敬白、とあそばし誓はせ給ひて、其後は御爪も切ら

せ給はず、御ぐしも剃らせ給はず、生きながら天狗の貌に顯れ御坐しけるこそ恐しけれ」。長門本平家物語に、「御舌の先を食切らせ給ひて、其血をもて、御經の軸の本に、御誓語をぞ遊ばしける。我此五部の大乘經を三あく道になげこうで、此大善根の力をもて、日本國を滅する大まえんと成らむと誓はせ給ひて、其後は御爪切り給はず、生きながら天狗の形に爲らせ給ひて云々」。

一字の返歌

縁起にも、此事を記して「然るを、少納言入道信西、「讃岐院の御經の功力にては、都を咒詛せさせ給ふらん」と申たりけるに因りて、御經を返下させ給ひけり。云々。椎途の海に沈めさせ給ひたりければ、海上火にもえて見えけるに、童子出でて舞をまひて納めける。其時、さては我願成就しけるとて、御ぐしをも剃らず、供御をも參らずしてまし〳〵けるに、御笛の師參りたれども、御姿の見苦しさに、御對面なかりければ、御笛師「思ひきや木の丸どのを尋來て、あはで空しくかへるべしとは」御返事に、御指を食切りたる血にて、「かへすべし」と遊されて、本の歌を返させ給ひけり。【玄道案ふに、體源抄などに、藤原宗輔公が、故有りて朝參を永く罷めて參上り給へる

**返歌に就いての異説**

時、内の女房の「雪の上はありし昔にかはらねど、見し玉だれの内やゆかしき」、と詠みて出されしに、ぞといふ一字をかへて、返しせられしとあるは、此によく似たり。そも十訓抄には成範中納言の事とせり。】十訓抄にも、「崇徳院の、八重のしほちまでさすらひ給ひしも、源は女房兵衛佐故とかや」【長明文字鑑にも、「はる〴〵と讃岐國に遷し奉りて、上達部・殿上人ひとりも參らず、一宮の御母兵衛佐と聞え給ひける、さらぬ女房ひとりふたりにて、男もなき御旅ずみ、いかばかりの御心地せませ給ひけむ、したしく召遣ひし人々、皆うら〳〵に都はなれて、自ら留まれるも、世のおそろしさに、あからさまにも參る事もなかるべし。皇嘉門院よりも、仁和寺の宮よりも、忍びて御とぶらひなどや侍らむ。たとふる事なき御すまひなりといひ。】又云、「崇徳院讃岐にうつろはせ給ひて後、旅の御住居あはれに哀しき事限りなし、云盡すべからず。蓮妙といふすき聖の有りけるが、妹の彼院に候ひけるを思出でて、只一人國へ下りて、御所へ入らむとすれども、武士ども咎めて叶はざりけり。何(いか)にせむと思ふ程に、曉に爲りて、黑ばみたる水干著たる人の、内より出でたりける便(たづき)に付き

て入りて見れば、草茂り露深くして、人音もせず。いみじく物悲し、云々。とばかり立煩ひて、板の端に書きて、見參に入れよとて、有りつる人になむ取らせける、「朝くらや木丸殿に入りながら、君にしられでかへる悲しさ」此男ほど無く歸りて、是奉れと侍りつといふ。取りて見れば、「朝くらや只徒らに歸すにも、釣するあまのねをのみぞ鳴く」、いみじくあはれにて、笈に入れてありきけるとなむ」と見え、發心集にも、「讃岐に遷ろはせ給ひにける後、旅の御住ひあはれにかたじけなき事、いひ盡すべからず。國の兵ども朝夕御所を打圍みて、輙く(たやす)人も參り通はぬよし聞ゆれば、彼蓮如（源平盛衰記に、小河侍從入道蓮如とあり、）といふすき聖、元より情深き心にて、最哀しく覺えけれど、人道（ろカ）ふ事もなかりけり。只妹なる人の候ひけるゆかりに、御邊(あたり)の事をも聞き、又昔陪從にて公事務めける時、御神樂などの次に、希に見參に入るばかりなれば、さしも深く歎くべきにしもあらねど、態と只一人自らおひかけて、讃岐へ下りけり。行著きて見れば、御所の有狀目もあてられず、傳へ聞きつるよりも恠しげなり。されど切に內へ入らむと思ふ心ざし深くて、さるべき間(ひま)やあると、終日に窺ひけれど、守り奉る者最

はしたなく咎めて、人かくるべくもあらず。當日も暮れにければ、月の明かりけるに、笛を吹きてなむ御所を廻りありきける。　如何さまにせむと思ふ程に、稍〻曉に及びて、黒ばみたる水干ばかり打ちかけゝる人、内より出でたり。いと嬉しくて、此便りに御所の中に入りて見れば、草茂り露深くて、殊更人の音もせず。いみじう物哀しきに、とばかり立煩ひて、板の端に書きて、見參に入れよとて、在りつる人になむ取らせける、「朝倉や、云々」、此男程もなく歸來て、是を奉れと侍るといふを、取りて月影に見れば、「朝倉やたゞいたづらに、云々」とぞ書かれたりける。いと恐しく覺えて、此を笈の中に入れつゝ、泣く〳〵かへり上りにけり」、とあり。

〔註〕かく二方に傳はれる中に、此方や正しかりけむ。　そは、朝倉の歌も、右に御神樂の時になどといひ、神樂歌に、「朝倉や木の丸どのに我がをれば、名のりをしつつ行くはたが子ぞ」、とあるに緣ありて聞ゆればなり。　さて此は、十訓抄・梁塵愚案抄などに、天智天皇御製とせり。　さて朝倉の地も、或は伊豫國といひ、或は土佐國ぞとも、或は筑前國とせる中に、三善氏が意見封事に引ける備中風土記、及大

上皇志度に薨ず

安寺縁起等に、筑紫行宮と有るに從ふべし。御紀の趣も、しか聞えたり。此等の事は、委しく皇典翼に注へるを見て知るべし。北畠准后殿の正統記に、「此天皇天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ心よからで、しりぞかせ給ひき。保元に事有りて御出家ありしが、讃岐國に遷され給ふ」とも、「此天皇、天治五年戊申の年、宋の欽宗靖康三年に當る。宋の政亂れしより、北狄の金國おこりて、上皇・徽宗並に欽宗を捕りて、北に歸りぬ。弟高宗江を渡りて、杭州といふ所に都を立てゝ、行在所とす、南渡といひしは是なり」、とも宣へるが、げにも此天皇のみかゝる御事坐すのみならず、宋主もかく同じ頃にからきめ見て大恥をぞ貽しけるよ。かの虜もまた天象に應ずるかといひけむ事さへ思ひ出でられて、いともく\あはれに、哀しき御事どもなりかし。

さて保元物語に、「かくて八年長明文字鑑には九年とせり、此の崩御の年までを數へしなり。おはしまして、長寛二年八月廿六日、御歳四十六にて、志渡といふ所にて隱れさせ給ひけるを、白峯といふ所にて烟になし奉る。

〔註〕皇代記、皇年代記に、長寛二年八月廿六日、崩于讃岐國、年四十六、去位廿四年。但有時議、不奏遺詔、兼又不仰廢朝、不召錫紵、付國司行彼葬禮、自公家無其沙汰、と見え、神皇正統錄にも、同日御慶處讃岐國志戸於崩御、于時御年四十六、といひ、皇年代略記・紹運要略・紹運錄等皆同じ。盛衰記には、「八月廿四日、御年四十六にて、支度といふ所にて、終に隱れさせ給ひにけり。讃岐に御下向の後、九年にぞ成り給ひける。白峯といふ山寺に送り奉り、燒上げ奉りけるに、（一にがと作り）折ふし北風けはしく吹きけれども、餘りに都を戀ひ悲しみ御坐しけるにや、烟は都の方へ靡きけるとぞ。御骨をば必ず高野へ送れとの御遺言ありけりとかや」。とあり。緣起にもかく記し奉りて、崩御ならせ坐す事の仔細を、京都へ注進の程、野澤井とて、淸水のあるに、玉體を冷やし申す。廿日餘り都の御左右を待ち奉るに、彼水、藥水と成りて、今に國中に汲み用ふる事侍り。さて九月十八日戌の時に、當寺の西北の石巖にて茶毗し奉る。之も御遺詔の故なり。國府の御所を、近習者なりし遠江阿闍梨章實、當寺に渡して、頓證寺を建立して、御菩提を弔ひ奉る」。といへり。さ

て今も、彼地にて申傳へたる俗說もあれど、あまりにゆゝしく恐しき事なれば、此には記し出さず。

此君怨念に依つて、生きながら天狗の姿にならせ給ひけるが、其故にや、中二年有りて、平治元年、云々。此亂は讃岐院いまだ御在世の間に、まのあたり御怨念の致す處と人申しけり。仁安三年冬の頃、西行法師諸國修行の次でに、白峯の御墓に參りて、つくづくと見參らせ、昔の御事思ひ出し奉りて、斯くぞ詠み侍りける、「よしや君昔の玉の床とても、かゝらむ後は何にかはせん」。

西行御陵に參詣

〔註〕長明文字鎖に、「白峯といふ所へ、御墓を尋ね參りて拜奉るに、いつ比人通へりともなく、たゞ松の梢に風のみおとづれて、哀に悲しかりければ、かく侍りける」とて、右の歌あり。さて白峯太郞といひて、彼國に昔在りけるが、彼院に生れさせ給ひけりと、その人の夢に見えたりける、と記せり。古く嵯峨天皇・淸和天皇の前身をも、ある僧なりなどいふ俗說に侔しき妄誕にもなも有りける。山家集に、「さぬきに詣でて、松山と申す所に院おはしましけむ御あと尋ねけれども、無か

俗說妄誕

りければ、「松山の浪に流れてこし舟の、やがてむなしくなりにけるかな」、また「松山の波のけしきはかはらじを、かたなく君はなりましにけり」、白峯と申す所に、御墓の侍りけるに參りて、とて右の歌を擧げたり。盛衰記にも、此を委しく記して、「松山の津といふ所に行きぬ。こゝは新院流されて渡らせ給ひける所ぞかしと思ひて、昔戀しく尋ね參らせけれども、其御蹟もなかりければ云々、忝く哀れに覺えければ、松山の云々と打詠めて、支度といふ山寺に遷らせ給ひても、年久しく成りにければ、御跡なきも理に覺えて、御墓はいづくぞと問ひければ、白峯といふ山寺と聞きて、尋ね參りたりけるに、怪しの下﨟の墓よりも猶草繁し。いかなる前世の御宿業にかと、いと悲し。また松樹千年終是朽、槿花一日自成栄と詠じつゝ、暫し此に候ひけれども、法華三昧つとむる住持の僧もなく、燒香・散華を奉る參詣の者も無かりけり。最物淋しかりければ、よしや君、云々、さても七箇日逗留して、花を手向けなど回向し奉りて在りけるが、御廟の傍に松の有りける本を削り、無からむ時の形見にもとて、二首の歌をぞ書附けける。「久に經て我

が後の世を問へよ松。あと忍ぶべき人もなき身ぞ」「愛をまた我住みうくてうかれなば、松は獨にならむとやする」と書注してぞ出にける」、といへり。さるを緣起に、「仁安元年十月の比、西行法師四國修行の時、彼廟院に詣でて云々、御廟震動して、御製に云く、「松山の波に流れて云々、西行涙を流して御返事に、「よしや君云々、と申したりければ、御納受もや有りけむ、度々鳴動したりけりとなん」。とあるは誤なり。松葉集に、同人白峯にて、「みがかれし玉の臺を露深く、野邊に殘して置くぞかなしき」。吉黄記、正嘉元年後三月廿七日の條に、「參院、資宣奏氣比社訴事、賀茂社司等申松山庄替地事、また七月廿二日、資宣奏賀茂社與白峯寺相論松山庄事、仰、内々可被問禪信、と見え、前王廟陵記に、白峯在讃岐國阿野郡、亦號綾松山。又按、石巖下名兒谷、斷崖千尺、泊磯吉備子洲在目中、石巖上有御廟、前有橋樹、西行法師所拜跪獻歌、とあり。

今鏡に、「さぬきにも、御なげきの餘りにや、御惱つもりて、かしこにて隱れさせ給ひにしかば、宮の御母佐兵衛も登り給ひて、かしらおろして、醍醐の御門の御母がた

の御寺（勸修寺）のわたりにぞ住み給ふなる。彼院の御にほひなれば、理（ことわり）と申しながら、歌などこそいとらう有りて詠み給ふなれ、登り給ひけるに、或人の訪ひ申したりければ「君なくて歸るなみぢにしをれこし、袂を人の思ひやらなむ」と侍りけるとなむ。さこそはと、いと哀しく推量られ侍りし。院の御弟の仁和寺の宮、（覺性法親王）おはしまし丶程は、訪はせ給ふと聞えしに、宮も隱れ給ひて、心苦しく思遣り奉るあたりなるべし。その遠くおはしましたりける人の、まだ京におはしけるに、白河に池殿といふ所を人の作りて、御覽ぜよなど申しければ、渡りて見られけるに、いとをかしく見えければ、書き附けさせ給ひけるとなん。「おとは川せきいれぬやどの池水も、人の心は見えけるものを」とぞ聞き侍りし。讃岐院の皇子は、夫も仁和寺宮におはしますなる、法印（元性）にならせ給へりとぞ聞えさせ給ふ。其も眞言よく習はせ給ひて、勤め行はせ給へりとぞ。上西門院御子にし申させ給へりとぞ。其御母は、師隆の大藏卿の子に、參河權守（師經）と申す人おはしける女の、さぬきの御門の御時、内侍の佐にて候はれしが、生み奉り給へるとぞ聞えさせ給ふ。

讃岐の法皇隱れさせ給へりけるころ、御ぶくはいつよりか奉ると、御室より尋ね申させ給へりければ、「うきながらその松山のかたみには、こよひぞ藤の衣をばきる」と詠ませ給へりける。いとあはれに哀しく、又御行ひはてゝ休ませ給ひけるに、嵐烈しく、瀧の音むせびあひて、いと心細く聞えけるに、「夜もすがら枕におつる音きけば、心を洗ふ谷川の水」と賦ませ給へりけりとぞきこえ侍りし。昔の風ふき傳へさせ給ふ、いとやさしく、女宮はきこえさせ給はず」ともいへり。今もいとあはれに哀しく思ひ奉られて。



さて此天皇のかねて詔遺せるもしるく、實に此後、世はなべてひた亂れに亂れゆきて、終に假初にも、他人に假し給ふまじき天津御祖神より依奉らしゝ大政をさへに、平氏・源氏の權臣等に奪はれ給ふことゝ成れりしは、專ら此山遠く水長く限なき御恨の御憤に依りて、荒び健び給へる御稜威(いつ)よりぞ起れる由を、かつ〴〵申してむに、まづ天皇崩坐(かくりま)して十三年の後なるが、愚昧記なる安元三年五月十七日丙辰の條に、讃岐院幷宇治左府事、明日可ㇾ令ㇾ進云、今日已淸書了。院五箇事、左府四箇事云々。讃岐

院御事、一、以彼御墓所勅稱山陵、其邊掘埕、不令汚穢、又割分民烟一兩令守御陵事。一、遣陰陽師令鎮山陵、同遣僧侶令轉經事。一、以登遐日於成勝寺被始修八講事。拾芥抄に、成勝寺、保延五十六供養、行幸、崇德帝、と見えて、謂はゆる六勝寺の一なり。　一、被置國忌事。　一、讃岐院一に國と作る、御墓所邊建一堂、修三昧事。宇治左府事、一、贈正一位事。一、贈官事。頃任例被贈太政大臣也、而當時其宮已彼子息也、可有憚歟。然者可給謚號歟、又可有准三后之宣旨歟、　一、保元沙汰詔宣命等可被破却事。　一、點彼墳墓建立堂舍、可被充三昧事。漢家之法、或立社稷有行祭祠之例、若有其告、可隨彼例歟云。戸主之腋幷評定詞等其狀多、而忘却、仍不記之、可尋申也。多付外記勘文被注出先例也。院御事、崇道天皇之例、多載之、また十九日戊午の條に、參向殿、讃岐院幷左府事、明日可令獻云。是日次不快之間、遲々云、といひ、玉海に、同年七月廿九日丙寅、云々後聞、今日被行贈官位竝院號等事云。使惟基云々、院號宜止讃岐院號爲崇德院、大外記清原頼業奉之、余案之、崇德院號如何。我朝太上天皇贈號未聞、若可改讃岐院者、只可稱土御門院歟。崇德字未甘心、通典文云。永範撰申、上卿隆季卿云。百錬抄に、同六月廿九日、讃岐院奉號崇德院、宇治左府贈官位太政大臣正一位、事宣下、天下不靜、依有

彼怨靈一也、と見え、顯廣王記にも、しか記し、保元物語にも、同廿九日追號有りて崇德院とぞ申しける、云々とて、【そのかみ甚しき御荒びありし狀を記して】其後、人の夢に、讃岐院を輿に乘せ奉り、爲義判官子ども相具して、先陣任り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らむとするに、爲義申しけるは、「門々をば不動明王大威德の固め給ひて入り難しと申せば、「さらば清盛が許へ、入れ進らせよ」と仰せければ、西八條へなし奉るに、左右なく内へ御幸なりぬとぞ見えたりける。誠に幾程なくて清盛公物狂はしく成り給ふ。

同書の半井本に云、「其後清盛次第に過分になり、太政大臣に至り、子息所從に至るまで、朝恩肩を雙ぶる人ぞなき。奢れる餘りに、成親卿父子を流失ひ、西光父子が首を斬り、攝籙の臣を備前國へ遷し奉り、はては院を鳥羽殿へ押籠め進らするも、只讃岐院の御祟とぞ申しける。其後、讃岐院方々へ御幸成りぬと見ては絶入りし。一爰に御幸なりぬと見ては、蹴殺され進らせけり」と見え、盛衰記にも、「此怨靈の故にや、打續き世の中靜ならず。依之去年參考に云、當作去々年、詳見于第八卷一七月に、讃岐院を

神と奉ㇾ祝、崇德院と御追號あり。宇治左府には、贈位とて正一位を宣下ありけれども、怨靈猶靜まり給はざりけるにや、平中納言敎盛の夢に見給ひたりけるは、保元に討たれし平馬助忠正、六條判官入道爲義大將軍と覺しくて、數百騎の勢共有りける中に、或は柿の衣に不動袈裟係けたり、或は鵐兜に鎧著きたり、或は首丁頭巾に腹卷著けたりなむどして、讃岐院を張輿に乘せ奉りて、木幡山の峠に舁居ゑ奉りて、可ㇾ奉ㇾ入ㇾ都由評定しけり。新院の御貌を見奉れば、足手の御爪長々と生ひ、御髮は空樣に生ひて、銀針を立てたるが如く、御眼は鵄目に似させ給へり。是も柿の衣を召したりけり。爲義申しけるは、「西國より遙々と是まで上り著きぬ。抑君をば何處へ可二入進一やらむと申せば、忠正「仔細にや及ぶべき、法皇の御所法住寺殿へ」といふ。爲義「其は叶ひ候はじ。院御所は當寺天台座主御修法にて、不動大威德門門を守護し給へり。輙く入奉り難しと申せば、さては如何有るべきと、種々に評定しけるに、新院仰の有りけるは、「御所に成るべき便宜の所なくば、只太政入道の宿所へ入れ進らせよ」と仰せければ、さらば舁進らせよやとて、忠正は前輿、爲義は後

輿を仕りて、數百騎の者共、手々に捧げ奉りて、入道の宿所西八條へ入れ進らすとぞ見えたりける。敎盛卿は夢覺め給ひたりけれども、猶現とは思はれず、此由かくと內々申し給ひけれども、入道はさる片顏なしの人にて、更に用ひ給はざりける上、實にも怨靈の能く入替り給ひたりけるにや、うつゝ心もなく、物狂はしくして、天下を亂り、臣下を惱ます」と記せるをよく思ふべし。【正統錄に、清盛入道沙汰而後白河院鳥羽離宮押籠奉、時人偏是崇德院御怨念之及處也云とあり。此大臣の事は、玉海・正統記・盛衰記・保曆間記、また讀史餘論・保建大記等に委しく見えたる如く、延曆の御世に、深遠に思召し定めたる事を、私に改められしなどを始めて、無道なる所行のいと多かるを人こそ知らね、決めて幽契に因る事とぞ聞ゆる。】是讚岐院の御靈也とて、宥め進らせむ爲に、昔御合戰有りし大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇德院と祝ひ奉り、竝左大臣賴長贈官贈位行はる。少納言經基勅使にて彼御墓所に向ひて、太政大臣正一位の位記を讀懸けゝり。亡魂もさこそ嬉しく思召しけめと、皆人申しあへり。

玉海に、その宣命を載せて、天皇我詔旨止萬故左大臣藤原朝臣爾詔倍止勅命乎聞坐止宣。悼往天宥罪免、懷舊天餝終者、食國乃令典奈利故是以、太政大臣乃官、正一位乃階乎贈給比、崇給布勅命乎聞坐止宣。安元三年七月二十九日、とあり。

〔註〕保元物語の參考に、按、本書文路、似崇德院遷宮與頼長贈官爲一日之事、據吉記・百錬鈔等文、則崇德院遷宮之時、頼長亦幷祀耳。贈官乃與崇德院奉謚同是別一時也、といへり。さて愚管抄に、「廿九日に、讚岐院、崇德院といふ名をば宣下せられけり。かやうの事は怨靈を恐れたりけり。やがて成勝寺御八講、頼長左府に贈正一位太政大臣の由宣下など有りけり。さて又此年中大燒亡にて、其火大極殿に飛び付きて燒にけり。是に因りて改元、治承とありけり。又いかにも〳〵、此院の木曾と御戰は、天狗のしわざ疑ひなきことなり」、といへり。さて編年記に、治承元年丁酉八月四日壬子、謚號崇德院とあるは、誤と聞ゆ。

又かやうに宥め進らせられけれども、猶御憤散せざりけるにや、治承三年十一月十四日に、清盛朝家を恨み奉り、太政天皇後白河帝を鳥羽離宮に押籠め奉り、太政大臣師長以

下四十三人の官職を止め、關白殿を太宰權帥に遷し進らす。是直事にあらず、崇德院の御祟とぞ申しける」と記せるを、よく思惟ふべきなり。

〔註〕されば此後白河院天皇の御世には、前後にまたと比なき大禍亂のみにて、初は藤原信賴と源義朝に困められまし、次に平相國に、次に源義仲に、次に源義經に窘みまし、次に源賴朝主に欺かれて、御大政をば掠奪はれましけり。そも玉海に委しく記されたる中に、壽永三年記に、三月十六日乙巳、天晴、巳刻大外記賴業來、文談移レ時。此次語云、先年通憲法師語云、當今謂ニ法皇一也、和漢之間少ニ比類一之暗主也、謀叛之臣在レ傍、一切無ニ覺悟之御心一。人雖レ奉レ悟レ之、猶以不レ覺。如レ此之愚昧、古今未レ見來レ聞者也、但其德有レ二、若叡心有レ欲レ果ニ遂事一者、敢不レ拘ニ人之制法一必遂レ之。此條於ニ賢主一雖レ爲ニ大失一、今愚闇之餘、以レ之爲レ德、次自所ニ聞食置一事殊無ニ御忘却一、年月雖レ遷不レ忘ニ心底一給、此兩事爲レ德云々、とも、また同六月十七日の記に、陰晴不レ定、入レ夜光長來。去夜謁ニ賴盛卿一。傳聞、法皇去比以ニ手輿一臨ニ幸蒔繪師家一、眞戸入ニ戸內一、懸ニ尻於打板上一、有レ御ニ覽菱繩調備之樣一、被レ仰ニ引出物可レ進之由一、戲言也、然而蒔繪丸家貧、忽難レ得ニ其物一、然之間還御。

其後存二眞實勅定之由一テ、捧二美麗蒔繪手筥於目上一參入、稱二御引出物之由一、而候二北面一之間、周防入道能盛竊ニ誘追出了云、　昔雖二陽成・花山之狂一、未レ聞二如レ此之事一。法皇又輕々狂亂、雖レ不レ可二勝計一、未レ有二此程之事一、實運之盡給也、不レ可二敢云一、と云ひ、元暦元年七月九日の記に、此次賴業所二談說一甚多、故俊憲入道密語云、此君者指二今之法皇一也、偏晉惠帝也、八王之執レ權敢不レ可二相違一云々。其語如レ指レ掌、誠是聖人格言也云々、と見えたるにて、萬推量られたり。

さて玉海の上に引出たる安元三年七月廿九日の記に、讚岐院々號、幷宇治左府贈官贈位等事、來月三日可レ被レ行、此事左府被二申行一云。　以二天神御例一爲二蹤跡一云々。　此例不レ似歟、已是朝家大事也。尤可レ有レ議、而無二左右一被レ行レ之如何之由、世人傾奇云。　余案二此事一、偏可レ在二叡慮一、他人不レ可レ申二是非一事也。また同八月廿五日の條に、奉レ爲讚岐院今號二崇徳院一、被レ修二四日八講一、講師聽衆各八人、無二證誠一。初日依レ無二人數一無二行香一、資長依レ爲二彼寺上卿一、四箇日之間參入行レ之、辨重方也。今日結願、如レ形有二行香一、上官等參入云々、抑彼院御國忌明日廿六日也、而强自二廿二日一被二始行一、今日結願甚以不當也、凡每事希異也云々、とも、また廿

八日、乙未天晴、未刻大外記賴業來、召前仰雜事、奉爲讚岐院可被置國忌山陵申候由、人々被申候、前大相國、左府、中宮大夫、而被定十陵之後、未無加增之例、廢何陵可加之哉、至于崇道天皇例者、追被置國忌山陵例也。彼時未被定置十陵、加之桓武天皇御惱危急之時、有此沙汰、雖然遂以崩御。其例不相似、何況彼者廢坊之人、追有天皇之號、又被置山陵、是尤足爲榮耀、是者本爲太上天皇、雖置國忌山陵、豈有尊崇之儀哉、旁可有思慮之由、經言上、仍忽停止了云。など記され、また吉記なる壽永元年六月の條に云く、廿一日庚申、天霽、證遍已講來談世事、其中語云、夫擾亂全非他事、宇治左府怨靈之所爲也。讚岐院知足院入道殿相加給歟、於法皇者度々雖令逢其難御、御行業超古昔御之間、御壽命長遠歟、二條・六條・高倉三代帝王、早以遷化、建禮門院・六條攝政、又臨期之間同歸泉下給、皆是彼靈令然也。近年之間連々夢想、非無其證、此事上下雖知此由、未及其沙汰也、猶任北野之例可被祝神歟。予答云、先年有其沙汰、讚岐院被行八講、左府被贈官位了。其時神祠事有沙汰歟。桑門言談、非指才智人、又非宿老、然而示連々旨、頗入耳歟、仍記之。また同二年七月十六日記に、崇德院

院號と贈官
怨靈を恐る

於讚岐御自筆以血令書五部大乘經給、件經奥、非現世後世料、可滅亡天下之趣被注置、件經猶〔一に傳と作り〕在元性法印許、被申此旨於成勝寺、可被供養之由、以右大辨被仰左少辨光長、爲令得道彼怨靈歟、但尤可被豫議歟。未供養之以前、猶果其願咒、於開顯之後哉、能々可有沙汰之事也、可恐可恐。とも見ゆ。【或人の、此の記に因りて、かの大乘經を海中に沈めさせ給ふといふは、虚説なりとせり。さて此御奥書の趣にても、大魔王と成りて天下を滅亡せんと誓給ひし事は、いと慥に知られて、恐しなど申すも中々になむ。】玉海にも、同八月十五日、丁未天晴、晩頭光長來傳院宣云、成勝寺之内可被立神祠之由、所思食也。其故者、近曾以來亂逆連綿、天下不静、依彼寃靈有此災難之由、世之所思也。仍爲令蕩其靈魂、立神祠、可待影降之由、叡慮所一決也。其間之儀可計奏者。申云、此事暗難計申、被問例於外記、隨勘申可有其沙汰歟者。光長云、可問左内兩府云、此事社歟、廟歟、准八幡宮及北野宮等例者、可爲廟歟云。また閏十月二日、癸亥天晴、午刻右中辨光雅爲院御使來云々、光雅仰云、天下亂逆連々無了時、是偏爲崇德院怨靈之由、世之所謳歌也。仍

可レ建二神祠於成勝寺中一之由、叡慮一決、仰二彼寺行事辨光長一有二其沙汰一之處、猶有二御思惟一。去比被レ訪二占者一處、占趣太不レ快云。仍重被レ問二可レ有二改葬一哉否之由一、申二最吉之由一、仍就二其趣一可レ有二沙汰一之處、先規已避二近廢帝及崇道天皇等之例一、大旨雖レ載二國史一、仔細不レ詳、隨又事幽玄、專難レ被二遵行一、隨レ宜可レ被二計行一歟。被レ仰二彼息法印一、偏爲二彼沙汰一被二遂行一、叶二時議一歟、將又自レ院可レ被レ差二副別使一歟、可レ令二計申一者。兼又日時於レ院可レ被レ勘歟、又其地如何、又准二廢帝等例一者、可レ被レ置二山陵一歟、如レ此之間事、委思量可レ令レ奏者。【百錬抄にも、十一月廿五日、院にての議定を載して、崇德院・宇治左府靈可二沙汰一事等也、また十二月廿九日、奉レ爲二崇德院幷宇治左大臣一、保元戰場（春日河原）可レ被レ立二仁祠一事始也。】また十二月廿六日（丙戌）、天晴、行二向大將方一、入レ夜歸來。藏人少輔親經來問云、崇德院可レ被レ立二神祠一之由、有二其沙汰一、其所如何、可二計申一者。（院宣云）、申云、此事先日依二御占不一レ快、止二神祠一、可レ爲二改葬一之由承レ之、今仰相違如何、但此條私說也、於二其所一者、暗難二計申一、若無二一定地一者、可レ然之所兩三所相定、可レ被レ行二御占一歟、とも見え、【同三年正月五日乙未の條に、行隆語曰、我子息不レ論二男女一有二靈魂託事一、及二大亂之

時レ必有ニ此事一、所レ謂崇德院幷宇治左大臣等靈魂也。所レ言之事、如レ指レ掌皆以符合、可レ謂ニ奇異一、此事敢不ニ口外一云々。ともあり。】愚管抄に、同三年四月十六日に、崇德院幷に宇治贈太政大臣の寶殿作りて、社壇春日河原保元の戰場にしめられて、範季朝臣奉行して、靈地出來たり。又預になされたる神祇權大副卜部兼友夢想ありなんど聞えき、【玉海の同五月十三日の條に、式部權少輔範季來、語ニ崇德院廟遷宮之間蛇出來幷夢想等之事一、範季幷俗別當兼友等、同夜有ニ嚴重夢想一云々、此次語ニ祕事一、とあり。】この事は、この木曾が法住寺いくさのこと、偏に天狗の所爲なりと人思へり。いかにも、この新院の怨靈ぞなどいふことにて、忽に此事出來たり。新院の御思ひ人の烏丸殿とて在りし、いまだ生きたりければ、夫も御影堂とて綾小路河原なる家に作りて、驗ども有りとて、やう〳〵のさたども有りき」。

〔註〕又、「讚岐院・知足院殿の靈のさたのなくて、只我家を失はむといふ事にて、法性寺殿は子ながら、餘りに器量の手かくべくも無ければにや、わが御身には强ちの事もなし。中の殿のとく失せざま、松殿・九條殿の事に逢はれやう、近衞殿の

度々とられ給ひて、今まで命をいけてあそびて、此家を失はれぬる事と、後白河一代明暮事に過はせ給ふ事などは、新に此怨靈も何も、只道理を得る方の答ふることにて侍るなり。一とたりは只やす〳〵とある事の一大事にはなる也。讃岐より呼返し參らせて、京に置き奉りて、國一つなど參らせて、御作善候べしなどにて、歌うち詠ませ參らせてあらましかば、かうほどの事有るまじ。知足院殿をも申しうけて、法性寺殿の御沙汰には、宇治の常樂院にすゑ申して、今少し莊園どもゝ參らせて、同じく遊びして管絃もてなしておはしまさましかば、かうほどの事はあるまじき也。

崇德上皇及賴長を社に祀る

吉記の同月の條にも、朔日己未、式部權少輔範季朝臣來談云、崇德院御影（一に影に作るは非也。）社每事未レ定、御正體可レ被レ用ニ何物一乎之由有レ議、先被レ尋ニ兵衛佐局一。申云、年來御持佛普賢像幷御鏡、當時見在、（ニリ）又以ニ木御枕一被レ奉レ造ニ佛像一、先被レ仰ニ合左府一之處、可レ被レ安ニ如意輪・普賢二體一。（御枕之外）右府被レ申云、二體之像無レ謂、可レ被レ安ニ如意輪一、今一體奉レ安ニ如經所一可レ有ニ其勤一歟（ニヤトヘリ）云。社司卜部之輩等、所望未ニ尋切一、久可レ被レ補ニ僧官一（チ）、材木被レ點ニ津々一、寸法

被レ摸ニ稻荷下社一、院司上卿民部卿也。而別當入道云、散位人有レ憚、加之保元敵人子也、閑院一族尤可ニ奉行一、其中大納言可レ宜歟。此條雖レ爲ニ内々事一、經ニ奏聞一、無ニ分明仰一云々。又云、九日、崇德院社營、上卿民部卿、保元合戰讎敵、信西入道子也、人以相傾之由、大藏卿奏ニ聞之一。仍被レ改ニ皇后宮大夫一云々。又云、十五日、天陰、今日賀茂祭也。今日崇德院・宇治左大臣爲レ崇ニ靈神一建ニ仁社一、（一に祠と作る）有ニ遷宮一、以ニ春日河原一爲ニ其所一。保元合戰之時、彼御所跡也。當時爲ニ上西門院御領一、今被ニ申請一被レ建レ之。點ニ津々材木一、造ニ營宮一。遷宮之間儀可ニ尋注一、院司權大納言兼雅、式部權少輔範季朝臣奉ニ行之一。神祇大副卜部兼友宿禰被レ補ニ社司一修ニ其事一、又被レ補ニ僧官一、其名可ニ尋注一。故入道教長卿子、（彼院御寵女、兵衛佐猶子也、）天下擾亂之後、彼院幷槐門惡靈可レ奉レ祝ニ神靈一之由、故光能卿爲レ頭之時、被レ仰ニ合人々一。其後行隆朝臣又奉行。又光雅・光長等朝臣奉ニ行之一、或藏人方或官方也。而今偏爲ニ院御沙汰一範季朝臣奉行、未レ知ニ可否一、朝家大事不レ如ニ此事一歟。先召ニ諸道勘文一、可レ及ニ群議一歟。事不レ及レ廣、只被レ仰ニ合三丞相一有ニ沙汰一。傍輩雖レ不レ可レ及ニ三公一、如レ此大事爭無ニ群議一哉。愚案、可レ被レ逐ニ北野之例一、神祇官强不レ可レ加歟云々。また二十六日、今日依レ被レ奉

レ祝二崇徳院一、可レ被レ告二申御陵三箇所一云々。白河院成菩提院、參議左近中將通親卿、次官中務少輔兼親、鳥羽院安樂壽院、參議左大辨經房、次官皇太后宮權亮有實、待賢門院法金剛院、參議右大辨兼光朝臣、次官紀伊守範光、使ハ用二院司一、次官ハ被レ用二同殿上人一云々、また百錬抄に、元暦元年四月十五日癸酉、賀茂祭也。崇徳院幷宇治左府廟遷宮也、件事公家不二知食一、院中沙汰也、仍不レ憚二神事日一也。【方角禁忌撰に、奉レ祝二崇徳院一之間、賀茂氏輩可レ被レ忌二王相方一之由申レ之。仍仙院北賀茂邊御方違、と云へり。平家物語に、「四月三日、院を神と崇め奉るべしとて、昔御合戰ありし大炊御門が本御所に社を建てゝ、宮うつしあり。院の御沙汰にて、内裏には知看されずとぞ聞えき。」と三日に係けたるは非なり。】編年紀に、「同四月十五日癸酉、白川中御門末、北河原東一に東字なし。造二神殿一、被レ奉レ崇、號二崇徳院一、改二粟田宮一、保元戰場是也。源平盛衰記に、「同四月十五日子の時に、崇徳院遷宮あり、春日の末、北河原の東也。此所は大炊殿の跡、先年の戰場也。去し正月の頃より、民部卿成範卿・式部權少輔範季兩人奉行として被二造營一けるが、成範卿は、故少納言入道信西が子息也。信西、保元の軍の時、御方にて專ら事行はれ、

神體

新院を傾け奉りたる者の息男なり。造營の奉行神慮憚有りとて、成範を改められて、權大納言兼雅卿奉行せられけり。法皇御宸筆の告文あり、參議式部大輔俊綱卿ぞ草しける。權大納言兼雅卿、紀伊守範光勅使を勤む。御廟の御正體には御鏡を被ㇾ用けり。彼御鏡は、先日御遺物を兵衞佐局に御尋ありけるに、取出して奉りたりける。八角の大鏡なり、元より金銅普賢の像を鑄附け奉りたりけり。今度告文の箱に被ㇾ奉ㇾ納たり。又故宇治左大臣の廟、同東の方にあり。權大納言拜殿に著して、再拜畢りて、告文を披かれて、又再拜ありて、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣に下し給ふ。兼友祝ひ申して、前庭にして燒(キナ)ㇾ之けり。玄長を以て別當とす、故敎長卿の子慶縁を以て權別當とす、故西行法師の子、遷宮の有樣、事に於て嚴重なりき。「玉海に、文治二年十一月十八日、辛酉、天晴、此日於二院殿上一有二僉議一、晩頭著二直衣一參ㇾ院云々。一、御祈事、云々、經房申云、可ㇾ被ㇾ始二五壇法一、又崇德院御事、有二沙汰一無二其實一、殊可ㇾ被二尋行一也と見え、また建久二年閏十二月十四日、戊午、未剋參ㇾ院、以二泰經一尋二動靜於女房一、今日頗御痢病有ㇾ隙之由所ㇾ示也、崇德院幷安德天皇等崩御之所、

建二一堂一、可レ資二被御菩提幷亡命之士卒滅罪之勝因一事、可レ申二沙汰一之由、仰二泰經一了、即退出了。また、十六日庚申の條に、以二右大臣一被レ仰下一云、崇德・安德兩怨靈鎭謝之間事、且問レ例、且尋レ人、可レ令二計奏一者。此時法皇御疾重く坐しませり。また廿日甲子の條に及レ晩余參レ院、秉燭也、以二定長一入二見參一、又奏下爲二崇德院・安德天皇等一可レ被レ建二一堂於讚岐・長門等兩州一事上、幷崇德院可レ被レ預二官幣一哉否事上。相二副官外記幷左內府申狀等一、只宜體可レ令二計奏一、隨二其趣一可レ有二沙汰一、且又可レ問レ人一云々。また、廿二日丙寅の條に、未剋云々、參院云々、又召二文書一見二下書一、仰二定長一令レ讀二官外記勘文一、次第ニ定二申之一。取二條詞一、可レ被レ鎭二謝崇德院安德天皇怨靈一事云々、各定申了、仰二左大辨一直令レ奏、而依二御寢一不レ能二申入一云々、仍人々退出了、定趣、一、崇德院御陵邊讚岐國立二一堂一可レ被レ置レ佛事。一同尤申可レ然之由、民部卿申云、讚岐國本置二佛寺一、寄二田園一事在レ之云、委可レ被レ尋歟云、件沙汰可レ爲二院御沙汰一哉、又可レ爲二公家御沙汰一哉事、人々申狀不二一同一、但多分可レ被レ下二宣旨一云々。余同レ之。一、國忌山陵事、兼光卿申云、此事已上或不レ可レ然、或人一に又と作る、同レ之、余出二不審一云、已建レ廟一に基と作り、擬二神明一、今更被レ置二國忌山陵一如何。人人尤稱二可レ然之由一、但可レ問レ例之由、仰二宗賴一了。一、崇德院成勝寺事、民部卿經房申二出

此事、已上人々同之、此經房卿の議は、上に引ける吉記にも見えたり。一、官幣事、大略申可被立之由、但余重出不審云、於被列四度祭幷廿二社之條者、忽不可然、退委被尋之後、可有左右、先依院御惱臨時可被奉幣歟、而三箇條可有議也。一任寛和三年圓融院院號以後被奉幣北野之例、只自院被奉東遊・走馬等、退可有公家奉幣之沙汰歟、二只自公家任永延三年北野宮初度奉幣例、臨時可被發遣歟。三縱雖不例、四度祭廿二社等每年二季歟一季歟定式日可被立官幣歟。此三箇條之間、一同可被申者。左大臣、左衞門督、別當、左大辨等、自公家臨時可被奉幣、此内左大臣自兩方可被奉云。右大臣、民部卿、大宮權大夫、今度只自院被奉遣、退委有沙汰可及官幣者、余當時臨時之幣公家院之間事、可依勅定、於此條者殊可隨叡慮之趣也者。右大臣申云、若有官幣者廟號無謂、尤可有別號、川原宮可宜云、人々有服膺之氣、別當云、廟號又不可有難云。余云、元暦自院被獻幣、彼時有沙汰歟、可被尋告文之趣歟。一、安德天皇御事、長門一堂事、一同可然、國忌山陵事、同前、但可依崇德院例、依不擬神社無奉幣之沙汰也。可問例之由仰下事等。一、雖無遺詔不置國忌山陵例事、一、

奉幣

不レ列二四度祭廿二社一之社、別預二官幣一例事。一、被レ獻二幣帛於廟基若宮寺一之宣命文事。一、奉レ祝二神明一之後、被レ置二國忌山陵一例事。」可レ被レ尋二讚岐國一事。崇德院御陵有二堂舍一哉事。被レ置二何佛事一哉事、寺領田薗子細事、余退出了、また廿四日、戊辰此日以二宗賴一奏二崇德院奉幣之間事一、仰云、自二公家一可レ被レ立云。就レ之仰云、幣帛前數知何、可レ被レ召二加宇治左大臣一歟、將不レ可レ然歟、又使參議歟四位歟、又兼可レ有二山陵使一哉、元曆自レ院被レ獻之時、被レ申二三陵一云云。然者安樂壽院一所歟、將任二元曆例一可レ被レ加二成菩提院白河院、理不レ可レ然、法金剛院雖二理可一レ然、非レ陵、公卿使如何、歟等事、可レ問二人々一之由仰了。また同廿八日壬申の條に、今日以二宗賴一被レ仰二條々事等一、云々。又崇德院讚岐國御影堂領可レ給二官符一、又長門國可レ建二一堂一之由、可レ宣下一者、皆任二御定一可二宣下一之由仰了、云々、今日被レ發二遣山陵使一、崇德院廟可レ立二官幣一之由、被レ告二申安樂壽院一也、上卿藤中納言定能卿、使大宮權大夫光雅卿、余免二告文內覽一了。廿九日、癸酉云々、此日崇德院奉幣也。上卿權大納言隆忠卿、使宰相中將公時卿、申剋大內記長守持二來宣命草一、見了返給。被レ奉二幣故左大臣廟一之由、被レ載二辭別一也、無二別使并別宣命一也、兼被レ問二人々一也、以二宗賴一申下昨日被レ仰下御返事等上。入レ夜歸來、兩宣下

粟田宮遷移

事、〔讃州長門〕早可ニ仰下一、長門堂事、宣旨・口宣奏覽了。また四年正月五日、〔癸酉〕晴、此日粟田宮有ニ奉幣一、上卿、左衞門督通親卿、辨、左中辨親經朝臣、使、左近衞權中將成定朝臣。【編年記に、同八月二日丙申、〔一に改の字あり〕、號ニ粟田宮一、彼宮祭宜レ用ニ八月中酉一由、被ニ宣下一畢。とあるは心得ず、そは、上に引ける文に、改ニ粟田宮一といひ、八月中酉とあるも、また下に出す。諸神記には、四月の事とあればなり。】五年閏八月十六日、〔癸酉〕此日崇德院奉幣也、使定家朝臣、上卿平中納言、辨定經朝臣、など見え、また百錬抄に、嘉禎三年四月廿七日戊申、今日粟田宮遷ニ座東方地一、本所近ニ河邊一、依レ有ニ洪水之恐一所レ奉レ遷也。經俊卿記に、建長八年九月五日、資定奏、粟田宮炎上之後、可レ被レ行條々事、仰ニ關白一被レ申趣被ニ聞食一了。御卜奉幣之外、不レ可レ有ニ殊沙汰一也。守護事、仰ニ於關東知行所々一者。委可ニ相尋申一、其外者猶慥可レ進也、兵士不レ然者。御裝束盜失之時、可レ被ニ懸仰一之由、可レ仰ニ庄々一。又廟家直可レ加ニ譴責一之由可レ仰。また、十日、召ニ資定一被レ仰云、粟田宮炎上、神火之由、兼弘〔一に佐と作る〕、申上處、盜人之所爲云、件盜人被ニ捕置一了、無レ人之間及ニ燒失一之由申レ之、俄可ニ下知一之由仰。また、同日、資定奏。粟田宮條々、御正體間事、仰、文曆沙汰

之次第、只爲被散御不審也。只今非可被鑄改之儀、日來沙汰不可有相違。別殿事、仰聞食了、此又不可違日來。守護事、仰於原田庄者、早可致其沙汰之由、可仰武家、於進用途之庄々者、請取用途、元（先歟）別當可致沙汰。不然者、返用途可進見兵士之由、可仰兩方。抑今度炎上事、爲神火之由、廟家申之云、末代事雖有御不審、被驚聞食之處、反盜人之所爲云。件盜人已露顯、日來守護體不法之條尤不便。件夜祇候之輩相尋交名可申、又以此等之次第殊可誡仰兼佐、など見ゆ。【帝王編年記にも、同十七日夜、粟田宮御殿燒亡、盜人放火、と記せり。】さて百錬抄に、康元元年九月廿五日壬子、被立粟田宮奉幣使、中納言資季卿參之、といひ、經俊卿記に、正嘉元年後三月二日丁巳、天晴、參院、今日崇德院強盜、官人章繼渡之、爲御見物密密御幸、依退出遣御見物云。同八月十四日、資宣奏粟田宮光輝事、また九月十九日、青蓮院宮被申粟田宮守護廟領住人對捍事、仰、爲彼在家役、慥可令責勘之由可下知など見ゆ。また仁部記に、弘長元年七月廿九日己卯、晴、云々、去十日洪水流入粟田宮之間、築垣大略壞損畢、（一に事と作る）差遣官使可實檢之歟之由、先日被仰

下レ了。依損色文到來之間、欲二申入一之處、今日不レ得二便宜一、以二後日一可二奏聞一也。また、廿六日丙戌、晴、云々、未剋先參レ殿、越前國司（一に用と作る、）進口（一に缺字なし、）事、幷粟田宮洪水事、所二内覽一也、【また八月十四日參二龜山殿一、粟田宮築垣已下云々、條々以二經任一申入ともあり。　東寺古文書に、就二當院敷地耕作一、爲二用水一、粟田宮可レ及二水害一之由、俗別當兼繼宿禰歎申云々、三月廿四日、左中辨寶莊嚴院執行御房、とあり。】　奉行院司雅俊記にいはく、德治二年三月五日、公賢奏二（右衞門督）粟田宮條々一、兼顯宿禰申、高家庄去年社用事、仰、可レ尋二申兵部卿宮一、同申、同庄去々年社用相論第二度陳狀事、仰、今一度可レ尋二申兵部卿宮一。同申、同庄下司佛性庄家狼藉事、仰、早可レ被レ召二出彼輩一旨可レ申二兵部卿宮一。また、廟家條々、一、假殿御裝束料、武家去年公事用進事、重可レ被レ仰二下武家一。一、高家庄、年々社用相論事、去年十一月雖レ被レ下二廟家二問訴訟一、雜掌兩年不レ進二陳狀一、此上者任下被二定置一之旨上、可レ蒙二直聖斷一。同東庄去々年貢事、重可レ被レ申二兵部卿宮一。同下司（司カ）佛性事、同被（可カ）レ申二彼官一、また四月十八日、公賢奏、（宣廣朝臣）粟田宮條々、五月廿四日、書賜二兼顯一、兼顯宿禰申、假殿御裝束料、武家用途是濟事、仰、急可レ致二沙汰一之由、可二下

粟田宮の祭神及其舊趾

知二之旨一、可レ仰二武家一、など見えたるにて、その御稜威のいみじかりしほど推量り奉るべし。

諸神記に、粟田宮、崇德院、宇治惡左府賴長、六條判官爲義、元曆元年四月十五日勸請、建久四年四月十五日己酉始祭、自今以後可レ用二今月中酉日一由、被レ下二宣旨一了。被レ立二內藏寮御幣宣命一、上卿民部卿經房卿、使內藏助惟宗久義、應永七年九月九日、當社神供、御精進也。大中臣日記云、建武元年七月五日、粟田社被二燒拂一之處、畠中重連棄二身命一御神體璽御筥（上の御字上に、奉レ出などの字脫せしか。）勝隆按に、玉襷總論追加に引ける。大中臣日記には、璽御筥奉二取出一、文和三年、また兼敦承二遷宮一とあり。文和二年二月朔御再建、同六月廿一日、卜部兼敦奉二遷宮一、神主隆昌重連兩人更五年宛補レ之。

〔註〕或說に、「此社の舊地は、聖護院森の西北にあり。古は大廈にて、宮殿巍々たり。今舊地の字をヒトクキとも、或はシトクイともいふ。此崇德院を謬るにや。又櫻塚と云ふも、同森の西南二町餘に在り。此惡左府の社地塚上に櫻を植ゑければ、世人櫻塚といふ。實は左府塚なり。一年靈驗ありとて、都下の貴賤群を

成して詣でしとぞ。玉葉集に、粟田宮歌合、寄海朝といふ事をよませ給うける、後鳥羽院「泊りする一夜のちぎり漕ぎわかれ、おのがさま〴〵出づる舟人」おなじ歌合に寄夕といふ事を、但馬守家長、「立田山ゆふくれなゐの薄衣、袖に時雨はふるかひもし。」

雍州府志に、天皇廟在東山眞性院、有宸影、毎年八月二十六日修御忌、近世移東岩倉觀勝寺於此寺東、合爲一寺といひ、【雅俊記なる上に引ける文の次に、「三條前中納言申、卜部氏女申、崇德院御影堂領、粟村庄西方年貢事、仰、早可口口兼顯宿禰」とあるは此御廟にや。】國花萬葉記にも、「同天皇尊影、祇園南安井寺眞性寺に在り、紫藤花有るに因りて藤寺と稱す。宸影、并源爲義・同爲朝の像兩脇に立つ」とも見ゆ。

〔註〕應仁記に、粟田口には、長樂寺光堂崇德院と記せり。或人は、崇德院光堂は、粟田口長樂寺に在りて、後拾遺往生記なる、源親元が、東山に西土迎接の堂を建つ、とある寺なるを、後に光堂を蓮華光院内に遷し奉るなり、とも、又或は

世々の聖主武將院の怨靈を恐る

近世葛野郡安井村なる蓮華光院を遷して、光堂の北に在りし崇德院をも、此院內に遷しゝなりともいへり。孰れか是なるを知らず。靑蓮院門跡傳に、尊助法親王、（土御門院皇子）「崇德院御影堂爲二檢使一」とあるは、此院のに坐すにや。明應六年の綸旨に、讚岐御化現、異二于他靈地一也、然近年荒廢、欲レ加二修理一、寺物在レ國、有名無實、云々とありとぞ。

是を以て、かの緣起にも、「代々の聖主、世々の武將も、恐み崇め奉り給ふ云々。其外、或は社壇を作りて彌〻崇敬し、或は庄園を寄せて御菩提を弔ふ。今の淡海・河內は、治承に御寄進、山本の新庄も、文治に賴朝大將の寄附にて侍るなり。治承・元曆の亂逆も、彼院の御怨念とぞ聞えし。」又云、「實に大魔王ともならせ給ふやらむ、今も御廟所には、番の鵄とて每日一羽祗候するなり。」【鵄の事は、古今妖魅考に說はれたるを見るべし。因にいふ、戴恩記に、近衞稙通公の御語とて、「何事をも思立つ程なれば、半ばにしては置かず、其極に至らむ事を肝要とせしが、我飯繩の法を行ひしに、成就したりと覺えし時は、いづくにても、寢たる所の屋上に、夜半時分に鳶來て鳴き、又あり

かせ給ふ先に、辻風起りしとなり」といへり。由ありげなる事なり。」かの野澤の井邊に祉壇を構へ、天王祉と申し侍り、正面門客人には、爲義・爲朝父子の影像を作りたり。平家西海に漂ひけるも、彼怨念ならずや」ともいへりき。此後の事どもは、

**御領寄進**

吾妻鏡天暦二年乙巳四月廿九日壬午の條に、今日以備中國妹尾郷、被付崇徳院法華堂、是爲沒官領、武衞所令拜領給也。仍爲奉資彼御菩提、被充衆僧供料云、といひ、又同五月一日癸未の條に云、武衞被遣御書於左兵衞佐局、是崇徳院法華堂領。新加事也。去年以備前國福岡庄被寄進之處、牢籠之間、取替之被進妹尾畢、爲供佛施僧之媒可被奉訪御菩提之趣、被載之。件禪尼者、武衞親類也、當初爲彼院御寵女云。勅使江判官公朝歸洛云々、又依去七月大地震事、且被行御祈、且可被滿遍徳政於天下事、

勝隆按に、もと阿野家に傳はりしを、その家より出でたる藤波氏公の讓り得て持てる文書に、讓渡所領事、備中國妹尾庄和太方領家職半分事、右所領者、外祖相傳之地也、仍子息讓與侍從季繼畢。更以不可有他妨、此所爲高野山崇徳院御骨三

**鎌倉權五郎景政の祠**

昧堂領一之間、關東自餘之恒例臨時之課役不ㇾ可二勤仕一之地也。然者有ㇾ限御佛事米、無二懈怠一可ㇾ被ㇾ備二進之一矣。仍所ㇾ讓二渡之一狀如ㇾ件。正和四年五月廿三日、正四位下藤原朝臣花押、とあり。

また九月四日甲申（中略）幷崇德院御靈殊可ㇾ被ㇾ奉ㇾ祟之由事等、被ㇾ申二京都一。是可ㇾ奉ㇾ添二朝家寶祚一之旨二品御存念甚深之故也云、また、十二月廿八日の處に曰、「又御臺所御方祗候女房下野局夢、號二景政一之老翁來申二二品一云、讚岐院於二天下一令ㇾ成ㇾ祟給、吾雖二制止申一不ㇾ叶、可ㇾ被ㇾ申二若宮別當一者、夢覺事畢。

〔註〕鎌倉名所記に、鎌倉極樂寺切通にかゝる北山の間にある御靈社といふが、即景政を祠る由いひ、神に成れること、保元物語に見ゆ。吾妻鏡同年八月廿七日の條に云、午刻御靈社鳴動、頗如二地震一、此事先々爲ㇾ怪之由、景能驚申ㇾ之。仍二品參給之處、寶殿左右扉破訖。鎌倉志にも、「長谷寺より西南方に在り。」神主小坂氏は、景政が家臣の末なり。梶原村にも同社あり」といひ、白川故事考に、三城目村といふにも、此人の祉あり。昔白川石川の内に領地賜はりて住みしとて、竹貫鄕に鎌倉

山といふもあり。此村にて蘆毛馬を畜へ矢柄竹を植ゑず。古來祟有りとて、敢て犯す者なし。さるを寛政中に吉田家に請ひて、その免を得て、社に告げて、かの馬を畜へ竹を植ゑて、民用に便ずるに、祟あることなし」と記せるをも思ひ合すべし。

翌朝申事由、于時雖無被仰之旨、彼是誠可謂天魔之所變。仍專可被致國土無爲御祈之由、被申若宮別當法眼坊、加之以小袖長絹等給供僧職掌、邦通奉行之。同四年戊申十月四日の條に、以右衛門權佐定經奉書被仰下之備前國福岡庄事、今日所被進御請文也、とて先日所被仰下候之備前國福岡庄事、被入沒官注文下賜候畢、而宮法印御房被令勤修讃岐院御國忌之由、被歎仰候之間、以件庄可爲彼御料由申候て、無左右不知仔細令奉進候畢、此條々非別之僻事候歟、而今如此被仰下候畢、隨重御定可令左右候。御定之上、雖一事何令及緩怠候。以此趣可令披露給候。賴朝恐惶謹言、といひ、又承元四年庚午六月廿日丙子、崇德院御影堂領可被止地頭職之由、及寺家之訴、右大將家御時、雖有此所望、勳功之輩不可

レ空レ手之旨、被レ出ニ御返事一之上、今更不レ能ニ御許容一云。

〔註〕此より後、明月記の嘉祿三年七月九(十一ィ)日の記に、近日天狗狂亂殊甚とて、伊勢國なる法師が、六月十二日に、國に歸らむとせし路にて、山伏體なる異人の逢へるに伴はれ、又歸來て大内を初、法成寺等を巡見しに、寺中にて貴賤數輩列坐せるが、貴人の下知に因りて、此者に酒盃の酌を取らせて、亂舞などして遊び、又法勝寺に入り、清水寺禮堂に往くまでは覺え居しを、清水の鐘樓の下に、白布もて縛付けられて、言語飮食せずて、兩三日を經たるが、彼に在りし間の事を語る中に、崇德院當時御ニ于鎌倉一、竹中僧都參ニ隱岐之島一等云。座ニ列ナリシ亂舞之輩、或其額有レ角云、とあるをも攷合すべし。

なども見えて、その御稜威の、かねて詔給ひしにつゆ違はず、いちはやく坐して、天朝は申すも更にて、武臣にも、天下の諸人も、深くおぢ恐み奉り、祈り申されし事、よく知られたり。又彼國の象頭山なる金毘羅宮にも、大御靈の大坐す事は、師翁の說に委しければ、今更申す迄もなきを、騰雲聞書ちふ物を見れば、日本國中に神多く

在す中に、何れか尊きやといふ問に、騰雲が對へて云く「先づ第一に伊勢大神宮なり。象頭山の金毘羅神は、昔崇德院讃岐へ流され給ひ、人間界にて王に成らずむば、天狗と成りて王と成るべしと、一心に天を祈り、終に生きながら天狗と成り給へるなり。故に院の御靈を祭りたるに非ず。今に在世の事なれば、甚あらたかなる事なり。又彼山には、天地開初めてよりの天狗あり。第一の頭と成りて、木葉天狗の類にあらず。是合せて七人なり。金毘羅神は、後に人の成り給へるなれ共、人間より成り給ふ上に、位は天子に坐して、人間の大王なれば、天狗界へ入りても、上に立つ者はなき理也。依りて前々の天狗も尊敬して王と崇め申す故に、右七人の面々も尊敬致す趣、君上といふにも非ず、又配下といふにもあらず、金毘羅神の下知に附きて、凡て致す義といふ樣にてあるなり。　また木葉天狗といふ者は、夥しく有りて、此中に惡しき事をすれば、皆其七人の面々より是を戒め、始終は形も消ゆる樣に成る也。　それはた東西南北に分れて、支配をするといふ樣なる役ある事と見えたり。　また秋葉・日光・比叡・鞍馬等に、天狗夥しく居るなり。　是等は其山限りといふ樣なる者にて、外へ

は餘り出ざる也。【玄道いふ、此には大凡に天狗と稱へれど、實は神仙も山人も有る由の寅吉說ありて此に關係る考どもは、八十の隈手の二編に記せり。】此山の天狗の、日本世界を飛行するは、此神を信心の者ある故なり。又言語も文字も通ふは、古來よりの事ながら、別けて此神以來人界に變る事なき由なり。」とも見え、委しくは本書を披き見るべし。近き頃秋葉山なる異人に事へし飾屋米藏も、此宮の御神と、讚岐天皇とは、何なる故なる故ならむ、深き御心あひと聞えて、此を祀奉る御社には、必ず二柱相幷び坐すと、いひしとか。また冷泉爲恭が書ける物にも、前橋なる神誥にも、しか思合せ奉らるゝ事の有るなり。【此神話どもは、別に記せる物あるを、世に漏るゝ時もあらば見て知るべし。】なほ此御事は、申さまほしき事のいと多かるを、とみにえあさりえねば、そは見いでたる時々にとて。【なほ師翁の玉襷は更にて、玄道がやそのくまで、またその二編、及後鳥羽天皇の末の條に出せる御靈告記をも考合せ奉りてよ。】

## 後鳥羽天皇　土御門天皇　順德天皇

賤がみになげくもあやな大君のしまのいでまし思ひいづれば

神寶なき即位禮

後鳥羽天皇は、一院とも、本院とも、後に申す。高倉天皇の四繼の皇子にて、尊成尊と申し奉り、御母は七條院殖子とて、修理大夫藤原信隆卿の女なり。治承四年七月十五日午時の御生にて、嘉永二年癸卯の頃、安德天皇をば平氏のゐて奉りて、西國に行幸せる故に、皇祖父とます後白河上皇の勅に依り、八月廿日壬子踐祚ありて、元曆元年甲辰七月廿八日甲寅太政宮廳にて、【皇年代略記に、依大極殿未作也、とあり。此事は、玉海にもその議見えて、大道のしるべの第三卷に委しく注へるを見るべし。】天津日嗣知看しき。三種神寶は後にこそ二種は歸入らせ給へれ、此時には大坐さで御即位あること、皇祖天皇命の初て天降り坐しより、未だ有らざる例なりき。

〔註〕增鏡に「御年四にて位につかせ給ひけり。內侍所・神璽・寶劍は、讓位の時必ずわたる事なれど、先帝筑紫へいでおはしにければ、こたび初めて三の神器なくて、珍しき例になりぬべし。後には內侍所しるしの御はこばかり、歸り上り給ひけれど、寶劍は終に先帝海に入り給ふ時、御身にそへて沈みにけるこそ、いと口をし

けれ」とあるが如し。此御事も別に論ひ奉る物あれば、此には申さず。

此天皇平安宮に坐して、十五年天下を知看して、さて第一の御子爲仁尊に、建久九年正月十一日御位を遜らせ給ふ、これ土御門天皇にます。此天皇御母は承明門院在子と申す、其父は能圓法印とて勸修寺氏人なり。

〔註〕そは、その系圖のみならず、山槐記にも、尊勝寺執行法眼能圓、故皇后宮亮顯憲朝臣子、與㆓中宮母儀二品㆒同母、補㆓法勝寺上座㆒、即被㆑仰㆓執行㆒。本執行法印靜憲、と治承三年四月下に見え、平氏と共に西狩の行幸に供奉り、源氏の爲に捕へられて、元暦二年六月二日に備中國に流されて、後は歸り來しこと、玉海・吾妻鏡・盛衰記抔に見え、明月記正治元年八月廿六日の條に、未時許、主計頭資元入來、隔㆓障子㆒談話、能圓法師死去云、一昨日之比歟。其娘督殿、猶昨日在㆓禁裏㆒之由、有㆓其聞㆒、近代之法耳、といひ、尊卑分脈には、父を顯憲として、勸修寺長者、母は官女、二條大宮半物、大納言平時忠辨、從二位時子同母なり。また門院は、有子、母範兼卿女、後鳥羽院妃、准春宮土御門院御母、通親公爲㆑子、とあり。

建久六年十二月二日（或は十一月十一日壬午ともあり。）の御誕にて、同九年三月三日（或は二日庚子とす。）日繼を受けさせ給ひ、天下を十三（一に二とあり、）年知看して、御弟守成尊に讓り奉りませり、此順德天皇に坐す。（父皇第三（一に二とあり）御子なり。）この天皇、建久八年九月十日卯時の御生にて、御母は修明門院重子、贈左大臣藤原範季が女なり。正治二年四月十五日、皇太弟に立たせ給ひ、承元四年十一月廿五日、御年十四にて御受禪有りて、十二月廿八日壬午、天皇の位に卽給ひ、十一年天下を知看して、承久三年四月廿日、御子懷成尊に御讓位あり、此を九條廢帝と申す。【故仙洞三柱坐しけるを、本院・中院・新院と申し奉れり。又此後、永仁中には、仙洞四所まし、正安中には五所坐しゝ事もあり。】そも此四柱天皇たちよ、故翁達の說はれし如く、妖賊北條義時・泰時が爲に惱され給へる事は、いま聞奉るさへも、いと心ぐるしく、すべなきまで悲しくあさましきわざなれど、おろ〳〵申出でむに、後鳥羽上皇かねて彼逆賊の逆しふるを甚く憤らせ給ひて、征罰めさせ給はむとの御志ありて、承久三年五月に此擧ありしを、

吾妻鏡に、三月廿二日丁未、波多野次郎朝定爲二一品使一進二發伊勢大神宮一、是今曉有二

二品夢想一、面二丈許之鏡浮二由比浦浪一、其中有レ聲云、吾是大神宮也、天下於鑒留仁、世大仁亂天、兵於可レ徵、泰時吾於瑩者太平於者。仍殊凝二信心一、朝定爲二祠官外孫一之間、故以應二使節一。また四月十七日辛未、朝定自二大神宮一歸著、願書付二祭主神祇大副隆宗朝臣一、託由申レ之、とあるは、實は此御征伐の事を早く賊等が聞知りて、託言せしにや、いと訝しきことになむ。又嘉禎四年閏二月十三日の條に、去建保年中道昌朝臣於二水無瀬殿一白若虹貫レ日之由奏聞之時、孝重朝臣申二敗之變一者、今暈也、と云事あり。聊かゝる御託(みさとし)の有りしにまれ、泰時吾を云々とは、例の潤色にや。さらずば妖魔の所爲ぞかし。先師の玉襷に曰く、「其頃の大御歌と聞えて、續後撰集に、題しらず、後鳥羽院とて、「人もをし人も恨めしあぢきなく、世を思ふゆゑに物思ふ身は」と見え、【一首の意は、天下の政のさま御心に叶はず、かくては終に世はいかに成り行くらむと、宸襟安からず思召すにつけて、何某が生きて在らむに、御力になるべきものをと、惜しみ思召し、誰がしが世になくば、物思ふことの有るまじき物をと、恨めしくも思召さるゝ由なりと、人々の解きたるが如し。】増鏡に、此天皇の何事にも勝れさせ給へる事を申し述べて、「中にも敷島の道なむ、勝れさせ給ひける。

御歌かず知らず、人の口にある中にも、「奥山のおどろが下も蹈分けて、道ある世ぞと人に知らせむ」、と侍るこそ、政ごと大事と所思されけるほど著く聞えて、最いみじく、やむ事なく侍れ」。と有るなどを思ふべし。【此御歌、新古今集の雜部に出されて、住吉の歌合に、山を、太上天皇、とあり。】また續後拾遺集に、題しらず、順德院とて、「百敷やふるき軒端のしのぶにも、猶あまり有る昔なりけり」、とも見えたり。「一首の意は、內裡の軒端に、忍草の生るほど衰へたる御世なれば、盛なりし古へを思し出でらるゝに、忍び慕ふにも餘りある、古天皇達の御榮えにて在しけりと、是また北條を憎ませ給へる御歌なり」。玄道因に云、安積覺說に、隱太子建成傳、秦王以美田給淮安王神通、（高祖從父弟）而張婕妤爲父丐之。帝手詔賜田、詔至、神通已前得、不肯與、婕妤妄曰、詔賜妾父田、而王奪與人。帝怒召秦王讓曰、我詔令不如爾敎邪、按高祖此語、絕與後鳥羽上皇寵倡龜菊責北條義時語相似。高祖遭禁門喋血之變、而克其終。上皇以順討逆、師出有名、而謀謨不臧、將相非其器、一敗塗地、竟罹播遷之禍、悲夫、と云へり。此は或人も云へる如く、姦

關東討伐の意志歌集に現はる

賊に諂諛ふ徒の杜撰ならむも知るべからず、そも別に論はむとす。」とあり。また後鳥羽天皇御集を見奉れば、神祇の御歌に、「いすゞ川たのむ心し深ければ、天てる神も空に知るらむ」「ちはやぶる神ぞ知るらむもろかづら、一方ならずかくるたのみを」、「かこたれじ過にしかたを思ふにも、頼むしるしに（一にな作り）、と「三輪の山本」「みもすそやたのみをかくる神風の、心に吹かぬ時のまぞなき」、また「諸神をたのみしかひぞなかりける、井手のしがらみ手にはくまねど」、「神風や豊さかのぼる朝日かげ、くもりはてぬるみを歎きつゝ」、「あはれしれ神の惠は知らねども、伊世までなほもかくる頼みを」、「住吉の神のしるしとたのめども、心の中に松は年へぬ」、「かはらじと頼みしものを足曳の、山の南の松風の聲」、又「ながめばや神道（かみぢ）の山に雲消えて、夕の空をいでむ月影」「大空にちぎる思ひの年も經ぬ、月日もうけよ行末の空」、「かくれなく照らせばうれし神風や、あふぐ心の深きおくをも」。順德天皇の紫襟和歌草に、「つま木とるそま山人のしをりして、道ある程の行末もがな」「おく山の柴の下くさ自から、道ある世にもあはむとすらむ」、「日をへても倚や頼

まむ月よみの、かはらぬ蔭にすまむ限りは」、また、「天が下ふるにかひあるたのみかな、山田の原の神のめぐみを」、「人心みたらし川の清きせに、すみにごれるも神やうくらむ」、「神さびて昔も遠き住吉の、松にかひある言のはもなし」、また「神道山(かみちやま)たのむ木蔭のしげければ、降るとも雨にぬれむものかは」、「八幡山高き峯より照らす日の、春の光に身をまかせつゝ」、「今ぞしる北野の松の蔭しげみ、あまるは神の惠みなりけり」、「一すぢにたのむも神のちかひぞと、思ふもうれし行末の空」、などあるにて、早くより征賊の御心のほどは推量り奉られたり。

賊徒は、やがて此を聞き奉りて、諸人を集めて議りけるに、足柄・筥根を固めて、官軍を相待つべしといふ徒の多かるに、大江廣元が議に因りて、東海道に泰時・時房二賊、十萬餘騎にて京を指して攻上り、東山道は武田信光が五萬餘騎、北陸道は朝時が四萬餘騎にて、(凡て十九萬餘、)手向ひ奉りて、處々の官軍利(さち)なくして、上皇等も、主上・六條宮・冷泉宮も、叡山に御幸・行幸なりしかども、衆徒の微力にて、東賊を防ぎがたき由奏せしかば、また高陽院に還御あり。此時に官軍を御後に從へ給ひ、眞前に御旗を

立てさせられて、鳳輦を向けて、御自征出で給ふ程ならば、官軍の力も萬倍して、東夷をば殲滅させ給ふべきを、さる事の御心つきもなく、かく東西にさまよはせ給ひしは、あかず口惜き御事と、先師の返す〴〵論はれしは、實にさる語にて、今更に髮さかだち、やさかのなげきのみせらるゝはや。【玉だすきに、玉鉾百首に、「鎌倉の平のあそが逆わざを、うべ大君の怒らせりける」、また、「隱岐のしま弓矢かくみて幸まし、御心思へば涙し流る」、また「思ほさぬ隱岐の幸行きく時は、しづの男吾も髮さかだつを」、と詠れたり。實にもその大御心のうち想ひやり奉れば、ほと〳〵拳も握るゝかしともあり」。此始末委しく承久軍物語・吾妻鏡等に依りて見るべし。】また增鏡にも、賊徒が寇なひ奉りし事をいひて、「荒礒にたか潮などのさし來るやうにて、泰時と時房と亂れ入りぬれば、いはむ方なくあきれて、上下只物にぞあたり惑ふ。東よりいひおこするまゝに、かのふたりの大將軍謀ひおきてつゝ、保元のためしにや、院の上、京の外にうつし奉るべしと聞ゆれば、女院宮々所々におぼしまどふ事さらなり、本院は隱岐の國におはしますべければ、まづ鳥羽殿へあじろ車のあやし

史をよむに勝方負方といふ事を看破す可きこと

げなるにて、七月六日入らせ給ふ。けふを限りの御ありき、あさましくあはれなり。物にもがなやと、おぼさるゝもかひなし。その日やがて御ぐしおろす、御年四そぢに一つ二つやあまらせ給ふらむ、まだいとをしかるべき御程なり。信實朝臣召して御すがた寫しかゝせらる。七條の院へたてまつらせ給はむとなり。かくて、同じ十三日に御舟に奉りて、遙かなる波路を凌ぎおはします御心地、この世のおなじ御身ともおぼされず、いみじ。いかなりける代々のむくいにかと、うらめしく、新院も佐渡の國にうつらせ給ふ。まことや七月九日御門をもおろし奉りき。この卯月かとよ、御讓位とて、めでたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へるためしも、これや初めなるらむ。

〔註〕源君美が「史類を讀むには、勝方·負方といふ事を看破せざれば、實事を得がたしと、返すゞ論ひ、或人も、陸秀夫が舟中にて大學を講ぜし、平家の舟中にて除目を行はれし事など、後世の笑ひ草なれど、衆心の動かざる爲に爲しゝ一策なるべし。さなしとて、舟中にて軍の手配の外に、何の爲す事もなければ、將は降ら

むとし、士卒は逃れむとする謀を爲さむも、謀るべからざればなり。其旨は、嬰城中にて和歌を講ぜしも、別意に非るべし。されど此を誹る人なきは勝方なれば也」、と論へるも、さる説どもにて、此の御軍のうへにも、比へ奉るべきことなりかし。

こは九條御門にて、皇代記に、諱懷成、順德第三子、母東一條院藤光子、後京極殿御女、治三ヶ月、歷代皇記には、第一皇子、東寺年代記には、號佐渡太子、在位四ヶ月、或説に、三ヶ月、治九十八日とせり。建保六年十月十日戊申寅時誕生、十一月廿一日己丑爲親王、同廿六日甲午爲皇太子、一歲、承久三年四月廿日甲戌受禪、年四、七月九日辛卯被弃置神璽・鏡劒於閑院殿、令入九條殿給。皇記に、七日退位依二院合戰也、天福二年五月廿日崩。【年十七、但し五月を、もと十一月とあるは誤なり。百錬抄に、文曆元年五月廿日戊午崩御、承久亂逆之後、御同所于女院九條殿、御心勞之外無他、御年十七、未及御首服。類聚大補任にも、五月廿日崩、十七、終無御元服、同廿三日辛酉葬、と見え、增鏡・皇年代略記・紹運錄にも五月とあれば改めつ。】と見え、【紹運錄に、御女和德門院義子内親王、母法印性慶女、女院小傳に、正應二年十二月七日薨御とあり。】吾妻鏡にも、九日踐祚也、先帝於高陽院皇居遜位、密々行

幸ニ九條院一、戊剋新帝（持明院二宮、春秋十歳、）自ニ持明院殿一被レ還ニ御閑院一、御ニ車、其間自ニ持明院一迄ニ于禁裏一軍兵警ニ衛路次一、といひ、皇帝紀抄に、九日持明院第三若宮有ニ踐祚一、とあるは、後高倉院太上法皇守貞親王（本院御同母の御兄宮にます。）第三の御子、茂仁尊と申して、これ後堀河天皇にませり。【皇代記に、高倉院孫、後高倉第三子、母北白河院入道中納言基家卿女、治十一年、建暦二年壬申二月十八日乙未子時誕生、承久三年七月九日辛未踐祚、十歳。同十二月一日庚辰即ニ位於官廳一、皇年代略記同私記なども同じくて、御母を准三后従三位陳子とあり。】

さて上達部・殿上人、それよりしも、はた殘る（り歟）なく、この事にふれしたぐひは、重く輕くつみにあたるさまいみじげなり。

そも此は、元叡慮には出でず、謀臣が申し行へる由の院宣あるを、狂賊等が申請へるに依りて、張本の公卿等ぞとて、按察使光親卿（武田信光が預、）・中納言宗行卿（小山朝長、）・二位有雅卿（小笠原長清、）・宰相中將範茂卿（式部丞朝時、）・宰相中將信能卿、（遠山景朝、）をば、諸國に率て往きて失はれ給ひ、大納言忠信卿（千葉胤綱が預、）のみは、鎌倉に親ミありとて免れて上られ、西面衆

たる藤原基朝・平有範・源廣綱・大江能範、及熊野法印號小松・天野四郎左衞門尉等は、京にて殺すなど、ゆゝしなどいふも更にて、甚しき禍災なりけり。【吾妻鏡に、凡今張本之卿相以上、皆於洛中可處斬罪趣、雖有關東命、城外儀可宜由、武州計云、ともあり。武州とは、賊魁泰時が事也。】中にも按察卿は、吾妻鏡に、宏才優長、今度次第殊成兢々戰々思、頻有達君於正慮之處、諫議之趣頗背叡慮之間、雖進退惟谷、書下追討宣旨、忠臣法諫而隨之謂歟、其諷諫申狀數十通殘留仙洞、といひ、安貞官史記の後付此は、古き無名氏の隨筆なるを、決めて壬生氏のなるべし。に、「此院天下の事を被思食立ける時、長房卿は諫めかね奉りて、遂に出家。于時右大辨宰相、天下事露顯の時、光親卿は、天下の事偏に我が申行ひたる事也とて、六波羅へ被捕ける時も、車に乘りながら、遣入れてけり。遂被誅了。此兩人は天下の賢人也。殷三仁も如此事歟」とあるは、げに諾なる説にて、今も此卿の親ら書かれし院宣の傳はれるがあり。文は異本承久物語にも出でたれど、そは、

右辨官下五畿內諸國・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・太宰府、應早令追討陸奧守義時朝臣身、參院廳蒙裁斷、諸國莊園守護人・地頭等事、右內大臣宣。奉勅、近曾

稱關東之成敗、亂天下之政務、纔雖帶將軍之名、猶以在幼稚之齡、然間彼義時朝臣、偏假言詞於敎命、恣致裁斷於都鄙、剩耀己威、如忘皇憲、論之政道、可謂謀叛、早下知五畿七道諸國、令追討彼朝臣身、兼又諸國莊園守護人・地頭等、有可經言上之旨、各參院聽、宜經上奏、隨狀聽斷。抑國宰幷領家等、寄事於綸綍、更勿致濫行、縡是嚴密、曾不違越者。諸國承知、依宣行之、承久三年五月、大史三善朝臣、大辨藤原朝臣、【吾妻鏡に、十五日京都飛脚下著、申云、按察使光親卿被下右京兆追討宣旨於五畿・七道之由云。關東分宣旨御使、今日同到著云、と同十九日の條に云へり。】とあるを、拜見るに、かの龜菊が云々といふは、已く或人も論へる如く、賊徒に諂諛へる妄賊の口實にて、凡て信るに足らざる事をも悟るべし。【凡て史類は、和漢ともに、さる心おきてして見るべき事、平維章・多田某・平貞丈も論へりき。】實や、此卿のいみじき眞丈夫にて、古くは藤原良繼卿の如く、躬ら罪を一身に負はれしは、此世ごろに取りて、いと〳〵むつかしく有難く所思るまゝは、に、其德をも顯しがてらになむ。【此は、或人の、唐德宗が事を引きて論へるは、さる

後鳥羽上皇鳥羽殿に遷幸

法體の御畫像を七條院に奉り給ふ

言には聞ゆれど、そも、かの臣陸贄が敎に因りてこそあれ、豈德宗が心に出でし言ならむや。

承久物語にも、「上皇鳥羽殿へ入らせ給へば、四方を圍（かこ）みて、きびしく守護し奉る。玉體のみぎりに、近づき參らする公卿・殿上人も參らず、錦帳の下によそほひなしゝ女御・更衣も從ひ奉らず、たゞ御一所おはします、御心のほどこそあはれなれ。」吾妻鏡には、「上皇自二四辻仙洞一遷二幸鳥羽殿一、大宮中納言實氏・左宰相中將信成・左衞門少尉能茂・以上三人各騎馬、供二奉御車之後一同八日、一院御出家遊ばすべき由、六波羅より申し入れければ、卽はち御室の道助法親王を召されて、御戒のこととして、御かざりを下させおはします、忽ちに花の御姿をかへさせ給ひて、黑染の御衣をめさるゝにも、御淚にぬるゝ計り也。【紹運要略に、承久三年七月八日、於二鳥羽離宮一出家、四十二、御法名金剛理、去六日奉レ遷二此宮一、と記せり。皇年代略記・紹運錄などには、法名良然とあり。金剛理とは灌頂の時の御名にや。】すなはち御姿をにせゑにうつさせ、信實をめして七條院へ奉らせ給ひければ、女院は御覽じもあへず、御目も昏ませ給ふ心地し

吾妻鏡には法體に非ざる御影とせり

後鳥羽院西向

給ふ。その後修明門院をさそはせ給ひて、一つ御車に召して、鳥羽殿へ入らせ給はむとの由を窺ひ給へば、法皇御簾を引きやらせおはしまし、龍顔を差出させ給ひて、今はとくく御返り有るべきよし、仰せられければ、御兩所の女院、御目もくれてたえいらせ給ふも理なり。【吾妻鏡にも、今日上皇御落飾、御戒師御室道助、先レ之召二信實朝臣一被レ模二御影一、七條院誘二警固勇士一御幸、雖レ有二御面謁兮一只抑二悲涙一還御云】。同じき十三日、法皇隱岐國へ遷幸あるべき由、きこしめせば、やがて御ふみ遊ばして、九條院へ奉らせ給ふが、君しがらみとなりてとゞめさせ給ひなむやとて、「すみぞめの袖になさけをかけよかし、なみだばかりはくちもこそすれ」、ときこえければ、御めのとの卿二位殿、あわてゝ參らせ給ひ、玉體を見參らせ給ふに、譬へむかたもなき御ありさまなり。七條院・修明門院も御幸ありて見奉らせ給ふ。たがひの御心の中、いか計りの事か思しけむと、あはれなり。すでに御出と聞ゆれば、供奉の殿上人には、內藏權頭淸範、【歷代皇紀に、自二播州賀古川一歸京、能茂追參故歟、蓋御氣色也」、吾妻鏡には、甲胄勇士圍二御輿前後一、御共女房兩三輩、內藏頭淸範入道也。但彼入

道自レ路次ニ俄被レ召返一之間、長成入道・能茂入道等、追令ニ參上一云。】さるもんのすけよしもち入道・出羽のぜんじ重房、くすしは、せやくゐむながなり入道、皇紀に、施藥院使和氣長成、女房には、伊賀局皇紀に、女房舞女龜菊奉レ隨也、參りけり。都を過ぎさせおはしまして、みなせ殿をすぎさせ給ふ時、「たちこむるせきとはならでみなせ川、きりなほはれぬゆく末のそら」。せめては此にてもあらばやなどと、おぼしめすこそいたはしけれ。播磨國をも過ぎさせ給ふ時、こゝはいづくぞと御尋ねありければ、明石の浦と答へ申しければ、「都をばくらやみにこそ出でじかど、月のあかしのうらにきにけり」。白拍子龜菊御ともに侍りしが、「月影はさこそあかしのうらなれど、雲ゐの秋ぞなほも悲しき」。美作と伯耆との界なる中山をこえさせ給ふとき、むかふのきしに細路あり、いづくへ通ふ道ぞと御尋ね有りければ、都へ通ふ古き道にて侍りと申しければ、「都人たれふみそめてかよひけむ、むかふの道のなつかしきかな」。七月廿七日には、出雲のくに大濱の湊みほがさきと申す處につかせ給へば、御供のぶしどもは、みな〳〵御暇給はり、都へ歸上りける程に、法皇御涙のひまより、修明門院、【吾妻鏡に、付ニ彼便風一

法皇隱岐に著御

被レ献二御歌於七條院幷修明門院等一とて、たらちめの消えやらでの御歌を此に入れたり、六代勝事記も同じ。】へ御書をおくり奉らせ給ふが、「しるらめやうきめをみほのはま（同書に浦とあり。）ちどり、なく／＼しぼる袖のけしきを」。これより御船に召し、雲の波けぶりの浪をこぎすぎて、八月五日（丙辰）と申すには、おきの國阿摩の郡かり田の郷と申す處につかせ給へば、領主あやしき御所を造り設けて、うつし奉る。海水岸をあらひ、山風木をわたること、はげしかりければ、【吾妻鏡に、不レ知二銀兎赤烏行度一、只離宮之悲、城外之恨、増レ悩二叡念一御計也、とあり。】法皇かくぞおぼしめしつゞける、「我こそはにひしまもりよおきのうみの、あらき波風心してふけ」と、あはれなりし御ありさまなり。

家隆卿の御贈歌

さてもおきの法皇の御ありさま、あはれにおはします由、都へきこえければ、家隆卿、或人のたよりに、「ねざめしてきかぬを聞きて悲（増鏡に、わびとあり。）しきは、あらいそ波の曉の聲」、【かく聞上げられしに就きても、玉だすきに論ひあり、披見るべし。】

順德上皇佐渡に遷幸

七月廿二日、（皇紀・吾妻鏡に二十日とす。）順德院、佐渡へ遷幸あるべき由、聞えけり。供奉の人々には、冷泉の中將爲家朝臣・花山院少將能氏・甲斐左兵衛のすけ範經、上北

面には、頭左衞門大夫康光、女房には右衞門佐以下三人、【吾妻鏡に二と作り、又國母修明門院、中宮一品、前帝以下別離御悲歎不レ遑二甄錄一、皇紀に、別當局、範朝卿女供奉、勝事記には、女房二人、殿上人二人ばかりにて、夜をこめて都を出させ給ふ」。鎌倉志に、「比企能員が末子に、大學三郎といふ者、文士と爲り、天皇に仕へ奉り、佐渡に御供申す。後鎌倉に下り、法名を日學と云ふ」と見え、佐渡の卷には八人とす。】參り給ふ。かくはきこえしかども、爲家朝臣は一まどの御送りをも申されず、都にとどまり給ふ。【此父子等の忠實ならぬ行ひ、歌人等の論どもゝ。玉だすきに見えたるが如し。】花山院少將は、いさゝかいたはることありとて、道より歸上られければ、いとゞ御心ぼそくぞおぼしめしける。越後國寺泊につかせ給うて、【越後名寄に、「天皇遷御ありて、御船よそひの間、驛長菊屋某が館の庭に構へし磯山の中段に、平なる地有り、是ぞ皇居の御址と申傳ふ。」】御船にめさむとしける時、左兵衞の佐範經、やまひ大事におはしけるが、御船にも參らず、やがて彼所にてうせ給ひけり。【皇紀に、左少將宣經・左兵衞佐範經と記して、兩臣自レ路歸洛、範經於二途中一卒とあれど、吾妻

鏡に、羽林依レ病自レ路歸レ京、武衞受二重病一留二寺泊浦一、凡兩院諸臣存歿之別、彼是共莫レ不二傷嗟哀慟一と云へり。】新院は、かれ此におくれ給うて、御心細さ限りなかりければ、御送りの武士ども、今日ばかり、あすばかりと、とゞめさせ給ふが、佐渡國にも著き給へば、みな〳〵御いとま給はり、歸上りければ、御文をあそばし、九條院へ贈らせ給ふ。そのおくに、「ながらへてたとへば末にかへるとも、うきはこの世の別れなりけり」、ときこえ給へば、九條院御顏に押當てゝ、なげかせ給ふことたとへむかたなし。或時便りありけるに、御返し有り、「いとふともながらへてふる世の中の、うきにはいかで春をまつべき。」

増境に、「此御門の皇后東一條院の事を申して、「山里の御すまひにて、いと心細くあはれなる世を、つきせずおぼし歎く。此宮は、故攝政殿（後京極よしつね）の姫君にて、物し給へば、歌の道にもいとかしこう渡らせ給へば、大かた奥深うしめやかに、重き御本性にて、はかなき事をもたやすく漏らさせ給はず。御琴なども限りなきねを彈取り給へれど、をさ〳〵かき立てさせ給ふ世もなく、あまりなるまでうも

れたる、御もてなしを、佐渡院も限なき御志の中にあかずなむ思ひ聞えさせ給ひける。かの遠き御別れの後は、いみじう物をのみおぼし砕けつゝ、いよ〳〵沈みふしておはしますに、古く仕う奉りける女房の、里に籠りゐたりける許より、あはれなる御消息を聞えて、十月一日のころ、御衣更の御ぞを奉りたりける御返事に、「思ひ出づるころもはかなし我も人も、見しにはあらずたどらるゝ世に」又御手習のついでに、からうじて漏れけるにや「消えかぬる命ぞつらき同じ世に、あるもたのみはかけぬ契を、」さこそはげにおぼし亂れけめ。おろかなる契だに、かゝるすぢのあはれは淺くやは侍る。いかばかりの御心の中にてすぐし給ふらむと、いとかたじけなし。」とも記せるを、今さへも、やらむかたなく、あはれにかなしく思察し奉られて、また此攝政殿も、御兄良通公も、皆よき人にておはしゝを、或は變死せられ、或は天薨せられしは、共に妖賊の手に出でたる事ならむとこそ思はるれ。

新選佐渡風土記に載せられたる順德院の記事

新選佐渡風土記に曰「寺泊り津より、當國眞野の浦へ著かせ給ふ。女房には右衞門佐の局、外官女五人。始は眞野浦に住ませ給ひける、」【或人云、眞野山の西は、入江にて、

尾河内川・眞野川・國府川・石田川等ありて、海に入る。此邊を戀浦といふ、御船此に著かせ給ひしとぞ。】其後は八幡村に遷幸なりぬ。（八幡村に皇居の跡あり。）さて供奉の人々も都へ歸り給ひぬ。又此村の下﨟に、運公と云ふ僧を（運公の官の事、當國の舊說也、追て可レ考。）下し給ひて、常に宮仕へ致しける。又越の寺泊の湊より、當國眞野の浦へ御著舟侍りて、岸に上りなむとし給ふ折から、何とてか落させ給ひけむ、御さすがの海中へ落入る時に、御製、「つがの間も身をはなたじと契りしに、水の底にもさや思ふらむ、」と遊ばしければ、さすが自然と波上へ浮出でて、御手に入にけり、と申し傳ふ。此さすが當國の役人本間某方に代々持ち傳へたり。又御手にふれける御扇、御花生等、今に有りけりとぞ。或比御船に召されて、澁手村の戀が浦へ御幸成りけるに、遙に隱岐院の遠き波路を隔てゝ如何御坐すらむと、御身の上思召しやられて、いとかなしう戀しくおぼしめし、御製あり。沖とは隱岐の事にや。又戀忍び給ひし澁手の浦を、戀が浦とは、夫より申傳ふとも云へり。「いざさらば磯打つ波に言問はむ、沖の方には何事かある。」

六條宮但馬に移御

同廿四日、六條の宮（三品雅成親王と申奉る。）は、但馬國にうつされ給へば、常陸坊昌明預り奉る。【皇帝紀抄にも、廿四日、奉レ渡二但馬國一、吾妻鏡に、法橋昌明可レ奉二守護一之由、二賊が下知を加ふとあり。】

冷泉宮備前に移御

同廿五日れいぜいの宮（頼仁親王にます。）は、備前國豊岡庄兒島に遷され給へば、佐々木信實法師これを守護し奉る。【皇帝紀抄に、廿五日、冷泉宮奉レ流二備前國一。吾妻鏡に、信實受二泰時賊命一、令二子息等奉一レ守二護之一、また阿波宰相中將信成・右大辨光俊朝臣等赴二配所一と云へり。】此みや〳〵御あとの御なげきども、申すもおろかなり。なかにも、修明門院の御歎きの有樣こそいたはしけれ。法皇は、おきの國に遷され給へば、月日の西に傾かせ給ふにも、御ことづてせまほしくおぼしめし、新院の佐渡國にうつされおはしませば、雁がねのおとづるゝにも、御行方（ゆくへ）問（とは）まほしくおぼしめす。人家をてらす螢火は、御思ひと共にこがれ、遠山にみてるくもきりは、御歎きと共にはれやらず、新院の御かたみとてとぞ。

後鳥羽院七條院御贈答

七條院・先帝御兩所おはしませども、御らむぜらるゝをり〳〵は、御慰みとはならで、いとゞせむかたもなき御歎きのみとぞなれりける。七條の女院は、老いたる御身には、いつともごし給はね

土御門上皇土佐に遷幸

ども、都へ歸らせ給はむ事、けふやあすやとおぼしめす御歎きの色、日に從ひてまさらせ給ひつゝ、おぼしめししづませ給ふよし、隱岐の法皇きこしめして、「たらちねのきえやらでまつ露の身を。風よりさきにいかでとはまし。」七條院御返し、「中々におきふく風のたえねかし、おとづれくればつゆぞこぼるゝ。」また增鏡に云く、「中院（土御門天皇也。）は、初めよりしろしめさぬ事なれば、あづま（東夷と承久物語に云。）にもとがめ申さねど、父の院は、遙かにうつらせ給ひぬるに、長閑(のどか)にて京都にてあらむ事、いと恐れありとおぼされて、御心もて、その歲閏十月十日、土佐國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ。【歷代皇紀に、閏十月十日、土御門上皇移₂御土左國₁、右少將雅具、侍從俊平、女房一兩供奉、定通卿寄₂御車₁。皇代記には、十一月一日辛亥、令₂向₁土佐國₁給、といひ、皇年代略記には、十月一日とす。紹運錄も同じ。】去年(こぞ)の二月ばかりにや、若宮いでき給へり。承明門院の御せうとに、通宗の宰相中將とて、若くてうせ給ひにし人の娘の御腹なり。やがてかの宰相の弟に通方といふ人の家にとゞめ奉り給ひて、

〔註〕此後嵯峨天皇にます。皇年代略記に、諱邦仁、土御門院第二皇子、母贈皇后

宮源通子、贈左大臣通宗女紹運錄頭註に、按二正統記・皇記・略記一、以レ帝爲二第二子一可レ疑、皇帝系圖爲二第四子一近レ是とあり。皇記一說には、第四子とし、立川年代記には第三之王子とす。承久二年二月廿六日庚辰、誕生。仁治三年壬寅正月廿日癸卯、踐二祚於大納言隆親卿冷泉萬里小路第一云々、とあり。大道のしるべの八幡大神の段に云ふを合考ふべし。

**上皇阿波に移御**

近く侍ひける北面の下臈一人、召次などばかりぞ、御供仕まつりける。いとあやしき御手輿にて下らせ給ふ。みちすがら雪かきくらし、風ふきあれ、ふゞきして、來しかた往くさきも見えず、いと堪へがたきに、御袖もいたく氷りて、わりなき事多かるに、「うき世にはかゝれとてこそうまれけめ、ことわり知らぬわが涙かな、」せめて近きほどに、あづまより、奏したりければ、後には阿波國に遷らせ給ひにき、」と申し、承久物語にも、「十月十日、土佐國に遷幸あるべきに、さだめられけり。たかつかさ、までのこうぢ、【玄道因みに云、萬里をマデといふは、クソマルのマリといふを忌みてにや。古く中右記・吾妻鏡には萬利と書ける處もあり。】どのゝ御所より御出あり。外戚の土御門の大納言定通卿參りて、泣く／＼御車を寄す。御供には少

將定平・侍從さだもと。　あはれなる御事ども多かりけり。【吾妻鏡に、閏十月十日庚寅、土御門院遷二幸土佐國一、後移二阿波國一土御門大納言定通卿寄二御車一、君臣互咽二悲涙一、女房四人、并少將雅具、侍從俊平等、候二御供一。此君大化旁流二萬邦一、慈惠充二滿八埏一御之間、不レ申二行遂日緒一之處、綽起二於叡慮一、忽幸二于南海一】須磨・赤石の夜の浪の音、たかさご・尾上の曉のしかの聲、神無月十日あまりのことなれば、木々の梢、野邊の草むら、霜枯れ行くけしきなるに、御袂の上は、秋を殘して露深し。　さぬきの屋嶋を御らむずれば、安德天皇の御事をおぼしめし出され、松山を御らむじては、崇德院の御事をおしはからせ給ひて、なにごとにつけても、　今は御身一つの御事におぼしめし沈ませ給ふぞあはれなる。　かくて土佐の國につかせ給ひて、【勝事記に、鳥の聲もせぬ深き山の雪を凌ぎてぞおちつかせ給ひける。】しばらく住ませ給ふ處に、御すまひちいさく侍る由申せば、それより阿波國に移らせ給ふほどに、阿波と土佐と兩國の中山にて、俄に大雪ふりて、前後の道もわけがたく、かよちやうも歩みかね、ぐぶのともなくて、御輿を側にかきすゑ奉りければ、院御涙ぐませ給ひて、「浮世にはかゝれとて

番匠をして暖を取らしむ

こそ生れけめ、ことわり知らぬわがなみだかな、」とおぼしつゞけ給ふぞかたじけなき。ぐぶの中に番匠一人候ひけるが、見め形よかりければ、侍次郎と名づけられたり。「ゐなかにては造作もなさるまじければ、番匠はふようなるべし、只都に留るべし」と仰せけれども、あながちにすゝむで御供に參りけるが、只今の折ふし。てをのもて木に登り、枯れたる枝どもきり下ろし、御こしの前後に取積みて、たき火にしければ、君をはじめて、ぐぶの人々あんどの思ひをなし給ふ。君御心のびさせおはしまして、「番匠只今大切なり」、とぞ仰せられける。夜も明け、雪もうすらぎければ、御送りの人も參りかさなり、むかへのともがらも、進み加はりければ、よ歟やう〳〵阿波國へならせ給ひて、「うら〳〵によする白浪ことゝはむ、おきの事こそきかまほしけれ。」

〔註〕皇代記には、後日令遷阿波國給とのみなるを、皇年代略記には、閏十月十日、奉依隱岐院俄奉移阿波國。紹運錄も同じ。紹運要略には、承久四年閏十月十日、奉遷土佐國、同年月日、奉遷阿波國と記せど、吾妻鏡には、此を貞應二年に係け

土御門上皇の御製

て、五月廿七日、土御門院自二土佐國一可レ有レ遷二御于阿波一之間、祇候人數事、尋二承之一可二注進一之旨、被レ仰二遣阿波守護小笠原彌太郎長經之許一。四月廿二日、爲(イナシ)二御迎一已進二人於土州一訖之由、長經所二言上一也、とあれば、阿波國に遷幸ありしは、此二年なることと明なり。吾妻鏡嘉祿三年二月十三日の條に、「阿波院御所造營事、有二其沙汰一、於(テハ)二寢殿一(ニ)守護人小笠原彌太郎造二進之一、藥屋外郷用途料者、諸(ノ)御家人所(ニ)レ被二差充一也。各所課用途料事、就二豊後前司一可レ令レ執二進返抄一之由、被二仰下一訖、とも云へり。」

此御門の御集に、かの國に大坐しての御歌に、いとあはれに聞えけるが、あまたある中にも、「吹く風のめに見ぬかたを京とて、しのぶもくるし夕ぐれのそら、」また「いとゞ又あとなき庭と成りぬらむ、拂ふ人なき雪の故郷、」「あまを船とふ人あらばもしほたれ、南の海にわぶとこたへよ」「いそがれぬ花の頃こそあはれなれ、なげきの本に春は(一に月とあり。)へぬれど」「かへるかり雲ゐは誰もなれしかど、うらやましきは春の通ひぢ、」「おもひやるゐでの山ぶき盛りにも、みやこに住まばあはましものを、」神樂、「天地の神代のあきのしわざより、取るやさかきの色もかはらず、」

承久の亂に於ける宮方諸士所罰せらる

「冬がれの草ばにさわぐ日のねずみ、きのふは今日になるぞほどなき」、「吉野川いはどがしはにむすこけの、かはらぬ色に春雨ぞふる」、「昔よりうき世の中と聞きしかど、けふは我が身のためにぞ有りける」「行末のたのみは誰も有りがほに、待つは空しき月日なりけり」、「なほざりにすぎし心のむくいにや、かゝるたびねの月を見るらむ」、「世にふればかやがのきばの月も見つ、しらぬは人の行末のそら」は、此御歌隱岐百首の中にも收めたれば、此に在るは誤にや、さて上の御句を限りあればとあり。また百首御歌の中に、「秋の色を送りむかへて雲の上に、馴れにし月も物忘れすな」、また「朝霧に濱のわたしを行く舟の、しらぬ別れぞ悲しかりける」、「閑なる心の内も久方の、空にくまなき月や知るらむ」などあるを、今さへ正めにその御有狀の拜み奉らるゝ心地のせられて、いと〳〵かしこくなむ。

又同物語に、淸水の住侶鏡月法師・錦織の判官代・神地の藏人・賴經入道・多田の藏人基綱・後藤判官基淸・筑後守ありのり・佐々木山城守廣綱・撿非違使よしのり、以上此處彼處にて生捕られ、六波羅にゐて參る中にも、鏡月法師は、その罪すでに重

ければ、死罪に定められける所に、法師、泰時に申されよとて、「勅なれば身をば捨てきもののふの、やそうぢ川のせにはたゝねど、」とくちずさみければ、泰時この歌を感じて、さしものつみをゆるさるゝのみならず、師弟三人の命を助けゝるこそ有難けれ。たけきものゝふの心をも和らぐるは、和歌よりよろしきはなしと、紀の貫之が書きとゞめし言葉の末、げにもと覺えてあはれなり。

〔註〕此を吾妻鏡には、敬月とあり。從二範茂卿一向二宇治一之間云々。妖賊が此歌に感でて滅二死罪一可レ處二遠流一之由、下二知長沼五郎宗政一云。さて此人は、先師の、義人はかゝる歌にぞ泣かるめるとも、又此時の歌聖とて名高かりし定家・爲家卿などいふ不忠不義の徒に、萬倍せるを、何ちふ人の子なりしとも知られざるは、遺憾けれど、攷ふべき便なしとも論はれたるは、信にさる説なるが、本朝語園などに、此を京月房爲守の事として、安嘉門院四條阿佛尼也の、爲家卿に嫁ぎて產める由云へるは、誤と聞えたり。そは爲家主は家系圖に、建治元年に七十八にて薨るとあれば、建久九年の生にて、承久三年には廿四にて、さる子あるべくもあらぬ上に、四條は、

或物に、作者部類に、安嘉門院四條、（前但馬守平度繁女、右衛門佐、法名阿佛、元）と見ゆ。異本に、度繁を則繁に作りたり。續古今羇旅に、度繁とあり。廣は度の誤なるべし。扶桑拾葉集の作者系圖に、從五位下佐渡守度繁女、號四條、又稱右衛門佐、安嘉門院侍女、大納言藤爲家室、中納言爲相母、後剃髮、法名阿佛、號北林禪尼云々。徹書記物語に、爲相は安嘉門院四條腹の子なり。安嘉門院にまゐりし間、安嘉門院四條といふなり。爲守も此腹なり。安嘉門院四條出家の後、阿佛房と申しける也。（安嘉門院は、後堀川院女御、淨土寺太政入道公房の女也。）云々とあり。但し安嘉門院は、後堀川院の女御にあらず。紹運錄に、後高倉院の皇女邦子、順德院の皇后、後堀川院の御姉君にして、准母にたゝせおはしまし、弘安六年九月四日七十五にしてかくれたまふよし、女院小傳に見ゆといひ、安嘉門院に仕奉りつれば、彼人に嫁げるは、又後の事なれば也。兼載雜談に依るに、かの爲守も曉月と云ひて、「遠く成り近くなるみの濱千鳥」云々、「此たびは定めてわかの浦千鳥、もるゝ數には入りぞしつらむ」などの歌見ゆ。されば同名異人なり。常樂記に、嘉曆三年十一月八日曉月房逝去、終焉歌「むとせあまりよと

せの冬の長きよに、うき世の夢を見はてつるかな」とあれば、文永三年の生と聞えたり。さて阿波御門に、忠に仕へ奉りし匠人、此法師はも、歌聖等といふ賤丈夫に、遙に立勝される忠節高き人にこそ。」

又吾妻鏡、同年閏十月廿九日の下に、日吉禰宜祝部成茂、今度依レ有二叛逆與同之疑一、雖レ招二下關東一、蒙二免許一歸洛畢。付二伊賀次郎左衞門尉光宗一、送二賀札於右京兆一、其狀今日到二著鎌倉一、且喜二原免一、且可レ祈二武家遠長一之旨載レ之云。是爲二筑後左衞門尉知重預一レ之、囚人出二社頭一之後、起居含二愁緒一、朝暮凝二祈念一、剩向二七社方一詠二一首歌一、ステハテズ塵ニマジハル影ソハヾ、神モ旅ネノ床ヤ露ケキ、下二著于關東一之翌日、入レ夜右京兆室夢想、猿一ツ來二于座傍一、被レ付二鐵鏁一也。取二室家髪一纏二左右手一、太有二忿怒之氣一、覺之後心神爲二惘然一、猶如レ夢、則以二女房一示二合大官令禪門一云。殊驚騷、而須レ被レ免二成茂罪過一歟、神道事可レ從二神事一、且今夜中可二進發一之由、相二觸成茂一旨、下知重之上、所レ送二餞物等一也、とあり。此に叛逆與同又叛逆家など記したれど、實は官軍に參れる忠義の士にぞ有りける。さるをむげに物知らぬ世と成果てしより、かく首足顚倒の言

を爲たるにて、かの天皇御謀叛の書法の先唱とぞ云ふべかりける。此人も、歌聖等が朋友にて、隱岐御門に殊に親しく仕へ奉りたりしこと、廣橋家舊記に、成茂、元久元年春日社歌合、落葉歌合殊秀逸之由、被下院宣、依件賞、除目之次敍正五位下、令超越上首八人、といひ、家長記にも、此を委しくいひて、「その次の年の冬比春日社の歌合とて侍りき。このつがひは、同程のよみ口と、世人のてつがひ思へるをえり合せられたりしかば、いつよりも、此度はまけじはやなど、誰も〳〵思ひあへり。此歌合に、よみ口と聞ゆる人々も、せう〳〵歌めされ侍り。祝部成茂と申すもの、初めて歌めされぬ。成中が孫、政中が子也。重代の上に、よみくちと人々申しあへり。詠みて奉りしうち、落葉といふ題の歌に、「冬のきて山もあらはに木のはふり、殘る松さへみねにさびしき。」新古今の冬部に見ゆ。此御歌合、和歌所にて衆議判なりしに、此の歌をよみあげたるを、度々詠ぜさせ給ひて、宜くよめる由の御氣色也。次の朝によべの御歌合めしよせて御覽ずるに、成もちが歌感じおぼしめす由、御敎書おほせ下さる。やがて御敎書かきてつかはしき。受書は見えで、あ

わてさわぎて參りたれば、東の中門にて、立ちながらたいめして、此御敎書を取りいでて、心も言葉も及ばぬよし、ものもいひやらず、泣々よろこぶ。其後猶御敎書をあづかる人々多かり。右大將、□忠曉の月といふ題、「雲をのみつらきものとてあかすよの、月よ木末にをちかたの山。」有家朝臣、松風、「我ながら思ふかものをとばかりに、袖にしぐるゝ庭のまつかぜ。」家隆朝臣、題同じ、「春日山谷のむもれ木朽ちぬとも、君につげこせみねの松風。」雅經、落葉、「うつり行く雲にあらしの音す也、ちるかまさきのかつらぎの山。」女房丹後、松風「何となくきけば涙のこぼれける、苔の袂に通ふまつ風。」又行能といふわか人いできて侍り、伊經朝臣が子也。此も詠み口になむ侍るときこゆ。百首詠みて披露せよとおぼしくて、奥に書付けたる歌、「かきながす言のはをだにしづむなよ、身こそかくては山川の水。」これを奏し侍りしかば。やがて北面に召されて、宮內權少輔になされて侍りし時、よろこびに申し遣はす。祖父もやがて宮內少輔にて侍りけるとかや。「宮うちの古りぬるあともふみそめつ、道ある御代はいかゞうれしき。」返事「いかにいひいかゞいはゞ

後鳥羽院和歌に堪能なり

かうれしさの、身におふ袖にいひつくすべき。」など見ゆ。 さる歌よみの中にも、かゝる珍らしき人もありて、その赤心より詠みいでたる歌を、日吉大神のあはれと聞食せるより、さしもの大賊たる義時を恐れしめて、その禍患を免れしも、かの工匠法師と一雙の奇人にぞ有りけるかし。 同書に、此天皇の御歌に深くしませ給へることを云ひて、建仁の頃に、和歌所とて、初めおかる。 二條殿の廣御所作り改む。 二間をおち板敷に成して、殿上人の座とす。 平板敷を敷きて、地下の座とす。 寄人とて定めおかる。 攝政・左大臣・內大臣、通口・有家・通具・家隆・定家・具親・雅親・沙彌寂蓮・沙彌釋阿、」といひ、 また、「新古今を六人に仰せて撰ばせ給ひて、神無月の頃より、和歌所にて、寄人等召集めて、辰の時計りより、日の暮るゝまで、手もたゆく或はかき、あるはきりつぎ、心の暇もなし。 又御點どもの有りて、三度まで書きいださる。 すべて二千首に及べるを、浮べさせ給ひて、二三卷取出だされて、上をよめば、下は盡くに仰せらるるとも、唯々ばかりに、二三度御らむじたる事だに、露忘れさせ給はず、又職事の世に異なき事の、しかもさせる大事

にはあらざるを、くりかけ申侍りしに、むつかしげにおぼしめして、此頃はかやうの事の耳にも入らぬなり。新古今の部類終りて、「耳は合するぞと仰せられし。」といひ、

〔註〕拾芥抄に、新古今廿卷、元久二年乙丑三月廿六日、依二後鳥羽院院宣一、參議右衞門督通具・大藏卿有家・右近中將定家・前上總介家隆・右少將雅經等選進、中二上皇有二御合點一被レ定、有レ序云々、とあり。また長明無名抄に、御所に朝夕侍りし頃、常にも似ず珍らしき御會ありき。六首の歌に、皆すがたを詠みかへて奉れとて、「春夏はふとくおほきに、秋冬はほそくからび、戀・旅はえんにやさしくつかうまつれ、もし思ふやうに詠みおほせずば、そのよしをありのまゝに申しあげよ、歌のさましれるほどを御覽ずべきためなり、」と仰せられたりしかば、いみじき大事にて、かたへは辭退す。心にくからぬ人をば、又もとより召されず。かゝればまさしくその座に參りつらなれる人、殿下・大僧正御房・定家・家隆・寂蓮・予と僅に六人ぞ侍りし。愚詠、ふとくおほきなる歌、「雲誘ふ天つ春風か

**後鳥羽院を歌人柿本栗本にわかつ**

をる也、高まの山の花ざかりかも、」「打はぶき今もなかなん郭公、卯の花月夜盛りふけ行く。」ほそくからびたる歌、「宵のまの月の桂の薄もみぢ、照るとしもなき初秋の空。」「寂しさは猶殘りけり路絶ゆる、落葉が上の今朝の初霜。」えんにやさしき歌、「忍ばじよしぼりかねつとかたれ人、物おもふ袖の朽ちはてぬまに。」「旅衣たつ曉のわかれより、しほれしはてや宮城野の露。」といふ事も見ゆ。

井蛙眼目に、六條內府有房被語云、院御時に、柿本・栗本とて置かる。柿本は、世のつねの歌此を有心と名づく。栗本は狂歌、此を無心といふ。有心には後京極殿・慈鎭和尙已下、其時秀逸の歌人也。無心には、光親卿・宗行卿・泰覺法眼等也。水無瀨殿和歌所にて、庭を隔てゝ無心の座あり、庭に大きなる松あり、風吹きて殊に面白き日、有心の方より慈鎭和尙、「心あると心なきとの中にまた、いかにきけとや庭の松風。」と詠みて無心の方へ送らる。宗行卿、「こゝろなしと人のたまへど耳しあれば、聞きさうらふぞ軒の松風。」と詠みてけり。耳しあれば、なまさかしきぞと、上皇勅定ありて笑はせ給ひけり。【寢覺記にも、「院の御代には、連歌の上

後鳥羽院の多藝

手をば柹本衆と名づけられ、わろきをば栗本衆と名づけられ侍りき。　柹本長者と爲ること、嚴重の事ぞかし」とも有り。】又中納言（定家）歌は心得られぬとて、なげ棄てさせ給ひけるが、又御覽ぜられ、深意有りけりとて御感ありけりとも、【此も、から人の、或碑を見て初めて此をさみし、終に此を賞めけりといふに能く似たり。】あるにて知るべし。

〔註〕家長日記に、「思召す事なき、御光あるまゝに、萬づの道々につけて、殘る事なき御遊ども侍り。いづかたも人におとらず。いつの程に何事もせさせ給へるぞと見えさせ給ふ。萬づの道に學び置きける人々の、其れにひかれて、身も成りいで、人と成るよすがなる、」又云、「何の數ならぬ徒なるわざかなと見ゆる事までも、數々に學ばせ給へば、其に付きて誰も召出され、心に思ふ事申さすめり。中にも和歌の道は、いひしらずとかや。　かやうに申さば、さしもなき事かなと人々思ひぬべし。　されど御製も多くちり侍れば、誰も〳〵見侍らむかし。　此を見て、萬づの御事にさも思ひ合すべかめり。」又糸竹の調何れも殘らぬ中に、御

後鳥羽院の御起企を論ず

實朝の赤心

琵琶すぐれさせ給へるとかや。凡て人の學びとまなぶ事、いづれも殘させ給はず。申さばこと葉も筆も及ばぬ程也。されば道々につけて、奉公する人々の、我も〳〵と思へる樣も皆ことわり也。

されど「おく山のおどろが下も、云々、と詠み給へるは、古代に復さむの御志は坐しながらも、惟神なる道には、つゆ御心おかせ給ふことなくして、北畠准后の「實の德政を行はれ、朝威を立て給ひて、彼を剋するばかりの道ありて、其上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも、よく鑒み知らせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に從はせ給ふべかりし事にや。終にしては、繼體の道も正路にかへり、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意のいまだ達せぬにはあらざれど、一旦も沈ませ給ひしこそ、口惜しくはべれ」と宣へる語の如し。

〔註〕さて白尾國柱說に、「金槐集なる實朝右大臣の、太上天皇御書下し給ふ時の下に、「大君の勅をかしこみちゝはゝに、心はわくとも人にいはめやめ。」又、「山は

さけ海はあせなむ世なりとも、君にふたごころ我あらめやも」又、「ひむがしの國にわがをれば朝日さす、はこやの山のかげとなりにき。」謹みて案ふに、此三首、太上天皇に報へ奉る歌にして、三首並に誓詞の如し。其何事たる未だ知るべからず。蓋當時北條氏が源幕府の宗を覆し、將に亦天朝に利あらざらむとす。是に於て詔を實朝に下して、以て北條氏を壓鎭せしめ給ふ。此其奉答の義か、實朝赤心明なること皦日の如く、其言至切、山海以て誓ふ。三首の意皆見るべきなり。是に於て北條氏悅ばず、遂に公曉を詒きて實朝を弑す。今歲承久元年正月廿七日なり。噫亦悲むべき哉。實朝朝に臨み未だ幾ならず、父子兄弟共に外戚の爲に害せらる。世人妄に實朝を以て、柔弱徒に文具を好みて、殆ど武將の器に非ずとす。然れども姦の深く潛める、未だ劇に知るべからず、向に實朝をして早く北條氏を殪さしめば、豈僅に三世にして早く嗣を絕たむや。亦自之を知ると雖も、當時の勢或は行ひ難きものあるべし」と論ひ、又菅晉帥が、此右大臣の大船を作らしめて、云々せられし事を論ひて、「當時鎌倉も穩ならず、爭で

此狂謀をば爲出で給ふべき。思ふに、權臣に制せられて、軈て害せられむ勢の、朝夕に見はれし故に、いかにもして北條を謀らむと爲られしなるべし。果して其謀の如く、多勢を引具して、舟に浮びて畿内・中國にもあれ、筑紫にもあれ、旗擧げし給はむに、味方せざる人あらむや。譬ひ運拙くて討死し給ふも、銀杏樹下の慘には長(まさ)りなむ。右大臣殿心なきにしも非ざるべし。周宣の宇文護を手刃せしは、格別の手段也。和漢前後希有の事也。」といへるも、共にさる說にて、蹴鞠や何やと耽り遊ばれしも、實は逆賊の密策と聞えて、天朝の勅旨を受持たれけむを、そこひなき奸賊が聞知りて、祕計もて此を斃して、其後をなごりなくせるには、違あるまじくこそ。さてはその父の陰惡に依るとはいふものゝ、此人はいと憐むべき方のあなり。付きても、北條賊の、天朝には更にも申さず、その主たる源氏にさへ、いとも〳〵譬しへなき逆賊にこそは有りしか。

戸田茂睡の定家評

戸田茂睡が梨本集に、新古今集の事を何くれと評して、天朝衰微の前表なりといひ、定家卿を人麿・業平・貫之に比して貴び云ふは、二條家の私言なるべし。衆

良公等は此をさしも名人とも思召さぬ事なり。後鳥羽天皇・順德天皇も、歌の詠み様よからぬ様に思召したる様子なり。新古今時代の名人等皆死果て給ひし跡に、此卿一人生殘り、人に用ひられ、爲家・爲氏・爲世と、代々相續ぐ故に、此を名人堪能とし、聞えぬ事をも無理に理をつけ、皆秀逸と云成したりと思ひ、又古今序なる六人歌仙の中にて、「遍昭をよき」と、定家卿の奏されし時、「遍昭が歌は實少し」と云へるにいかゞ、と勅ありし時、定家「夫れこそ歌と申す者にて候」と勅答ありしと云傳ふ。さては二條家の歌は、琵琶のこと・鞠・楊弓の類にて、月見・花見・遊山・翫水の風流の遊物にする事と思はれたるなるべし。實體確かなる人を、其席にては嫌ふと同じ。歌の極意を知らぬ故也、と尙委しく論へり。彼歌聖等の賤丈夫たる事は、師說も委しきを、橘枝直の歌の姿論を見れば、新勅撰の頃は、北條天下を專らにして、御一方ならず、御門を流し奉りしなど、天下に住む人、誰かは哀まざるべき。さるをその頃の歌よみ等は、など哀の歌は作り給はで、をかしおもしろき様にのみ詠み給ひしにや。平氏・北條が御門を掠め奉

定家新勅撰集に三上皇の御製を選ばず

りし頃、歌よみだち一人も命に代へて臣のことわりを、盡されたりし事の聞えざるも諾なりけり」。また貞永元年後鳥羽院・順德院は未だ島に坐しける時、定家卿、新勅撰集を撰び給へりしに、さばかり北條に諂ひ給ふにや、此三院の御製は一首も入れられず。彼承久三年より、押してる難波の浪治まりし元和元年まで、三百九十五年が程は、浦安の國としもあらで、刺竹の大宮人は、日にそひて衰へ給ひ、八十伴の物部は、日にそひてかたみに國を爭ひ、百姓の憂ひ苦むは、顧る事もせざりしに、大宮人のもてあそびには、彼衰へたる時の姿にてよみ習ひ、作出しゝ歌どもを撰集して、今の御代までも傳へられし也」、とも云へり、共にさる語也。

増鏡の承久の亂に對する評論

増鏡に云ふ「偖もこのたび、世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。もろこしにも、日のもとにも、國をあらそひて、たゝかひをなす事、かぞへ盡すべからず。それもみなひとふし、二ふしのよせはありけむ。もしは、すぢことなる大臣、さらでもおほやけともなるべききざみの、すこしのたがひめに、世にへだたりて、この

うらみのするゐなどより、ことおこるなりけり。いまのやうに、むげの民と爭ひて、君の滅び給へるためし、此國にはいとあまたも聞えざめる。されば承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれもみなたけかりけれど、宣旨には勝たざりき。保元に崇德院の、世をみだり給ひしだに、故院後白河、御位にてうちかち給ひしかば、天照る御神も、みもすそ川のおなじながれと申しながら、なほ時の國主をまもりたまはする事は、つよきなめりとぞ、ふるき人々も聞えし。又信頼のゐもむのかみ、おふけなく二條院をおびやかしたてまつりしも、遂にむなしきかばねをぞ、みちのほとりにすてられける。かゝればふりにし事を思ふにも、なほさりとも、いかでか三皇・今上あまたおはします王城の、いたづらに滅ぶるやうはあらむと、たのもしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざのいできぬるは、この世ひとつのことにもあらざらめども、まよひのおろかなるまへには、なほいとあやしかりし。四つにて位に卽き給ひて、十五年おはしましき。おり給ひてのちも、土佐院十二年、佐渡院十一年、なほ天の下にはおなじ事なりしかば、總べて卅八年がほど、この國のあるじとして萬機

の政事を、御心ひとつにをさめ、ものゝつかさをしたがへ給へりし云々。いまはかく花の都をさへ立別かれ、おのがちり〴〵にさすらひ、いそのとまやに軒をならべて、自らことゝふ物とては、浦に釣りする海人小船、鹽燒く烟のなびくかたをも、我ふる鄕のしるべにかとばかり、ながめすごさせ給ふ。御すまひどもは、それまでと月日をかぎりたらむだに、明日知らぬ世のうしろめたさに、いと心ぼそかるべし。まいていつをはてとかめぐりあふべき限りだになく、雲の浪、烟の波、いくへとも知らぬさかひに、世をすぐし給ふべき御さまども、くちをしといふもおろかなり。

〔註〕吾妻鏡に、天照大神者、豐秋津洲本主、皇帝祖宗也。而至于八十五代之今、何故百皇鎭護之誓、三帝・兩親王、今懷配流之恥辱御哉、尤可怖之。凡去二月以來、皇帝幷攝政以下、多天下可改之趣、夢想告御、新院御夢或夜有船中御遊之處、覆其船、或夜又老翁一人參上一院、叡慮者一六由告申。又七十三日可定天下事者。吉水僧正坊夢、年來熏修壇上有馬、件馬俄以奔出者。依之僧正於向後者、不可奉仕

北條義時同泰時を評す

仙洞御祈禱ニ之旨、潜挿ニ意端ニ云。是等化、非ニ宗廟社稷之所ニ示哉、然而君臣共不ニ驚レ之御、好長卿獨不レ醉之間、恐怖云、と見え、聞中抄にも、右の奇異をば記せり。伊澤長秀の說に、「義時・泰時が行跡を見るに、一つとして稱すべき者なし。賴家を殺し、和田・畠山を殺し、公曉に勸めて實朝公を討たせ、公曉をも害し、後鳥羽上皇を隱岐に遷し奉る。實に天地不容の罪人と云ふべし。然るを良將と云ふは、彼等に黨せる諛言なるべし。泰時が新勅撰集に入れる歌に、「世中に麻はあとなく成りにけり、心のまゝの蓬のみして」。心のまゝの蓬とは、泰時己が事を詠めるか、掌を拍ちて笑ふべし」、といひ、泰庵戲言と云ふ物に、「歷々の文人等が、泰時を何爲に善人と云ふぞ。父義時に劣らぬ佞人也。善人ならば承久の時、何ぞ理を盡し身を棄てゝ父を諫め、京へ御理を申し、政務を解かしむるが上の謀也。强ひて諫むとも聞かずば、己去るべし、是中の謀也。又去るといふとも、父搜出だし、世嗣にせば、卽京勢にかけ向ひて、軍の勝負に拘らず討死して、父を諫むべし、是下の謀也。何ぞ大逆無道の父を、一言も諫めずして、剩へ己大將と成りて、京勢を打破り、三

帝を遠島に遷し奉る、善人の行なりや。鎌倉にて、公事沙汰をよく捌かれたるは、前非を掩はむが爲也。扨々佞人哉」といひ、「梶原が罪は小也、北條が罪は大也、義時のみならず、泰時・時賴無上の佞人也。此を褒むるは春秋の大義を知らぬ也」とも論ひ、岡部東平も、北條氏は、皇家の御臣にして、征夷大將軍に任せられ給へるは、ただその長上なり。豈漢土の陪臣と云ふ者の比ひならむや。抑〻漢土の君臣を皇國に當てゝ云はゞ、謂ゆる主從や是には近かるべき。何を以て然は當つると云はゞ、彼が君といひ、天子と稱ふは、其時に當りて、自らの才智一つにて、君上と仰がるゝのみにこそあれ、君に統あるには非ず、或は德有りて人懷き、或は猛威有りて人懼れ從ひなどして、素性は庶人ながら、君長となれるなり。此故に、漢土人は、天下者非一人之天下、卽天下之人之天下也、と云ひ、孟軻と云ふ儒が、齊王に、異姓之卿君有過則諫、反覆之而不聽則去、となむ云へる、これ我が主從には云ふべし、君臣には非言の尤も甚しき者なり。天下と云ふも、天下治食す天皇に比べ言さむは、更に似(かよ)ひても聞えねど、天正・慶長頃の俗語に、大將軍となる事を、天下を

取ると云ひしなどは、やゝ近し。主從とは、假に一方に就きて云はゞ、足利家に室町將軍に仕へし山名・細川等は、將軍と主從ながら、皆朝廷の官位正朔を受け居しによりて、主の室町將軍も朝廷の臣、從の山名・細川も朝廷の臣なること、上に見えたる北條氏と異ならず。されば天皇は何なる御過失御し坐しても、臣下の計らふべき事ならねば、天下は天子の天下にて、外人の天下ならず。主從は天子に奉仕る臣統の中の主從なれば、主若し朝家に對し奉りて、心得違ふことしも有らば、從これを諫めむは云ふも更なり、謀叛大逆にも陷るべき所爲に至らば、主なりともさて置くべきに非ず、殺して自身も殉ふべし。聖武天皇の大御代に、藤原廣嗣の謀叛大逆に陷られしは、實は僧玄昉が光明皇后を褻穢し奉り、云々、廣嗣たとひ志を得て京地に亂入あらむにもせよ、玄昉を殺し吉備公を除くのみにて、天位を壓さむの禍心はかけてもなかりしなり。然れども廣嗣に從ひし筑紫の軍兵、征討使の諭しを聞きて、矢の一筋をも射出ださず、散亂せしは、天位には射向ひ奉るべからぬが、惟神の御制なるを知れば也。また北條義時が、跋扈の忌々しきに

堪へさせ給はず、御征討遊ばせりしをりは、義時が從類大義を知る者更になく、義時を君めきて心得、大君を外に心得誤めて、大禍事を助けなしゝぞかし。あなかしこ、義時が從類は、皆廣嗣を捨てし筑紫人におとること萬倍也と云ひつべし。泰時はじめ從類一人にても、君臣の大義を知らませば、父にもあれ、主にもあれ、謀叛大逆なる物を、さしおくべき事ならましや。押並べ引組みて刺殺し、叡慮を安んじ奉りて後、義時が魂の行方を覓殉むぞ、道の眞にては有りける」と論へるは、共に實にさる說なり。



このおはします所は、人はなれ里遠き島の中なり。海づらよりはすこし引入りて、山陰にかたそへて、大きやかなる巖のそばだてるをたよりにて、松の柱、あしふける廊など、けしきばかりことそぎたり。ことにしばのいほりのたゞしばしと、假初に見えたる御やどりなれど、さるかたになまめかしく、ゆゑづきて、しなさせ給へり。水無瀨殿おぼしいづるも、夢のやうになむ。はるぐと見やらるゝ海の眺望、二千里の外も殘りなき心ちする、今更めきたり。鹽風のいとこちたく吹きくるを

きこしめして、「我こそはにひしまもりよおきの海の、あらきなみ、風こゝろしてふけ」、「おなじ世に又住吉の月やみむ、けふこそよそにおきのしまもり。」

〔註〕此御歌どもは、隱岐百首の中に見ゆ。さてかの百首の注に、我こそはの御歌を、家隆卿隱岐國へ參り、十日計り有てり歸らむと爲給ふに、海風吹き歸り難かりければ、かく詠み給へるにて、など科なき家隆を、波風心なく都へ歸されぬと遊ばしけるに、俄に風靜まりて、家隆都へ歸られし、とも、思ふ人云々の御歌も、此卿に御尋ありて、と注せるは、いとおぼつかなき心地す」。

焼火山雲上寺の傳說

隱岐名勝志に、「燒火山雲上寺は、島前知夫里の南海岸に在りて、麓より登ること十八町に、御社は南を請け、千丈の高巖、山の半腹なる窟の前に在り。むかし上皇の渡り給ふ御時、波あらく御船危ふかりしかば、我こそは云々と詠み給ふに、波鎭り風止むといへども、夜暗かりしに、海間に火あり、波に映りて海岸を照らす。因て「みなとにはもしほ燒くやと思ふべし、何を燒藻の煙なるらむ」と、その光に付きて恙なく渚に到らせ給ふに、老翁ありて、上皇に奏さく、「船中の御詠疑はし、藻

を燒くと知召さば、など燒く藻とし給へる、藻の字もて火と爲給はゞ可けむ」。上皇驚き給ひて、「朕が船中の吟いまだ齒牙を出さず、いかにして此を知れりや。抑〻翁は何人ぞ」と勅あるに、「近く船を守る者也」と答へて化しぬ。因りて此山の神とは知看して、社に詣で給ひて、山を燒火山、寺を雲上寺と名づけ給ふ由、此寺の緣起に見ゆ。【玉くしげにも此事見えたり。また一宮廻行記に、「後鳥羽院の廟、中の島刈田海士村にあり。遠流の時、沖中にては日晩れぬ。船頭など祈誓しけるに、異火船を道びく、其時御製、「なだならばもしほやくやと思ふべし、何をたくもの烟なるらむ」海方崎村に御船著きければ、三穗大明神を皇居と成す。院大山神社に參り給ひけるに、異人有りて案内し、船中にての御製たく火と有りてかと云ふ。夫より大山を燒火明神とふ。本地日神と申傳へたり」とあり。】此山に一番の鴉あり、神使也といふ。樹上に鳴きて來客の數を告げ知らしむ。水無瀨氏成卿此峯に詣で給ひて、「千はやぶる神の光の今も世に、もえて燒火のしるし見すらむ」。また上皇ある時の御歌、「限りあれば垣根のくさも春にあひぬ、つれなきものは苔深き袖」、（此は隱岐百首の中）

にあり、「賤の女がぬきなき機を立ておきて、又うるもうみ又うるもうみ。」此御歌は信じがたし。また「蛙なく勝田の池の夕すゞみ、聞くまじものは松風の音。」と詠み給へるより、此池の蛙、春はうごつくのみにて、聲を出ださず」。又「啼けばきく聞けばみやこのこひしきに、此里すぎよ山時鳥。」と詠ませ給ひしかば、郭公啼かざりしに、後に後醍醐天皇此島へ遷幸の時に、此事聞召して、「聞く人は今はなき世に時鳥、何を恨みて鳴かぬ此里。」と詔へるより、又啼けりとぞ。

〔註〕玄道云、此天皇の御歌も、或物には崇德天皇の御とし、或は佐渡院のとし、又甲斐國志等には、良純法親王の甲斐國天目山に流され給ひし時の、御歌とせり。何れよけむ、定めがたし。さて視聽合記に、蛙鳴の事を論ひて、元大德中、仁宗在潛邸日、駐輦於懷孟、特苦群鼃亂喧、終夕無寐。翌日大后傳旨諭曰、吾母子憒々、鼃忍惱人耶、自後毋再鳴、其後雖有鼃而不作聲、後越四年、仁宗登大寶、山川鬼神陰來相之、不然則蟲魚微物耳、又能聽令者乎。仁宗後登祚、上皇遂崩于茲、彼後爲王、此初爲至尊、雖有小異、命所以行小蟲者一也、天

王之命嚴矣哉。と云へり。元主の事は、かの元末の陶宗儀が輟耕錄に見ゆ。此餘に云へることは、誣説なれば記さず。

年もかへりぬ。所々浦々あはれなる事をのみおぼしなげく。佐渡院あけくれ御行ひをのみし給ひつゝ、なほさりともとおぼさる。隱岐には、浦よりをちのはるぐとかすみ渡れる空を眺め入りて、過ぎにし方かきつくし、おもほしいづるに、ゆくへなき御涙のみぞとゞまらぬ。「うらやましながき日かげの春にあひて、しほくむあまも袖やほすらむ」

〔註〕隱岐百首、春の御歌には、いせをのあまとあり。又「すみぞめの袖のこほりに春立ちて、ありとも（一にしにとあり、）あらぬながめをぞする」、また「百千鳥さへづる浦（一に空とす、）はかはらねど、我身の春ぞ改まりぬる」また「ながむれば月やはありし月（一にはあり、又やあり。）な（一にあとす）らぬ、うきみひとつにもとの春なき、（一に、はもとの春にかはれるとあり。）「とけにけり紅葉をとぢし山川の、また水くゝる春のくれたけ」、また、「春さめに山田のくろを往く賤の、みの吹きみだす暮ぞさびしき」、「遠山地いくへもかすめさらずとて、をち

方人もとふもなければ。」「おのれのみ春にあふかと思ふにも、峯のさくらの色もものうき」。

夏になりて萱葺の軒ばに、五月雨の雫いと所せきも、御覧じならはぬ御心ちにさまかはりて、めづらしくおぼさる、「あやめふく萱が軒ばに風すぎて、しどろにおつるむら雨の露」。（百首の中にあり。）【また「今日とてや大宮人のかへつらむ、昔がたりの夏衣かな。」「古里をしのぶの軒端風すぎて、苔のたもとににほふ立花。」「今はとてそむきはてぬる世の中に、何もかたらむ山ほとゝぎす」。】はつ秋風のたちて、世のならひ（一に中と作り、）といとゞ物哀しく露けさまさるに、いはむかたなくおぼしみだる、「故郷をわかれぢにおふ（一にうと作る、）ゝる葛の葉の、秋はくれ（一に風はふけとあり、）どもかへる世もなし」。

〔註〕百首の御歌に、「秋さればいとゞ思ひをましばかる、この里人も袖や露けき」。「おもひやれ（一にあればとす、）ましばが（一にのとあり、）とぼそおしあけて、獨ながむる秋の夕ぐれ」。また「いかにせん葛はふ松の時のまも、（一ににとあり、）うらみてふかぬ秋風ぞなき」。「いたづらにみやこへだつる月日とや、なほ秋風のおとぞみにしむ」、また。「故里のひと

七條院より消息

むらすゝきいかばかり、茂き野原と蟲のなくらん」。又、「野をそむるかりの涙は色もなし、物おもふ露のおきの里には」。「いたづらに秋の日かずは移りきて、いとゞ都はとほざかりつゝ」。又、「軒はあれて誰かみなせの秋（一に宿とあり、）の月、すみこしまゝの色はかはらじ」。又冬の御歌に、「見し世にもあらぬ袂をあはれとや、おのれしをりてとふしぐれかな」。「こぞよりは（一にもとあり、）庭のもみぢの深きかな、涙やいとゞしぐれそふ（一になるとあり、）らむ」。「かぞふれば年のくるゝは（一にことしつくればとあり、）知らるれど、雪かくほどのいとなみはなし」。「散りしけるにしきは此もたえぬべし、もみぢふみわけ歸る山人」、など、今承るにさへ、その御有樣の申し奉らむ方なくあはれになむ。たとしへなく、ながめしをれさせ給へる夕ぐれに、おきのかたにいとちひさき木の葉の浮べると見えて、こぎくるを、あまの釣舟かと御覽ずるほどに、京よりの御消息なりけり。墨染の御ころも、夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて、七條院よりまゐれる御ふみ引あけさせ給ふより、いといみじく御むねもせきあがる心地すれば、やゝためらひて見給ふに、あさましくも、かくて月日へにけ

る事、けふあすともしらぬ命のうちに、今一たびいかで見奉りてしがな、かくながらは、しでの山路もこえやるべうも侍らでなむなど、いと多くみだれ書き給へるを御顏におしあてゝ「たらちねのきえやらでまつ露の身を、風よりさきにいかでとはまし」。「八百萬神もあはれめ、たらちねの、我まちえむとたえぬ玉の緒」。はつかりのつばさにつけつゝ、「こゝかしこよりあはれなる御消息のみ、つねは奉るを、御らむずるにつけても、あさましう、いみじき御泪の催しなり。家隆の二位は、新古今の選者にも召加へられ、大方歌の道につけてむつまじくめしつかひし人なれば、よるひる戀ひ聞ゆる事限なし。かの伊勢より須磨に參りけむも、かくやとぞおぼゆる。さてまき重ねて、かき連ねまゐらせたる、和歌所の昔のおもかげ、かずかずに忘れがたう、など申して、つらき命の、けふ迄侍る事の、恨めしきよしなど、えもいはずあはれ多くて「ねざめしてきかぬをきゝて、云々、とあるを、法皇もいみじとおぼして、御袖いたくしぼらせ給ふ。【沙石集に、西恩法師が、時々の御幸思出して、哀しかりける餘りに、隱岐へ奉りける、「思ひいづや交野の御かりかりくらし、かへりみなせ

の山のはの月。」「見ればまづ涙流るゝみなせ川、いつより月のひとりすむらむ」。【「浪まなきおきのこ島のはまびさし、久しくなりぬ都へだてゝ」「木がらしのおきのそま山ふきしをり、あらくしをれて物思ふころ」。をり〳〵よませ給へる御歌どもをかきあつめて、修明門院へたてまつらせ給ふ、その中に、「水無瀨山わがふるさとはあれぬらむ、まがきはのらと人もかよはで」。「かざしをる人もあらばやことゝはぬ、おきのみやまにすぎはみゆれど」。「限りあればさてもたへけり此うさを、民のわらやに軒をならべて」。【妻鏡といふ物に、述懐御製とて、「いつとなく北の叟の如くせば、此のことわりや思ひいれなむ」。】とも見ゆ。

隱岐百首の雜に、「いにしへの契もむなし住吉や、わがかたそぎの神とたのめど」。「おきわびの、きえなばきえね、(一になまじひに生まればうれしとあり。)露の命、あらばあふよをまつとなければ」問へかしな雲の上よりこしかりも獨友なきうらに鳴くねを」。また、「もしほやくあまのたく繩打はへて、苦しとだにも云ふかたぞなき」。「しほ風に心もいとゞみだれ蘆の、ほにいでてなけどとふ人もなし」。「波まわけ沖の水門に入る舟の、

われぞこがるゝたえぬ思ひに」。又、「とはるゝもうれしくもなしこの海を、わたらぬ人のなみのなさ（げイ）けは」。【船上記に、「刑部僧正弟子淡路法印といふ人、深く哀しみ奉り、毎度御使を奉り、京の事ども聞召しける。昔御恩を蒙りし公卿・殿上人、御文計り奉り、終に御使をも奉らざりければ、「問はれてもうれしくもなし此海を、渡らぬ人のなげく情は」、と遊ばしけるともあり。】「長き夜をなく〳〵あかす友とてや（はイ）、ゆふつけ鳥の聲ぞまぢかき。」「とにかくにつらきはおきの島津鳥、うきをば己（なれイ）が名にやこたへ（けがれイ）む」。「すぎにける年月さへぞうらめしき、今しもかゝるもの思ふ身（とイ）は。」「おきの海をひとりやきつ（ぬイ）る小夜千どり、なくねにまがふいその松風」。また「日にそひてしげりぞ（ろイ）まさる青つゞら、くる人なし（もなきイ）のまきの板（まイ）戸に」。「何となく昔語に袖ぬれて、ひとりぬる夜もつらき鐘かな」。「人心うしともいはじむかしより、車を摧く道にたとへ（えにイ）き」。また、「よそふべき室の八島も遠ければ、思ひの煙いかゞまがはむ」「晴れやらぬ身のうき雲をいとふまに、我世の月の影や（ぞイ）ふけぬる。」「うしとだにいは浪高きよしの川、よしや世の中思ひすてゝき」。「ことづてむみやこま

でもし誘はれば、あなしの風にまがふ村くも」。「とにかくに人の心も見えはてぬ、うきやのもりのかゞみなるらむ」。「故郷のこけの石はしいかならむ(ばかりィ)、おのれあれても戀ひわたるかな」。「思ふ人さても心やなぐさむと、みやこ鳥だにあらばとはまし」。「なびかずば又もや(やはィ)神にたのむ(むくィ)べき、思へばかなしわかの浦波」。【かの注に、わかの浦とは日本をいふ。我民ども靡かずば、又本の如く大神に返申(シ)さむと詠み給へりと云へるも、いかゞあらむ。】なども見ゆ。いづれもあはれなる御歌なりき。

さて又御集の中に、「草枕みやこの秋をさそひきて、月におぼゆる故里のそら」。また「みなれ棹さしてそれとはなけれども、過ぎにしばかり戀ひしきはなし」。「我のみとむすぶ深山のしばの庵に、月は元よりすみなれにけむ」。また「かりにても思ひおこせよみやこ人、同じ心の月は見つとも」。「きえやらで波にたゞよふうたかたの、よるべ知らせよ八重のしほ風」。「鹽がまの浦こぐ船のつなで繩、くるしきものはうき世なりけり」。「すてやらぬうき身のはての哀しさを、歎きながらも猶過ぐすかな」。「人はみな本の心ぞ變りゆく、野中のしみづ誰かくむべき」。また「な

さけありし昔を今に成しわびて、袖のしづくのしづのをだまき。」また「月かげもうき身からとやかこつらむ、人をばわかぬ袖の涙に」。「故里の元あらの小萩いく秋か、あるじよそなる花匂ふらむ。」「わだづ海の波の花をば染め兼ねて、八十島遠く雲ぞしぐるゝ」。「沖つ島あまの磯屋の藻鹽草、かく數ならで世をや盡さむ。」など聞ゆるは、後の世ながら後水尾院天皇の大御歌を、西三條殿の評し奏されし如く、〔註〕此の事は、秦山集に、後水尾院御製、公卿皆仰感之、中院殿尤歎服焉。叡喜之餘、召西三條示之、三條拜覽不喜、且奏曰、此只隱遁者岩棲谷汲之風耳、非天子之言、決不可取也、且物必有應、此勅詠如不虛、不祥莫大焉、乃閣宸筆而退。滿座大失氣、帝亦有逆鱗之色、三年之後内裡炎上、倉皇行幸岩倉、草舍竹籬、果有彼御製之應、帝因感悟、御製亦改體制云。と見えたるこれなり。又菟玖波集に、後醍醐天皇卽位の夜、御劒の失せけるに、藏人清藤「みはかせを誰つかのまに取りつらむ、」と云へるに、紀宗基「みをばいづくに沖津白波」。とつけたるを、或人の評して、隱岐の御事の前表ぞと說へるも、同じ意ばへにて、恐き御

三上皇崩御

六條宮冷泉宮崩御

わたりの御口つきには、ゆゝしくて、かゝる御前兆とやいはまし。【凡てかゝる事をば、世のまだしき學者流は、信けざる事なるを、古く皇國をば、言靈の幸はふ國ともいひ來し由の、師說に由りて、よく案へば、上代よりかゝる例のいと多かるを、古典家記等を採抄て、集錄せる物あれば、今はその概略を擧ぐるになむ。】

かくて三柱の天皇たちの、まだ京都に還幸すことなくて、其の島々にて遂に崩り坐しぬることそ、あさましなど申すもよのつねにて、いともあはれに哀しき御事なりけれ。阿波御門は（彼の地に十一年ましくて、）寛喜三年十月十一日に御年三十七にて崩り坐し、隱岐御門は（彼の國に十九年坐して、）延應元年二月廿二日（壬戌、）御年六十（或は六十三ともあり、）にて崩り坐し、佐渡の御門は（そこに廿二年坐して、）仁治三年九月十二日（辛未）御年四十六にて崩り坐しにき。【九條の廢帝は文曆元年十七にて崩りましゝ事、已に上に申し、但馬宮は嘉祿二年御出家ありて、建長七〔二イ〕年二月十日に薨りまし、兒島宮の御年は詳ならず。御子に僧道乘と申すが坐して、前の大僧正上乘院一の長者と紹運錄に見え、東寺長者補任に、文永十年十二

月十一日入滅五十九、とあり。」そは承久物語に、「まことや、その年寛喜三年十一月十一日阿波の院かくれさせ給ひぬ、いとあはれにはかなき御事かな。例ならずおぼされければ、御ぐしおろさせ給ひにけり、こゝら物のみおぼして、御年は三十七にぞならせ給ひける。今一たび京をも御らむぜずなりぬる、いみじう哀しきを、おきのこじまにも聞召しなげく。承明門院はさま〴〵の憂き事を見盡して、なほながらふる命のうとましきに、又かく同じ世をだにさり給ひぬる、御歎きのいわんかたなきに、など先立たぬと、口惜うおぼしこがるゝ様、ことはりにも過ぎたり。かしこにてめしつかひける御調度なにくれ、はかなき御手筥やうの物を、京へ人の參らせたりける中に、たまさかに通ひける隱岐よりの御ふみ、女院の御せうそこなどを、ひとつにとり認めたる、いみじうあはれにて、御めもきりふたがる心ちし給ふ。家隆の二位の女小宰相と聞えしは、自ら御近く御覽じなれけるにや、人よりことに思ひしづみて、御服などくろくそめける。「うしとみしありしわかれは藤ごろも、やがてきるべきかどでなりけり」、正統記にも、「此の御門正しき正嫡にて、御心ばへも正しく聞

阿波の御廟

え給ひしに、上皇鍾愛に移され坐しけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬ樣に成りにき。承久の亂に、時の至らぬ事を知らせ給ひければ、樣々諫め坐しけれども、敗れにしかば、玉石共にこがれて、阿波の國にて隱れさせ給ひ、三十七歳に坐しき」。【一代要記に、同年十月六日落飾入道、依二不豫一也。御法名行源、十月十一日崩御、卅七、納二御骨於西山金原御堂一。といひ、編年記にも、十一月十一日崩、御年三十七、號二土御門院一、於二坊城殿一有二御八講一。皇代記に、寛喜三年十一月十一日、於二阿波國一令レ崩給。百錬抄・紹運錄・光臺院御室傳なども同じ。紹運要略に、同十二日崩二阿波國一、三十七、卽奉二火葬一、御骨奉二上洛一、奉レ安二置金原一。不レ可レ有二御入洛一之由有二沙汰一之故也。ともあり。いかなる評にやありけむ、いと心得がたき事どもなり。東鑑にも十二日とし、類聚大補任に、寛喜四年二月十一日於二配所一崩、三十八とある共に誤りなり。】

山陵記に云く、「御廟は阿波國里ノ浦に在り。今に十月十一日に祭レ之。別當兩寺、里ノ浦寶珠寺・觀音寺也、俗に淸少納言の塚と云ふは非也。七月十六日此の塚の御前にて

後嵯峨院の後永く皇統を繼承す

土人神をどりといふを爲す也、（廟陵記・山陵志に云ふも同じ處也、）明月記に、天福元年十二月十一日辛丑、承明門院月來御二經營金原御堂一、纔被レ終レ功、依二明日供養一、聖覺今曉渡二御件所一、爲レ奉レ安二故院御骨一、被レ立二此堂一、御遺誡ナリト云。平戸記に、仁治三年十月十一日庚申、未刻許參內、於二金原御堂一自二昨日一被レ行二御八講一、承明門院昨朝入御、今日故土御門院御國忌也。然而內裏之體無二其儀一、（紹運要略に、この年七月八日、可レ奉レ號二土御門一之由、被レ奉二宸筆之御書於金原法華堂一と見ゆ。）また增鏡に、「寛元々年十月十一日は、土御門院の御十三年にて、大やけより御法事行はるゝもいとめでたし。金原にて御八講あるべければ、承明門院もかねてより渡らせ給ふ。上達部・殿上人參集（まゐりつど）ふさまもこよなし」ともみゆ。【山陵記に、「金原寺の跡、今は田地となりて、畠の字に金原寺と云ひて方一町あり、女院・舞臺・樂屋・小屋の上・辻堂など云ふ字あり、又寺山の傍に、古來塚と云傳へて、大なる石棺の見れたるあり、是れ山陵なり」と云へり。】かくて此の天皇の皇子なむ、四條院天皇の次に、天下を知看（しろしめ）しつる、是れ後嵯峨院天皇に坐して、此の天皇の御胤ぞ　永く天津日嗣を受繼がせ給ふ事と定まり給ひける。【此の御事どもの始末は、所せければ此

に盡しがたし。神皇正統記を本に取りて別に記し奉れる物のあるなり」。遊方名所略に、土佐國出見坂者、昔六十五代華山院脫屣御遊地、出二御于岳上一、常見二海邊一、故名二出見之坂一。御製の歌、「土佐之海、身者浮草之破來底、寄邊無身於、哀共美與。此歌賜二土佐太平一云々。遂於二此地一崩御、出見村千光密寺御廟碑有、とあるは、此の御門の事を誤り傳へたるにや。」

又隱岐の御門の御事をも、「院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事有りて、御出家ありて隱れ給ふ、六十一歲おはし坐しき」。と記し給ひ、百錬抄に、延應元年二月廿二日壬戌、隱岐法皇崩御、春秋六十、去承久三年以後、已及二十九年一、天下貴賤誰不二傷哀一哉。また、五月十六日乙酉、法皇御骨、左衞門尉能茂法師奉レ掛〔首〕二（試に補ふ、）今日奉レ渡二大原龍禪院一。と見え、一代要記にも、廿二日、於二隱岐國一崩、年六十。同廿五日火葬、四月十二日（此日滿二四十九日一了、東鑑には廿六日奉レ葬と云ふ。）依レ有二順風一、御骨令レ渡二出雲國一給。五月二日立二出雲國一同十四日著二御水無瀨殿一。同十五日入二御大原西林院御堂一、但過二宮城一奉レ入二大原一安二置之一。五月（同勅）廿九日奉レ號二顯德院一、（光臺院御室傳にも、五月廿九日被レ行二追號之事一と云へり。紹運要略に、五月三十日追二號顯德院一とあるは誤りにや。）仁

治二年二月八日、大原法華堂供養。同日、御骨自二西林院御堂一奉レ渡二法華堂一。同三年七月八日、改二顯德院一奉レ號二御鳥羽院一といひ、增鏡に、「此の浦に住ませ給ひて、十七年ばかりにやありけむ、延應元年と云ふ二月廿二日、六十ぢにて隱れさせ給ひぬ。近き山にて、例の作法になし奉るも、むげに人ずくなに、心ぼそき御有樣、いとあはれになむ。御骨をば、能茂といひし北面の、入道して、御ともに候ひしぞ、頸にかけ奉りて都に上りける。さて大原の法華堂とて、今も昔の御庄の所々、三昧料に寄せられたるにて、つとめ絶えず。彼の法華堂には、修明門院の御沙汰にて、古院わきて御心留めたりし、水無瀨殿を渡されけり」。また陵記に引ける梨下梶井門跡管領寺院記（文和頃の物とぞ。）に、延應元年二月廿二日、於二隱州行宮一且之々冥。同五月十六日、御力者金力法師令レ隨二身御遺骨一、經二北海一到二著大原勝林院一之間、門主于レ時尊快親王、御母修明門院、有二計（件カ）沙汰一、壞二渡水無殿御所一、起二立法華堂一、以二別相傳私領備前國輕部庄一、修明門院の御遺領。播磨國安室鄕一爲二供料一。定二補六人供僧一、輕部三人、安室三人、各令レ輪二轉勤行長日法華護摩（チ）一、供僧者撰二門下之內一眞言傳口器一補任（シル）來者也。輕部庄者、門跡雜掌致二知行一、曳二進供料於供僧方一、以二安室鄕

幷同國周世郷一圓、被出堂中佛聖燈明承仕預等之處、彼安室郷地頭爲請所之地之間、□□土貢抑留、寺家雜掌、長日於六波□□催促之。爰元弘一統時、以地頭職□□被付法華堂歟之由、自門跡雖被申之、於船上山故長年一族帶由緒拜領之。其後又被付播州法華寺間、長年一族與法華寺寺僧度々致合戰、地下錯亂之上、兩三年更不及供料之辨濟、□□先院冥慮□難測者歟、今度以替地被行顯□□一族、以當所可被付寺家之□□不可叶理致畢。ともあり。（珍らしきまゝに記し出でつ。）皇代記に、同正月廿九日、被諡號顯德院。歷代皇記に、同五月十四日、隱岐院仙骨奉斂大原、其路不奉入京都、是御平日无御歸京故云。【これはた上に擧げし土御門院天皇の御事と同じく、いともあさましく悼しきわざにて、當時の公卿等の妖賊に諂諛はれしほどの思ひやらるゝを、苟も廉恥を知らん壯士等は、よく察ふべきことなりかし。】また六月有法皇諡號事、顯德院、（依崇德院例、）依入道攝政病患之時奇特云、（此は、五月十七日、入道攝政有不例、邪氣有種々不思議云、と有る時の事なり。皇代略記に、式部式（大か少か）輔菅原爲長卿勘進之、）略記に、仁治三年七月八日、以顯德院可奉號後鳥羽院之由、重被成宣旨、（百錬抄にも此事見ゆ。）其の辭に云く、顯德之尊號乎者、祕之天、輒申

佐須、世俗爾者常仁御在所乎以氏、後鳥羽院止申佐牟者可レ宜、云々。

〔註〕百錬抄にも、七月八日戊子、被レ立二山陵使一、隱岐法皇改二顯德院一、爲二後鳥羽院一、依二御遺誡一不レ被レ置二山陵國忌一之由、被レ申畢と見え、紹運要略には、同日可レ奉レ號二後鳥羽院一之由、被レ奉二宸筆之御書於大原法華堂一とあり。さてこの尊號をば、祕して云々との議は、いと心ゆかぬ語なるを、別に故あることにや。或說に、此は古く謙德公といふ贈號に似たるを嫌ひ給ひてにやと論へるは、いかゞあらん。

復思へば、平戶記なる仁治三年六月廿六日の條に、依レ召巳刻許、參二殿下一、御物語云、顯德院謚號可レ被レ改、可レ奉レ號二後鳥羽一云。此事前內府申行歟、案此事我朝无レ例歟。至二漢朝一者、一兩度相存之由、大府卿申レ之。又御改名之儀、太不レ得二其心一、何故云、不レ叶二冥慮一者又如何、と論はれたり。

〔註〕國花萬葉記に、「後鳥羽神社、嶋前に在り。後鳥羽院の御靈なり」と云ひ、名勝志に、「勝田山源福寺は、嶋前海部郡海士村にあり、眞言宗なり。此に上皇の皇居の跡、及御廟の靈屋あり。皇居の跡は、本堂の右にあり。御廟は本堂に行く坂の中

段、左の方、南向に坐す。御堂の高さ一丈九尺四方也。二間に二間半、丸木柱にて、白木の宮作也。かつを木、柿葺、高欄、きざ橋あり。屋根は朽ち果てゝ、雨露尊容を汚し奉れり。玉體は大きなる瓶棺に納め奉りて、上には艶なるさゞれ石を置き奉る。御廟は萬治元年松平出羽守此の島預の時新造せり。夫れまでは石ばかりの由。さて後は御修復とてもなく、かく荒れにけり。又寺に御調度あり。御劒・御器・御短冊あり。寺の仁王像は、上皇の御手づから刻み給ふと申し傳ふ。寛永中に、四百年御忌の時、中納言氏成卿勅使として渡りまして、「あはれ今君がむかしを語らはゞ、問はまぐほしきおきのしま守」。自筆の紀行もあり。今禁裏よりも、御太刀・御馬進獻あり。廿一首御奉納の短冊、また御水尾天皇の宸筆あり。早春の御題にて「雲かすみ海より出でて明けそむる、おきの外山や春を知るらん。」

新拾遺集に、順德天皇の御製に、後鳥羽院かくれさせ給ひての頃、月を御らむじて、「同じ世の別れはなほぞ忍ばるゝ、空行く月のよそのかたみに」、とあるを、鈴屋の翁の釋きて、「御歌の意は、ひとつ都の內にも御坐さず、隱岐と佐渡と遙の國に離れお

後鳥羽天皇の御陵

はしましての御別なれば、本より別れてはおはしましつれども、世におはします程は、同じ代の内なりしに、隱れさせ給へば、同じ世を別れ給へる也。下の御句は、月は何處にても一の月なれば、同じ世のものながら、雲井のよそに見る故に、遙けき國を隔てゝ、よそにおはしましゝ父帝の御形見と、御覽ずればと也。さてその月は、今も同じ世にあり、父帝は同じ世にだにおはしまさぬ事よと、哀しく思召し忍ぶよしにて、あはれなる御歌也。誠に御嘆きの程思ひやられ奉らる」とあり。又續古今集に、院隱れ給ひての頃、順德院の御製「のぼりにし春の霞を慕ふとて、そむる衣の色もはかなし」。又大原に納め奉る由聞えければ、「入る月のおぼろの清水いかにして、終にすむべきかげをとめけむ」とも見ゆ。

〔註〕國花萬葉記に、「遺勅に依りて御骨を大原山に納む。理性院の邊に御廟ありしと也。今其の所を詳にせず」と云へり。されど或る説に、大原なる勝林院村實光院の東、十三重塔を、此の天皇の御陵といふは誤にて、此は後花園天皇なり。

此より辰巳十四五町、全龍禪寺の跡、後山に眞陵地ありと云へるは、いかゞあら

ん。實隆公記云、文明八年十一月廿七日、今日於₂大原₁法華懺法、爲₂勅願₁□地下伶倫等罷向云、同七月八日下にも、今朝參₂大原御廟₁、安禪寺宮・大聖寺宮・眞乘寺宮御參云々、といふ事見ゆ。此の御廟にや、よく考ふべし。

古今著聞集に、此の院隱れさせ給ひて、四十九日の御導師に、聖覺法印參りたりけるに、御佛事座をかさねて、こと終りて罷出でけるを、奉行人すゝみよりて、七條院の御沙汰にて、臨時の御佛事あるべし。暫らく候はせ給へといひて、則ち佛經とりぐしたりければ、聖覺禮盤にのぼりて、恒例の佛經さむだんはてゝ、結句に、生きての別れを天下に尋ぬれば、蜀山の雲遂にへだたり、死しての悲みを地下にもとむれば、霸陵の水轉〻明なり。分段の習こりはてぬ、親ともならじ、子ともならじ、上界の望は猶ふかし、我が爲にも、人の爲にも、只此の句計りをいひて、かねを打ちたりけり。取りあへぬ程に、めでたくぞつらねたりける。生きての別、天外に尋ぬれば、蜀山の雲遥に隔たれるといへるは、隱岐の御所の事也。かれも是れも誠に哀しき事也。前後相違の御追善、あはれつきがたき事也、とも記せり。また佐渡天皇は、皇

順徳帝崩御

帝紀抄・略記などに、仁治三年九月十二日辛未崩二於佐渡國一、四十六、於二雜太郡間野一火葬、御骨納二山城國大原法華堂一、と見え、葉室資賴卿記の、同じ十月六日の下に云く、早旦兼將・長綱等書札到來、北州御事、日來有二御蚊觸一之間、去月十二日御事切、御札雖レ未二到來一、自レ京被レ進二脚力一、自レ道聞二之由一走歸了。三院於二旅宮一遂以御登霞、雖レ爲二前世御宿業一、皆是夢中之夢也、思二往事一不レ覺涙難レ禁、云々。讃岐院崩御之時、二條院无二錫紵之儀一、是被レ奉二義絶一歟、事已重事也、非二輕慮之所一レ及、定被レ決二時宜一歟。次參二修明門院一、謁二女房一、御悲歎不レ能二左右一云、一代要記にも、九月十二日、於二彼國一崩御、年四十六、同月十三日火葬、平戸記に云く、同十月六日、早旦或者來告云、佐渡院去月十二日崩逝云、去夜飛脚到來、乍レ驚案二内修明門院御邊、并六條宮女房一、件事展轉之說也、彼使未レ參、云々。此事歎思不レ少、自二龍樓之貴一至二鳳闕之時一、朝夕咫尺、旦暮不レ忘、偏憑□歎之處、忽聞二此事一、心肝如レ舂、悲哉々々。八日、遠所御使今日到著云、十三日、有二御喪禮事一云、九日の記にも、十二日令二事切一給、十三日御喪事一定云、哀慟之至、无レ物レ取レ喩、年來待二再觀一、今已聞二此事一、仰レ天伏レ地、迷惑之外無二他耳一、十日參二六條宮一、御悲歎過レ法、云々。謁二女房一閑談之處、御乳母尼公又被二來謁一、所レ談之趣尤多、不レ遑二記錄一、但彼御惱太非二大事一云。只都不レ聞二食供

御、涉二數日一、九月九日可レ終二御命一之由、兼有二御祈請一云、人不レ知レ之、追案二得其事一云。而件日猶不レ叶、及二十二日一也。御歸京之事思食絶故也云。就レ之存命太无益之由有二叡慮一云。燒二燒石一、偷令レ充二御蚊觸之上一給、人不レ知レ之歟。二箇日如レ此之間、小物御增、次第御身體尫弱令レ成給、兩左衞門大夫康光・盛實、御臨終已前出家著二法衣一、祗二候御前一相互令レ唱二高聲念佛一給、如レ眠御氣絶云。女房右衞門督、別當局已下八人出家、十三日御喪禮、兼皆被二仰置一云。【玉だすきに、新院の佐渡にて崩御ありし御有趣を、平戸記などに記されしを見るに、悲しとも御悼しとも云はんすべなき御事にこそとあり。此の御事を指してなりけり。】十一月一日、今日佐渡院御中陰已滿二四十九日一也、於二遠所一無二御佛事一、京都又同前。御骨入洛之後、可レ被レ行云、是御遺誡也、云々。妙法華經一部摺二寫之一、件料紙、遠所之後、女房奉書已下取具、漉二反古色紙一用レ之云。此上紺紙金字阿彌陀經一卷、別供二養之一、件經料紙又宸筆也、云々、と見ゆ。

〔註〕因に云ふ、宸筆を漉きかへして料紙にせる事は、清和天皇紀に見えて、今鏡にも、清和御門の御時、かたぐ\多くおはしける中に、ひとりのみやす所の、太上

法皇かくれさせ給ひける時、御經供養して、佛の道弔ひ奉られけるに、御法かき給へける色紙の色の、夕の空の薄雲などのやうに墨染なりければ、人々怪しく思ひけるに、昔賜はり給へりける御ふみどもを、色紙に漉きて、みのりの料紙になされたりけるなりけり。それよりぞ、多く色紙の經は世に傳はれりけるとなん。書きとめられたるふみなども侍らむ物を、橘のうぢ贈中納言と、聞え給ひし宰相の日記にぞ、此の事はかゝれたると聞え侍りし」と見え、吾妻鏡にも、同天皇崩御之後、「東宮御息所御戀慕悲歎之餘、灑二朝夕所一レ被レ進之數百合勅書一、被レ書二寫若干大小乘經一、橘贈納言廣相草二御願文一、載二同心契變蓮花偈一、匪石詞入二鍐字門一云句一、薄墨色紙經始二例於此時一」と云ひ、十訓抄にも、此の事見えたり。灑は漉の誤か、越後名寄に、天神長濱、順德天皇承久三年佐渡國に遷御ありしに、名立の磯山寺に、八月十五日の夜行幸御はし坐して、「都をばさすらひ出しこよひしも、浮身名だゝの月をみるかな」

**順德院の御遺子**

新撰佐渡風土記に又云く、「天皇の此の國にて御まうけ坐しける皇子三人ましく〱

けるが、遙に年曆を經て後に、神に崇め奉る。一ノ宮・二ノ宮・三ノ宮、則ち是れ也。爰に又和泉と云ふ村ありしが、彼の院御賄の御領地なれば、常に御幸有りける故にや、御休所の跡と云ひ傳ふ。今は半兵衞と云ふ百姓の屋敷とは成りぬ。此の內に芝山あり、高さ五六尺にて、廻り一間半計り、二間ばかり也。其の上は平にて、大石あり。則ち常の御腰掛の石と云ひ傳ふる故にや、今は鎭守と仰ぎぬ。【風土記に、若し誤りて、其のほとりを穢すことあれば、宅中の男女忽ち眼病を患ふと云ふ。】此の半兵衞の屋敷の南に當りて、新九郎と云ふ土民有り。その屋敷のうちに、小堂を御建立ましますと云ひ傳へたり。其の堂の脇に、松の木有り。昔より、此の松へ龍燈を揭ぐと申し傳ふ。今の世にも、時として掛くる事も有りとぞ。總じて和泉村の內に、四箇所堂宇有りて、靈像を安置す。東方の堂には觀世音、西方には彌陀、南方には藥師、北方には北野天神を崇め給ふ由、國民云ひ傳ふれども、具さに知りたる者なし。觀音天神は、今に法華宗本興寺に在り。御長け三尺にて、立像の觀音木佛也。

當國に在すこと二十二年にして、仁治三壬寅九月十二日崩御、一說に、初めは眞野に坐して、後八幡に移り給ふ。此の

間凡二里あり。則ち越の松原、一名そりづ、（一にずとす）の森と云ふ」。佐渡の巻に、此の里の入江戀が浦の水上に、今は堂浦といふ所に、皇居をしめさせ給ふ、と記せり。尊骸を眞野山に葬り奉る。御陵は國分寺是れを守り奉る。眞言宗にて、國分寺村といふ所に在り。此の寺の初創を考ふるに、天平九年の勅願にて、諸國に一箇所づつ國分寺を置く。其の一なり。今は御陵は遠き故に、國分寺の末寺眞輪寺（雑太郡にて天（一に建とす）暦五年辛亥の年建立の寺なり。）是を守り奉る。

〔註〕山陵記に云く、眞輪寺於阿彌陀堂崩御、在世二十二年。其後阿彌陀堂燒失此の時より眞輪寺近所に建立、古の堂の舊地は、今御立林也。山名を堂所といふ。崩御の時、池の藏人（佐渡の巻に、御隨身池、藏人權頭淸範とて、隱岐の院の御隨身なりしが、彼の院崩御の後、此の國に渡り、天皇御終焉まで、宮仕せし由いへり。）天に誓ひて矢を放し、落つる所に葬りる。奉玉體を南面に葬り奉る。傳へて云ふ、遺勅に、朕が體をば眞野山に南面せしめよ。南は都の方なれば、いとなつかしく思へば、と宣ひけり。さる故にや、御廟は南面也。然のみならず、山陵の松のいと古りたるに、南に指したる枝は特に長し。又其の邊に石碑あり、苔むし文字磨滅して詳ならず。又御廟近林といふ所に、百姓七家あり。御供料の百姓にて、内二人は宮仕

す。依りて此の屋敷を承仕やしきといふ。今に每年正月門松を阿彌陀堂に納む。廟上に苔生じたる大木の松・櫻、崩御の頃より植ゑ置き、枝葉を伐らず、能く生立す。或る時、近所の百姓松の枝を伐りに登り、落ちて卽死す。御廟、往古は內外の圍なし。延寶七年六月廿五日、奉行曾根吉正支配の節、田畑を埋めて、五十間四方の圍とす。又眞輪寺に天皇の尊像あり。木像にて、池の藏人が作也。佐渡八景天皇御製の寫等あり」と。或物には、「御廟より上二町計りに、船石と唱ふる巨石あり。此れ天皇の召させ給ひし御船の化石と云ひ傳ふ」、とも云へり。

又或頃、梅津村へ御幸有りけるに、梅ケ枝をさし置かせ給ふ。其の木の根を生じて、今に盛なり。則ち今眞法院の境內の苔梅是なり。【その樹、幹は四尺餘りにて、四方に石垣有りて、幹の半ばまで厚く苔生じたり。花は白又薄紅也、と或る物に云ひ、風土記に、「梢の花うつろのひがてに元に返り、苔中より飛々苔生じて、花咲けり、さながら苔の花笑ふが如し。之れを名づけて苔梅と云ふ。又此所に御幸有りける故に、此の邊の者自ら梅津院と申習はしけり」とも云へり】鶯宿梅も、或は春の頃、二見村へ御

幸ましくて、自ら植ゑ置かせ給ふと云ふ。今に其の木百姓の屋敷の内にあり。【同云、花は八重にて、匂ひいと高し。花一輪に實は必ず三四留まれり、頗る奇とすべし。その穗を乞ひて接木とし、或は實植にする者あれども、絶えて榮ゆることなし、と云へり。】又夏過ぎ秋も半ばに近き頃、羽茂村の草刈の里にて、遊ばしける御製と申し傳ふ。「草刈の里を尋ねて來しかども、駒に物かふ主のなければ」、又或頃、御つれづれのまゝに、うそぶきて御幸成しけるが、いとわびしき民の家に入らせ給ひて御坐しければ、賤の女の稗のかゆを奉りければ、「是ほどに身の澀まる草の實を、ひえの粥とはいかゞ云ふらん」。又はるか後日野中納言資朝卿の左遷し給ひしかば、八幡にて、「鳴けば聞く聞けば都の、云々、（此の歌の事は已く上に云へり。）「聞く人も今は無き世に、云々、（風土記に、此を日野資朝卿の歌とす。）とかやうに打ち詠め給ふ。往昔御左遷の御心を押しはかり參らせて、今の我が身に思ひやり給ひて、かくは有りしと申し傳へぬ」、なども見ゆ。此の天皇の壬辰百首に、「とまやかた枕ながれぬうきねにも、夢やは見ゆる荒きはま風」。また「きくたびにあはれとばかりいひすてゝ、いく世の人の夢をみるらむ」。（此は續後撰集に入）

れり。「くるゝまもたのむものとはなけれども、知らぬぞ人のいのちなりける。」【奥書に、丁酉の歳、應鐘日、以忌自染老筆候。沙彌明靜上、また、壬辰百首、丁酉秋遣明靜亦進遠島畢。墨法皇御點、朱定家卿之注。定家十五首ニハ、諸點合畢、遠峯幷此百首、以或筆書寫之云々。天文十五中夏初八、通勝花押、とあり。丁酉は嘉禎三年、應鐘は十月、明靜は定家卿なり。】また御集の中に、「唐さきやにほのうき巢のいかにして、さすらひ渡る世を賴むらん」。「うしとても身をばいづくにおくの海の、鵜のゐる岩も浪はかくらむ」。また、「都人かりそめなりし草の庵に、いつ栖みなるゝ心なるらむ」。「身を知れば賤のをだまきおのれのみ、世をふる道はさやは苦しき」。「世の中はとてもかくても過ぎにしを、思ひいでなんおもひでもかな」。「世に立てば人のつらさもうき事も、思ふよりこそ思ひなりぬれ」などもあり。

進藤千尋ぬしの藤門雜抄に、佐渡名所卷といふ物を載せて、「戀ヶ浦、云々、猶年月を送らせ給へども、御歸洛の事もあらざれば、左金吾武者所・國府入道盛國とて、供奉して來りしが、「さどの海のこひの浦浪とことはに、よるとはすれど歸る日も

なし」と詠めるを、其頃の心なき山賤までも、此れを口ずさみては、涙を流しけりとなん。又波多川の御幸の時に、「おる機の名にしおふてふ川ならば、柳も糸やくりかへすらん」。折橋を、「雲の上の月日へだてゝみくまのも、くまなき蔭はかはらざりけり」。又御辭世の御歌に、「思ひきや雲の上をばよそに見て、眞野の入江にくち果てんとは」。又御子等の歌に、唐崎にて、「松あれば佐渡の島なる唐崎も、しかすがにこそ見まくほしけれ」。此は島照姫の也。貞應二年の頃、天子波多皇居の近邊の松の一木を御覽じて、此も則ち辛崎也と仰せられしより、地名と成れり。その後姫王の詠み給へりとなん。又波多に入らせ給ふとて、「青柳のいと引きそふる機川は、波の文おるひまやなからん」。又玉島姫の折橋にて詠ませ給へる、「又や見ん賤が五百はたおり橋の、をりな忘れそ山吹の花」。又長木の里、「春の日の長木の里は隣より、となりをかけて梅が香ぞする」。又成島親王の梅塚にて詠み給へる、「塚の名の梅やつくしの種ならば、木の間に花ぞなほ籠るらむ」。此處は天子御逍遙の時、柳坪の西つかたに、をかしげなる所に、御守の天滿宮安鎭の爲に、塚をつかせ

まして、後に筑紫の梅の實を植ゑさせ給ふに、幾程なく生ひ出でて、花實榮えけりとぞ。國府入道も、「櫻田にせかぬ日もなし久方の、天みつ神の梅の下水」、とよめり。又天皇櫻狩の御時、花の多かる所を問はせ給ふに、鳥羽と申上げければ、鳥羽は先帝の御號、なほ都方の地名なれば、なつかしく思ふとて、取りあへず御幸なりしとなん。後に親王の詠み給へる、「行く春の櫻の雪に鶯の、鳥羽の春野は道や絶えなん」、又よみ人知らず。「皇孫の神とならずば里の名も、三の宮とはいはざらまし」。此の三神と申すは、天皇の御子也。第一島照姫は、六十二歳にて隱れ給ふ、一ノ宮大明神と申す。次に玉島姫は、十八歳にて隱れます、二ノ宮大明神是也。第三成島親王も、十八歳にて薨ります、三ノ宮村親王大明神是也」。と記し、佐渡風土記に「此の國に皇子三人まし〳〵ける。遙かに年隔たり、神にいはひ奉る。一宮・二宮・三宮と號し、今在中に崇め置く所の神名は是なりとぞ」。又國人松根菜が示したりとて、天皇名古の繼橋にて、「春の日の名古のつぎ橋などやかに、霞渡れる遠近の里」又二見の池にての御作に、西風妬好月、浮雲重疊生、今夜（宵カ）

不レ見レ月、雙眼如レ失（亡カ）レ明、ともあり。御詩はことにめづらし。

〔註〕幸男云、如蘭社話卷九萩野由之の說に、順德天皇佐渡國に還幸の後、二皇女・一皇子生れましませりとて、佐渡志及古記口碑に傳はれる所を引證して曰く、「第一の皇女諱を慶子と申す、嘉祿元年乙酉某の月生れさせ給ふ。（上皇二十九の御時、御遷幸の後第五年也）御母は、供奉の女﨟三人の內にて右衞門の佐の局とぞ聞えし。歌をば父皇に學び給ひて、秀逸多き中に、「まつあれば佐渡の島なるから崎も、しかすがにこそ見まくほしけれ」といふ一首のみぞ傳はれる。御在世の程は、鎌倉の沙汰として、宮浦の地頭本間次郎兵衞某守護し奉りしが、十八歲にて父皇にわかれ給ひ、後四十四年を經て、弘安九年丙戌薨御まし〳〵き、御年三十二。國人等御墓の傍に祠を立てゝ、鳥照姬大明神と崇め奉り、別當として一寺を建立し、慶宮寺といふ。今も宮浦村にあり。第二皇女、諱は忠子と申す。貞永改元の年生れさせ給ふ。（上皇三十三の御時）御母詳ならず。此の宮歌をよくし給ふのみならず、殊に能書にておはしましき。幼きほど菩提樹といふ三字に、御名

さへ記させ給ひしもの、今も二の宮神社の御寶となれり。御歌に、「またも見む賤が五百機をり橋の、をりな忘れそ山吹の花」「青柳の糸引きそふるはた川は、浪の綾おるひまやなからん」。御在世の程は、河原田の地頭本間左衞門少尉の守護し奉れり。かくて十一歳の御時、父皇におくれ給ひ、十八歳にて、建長元年己酉七月、一ノ宮に先立ちて薨御まし〳〵き。御墓二の宮村にあり。社を立てゝ玉島姫大明神と崇め奉る。此の祠官の内に、近藤といふは、上皇御隨身藤原直家が後とぞ。」

第三の皇子、御名傳はらず。千歳の宮と申し奉る。嘉禎三年丁酉生れさせ給ふ。（上皇四十一の御時なり）御母詳ならず。國府の地頭本間山城兵衞某守護し奉る。六歳にて父皇に別れ、建長三年甲寅十一月十三日、十八歳にて薨させ給ふ。御墓三の宮村にあり。親王大明神と申す。此に末社あり、供奉の人々を祀れるといふ」。その末に小中村清矩氏の、嘗て正院より教部省に下問の時の答議案に、「謹テ按ズルニ、相川縣注進スル所、順德天皇佐渡ニ御遷幸ノ後、御誕生アリシト云フ。一皇子・二皇子ノ御名、及ビ事蹟ヲ、大日本史・紹運錄・一代要記・歷代皇記等の正史

記錄ニ稽フルニ、更ラニ所見ナシ。只佐渡縣神社明細帳及佐渡誌・佐渡名所之卷・佐渡國略風土記・佐渡事略等ノ地誌ノ書、纔ニ御事蹟ヲ記シテ、神ト齋ヒ祀レル事ヲ擧ゲタリ。云々。此ノ天皇ハ、彼島ニ坐ス事凡二十二年ニシテ、仁治三年九月御壽四十三歳ニシテ崩ジ給ヒヌレバ、其間ニハ皇子・皇女幾許、降誕有リケンモ知ルベカラズ。然レドモ遠島遷幸ノ間ナレバ、世ニ御披露モナク、人ノ知ラヌ故ニ、正シキ記錄ニモ載セズ、只土人ノ口碑ニ傳フルノミニゾアリケン。所謂史ノ闕文ヲ野ニ求メ得タリトヤ云ハマシ」、ともあり。

さて百錬抄に、寛元二年四月廿八日甲戌、佐渡院御骨、康光法師奉レ掛レ首、渡二御大原一、また、五月十三日、佐渡院御骨、今日奉レ納二大原之御墓所一、於二岡崎殿一被レ始二中陰御佛事一、世人稱二卅箇日之穢一。「紹運要路には、四月廿七日、御骨上洛、奉レ安二置後鳥羽院大原法華堂側一、以二岡崎御所一被レ修二御佛事一、と記せり」と見え、編年記に、建長元年七月廿日己丑、有二佐渡院追號事一、爲二順德院一、崩御後八箇年とも、紹運要略にもしかあり。

〔註〕或る人の、崇德・安德・顯德・順德四天皇のみ、古に復されて、漢の謚に擬せら

れて、皆徳を以て稱へ奉れるは、全く御靈の祟を懼れて、寃を伸べんとの謀なるべし、と說へるも由なきに非ず。此の御諡號の事どもは、禪閤兼良公の說に、「生時の行跡に依りて、歿後の號として、仁德ましませば仁德天皇と申し、武德ましませば桓武天皇と申す。又追號とは、御在所、又山陵の號などを用ゐらる。嵯峨・淳和・陽成等は、御在所を用ゐられ、宇多・醍醐・村上などは御陵の號、光嚴・光明・崇光等は御庵室の額を遺勅によりて用ゐらる。崇德・顯德・順德三代は、遠島の御事にて、院號を撰びて贈り申さる。稱光院も此の例たるべし。安德天皇は諡號の准たるべし。出家の後は諡號なきにて、寬平法皇より後は、天子の諡號絕えたり」、ともあり。

この天皇等の御事は、やそのくまでにも申しつれば、合せ見るべし。また後鳥羽天皇の御靈の事も、彼のふみに、かつ〴〵申せれど、序に又說はむに、平戶記なる延應二年正月廿八日の條に（天皇崩御の翌年なり。）曰く、關東飛脚到來六波羅、修理權大夫時房去廿四日俄卒去。日來無病氣、廿三日心神聊違例之由語之。然無殊事、戌刻增氣、廿四日戌刻遂閉眼云、承久已後已送廿年、今頓死之條、可思入口云。「吾妻鏡にも、廿三日戊子、

義時の變死

匠作俄違例、辰刻以後殊辛苦。また、廿四日乙丑、天晴、今曉平朝臣時房卒、六十六、自㆓昨日辰刻㆒被㆓召籠㆒、去夜絶入、是苦㆓大中風㆒歟、とあり。】去年歳暮、義時頓死、【此賊は、承久の變より二年後、元仁元年六月十三日、近習深見三郎と稱ふ侍に刺殺されたる事、保暦間記に見えて、吾妻鏡に、前日より病みて出家し、脚氣霍亂にて念佛を唱へて順次往生せりといふは、潤飾の僞說なりと、玉だすきに見えたるが如し。】今年又時房頓死、偏是顯德院御所爲云。關東中偏以御顯現云。其上時房郎等男稱㆓進士右近將監㆒（不㆑知㆓其名㆒）去年歳暮有㆓不可說之夢想㆒、是顯德院長巖僧正等、時房可㆑被㆓召取㆒之由也。果有㆓此事㆒、とみえ、【その外、天魔のあれて、形を現し、大燒亡、また重時が住宅に天狗現れ見るなどの事あり】また、仁治三年六月廿日の記に、丑刻許、雜色男走來告曰、今夜子刻、東脚（號㆓下條兵衞尉㆒）到㆓著六波羅㆒、前武州泰時去十五日夜、已損㆑命云夜曙之後、馳㆓參殿下㆒、召㆓出御〔前〕㆒被㆑仰曰、將軍御㆓於進㆓南都㆒之由、行範此夜半許所㆓參申㆒也、顯德院御靈顯現、有㆓不可說之事等㆒云、可㆑恐之由被㆑仰。（また寛喜二年六月十八日時氏が斃れし事を云ひて、二十八、去四月自㆓京都㆒下向、不㆑經㆓幾日月㆒病惱、去嘉祿三年六月十八日次男死、隔㆓四箇年㆒今日又有㆓此事㆒、また泰時の子も若くて殺され、經時も寛元四年三十三にて死すと見ゆ。）また廿三日未刻

許、大卿來、心閑談世事、顯德院御怨念甚深、東邊有不可說事等云、大僧正御坊日來令往彼給、被注進御師僧正云。其外上下之說多聞、長嚴僧正又託諸人、可恐、といひ、【同三月廿六日の條にも、貞雲法印入來云々、語世事之次、多是顯德院御事、難默止之仔細等也、可怖可怖。ともあり。こは文を約めて引ける處もあれば、委しくは八十逦隈手續編につきて見るべし。】また寬元三年五月八日、關東密使來著之由相語、彼邊有不思議之夢想等之上、來六七月一定可有事之由、密々相議、委旨又不能注之、人口不宜歟、可恐。とも、また、七月二日、參殿下、被仰世間事、故八條左府姬君落胤侍女北女、在南都之間、佐渡院令託宣給云、事之次第雖未微聞之、不可說也、七月上旬可有事云、其期已來、尤可恐、など見えたるにて、此の天皇等の御憤怒の眞盛なる御祟りによりて、彼無比の逆賊らが天誅に伏し、且その親族臣僕等が屢〻謀叛きて兵亂を起しなど、騷擾(さや)げりしことは、いと明白(しろ)かるを、當時は鎌倉を始めて、逆徒に黨する賊徒が、天下に充ち溢れたる比なれば、自ら祕密(ひめ)たりし故に、世に知る人のいと少かりしなり。されど、賊徒も、その御祟りに依る事と、深く

畏ち恐み奉りつと聞えて、吾妻鏡なる後深草天皇の寶治元年四月廿五日の條に、（崩後十年に當れり。）今日被奉勸請後鳥羽院御靈於鶴岡乾山麓、是爲奉宥彼怨靈、日來所被建立一宇社壇也。以重尊僧都被補別當職云、とあるは、彼北條時賴賊が時なるを、御祟を威恐み奉りての所爲とは知られたり。又寬元二年六月四日記に、爲前大納言家御願、奉爲後鳥羽院御追善、日來被摺寫法華經、此形木郎所被彫彼宸筆也、仍今日被遂供養、大藏卿僧正良信爲導師、請僧七口、また九月十五日、後鳥羽院御追福摺寫法華經、於御持佛堂被奉讀始之。また、建長四年正月十二日丁酉、天晴、今夜戌刻有珍、是刑部僧正長賢之靈也。十三歲少女（伊勢前司郎等女、）令小託、承久年中之旨之語申云。件女遽有狂氣、于長能僧都可對面之由、所望之間、其母不能抑留、愁令同輿、長能大倉坊行向。於途中少女自輿、於僧徒之家中馳入、長能令謁焉之間、語以往之事。長能自聽焉頗執信、時依彼母之勸、併加持之試之。少女云、隱岐法皇之爲御使、而從去比於關東令下向、日來令住相州第之處、隆辨法印陪彼亭而轉經之間、護法天等柱杖、件類被追出畢。於今者歸洛之時、院御所申焉。而之後明年重而可

下向レ也。當時挂柄有ニ後山ニ之間、自於レ被レ見ニ此女姓之許ニ、今更不思議乎云詞終、令ニ絶入ニ之時移、遂難レ欲ニ蘇生ニ、令ニ心神惘然ニ云。また、同十三日下に去夜天狗靈託事、歸參之後相州中レ之間、召ニ彼少女之母ニ出、就ニ尋給ニ言ニ上委細ニ、今更信ニ法驗ニ令レ仰給云、と云へり。神明鏡に「上皇崩御の後、鎌倉中喧嘩鬪諍しけり。就中五月廿二日大騷動も有りければ、彼の御怨念にやとて、雪の下に新宮と號し、法皇を祝ひ奉る。順德帝と護持僧長玄法印と御眞體とあり。上野行山庄を神領とす」、と見ゆ。

鎌倉志に、新宮は、我覺院の門前より左に折れて行く山の麓に在り。緣起(はの字脫するか)、淨國院にあり。社の後は深谷にて、一根の六本に分れたる大杉あり。魔境にて、天狗此に住むと云ふ。普川師の新宮講式に、有ニ靈託ニ構ニ小社於神宮緣邊ニ、有ニ敬信ニ儼ニ三所於靈岳甲勝ニ、所レ謂左胸者順德帝、右胸者長嚴僧正、共爲ニ内祕外現ニ云々、【長嚴・長玄は、東鑑に謂ゆる東大寺造營の導師重源也。社僧の傳も此の如し。俗に右を土御門天皇と云ふは考へずと云へり。重源法師の事は、平戶記にも出でたれば、浮きたる說には非ざるなり。或る物に、新宮は在ニ鶴ケ岡乾方の山麓ニ、と

見ゆ。」

また寶治元年七月三日戊辰の實躬卿記に、宮內卿兼親朝臣爲殿御使來、桂女間事也。

〔註〕辨內侍の日記に、「ひろ御所より見やれば、かつらといふ者の恠の姿したるが、五六人、かたみといふもの肱にかけて參る。　あれもおほやけものぞかし」。賴政集に「かつらめやにひ枕せしよな〳〵は、とられし鮎のこよひとられぬ」。尺素往來に、五月五日、云々、月合之比者、必依爲暗夜、桂女里鵜匠等巧夜川といひ、職人歌合、桂の女、「春風にわかゆの桶をいたゞきて、たもともつじが花を折るかな」。判の詞に、きぬあやならぬ布の單衣ながら、辻が花を折ると有るも、よく言ひなされて聞ゆ、とあるを、或る說に、つじといふ事、上に打ち著たる衣の事を云ふと聞ゆ、常の女の甚しく事略ぎやつしたる時に、頭を絹布のさいでにてまとふ事あるを、桂まきといふは、此の桂女の頭まけるに比べて稱へるなり」。春湊浪話に、鬘女といふを、桂女と誤まれるにや、と論へるは、却りて誤にて、婚禮の時にさる者ありしは、昔の眞の桂女を故ありて使へるなごりか、さらずば頭の卷き樣が其れに似

たるより、寫して桂女といへる也」と云へり。さて此の桂女と云ふは、神功皇太后の御時より、故有りて彼の地に住有（すめり）と記せる物あるは、實にや。

官人章澄妻、年十六、自二一昨日一病惱、物氣也。有二種々事等一、後鳥羽院御靈託、立二神祠於高陽院一、可レ被二鎮座一之由、章澄姉候二大宮院一、依二彼申狀一達二天聽一、と有るをも、よく考涉して、おぼろげならぬ御稜威の坐しゝ事をも察し奉るべし。

〔註〕また此より先にも、愚管抄に、後白河院うせさせ給ひて後に、建久七年の頃、兼仲といふが妻に、故院つかせおはしまして、我れいはへ、社作り、國よせよ、などいふことあり。兼仲は、隱岐、妻は安房へ流さる。又七八年を經て、建永元年の比ほひ、仲國法師は、殊なる光遠法師が子にて、故院には朝夕に侍ひしが、妻につかせ給ひて、又我いはへといふ事出來て、云々、已に齋ふといふ議に成りしを、慈圓の議に、祈念して眞の冥感を聞召すべく、狐・天狗は我を祭りなどするを、一段本意に思ひての所爲なり、との議にて、止みたる事を載せたり。その實否はいかゞありけん、今定めがたし。

後鳥羽院の御陵に山陵使を派遣す

又水無瀬御廟の事は、吉續記に、文永十年七月晦日。今日依二異國事一被レ發二遣山陵使一、大原參議藤原朝臣公孝、左近將監源賴基、被レ奉二神號一事、後土御門院、就二其地一尊ミテ奉二神號一、宣命曰、天皇恐美恐美毛掛畏伎後鳥羽院乃靈祠爾、奏賜陪止奏久、謬氐以二寡爾身一氐寶祚久保知、於二澆末世一氐、聖運益拙志寐毛寤毛乾道乎祈利旦爾夕爾廟恩乎仰伎、奉留爾、抑王事乃監伎古止有加、又武政乃善岐古止無岐加・近會與利強戎起氐、黎民困兎利當歳爾波天曜變志氐地祇動勢利水涸氐旱甚大爾、火熾爾志氐災或與留、爰爾元弘・建武與利以來多、聖怨滿レ世氐、亂レ國之給止有二記文一爾依氐、四海不レ艾須、一朝不レ朴留事者、偏爾由レ斯留止今有レ所レ思氐、水無瀬神止申佐牟波可レ宜之、崇德院乎崇奉利氐粟田宮止勸請世留例毛存須禮波、便チ佳日乃蹤跡乎逐ヒ氐、當代乃規模爾賓留波何乃難加阿良牟、何曾幸伊奈加良牟止、所念（おもほ）行シ牟氐奈故（かれ）是以是以（ナテ）吉日良辰乎擇ビメ定氐、正二位行權中納言兼兵部卿藤原朝臣敎國、左近衞權少將正五位下藤原朝臣濟繼等乎差遣氐、恐美恐美毛奏賜波久止奏ス。明應三年八月廿二（三イ）日、此宣命新文章博士章長草レ之、後法興院記にも、明應三年七月廿一日、早旦、令二參內一、月次和漢御會、總並申沙汰也、及二日沒一退出、就二水無殿御殿荒廢一、京中以二棟別一可レ被二修理一之由、今月始比、自二傳奏一以二使者一申送了、今日參二伯卿之處一、洛中火事非二直事一、不レ叶二神慮一歟間、

棟別事可被停止之由、今日被御下知云。　また廿日、有勅問事、藏人權左少辨冬光付書狀於祇候者、來廿三日就水無瀨殿勸請事、可被行陣儀候。仰詞可爲此分候哉、宜被計申之由、內々被仰下候。尤可參言上仕之處、別而故障事候間、可然樣可得御意候哉、恐惶謹言、八月廿日、冬光袖書、御兩所分同可得御意候也、書宿紙、後鳥羽院宜奉號水無瀨神。また、廿一日、以昨日申詞付奉行辨、注折紙如例、關白申詞同前、就後鳥羽院神號陣儀仰詞事、仰旨不有子細乎、と見え、

〔註〕花園天皇宸記、元應二年十二月廿日の條に、今日自院御方、後鳥羽院文永御託宣記七卷給之、有恐之間、著大口拔見之、殊以嚴重也、尤可信事乎。と見え、後崇光院の御記にも、此の記の事を宣へり。此頃にも、決めていみじき御託宣のありけんを、他の書に漏れたるは、いと口惜しきを、此の書今世にありやなしや、よく探ぬべし。　さて式外神名考に、後土御門帝、因離宮址營構琳宮、明應三年八月廿三日、詔使權中納言藤原敎國・左近衛少將藤原濟繼奉迎之、使中納言藤原兼成奉祀焉、兼成之後、世知祀事と記せり。

また、もとは御影堂といひし事、園太記觀應二年十月五日の條に、入レ夜水無瀨宰相入來、謁レ之、其次語曰、去比、後鳥羽院御影堂有ニ鳴動事一。及ニ兩度一如何にも有ニ子細一事也、尤可ニ恐怖一とも見ゆ。遠碧軒記に、「彼の御廟の事をいひて、水無瀨殿の一代、院の配所へ御供せられ、御病氣もはや此の度は御本腹もあるまじき程に、其の方歸洛にて有らば、水無瀨殿に御廟を立てよとの事也。さて萬事御終焉のあとの事、逐一遊ばされたる御遺誡といふ物、かなにて、宸筆の四尺餘の卷物、今に水無瀨にあり。奥に御手印あり。夫れにより、御手印の遺誡といふ。古は此の外にも宸筆多し。中古炎上數度也。堂内に御自畫の墨繪の御影あり。禁中より鳳輦を遣はされ、其れが厨子に成りてあり。

〔註〕此の稿本を見て、今彼御社に仕へ奉れる三宅一馬が云ひおこせけらく、御一新の前御靈代は、御宸筆の御畫像二幅、御裝束御座の御影、御法體御座の御影に坐せり。また御手印古文書寫、また天文廿年五月の勅宣もありと云へり。さて讃岐御門の段に申すべきを遺されたり。昔話に、一とせ慈雲といへる行脚の僧、

年の程廿三四なるが、白峯御陵に來り、暫く讀經ありて、「この殿におはしの櫻たちばなに、我も昔を忍ばれぞする」。此は水無瀨家の庶流の人なりとかや。水無瀨家は崇德院の御外戚のよし、此の故に此の詠ありと見えたり。その夜白峯寺に泊りて、「古寺の物とないひそ、君ませば、爰も雲井の嶺の松風」、とあり。この崇德院とは、後鳥羽天皇を誤れるなり。

さて此所を廣瀨と云ふ。淀川の一の廣み故にいふか。今水無瀨といふは小名にて、御廟の所へ往く溝川の橋をいふ。されども夫れにては有るまじ。此所の岸より、八幡の方へ渡る所に、古へ橋ありと見ゆ。夫れを水無瀨の橋といふなるべし。此所にて水無瀨殿五百石領せらる」、とあり。

〔註〕實に此の語の如く、今いふ水無瀨は、卽ち山城の神なみ川なること、鈴屋の大人の說の如し。又日本後紀・類聚國史などに、水生野とあるも、卽ち此にて、ミナシと訓みし事もありと聞ゆるを、天平神護の頃の地圖を、集古圖に出せるにも、續後紀にも、水無瀨とあれば、古くよりかくらいひしにこそ。山城名勝志に、卝

八帖歌枕を引きて云く、「皆瀬、攝津國風土記ニ、彼國島上郡也、山背堺云」。寛平歌合に、山崎皆瀬菊」。伊勢物語に、「昔惟喬の御子と申す御子御坐しましけり。山崎のあなたにみなせといふ所に宮あり」ともあり。笈埃隨筆に、「此の宮の事を記して、中門の右方の柱の上に、銅の網したる手形あり。文祿の頃、石川五右衛門とて、世に聞えし盜賊ありけるが、手下の者どもを具し、此の御館に押入らんとすれど、神靈の御坐しますればにや、え忍び課(おほ)せざりしを、無念に思ひ、押入らんとするに、忽ち五體傷みて、此の中門に入る事能はず。さすがの強賊といへども、天位の尊きに驚き、後代のしるしにとて、自ら手形を墨にぬり、御門の柱に殘し置きぬ、其の跡今に顯然たり。誠に日月地に墜ち給はざる威驗、仰ぎても猶有りがたき事也」、と云へり。實にしか云ひ傳へて今に存れり。

さて御廟は、かの離宮と申し傳ふれども、さにはあらじといふ説も聞ゆなり。明月記に、正治二年正月十二日、上皇御二幸皆瀬御所一、供奉人著二于八條院一、御二幸宇治一、西の御方母儀の宅也。また建仁二年四月八日、參二上水無瀬殿一、此邊辻祭、二社被レ渡二御前一、其中一方頗

副ニ田樂一供奉、土民等毎レ年營ニ此事一云フ【或る説に、此を今山崎天王山の社として、延喜式に、山城與ニ攝津一境祭ニ疫神一と有るは、此の社か。今も本社二座、左を東天王八王子、右を天神八王子と稱ふと云へり。田樂のことは、別に考へ記せる物あり。】また六月七日の記に、下人等説云、水已及ニ御所一、仍渡ニ御内府一、上直廬長廊已爲ニ水底一、兵士屋流了、未レ聞ニ定説一、巳一點許小食了。與ニ六角宰相一乘レ船、彼船馳ニ參御所一、日來宿所等悉以爲ニ水底一、半蔀僅出、寄ニ船釣殿一、參ニ上下簀子敷一浸レ水、向ニ御所一、已以上板敷、上檜垣等、皆押流、還入之後、借ニ得播磨大路小家一移レ座、北家廣、極以爲レ悦。また、十日、今日馬允知重召ニ集白拍子女六十餘人一參入、採ニ擇五人一、其外明日可レ令ニ歸洛一之由被レ仰、などいひ、

〔註〕増鏡に、「みなせといふ所に、えもいはず面白き院作り、しば〳〵通ひおはしましつゝ、春秋の花紅葉につけても、御心ゆく限り、世をひゞかして遊びをのみぞなし給ふ。所がら遙々と川に臨める眺望いと面白くなむ。元久の比、詩に歌を合せられしにも、取りわきてこそは、「見渡せば山本かすむ水なせ川、夕は秋と

なに思ひけん」。新古今集に「此の上皇の十月ばかり水無瀨に侍りし比、前の大僧正慈圓の許へ、ぬれて時雨のなど申しつかはして、次の年の神無月、無常の歌あまた詠みてつかはし侍りし中に「思ひいづるをりたく柴の夕烟、むせぶもうれしわすれがたみに」かへし、慈圓「思ひいづるをりたく柴と聞くからに、類ひしられぬ夕烟かな」。世俗立要集に「後鳥羽の御宇の水無瀨殿にて、卿相雲客の中にて、供御のまゐりしに、仰にいはく、飯を汁につけず、さきにしるのみを食ひ、しるをすゝる事は、まさなき事也。たゞしわたいりをするゑたるをくはぬは、はしにてしるのみくひたるよりも、けくやうにてある事なり。するゑはてば、さうなくくふべし。又女房と帳臺の上などにて、食する時、くはぬは、やなぎのはむぞうなりと仰ありき」、ともあり。又宇治拾遺物語・古今著聞集などにも、此の殿の事見えたり。上の諸書の文面にては、淀川にいと近き狀には聞ゆるを、飛鳥川ならねど、ふちせに世の變はる例なれば、今を以て古の事をば、かにかくに押し測りがたし。著聞集に「順德院御位の時、當座の歌合ありけり。作者の名をかくして、衆議判に

て侍りけるに、古寺の月といふことを、知家朝臣つかうまつりける、「むかし思ふ高野の山のふかき夜に、あかつき遠くすめる月かげ」。此の歌叡慮にかなひて、頻りに御感有りけり。厚紙を懸物につまりたりけるに、事はてゝ人々罷出でけるに、藏人左兵衞權少尉橘親季を御使にて、知家朝臣出でけるに、追ひつかせて、「古寺の月の歌殊に叡感あり、勅祿を給ふ也」とて、かさねて紙を賜はせけり。知家朝臣申しけるは、「辱く勅祿に賜はる紙、いかでか私用仕るべき。明日やがて住吉の御幣に奉るべきよし、披露すべき由」申して、罷出でにけり。西音法師は、昔後鳥羽院の西面に、平時實とてをさなくより候ひしもの也。世かはりて後、嘉禎の頃、五十首の歌を詠みて、遠所の、御所に藤原友茂が候ひけるに贈りたりけるを、君聞召して叡覽ありて、みづから十餘首の御點を下されける中に、「見ればまづ涙ながるゝ水無瀨川、いつより月のひとりすむらん」。此の歌を殊にあはれがらせおはしましけりとぞ。今に辱き御かさて御自筆に、阿彌陀の三尊を文字に遊ばしてくだし給はせける。たみとて、常にをがみまゐらせ侍るとなん」。また井蛙眼目・榻鴫曉筆などに「此の

院の水無瀨殿の和歌所の松は、上皇ことに御心をとめさせ給ひし木也、遙の御所の後、此の松におさせよとて、御製を贈られける「いにしへは花ぞあるじを戀ひ(した)ける、松は人をも思はざりけり」。此をおされて後、松は枯れにけり」ともあり。また後鳥羽院御靈託記に、曆應二年己卯七月十日、水成瀨三位家官女少病惱託曰、保元亂以後、崇德院御靈、平入道相國仁入天、天下於惱須。承久乃後者、國家治亂、朕力仁懸禮利。關東滅亡世志事波、先帝東宮乃御時、祈願甚深那利志上、大原乃法華堂仁數部頓寫乃經乎被レ贈幾。如レ此法樂乃力、朕加日來怨心仁加志故仁、成就世志也、云々。仍彼踐祚乃日毛、二月廿二日也。

此は光嚴院天皇の御事を語り給へるにや、紹運錄・皇年代略記などに、元弘二年三月廿二日辛丑、即二位太政官廳一と見ゆ。後醍醐天皇は、文保二年二月廿六日踐祚、三月廿九日即位とあり。

朕加崩御乃日毛二月廿二日也、又關東滅志日毛廿二日也、以レ之可レ知志。此仁依天、鎌倉今宮乃寶前乃松倒志事、其驗也。而治ルニ天ノ後、有二懈怠一志故仁、於二祇園社壇一雖レ託二于小女一、奏聞乃人無加利幾。朕加崇乎顯佐牟爲仁、隱岐御前仁奉二迎取一奴利、又於二配國一天、肝膽乎摧幾、先非乎悔天、祈請有志加者、再還幸有幾。抑去元弘三年閏二月廿五日、圓心法師京都仁攻入志時、六波羅與利頸四十八乎懸志時、翌日廟院鳴動、俄仁大雨乎降ラ志天、押流志、如レ此事仁依リ天、末津六波羅

者乎追落志也。其後還幸乃時、適々朕加前乎過給仁、禮敬乎致志給須、寶積寺山崎御座乃時、勅使一度毛不被立志事者如何、佐禮者南山仁奉移奴。今者謝申佐留毛叶邊加羅壽、來八月仁者可有其驗志、此由乎奏聞世與、此事不違者、何事毛不可違土志禮、又朝臣仁仕臣下毛、朕加恩力乎忘之間、洛中居所毛不安、庄園乃土貢毛不入也乎、將又入道左馬頭義氏、參水成瀨御所信成仁對志天、述芳言、御廟地仁地頭於申退志事、希代忠功也。仍爲謝彼恩、今天下乃權柄乎暫授者也、又弘安年中仁、經方仁託宣志世事、人所知也。朕八聖德太子也。聖德太子二月廿二日仁崩須、この太子の薨去の年月も、日本紀と法皇帝說などに異同ある事、別に委しく考へ記せる物あり。朕毛又二月廿二日崩、是其驗也。百王理亂、今古興亡、併朕加力仁依留と宣ひ、【今も傳はれる元弘天皇の勅宣に、攝津國水無瀨・井内兩庄者、後鳥羽院御影堂邊郷也、宜令禁斷殺生停止甲乙人々狼藉者、院宣如此、仍而執達如件。建武三年十二月廿五日、參議印、水無瀨宰相殿、とありとぞ、考へ合すべし。かくて此年、即ち延元四年八月十六日、後醍醐天皇は、吉野の行宮に崩りますよし、歷代皇記・皇年代略記などに見ゆ。いと恐しや。】また永仁二年五月八日、石熊丸記曰とて、水無瀨殿の古宮に、佛閣を作り、由良上人といふ者を開

山として、大興禪寺を建つべし、と宣へりともいひ、康永三年、足利直義が殺生禁制の榜に、水無瀨故宮大興禪寺と記せり。嘉禎三年八月の御置文と云ふ物に、建長中の靈告といふとも載せり、中にはいかにぞや、傾かるゝ事も交りたれば、記し出でず。さて親長卿記などに、明應二年十一月十六日、聞二水無瀨御廟鳴動一など見ゆ。

〔註〕金華漫錄てふ物に、「此の御廟に彩畫の宸影あり、每月廿二日、水無瀨殿自ら開く。故障あれば、星坂左近といふ北面開く。此北面は、水無瀨に附きたる者也。星坂明神の祉あり。星坂は地名、神は知られず。山崎の寶寺より、供僧六人あり、一人づつ代りて晝夜の番を務むといふ。玄道が彼の家に客遊せし頃は、北面二人ありて、供僧六人は、諸寺より此を務め居たり。また御祉に、種々の靈威ありし事を申し傳ふる中に、丹波の國にや、彼の賊が領りたりし地あり、その地の奴婢を使ひては、必ず病み煩ひて、え勤めあへず、此は近き頃にもさる事ありとぞ。又戌の刻に、定例として、御門を叩き參來て、階下に候ひて、長々しき物語を申すなどは、古き語部などのかたはしの遺れるにやとさへ覺ゆるは、いかゞあらん。

鋸屑譚に、續後撰集に、後鳥羽院御製「夜を寒み閨の衾のさゆるにも、藁屋の風を思ひこそやれ」、此の御製可以比天智帝御製也、と見ゆ、此は御位に在しゝ御時なるべし。

後鳥羽帝の宸翰

また加茂の松下氏が傳はれる御文なん、いと珍しくもあはれに思ひ奉らるゝまゝに、己が如き古忍ぶしれ者の、むつたまあふどちのために、一つ二つを記し附けてん。そは、後鳥羽院御文に云はく、「何事も思ふによらぬ事もにて、さうなく參るべき由をもいはぬこそ、よにわびしけれ。かへす〴〵はたらかでまつべし。深き志空しからず。かゝる世の中に參らむなど申す有難さにも、いとゞ心長くてあれかしとのみ覺ゆる也、このふみ、ゆめ〳〵披露すべからず。あなかしこ〳〵。七月三日」。また「思ふすぢ、むなしくなりなんずるこそ、かへす〴〵ほいなく覺ゆれ。かやうにいふこと、ゆめ〳〵披露すべからず。相構へて、今二三年をば念じてあれかしと、返す〴〵思へども、母などもあさましきよし、此度さいれんがともへ申したれば、またことにそのことゝなく、さのみ押ふべきことにもなければ、いづ方へもとて、

計らひて、さしもいだせと、かへりごとにはいふ也。世に口惜しくこそ、覺えてあれ。一度にても、相向ふことだになくて、ほかざまへなりなむこと、いかにすべしとも覺えず。せめては來年の八九月まで、ねむじて其の後十月に、これより計らひて、同じくは、いづかたへも申付けんと思ふ也。むげにあらぬ方へさしいでんことは、殊になげき覺ゆる也。委しくは權中納言にあひて聞くべし。殊外におほきになりたるときくにも、みたさ如何すべき。何事も思ふに似ぬしだいにて、これへもえよばぬこと、たゞ押計るべし。夫も、もしやと、來年などは計らひてもみんと思ひて、かくも云ふ也。必ずかへりごとあるべし。あなかしこ〳〵。五月廿六日」。また「さてはうちばうと申候は、こかものかむぬしよしひさが弟兒にて候ひしが、云ふかひなく候ひしより、ことに召仕はるゝ者にて候ひき。かつはさいれむが子にして候ひしが、びむぎも候はゞ、これへ召寄せられ候はゞ、めしも仕はれ候はゞやと、思召されてさぶらへども、人數なども多く候間、仰合せらるゝにも及ばで候ひつるが、せいも事の外にわらはざかりすぎ候ひにたるよし、聞召され候て、あから樣

にても、めさばやと云ふ御沙汰にて候。ものがらも、こちなかるべきにても候はず。此上さいれんが、とりわき子にしたる者にても候はゞ、あながちに苦しからず候べくは、參らせられ候へかし。定めて今小路殿よりも、仰合せられ候はむずらむ、三郎が許にも、よきやうに仰せられあはせて、よびこさせ給ふべく候。かつは人ずのそひ候も、所せく候間、さいれんが許に候空敎と申す法師を上せられ候也。一萬、すいゝうなども、面々に事いひたがり申候へども、是等は次のことに候。これはあからさまにも、參りて候はんは、よく候ひぬべく候也。鎌倉などへ仰せられ候はでは、計ひ候まじくは、こと〲しく候へば、なくて候ひなん。たゞかはりなども候へば、各々の御計らひにて、もし參りぬべく候にやと、思召されて候なり」。また、「この秋は、構へて參らせらるべき由、京へも申したれども、聞えなほいかゞなど、沙汰ある由聞けば、叶ふまじきにやと、返す〲歎き覺えてある也。さのみ同じ姿にてあるか、それしも愈〻覺束なく、覺ゆるも、せむなければ、ことしの冬は、男になるべき也。自ら都近きこともあらむに、男にてあらむは、すこしもくるしかる

まじ。いつとなく童にてあれば、所々より尋ねらるゝと、きくもよしなし。さるにつけては、覺束なく思ひやるも、よしなく覺ゆ。ことし之へ參ること、之あるまじくは、とく男になり、もしやともまつべし。終に思ひとほらずして、此國にて、朽ちもはてぬときかば、そのをり出家をもすべし。かつは權中納言が許へも、此由をいふなり。信成が許にて、元服はすべき也。あなかしこ〳〵。六月一日」。また「十一月七日の御ふみ、正月四日これへ參りつきて候。何事も覺束〔なく〕思ひ參らせて候ひつるに、世に嬉しく候。此の御所には、當時までは、べちの御事なく候也。御身の有樣、誠に賴母しき人も、もたせ給はず。さなどさに思はせ給ひ候らむと、御心のうち、おしはかられ候。又何所へも參らせ給ひなどし候はむ事、この世の中の習ひにて候へば、さりとては、さこそは候べきに、いかにも〳〵、何處へもさしいづまじきなりなど、御ふみにも見え候。よに有難く覺え候。この御ふみ、よく〳〵かみのげざんにいれかぬるに候。參らせ給ふ事は、かみにも、何事につけても、よかりぬべく、思召めされては候が、人かよひも、あまりにたやすからず候間に、さすが

又たゞなにとなき人にもしられぬ御事にても候はず。鎌倉のきこえもいかゞなど、御はからひ候げに候也。さりとも、いま少し人のかまひもたやすき様にも候はゞ、いかさまにも、參らせたまひ候はむずるに候。御きそくも、斯様に候也。又こかう（故神）ぬし（主）どのゝ渡り給ひし世より、さぞと申しそめて候ひし事なれ。いかに候はん世迄も、命のいきめぐりて候はん限りは、思ひ忘れ參らする事も候まじく候也。その御心にも、左様に思召すべく候也」。又、「綾小路のちりばかり候なるところめして候らむ。誠にいかゞせさせ給ひ候はんずる。さすが人のならひにて候へば、命いくる程の事なくては、いかに心地づよく思へども、かなはぬことにて候へば、返す〴〵心苦しく覺え候。これらほどの事をだにも、かみよりも、え御さたなきことにて候。世の中の心憂さ、今更ためて、よのなかもこゝろうくおぼえ候。母の御ふみ、御返りごとまゐらせ候。御やまひのこと、うけたまはり候。かへす〴〵おぼつかなく、おもひまゐらせ候。なにごとも又々申し候べし。あなかしこ〳〵。

正月廿六日。うちわうどの。御返りごと、びむをばすごさず、御ふみたまはり候べし。

なに事も、ゑちぜんどのゝ御つぼねに、申しあはせたまふやうにてや、わたらせたまふべし。母の御ふみにも、さおほせられて候ふ也。げざんには、よく〳〵いれ參らせ候ふ也」。さてつく〴〵と童にて渡らせ給ふ。いかに侘しく思はせ候ふらむを、さは候とも、たうじは、暫く、さて渡らせ給ふべし。しばし世のやうをも見させ給ふべし。又ねうゐん（女院）の御所へ、とき〴〵は必ず參らせ給ふべし。ひるなど參らせ給はん、うるさくも思はせ給はゞ、よるにても候べし」。玄道云、なほあれど、今は略きつ。さて奥書に「奉レ納ニ後鳥羽法皇御書三通一、自ニ遠所御所一氏久賜レ之、一通、氏久遠所御所へ可レ參之由申入之時、以ニ西蓮一其由ヲ守護被ニ仰下一之間、案文御宸筆也。於ニ此四通一者、殊重寶也。雖ニ子孫一不レ得ニ讓文一輩、無ニ左右一不レ傳レ之。文永四年七月廿日、記ニ置之一、神主氏久判、とも、此の外御宸筆別記有レ之、依レ爲ニ愛子一讓ニ與之一了。建治二年十月九日、氏久判、ともあり。此も遠碧軒記に、「加茂の松下は、後鳥羽院の宮女の懷胎したるを、松下に下されて、其の王孫也と云ふ故に、宸翰もあり、名よの物ども多し。今に一つもちらさず、罰あたると覺えて、しめかざりをしておく。七夕に、蟲拂ひをする也。先年法皇（後水尾天皇）より、叡覽ありたしとあれども、終に門外不出の物にてあ

○かく許り嚴祕なりし宸翰も今は横濱の富豪原氏の有に歸せり先頃史料展覽にてこれを拜し氏久神主の奧書を見て感慨無量なりき。太郎記。

---

る故、御所へは上げまじきとの事也。また皇子は、氏久と云ふ。標註に茂氏ともいへり。上加茂の松下の一代にて、後鳥羽院御子也。氏王と幼名をいふが、此氏久也。【玄道云、祠官系圖なる松下氏の條に、此の氏久君を、能久の子に系(つく)て、神主從三位、弘長の比補、弘安元上階、續古今・續拾遺・新拾遺・續千載・續後新拾遺・新千載・新拾遺・新續古今等の集に入るといひ、能久を神主八年、承久三年九月十日鎭西へ流罪、五十一歲、去五月官軍に屬し、鎌倉に敵を爲したるによりてなり、貞應二年六月十日卒す、五十二歲。とあれば、平恒に忠誠に仕へ奉られたる事の明白(しろ)ければ、さる由ありて、宮人をも賜ひたりけらし。本朝畫傳にも、上皇の御末子氏久と云へり。此を疑へる説は、却りて麁粗の失なり。】氏久・遠久・經久とつゞく。宸翰の繼目に、此の三代の名書きてあり」。又云く「皇子は、隱岐遷幸以後誕生とも云ふ。又帝位の內とも云ふ。名は賀茂氏とて、殊の外に御寵也。此の宸翰數通は、松下、尤も松下の內室の官女にも御書あり。先づ八通也。是を二卷にして有り。さて西蓮・西寂寺の文、又一卷あり。西蓮は、秀能が子也。此隱岐への頃は、西行・秀能ともに、もはや發心にて、老人也。其故右の北

面兩人ともに入道して、隱岐に供奉す。さて二十首御製一卷、又宸筆自畫、廿五六歳の體。絹地に彩色、あさぎの袍御冠也。美事なる儀也。上の色紙形に、御詠三首あり。右の物ども、七月七日に、朝の間ばかり蟲拂ひす。毎年二月廿二日、正當忌日にて、終日かけてあり。誰なりとも拜まする也。さて松下の庭のかゝりに、院の植ゑ給ふといふ楓あり。大木にて、半片（なから）は朽ちたれども、上の若芽は青々として有り。其の傍に、後に植添へたる楓あり。此れも二圍程ありて、枝繁（しげ）曲りて鞠けにくきといふ。是は今は枯れたり。右の宸筆ども、幷に楓も、奇代に殘りたりとて、法皇御詠歌を下され、其頃の歌人、應山公・烏丸光廣・通村・氏成等、各題にて楓の事など詠み入れて、短冊一卷有りき、けだいの物ども也」とも云へりき。今想像（おもひやり）奉るにも、いとも〳〵あはれに哀（かな）しき御事どもなりかし。

〔註〕まことや、此妖賊等が事は、玉鉾百首に「善き人といふは誰が言鎌倉の、平の子等は國の罪人」とも「大君の御命恐れぬくなたぶれ、醜の泰時しこの高氏」と詠まれたるは、終古の斷案にて、此奴等は、蘇我馬子・弓削道鏡等と共に、天地の兩間

に相容れざる大妖賊なること、心ある三尺の童子も知りぬるに付きて、己肝弱き頃より、皇典を始めて、家記小說に至るまで、見るに隨ひて、拾輯めて、善鑑惡鑑といふを物して、否泰ある世の習ひに、かゝる跋扈を極めし妖賊の出でて、恐しくも、皇祖神聖の建置き給へりし萬世の大典を蔑如し、その皇上を奕棋の如く視奉り、苟も大柄を玩弄して、生靈を塗炭に陷れ、國家の大患を釀成し、神祇を厭棄し、人民恨怒、害亡の思ひをなし、善者ありとも其の後をよくし難きに馴致して、或は皇天手を其の臣下に假りて、天誅を其の身に加へ、或は天定まらずして、僥倖に首領を全くして、終りを牖下に得たる妖賊等が魂を、千古の下、九泉の底に捕獲して、刀筆を以て一々その誅戮を施し、敢へて上は皇祖天皇在天の神靈を聊か慰め奉り、下は忠臣義士の寃魂を勞ひ、また忠臣の善魂と賊夫が惡魂の、霄壤相懸隔せる事實の左券をら取副へて、後來世の臣子たる者の炯戒にも、備へてかしがなと宿構して、その草を爲かけてはあれど、暇なくて未だえ果さず。

# 於久賀伎

事にふれをりによりて、嬉しき事あり、悲しき事あり、和しき事あり、憤ろしき事ある、此は人の心の常なる物から、忠臣義士の仕奉りて、天皇の御心安らに治まり、眞の道の行はれし御世の事を思ふ計り、嬉しく和しきはなし。またかんらまに、叛臣逆賊輩のはびこりて、天皇をなやめ奉り、かつ邪道におもむけ奉りて、國を亂しゝ世のさまを思ふばかり、悲しく憤ろしき事はあらじかし。爰に吾學の兄矢野翁はや、いかなる事にか、己と共にこの春の頃より罪得し身となりて、互に相見る事もかなはぬ事となれりしが、そのこもり居の思ひをやりがてら、はるしがてら、かの亂れりし中世の天皇等の御事實を考訂して、この物せられたる書はや、仲尼ちふから人が、春秋といふ書を作りしかば、亂臣賊子のおそれしといふたぐひの書にて、實にうむかし。おのれけふしも、ゆくりなく再びこのをぢにあひて、此書見る事はや、小縁のことならじと、かまけの涙にむせびつゝ、一言書添ふるになむ。

通基蟄居に甘んず

明治四年辛未十二月

# 久我内大臣通基公

角田忠行

あはれ世に久我のかはみづ清ければそらゆく月もかげやどしけむ

此大臣は、系譜に因りて考ふるに、其先は、具平親王より出でて、其御子師房公の八世の裔にて、御父を通忠大納言、母は通時の女にて、公卿小傳にもしかいひ、建長七年二月十三日従三位、正應元年七月十七日内大臣従一位に進まれ、奨學院別當を兼ねらる。さていかなる冤にや有りけむ、太平記に、北條貞時が天下を修行して見巡りける事をいひて、「久我内大臣仙洞の叡慮に違ひ給ひて、領家を悉く没取せられて、城南に閑寂に耕して隱居し給ひけるに、諸大夫と覺しき者の出でて、しか〴〵と答へけるに、貞時聞きて、「御罪科さしたる事にても候はず、其上大家の一跡、此時に斷亡せむこと勿體なく候と、關東などへは御歎き候はぬやらむ」、と申せば、諸大夫、「さ候へばこそ、此所の御様口びれて、斯様の事申せば、いふ事や有るべき、我身の咎なき由

に、關東へ歎かば、仙洞の御誤を擧ぐるに似たり、縱ひ一家此時亡ぶとも、爭でか臣として君の非をば擧げ奉るべき。力無く則刻到來、歎かぬ所ぞと仰せられ候間、御家門の滅亡、此時にて候ふ」と語りければ、修行者感涙を押へて、立歸りにけり。關東へ歸りて此事をありのまゝに申されしかば、仙洞大に御恥有りて、久我殿舊領悉く早速に還付けられけり。

貞時の廻國

東鏡末錄に、此を永仁五年に係げたり。抑〻此事の元は、北條九代記といふ物に、時賴が諸國を隱密に廻りし時、難波浦の尼が家に泊りて、その夫難波六郎左衛門といふ者の、瓜生權頭に押領せられしと聞きて、「難波がた汐干に遠き月かげの又元の江に澄まざらめやは」と書きて立出で、鎌倉を廻り歸りて瓜生を斬りて、尼に所領を返しゝ事と記す。「非法の者ありて、人の愁、世の害、政の邪魔と爲るに依りて年來廻國の者を出だして諸國郡邑の濫惡の輩を戒むと雖、其人苦病に罹り、死にては、餘人を入替へて廻らしければ、奸曲を構へ利分を貪りて、惡事起る故に、此を留めて、貞時出家の後、自ら身を窶して只一人鎌倉を忍出でて、諸國を廻り、時賴の跡を追ひて、非道惡行の輩と潛に伺記して、四年を經て歸るに、六十餘州の間に、六百七十八人とぞ聞えける。皆鎌倉に召寄せ、罪の輕重に隨ひて刑罰を行は

る。廻國の使三人は頭を刎ね、賄を入れて惡行を隱せる國人百三十八人は罪に行ふ」とも見ゆ。實は、此奴等が國中を廻れるは、濫惡を戒むといふもの〻、むねと天の御門にたむかひ奉りし大賊なれば、世にその大罪をとふ人は、有りやなしやとの所爲なれば、いと〳〵惡むべきわざにぞ有りける。さて世にいふ佐野時世が事は、四方硯ちふ物には、此大臣の事を混へしならむども、或人は、難波尼の事を演べしならむともいへり。さるを、下野國に大平權現とて、時世が靈を祀るといひ傳ふるは、例の杜撰か。又四方硯に、「此公、一歳燥氣にて、田流もて木造佛を洗ひしこと徒然草に見ゆ、この木佛今も其邊の寺に殘れりと小島氏の談なり」、といへり。

さて此公、延慶元年十一月廿九日薨、六十九、號「後久我內大臣」と小傳及び系譜にいへり。或說に、箕子が曰く、君の惡を彰して自ら民に說ぐは、吾爲すに忍びずと、禮に、大夫士國を去りて人に說くに罪無きを以てせずと、內府庶乎といへり。

〔註〕城南とは、卽久我の地なるべし。神名帳に、山城國乙訓郡久何神社。國史に、

細川頼之の評

興我萬代繼神と申すもあり。中右記に、寛治元年二月十日、上皇遊覽鳥羽邊宅幷右大臣古河水閣。また、同六月廿九日、齋宮還御右大臣久我水閣、此れ右大臣雅定公にて、久我雅實公の男なりと、山城名勝志にいへり。林葉集に、「中院入道右大臣、久我山庄にて山家冬戀といへる事を詠まれしに、「夜を寒み待つ人も來ぬ柴の戸をあやなくたゝく山おろしの風」。千載集、「春の比久我に罷れりける序に、父のおとゞの墓所の邊の花の散りけるを見て、昔花惜しみ侍りける志など、思出でて詠み侍りける。　權中納言通親、「塵つもる苔の下にも櫻花惜しむ心やなほ殘るらむ」。永昌記には、胡賀とも書けり。また其後、嘉吉二年に、久我內大臣淸通公が足利義勝が騎馬を好む事を諫められ、長祿・寛正の頃に、兩日・三日などの並出、時ならで滿月の現れなど、天變地異の多かりしに、陰陽頭某が勘文に諛言せるを、痛く辯駁せられし事、中古治亂記に記せり。

或人曰く、細川頼之・上杉憲實・太田持資をも入るべきを漏せるはいかに。頼之は、大日本史に、才文武を兼ねとて、輔導足利義滿、恢弘幕府之基業、因事規諫、悉心

上杉憲實の評

協賛、云々、功高見レ忌、材大不レ容、讒慝乘レ之、浸潤口口、君臣頗生ニ嫌隙一、幸而義満悔悟、再授ニ政柄一待レ之如レ初、云々、とも有るに非ずや、といふに對へて、此三人どもは、彼比(たぐひ)に取りては、鐵中の錚々とはいふべし。されど亂臣賊子の徒にて、固より人の師表とするに足らざれば、吾取る所に非るなり。此は已(はや)く或説にも、「その先主の遺命を受け、幼主を輔け、上を奉じ、下を御するを見るに、稍〻老成の材といふべし。然れども小術を用ひて、君威を強くする事を知りて、陳レ善閉レ邪ことを知らず。義満昏弱の君にあらず、輔佐良からば、いかやうなる英主ともなるべき人ぞかし。その驕泰を極め、僭逆を肆するに至るは、賴之其罪を免るべからず。此を以ていふに、其人稱するに足らず」ともいへるが如し。憲實は文事を玩びて、足利學校に文書を藏めしに因り、儒流の稱する者ありと雖、其人となりは見るに足ざる事、中古治亂記に、或は此を忠義の士なりといふを難(とが)めて、「その先祖憲春は、氏満を諫兼ねて自害せるぞかし。今憲實は、主人を恨み、非を揚げ、義教に一味をなし、主持氏を滅ぼしたり、奚ぞ忠臣といふべきや。唯世上の誹に依りて、

俄に己が非を知りて、或は自害を半ばにし、或は遁世修行と成る。忠臣の行とは雲泥萬里の違あり、と青山氏も論へるが如し。その周防山口にて客死せる由は、季瓊日錄にも見ゆ。持資も、或論に、「上杉氏は山内・扇谷兩黨といへども、山内を宗室とす。此時越後の上杉房顯山内を繼ぎて、其子顯定に及ぶ。持資は其父道眞より扇谷定正が家老たれば、定正を佐けて、顯定と嫡庶の義を講じ、親族の好を篤くして、扇谷の家を安くしてこそ、輔相たりし甲斐もあるべきを、反りて謀を以て山内の權を奪ひしかば、兩上杉不和になりける程に、兵難を招きて、定正と同じく顯定が爲に殺されたり。恐らくは其材主を庇ひ身を保つに足らざるに似たり。されど武略の邁れたるのみに非ず、文學に志し、倭歌を好みて、かゝる亂世には得がたき人ともいふべし。」とも論へるは、共に信なる說なればなり。同じ頃の東益之・常緣父子も、和歌を好みて京師に在りけるが、宛を足利に得て東西に流されたる事、禿尾長柄帚・及系圖・中古治亂記などに見ゆ。共に雅人にはあれど、古今傳授などいふ事は此常緣より昉れる由、國歌八論に論はれたるが如く、其害も少からねば、

太田道灌の評

大久保忠鄰の評

此(ここ)には擧げざるなり。德川氏の世に、大久保忠鄰などは、實に寃罪にて、憐むべき人にて有りけり。

通村の世系

## 中院内大臣通村公

さそはれぬ同じつらさのねになきしなみだにくもるむさし野の月

此の大臣は、系譜に依るに、其先は具平親王より出でて、その廿一世の御裔孫にて、御父を權中納言通勝卿と云ひ、御母は細川勝孝主の女なり。元通實といふ。正保四年内大臣正二位に進み給ふよし見ゆ。通勝卿もいかなる故にや有りけむ。東見記・橘窓自語・新著聞集などに、勅勘を蒙りて流浪し給ふ時、大澤隨筆に、此の卿の女、後陽成天皇の御寵恩なりしが、疾妬の恨に、玉座近く懷劒を置きしにより、通勝卿までも事に當りて、丹後に配流、玄旨預りまゐらせ、此内に岷江入楚は出來たり。又その五代の祖通秀公十輪院と號す。文明十七年内大臣從一位、明應三年六月廿二日薨去、六十七歲。此公一條兼良公指南ありて和歌に名ありと云へり。細川玄旨を賴みて、十九年の星霜を經給ふ。其頃に入道せさせ給ひて、也足軒素然と稱し、隱遁者の如くなり給ひしを、賢才のほまれあるにより、後陽成帝勅免ありて、歸京し給ふ時、御製を賜ふ。旅雁北飛殘臘天、今宵話舊忻然、

**靈山の會**

前身蘇武歸〔去イ〕來否、一瞬居諸十九年。也足軒奉ニ和歌一、「思ひきや雁の便りを慕ひしに、雲井にかへる身をこよひとは」、隨筆に、「十九年を經て御免歸京、百石を賜ふ。入道して素然といふ。朝夕に見ればこそあれとばかりに、思ひぞわたる天の橋立、と詠み給へるも、丹後に先年居給ひし故なり」と云へり。戴恩記にも、「中院入道殿さすらひ給ひしを、幽齋丹後に於て歌道を教へ給ふ。御性怜悧なる事諸人にすぐれ、和歌の才智世にかくれなし。長嘯公若狹より丹後へ御禮に參られし時、幽齋の和歌の會あり。其人數皆公家の古老、歷々の浪人衆四十餘人列座あり。其時の當座七夕の草花と云ふ題を、也足軒拾ひ給うて、「萩すゝきふたつの星に手向おきて、いづれを秋と空に問はゞや」、と詠み給ひし。此の入道殿には、王代記・年代記の讀み樣、又廿一代集の眞字・假字の序、幷に歌の中の不審の事ども數箇條、又つれ〴〵草の御講釋を仰聞け仕りき。また或時靈山の褒貶の會に、御出座あるやうに」と、長嘯公より申遣し給ひければ、「めづらしき雅遊なり、やがて參らんと、御領掌あり。頃は慶長六年九月十三日、兼題は月照」菊・名所月・月前戀にて侍りし。名所月、「名にしおふ秋の二夜の後せ山、のちせかはらず月もすまなん」。月前戀、「くもるらん月さへうとく成りにけり、こぬ人

通村の罪を得し原因

つらき袖のなみだに」。此を皆人々の知らずそしりにそしりしなり。丸が月照」菊を、「年をへて山路のきくをてらせばや、　おもがはりせぬ秋の夜の月」。と記せり。公卿小傳に、此の卿は、通爲公の三男にて、天正十四年八月十三日出家、法名素然。慶長十五年三月廿五日薨、五十五。とあり。さて内大臣の東國に數年窘厄められ給へる事は、新蘆面命に記して、「後水尾院天皇ふと御位を御讓りありし故に、板倉周防守（此は重宗とて、勝重が子にて、父子相繼いで京所司代となり、良吏の名ありて、民之を親しむ事父母の如く、敬ふ事神明の如しなど、駿臺雜話・人錄錄等に云へり。）近衞殿に參りて、不意なる事、御世つぎも仰付けられず、江戸へも仰せ談ぜられずて、御心まゝなる御事にや」と尋ね申さるゝに、應山公仰せらるゝは、「我等も曾て知らず、何事にか有りけん」と、防州再三尋ね申さるゝに、「御存じ之無き事は存じ候はん哉」と、被」仰故、中院通村卿に御尋の所、通村卿の被」仰候は、「なに面白くて御位に可」被」成」御座」哉、僧某を紫衣に仰付けられ候處、江戸にて御奪ひ成候。如」此事ざまにて、何とて御位を御すべり可」不」被」遊哉」と仰せられ候。周防守にも大に驚き申され、早々江戸表へ申上候處、台徳公大に御氣色損じて、舊例の如く隱岐國へも御遷し可」被」成哉と被」仰候處、

家康後陽成上皇を流し奉らんとす

〔註〕此に考へ合すべきは、同書に、南光坊が神體勸請の事を、後陽成天皇より傳へ奉れる由を記して、「大坂陣の時、秀賴公を討たんとて、家康公より院宣を再三願ひ奉られしに、許し給はず。家康公殊の外立腹にて、さて〳〵あしき王なり、隱岐國へ移すべし」と云ひければ、其時の老中・近習あしきとは知りながら、御機嫌を損ぜんとて、諫むる者もなかりしに、南光坊進み出で、「殿大に誤れり。今院を隱岐國へ移さば、たとひ如何程の大功を立て給ふとも、朝敵といふ大罪は遁るべからず、必ず〳〵口外し給ふべからず」と、大に諫めければ、思召し留まりぬ。老中も大に悦び、遂に天海をして色々氣をいらしめ、終に院宣を下されけり。依之院樣にも甚だ天海をよく思召し入れられ、何にても望み次第に御褒美あるべきのよし被仰候へば、此の勸請の傳を望まれけるとなむ、かしこき振舞なり」とあり。泰山集にも、此の勸請の一件をば記せれど、天皇を遠島に移し奉らんと謀れる大罪をば諱隱せるにや、記さず。凡て此と云ひ、かの豐臣氏を千々に謀りて、孫壻を打滅し、剩へ其の緣兒を求出して、五條河原にして斬殺されしは、余は昔

よりいかなる所爲とも悟らぬを、なほ故ある事にや、いと〳〵聞かまほしきわざなりかし。凡てかゝる由ども　、已に幕罪略など記したる人もあれど、後人の回護の虚文に欺かれて、其の邪正を知らぬ愚人(しれ)の世に多かれば、事の序に驚かしおくになむ。

後水尾天皇の御讓位

大猷院殿大に御諌めなされ、是れ仙洞樣の御道理至極にて候間、再三御わび被ㇾ成候へとの事にて、相濟み、夫れゆゑ事あわたゞしく、明正院御立ち遊ばされ候。是に付て中院殿は何となく關東へ召寄せられ、四五年江戸に御入なされ候。中院殿の過の樣にしなしたるなり。また大猷院の、御懷紙を御望みなされし時、如何の叡慮にや、「蘆原よ、しげらばしげれ」の御歌を遊ばし遣され候。相公も兎角の事不ㇾ被ㇾ仰候よし。（此の天皇の御製に、「忘れじとちぎりにかへる後瀬山、動きなかりしうさぞかひある」とあるも此の頃の御事どもにや。）文會雜記には、此天皇の御讓位は、關東より取計ひけるにや、殊に逆鱗ありて、御讓位の時、御ふすまに、二首の御製を書かせ給ふ。「蘆原はしげらばしげれ天の下、とても道ある世にあらばこそ」。「世の中は上に目がつく横にはふ、あし間のかにのあさましの世や」。予が幼時、

後水尾天皇の御事ども

野村の語りし」、とありて、其の狀甚く異なるを、弓削物語に、深く思合はすべき事のあれど、恐ろしければ申し出でず。

或る物に、此後水尾天皇の御事を申して、萬づの道にかしこく渡らせ給ひ、男女の皇子數多おはしましけり。御落飾の時の御製、御系に、慶安四年五月六日落飾、五十六歲、法諱圓淨とて、皇子・皇女等三十四柱を擧げたり。「思ふ事なきだに背く世の中に、あはれすてゝもをしからぬ身を」。また大隱は市中に隱るといふ事を、「思ひ入る心の奥のかくれ家は、よしや吉野の山ならずとも」。　宸影の御賛に「〔ウイ〕「よしやこの深山がくれの朽木のき、さても心の花しにほはゞ」。寶算八十五にて崩御す時の御辭世に、「行きゆきて思へばかなし末遠く、見えし高根もあとの白雲」。「時ありて春知りそむる梅の花、見よ一花もさき殘るかは」。また、「身はかくてまたもこぬ世に水ぐきの、あとだにしばしとゞめかねつる」。【御系に、延寶八年八月十九日寅下刻崩、八十五、閏八月八日夜奉ㇾ葬二于泉涌寺一。後中內記に、同十九日晴、寅刻許法皇御惱危急、遂以崩御、御年八十五、可ㇾ惜可ㇾ悲。愁淚如ㇾ消ㇾ魂、諸家馳參不ㇾ知二其數一、閏八月八日亥時御入棺。百一錄には、十八

日辰刻御靈祭禮、曉天法皇崩御云々、但御忌日十九日被ㇾ定。廿二日雨時々下、今夜御入棺。と見えて、閏八月八日御葬儀を委しく記せり。」また御製に、「關守はうちもねなゝむ人心、すぐなるをりに逢坂の山」。遠山の紅葉、「村もみぢ夜の間に染めてよこ雲を、峯に別るゝ松の色かな、」梅薫ㇾ砌、「玉すだれ動くばかりの春風に、內外もあらずにほふ梅が香」。毎春花有ㇾ約、「咲くころをたどらぬ春ののどけさに、かくてぞ花は千代も待ち見む」。また皇子を有栖川宮に御養子に參らせ給ふ時に、宮より參らせ給へる、「いかにして何につゝまんから衣、袖にも身にも餘るめぐみを。」太上天皇御返し、「嬉しさのあまる袂に今はまた、つゝみぞかふる玉の言の葉」、と見え、槐記に、御床の掛物に、同じ天皇の八十一に成らせ給へる歲旦の御製あり、「此春にせめておどろく身ともがな、はぢ多くして命ながさを」。此は其年の春參りしに、此の老法師が歲旦を見すべしとて、其座にて遊ばして下されしを、表具したりと仰せらる。新廬面命に、內裏回祿の時、駕輿丁もなくて、人におはれてのき給へる時に、「末の代にでそこなひたるほふわうが燒野のきじか人におはれて」といふ御狂歌をしるせり。又或時の記に、「御床の掛物を拜見せよ、名物なり、是は後水尾院の御時、或

後水尾天皇の金言

夜妙門獅子吼院殿、御前など御參の時、妙門に畫を所望せられよ、何がよからんとて、彼此して月の瀧こそ然るべからめとて、遊ばしゝなり、妙門の出來繪なり。迚もの義には、御製にて御贊をと願はれしに、夫ぞ出次第とて思案あり、妙門には繪を遊ばす、准后には其間にあの朱印を彫刻なされたるなり。表具もその夜の勅製のまゝなりと仰せらる。「常不止に月もながれつ落瀧津、瀧の音にはたてぬ物から」「畫の贊には如斯ならでは、と仰せなり」とも見ゆ。又後水尾院の詔に、凡て諸藝通敏の人にも、必ず此の一節には甚だ器用なりと云ふ事あるものなり、此れ天然自然にかくあるものなり、故に凡そ諸藝共に其道に絕れ、絕れぬは、性質才用の事ばかりには非ず、其の身の仕合・不仕合なりとの詔なり。夫れはいかにと申上げしに、天然に其の器用なる藝を修行する人は格別に骨も折らず、骨を折りてもはかゆきて、上手の名を得る事必定なり、これ仕合なり。もし其の藝にゆきあたらずに、天然の器用を生れつかぬ藝にのみ骨折りて、一生中工の名もとらぬ事多し、これ不仕合なり、」と詔なり、尤もなる事なり。此の大詔に付きて思出でたり、或者の說に、世によく務めて事を成し遂ぐる者あり、怠りて成らぬは、勿

論いふまでもなきを、また務めて成らぬ者あり、又務めずして成れる者ありとて、皆數なりと云へるは、現世の有狀を打見て、天命とかいふに歸するより外なしとの見なれど、なほ一層其の上を説はゞ、師の說に委しく見えし如く、禍津日神と、大直日神の御靈は更にて、幽冥主宰す、大神さては前生による事とは、例の儒見にて(○脫カ)夢にも知らざる事にこそ、此は殊に記せれど、筆の序になん。凡そ藝は、其の筋を知りて修行すべき事なり。されども生知は各別、習はず修行せずに上手になるべきやうはなし。されども其の筋に生れつきたる人は、其の藝の習ひ初めよりして、志す處も深く、修行も自ら厚く、數寄になりて精出すから、はかゆき、はかゆくから、精の出るやうになる。堺の笛・太鼓うち惣右衛門は、若き時大病にて、一里計りわきの醫者に係りて、每朝藥を取りに家來を遣す、其の僕の門を出るより返るまで太鼓をきざみて、每朝かくの如くする事七年、終に病も癒え、太鼓も天下名人の名を得たり。これ修行のみにあらず、仕合のよる處なりと仰せらる。夫れにつき、應山公の時分より、太閤悠山の初まで事へし無禪といふ侍あり。これが申しゝは、「凡そ藝を習ふ人、古と今と各別になりし、古の人の習ふは、只一藝にて、わきの事には聊目もやらず。それ故其の一藝はよくもあしくもあつし。今の藝を習ふは、數多の事に目がつきて、何も角も器用なるやうに見え

器用不器用

て、皆々其の藝うすし」。また同大臣の御語に、「凡そ物の器用・不器用ある事あれども、生れ付きて習はねども、其の事に堪能なる事あり、生知安行といふも疑ふべき事ならず。昔後西院の御時、御方達に成らせられしに、方達には鷄鳴を唱へて還幸なる事、常の習ひなり。六位藏人是を勤む。若し六位に差合ふ事ありて、不參すれば、其の日の下﨟是れを勤む。其夜も六位不參にて、其座下﨟七條中將なりしが、此人兄弟衆も多く、末子たるが故に、幼少より近衞殿に居住せしが、幼少より學問の事は、一かど器用にもあり、覺えも強し。御前にも口惜しき程に思召したる人なり。その代りには、世間一統の事は、甚だ不器用にもあり、好みもせず、琴・三味線は勿論、能・噺子一切の亂舞を初め、碁・將棊なども目にもかけねば、仕ても見ず、世間へ出してはちと不調法なる程の人柄なり。然るに其の夜の鷄鳴を唱へられしは、勿論下地に稽古あるべきやうもなし、不圖出でて唱へられし鷄聲、さながら生の鳥の聲也。孟嘗君もかくやと御戯ありし程也。それより中間の諸卿相戯れて、御禽獸の聲を唱ふるに、其の顏を見ざれば、生禽獸の如し、

異事と謂ひつべし。是れその夜の御儀なければ、此鷄鳴もなし、其の器用も知れず、されば人には生質に器用ありても、不仕合にて一生知られぬ事多かるべし、と宣へり。」ともあり。此大臣は、實は皇孫に坐して、文武ともにけざやけく長けいましゝ事の、いとむかしく、件の詔は、老子の語に、聖人は物をよく救ふ故に、棄才棄物なしと見え、淮南子等に、「よく人を用ふる人は、良工が材を用ふるが如し」とも、或は器使といひ、性靈集に、綜藝種智院を立てむと奏せるなども、思ひ出でられて、いと貴く、後世人の人上と有りて、材藝を生育する楷式なれば、かく記し出づるにこそ。

また云く「中院殿關東へ久しく止められたるは、同天皇の御讓位の事に付、前方關東へ仰せらるべきことの、御知らせなかりし故、板倉伊賀守通村卿を招き、いかゞして御知らせ無かりしと問はるゝを、知らずと答へらるゝを、詰り問はるゝに、勅命にて、な泄らしそと有りし故、知らせ給はずとなり。然れば、内々にて、そと知らせらるべきこととなるをと、板倉云ひし時、通村卿、勅命を背きて、君臣の禮を敗りし

中院罪を得しに就ての一説

人に内應する者やある、足下に關東より京人に知らすなと有ることを、承りたらんに、などか泄らさるべき。吾は天子の臣なり、關東の臣にあらず、と云はれし故、板倉詞なかりき。依りて公家衆關東へ下らるゝ程の人をば、皆押留め置かれし故、通村卿も久しく江戸に逗留ありとなり」。

〔註〕又「天皇御讓位は、關東と御不和なり。大坂の一亂を和平にと勅命ありしを、台德院許容なきより、事起るなり」ともあれど、然のみには非ず、上の面命の事をも合せ考ふべし。遠碧軒記には「寛永行幸の時、定家卿の自筆の、武家行幸の委しき卷物の、冷泉爲賴の家に有りしを、通村卿傳奏の時に、法皇の命に因りて借りて寫されしを、爲賴死去にて、其の子幼少にて、藤谷はをぢにて後見せられし時に、彼の卷物なし。是れより大なる事になり、周防守に訴へても、遂に返さず。云々、此の後内府になると、また禮に下らる。是れは身にいたさ有る故に早々下らる。此が例と成りて、今も内府になると江戸へ下り、さて江戸にて、城に坐すも、大臣の座よりは少し下りて、禮を申さる。是れ又今に例に爲りて、座下るこ

通村歎の徳により
て歸京をゆるさる

とゝなり」と記せるは、いかゞあらむ。前後に引ける物に、此の大臣のいみじきいさをにて、さることあるべくも思はれねば、そは混れたる傳へにこそ。】

北窗瑣談にも、上皇御落飾の春、通村卿年頭に關東へ下向有りけるに、執政の人、「いかゞして上皇御落飾の事は注進はなかりしや」といふに、通村卿答へて、「此の事申すなと勅ありし故に」とありしかば、執政の人重ねて、「何事によらず、禁中の御事直に注進すべしと、血判誓紙の趣にはあらずや、誓詞はいかゞ心得給ふや」と、難せしに、通村卿、「某は禁庭の官人なり、申すなと有りける事は、たとへ誓紙百千枚いたしたりとも申し侍らず」と答へられしに、其の座しらけて各〻退かれけるに、將軍の思ひあしく成りて、對面もなく其のまゝに留置かせらる。法皇殊に憐み思召し、其の秋の頃、五首の御製を下されける。その御製、「思ふより月はえにけり一日だに、見ぬを多くの秋にやはあらぬ。」「秋風に袂のつゆも故郷を、忍ぶもぢずりみだれてや思ふ。」「いかにまた秋の夕を眺むらん、うき日數そふ旅のやどりに。」「見る人の心のあきに武藏野も、姨すて山は月やすむらん。」「何事も皆よくなりぬとばかりに、

古今傳授

此秋風にはやもつげこせ。」通村卿も詠みて奉られける、「入るかたに我をさそはで夜な〳〵の、袖の露とふ武藏野の月。」此の歌を南光坊聞きて感心のあまり、直に將軍に覽せけるに、殊に感ぜられて、卽日に對面ありて歸京をゆるされけるとなり。通村卿和歌の道にかしこきのみならず、豪傑の資なりき。」また橋窗自語には、「將軍家光公の時、中院通村卿を召して、古今の傳授ありたきよし仰せられしかど、「此の儀は公家の祕事にして、容易に武家へわたし難き物なり、思召し止り給へ」とて傳へざりしかば、御心よからで、三年歸洛を御赦しなかりしに、「行く方に身をばさそはでよな〳〵は、袖の露とふむさしのの月。」と詠じ給ふを聞召して、いと尊みいつくしみて、都へ歸し給ひしと、古老物語にあり。通村卿は東照公の傳授せさせ給ひしことを知り給はで、かくの給ひしか、又故よしありて申されしにや。また高津阿闍梨契冲法師歌學を今井似閑といふ者に傳へられしに、似閑も穴賢の達者なりしが、其の頃の宗匠中院内府通茂公（通村公の御孫。寶永七年三月廿一日八十にて薨すと系圖にあり。百一錄にもしか記せり。月堂見聞集には、六年三月廿六日として、御歳滿九十、廬山寺に葬るとあり。大澤隨筆に、其子通純卿早世して、嫡孫通茂公は通村公のあたり離れずおひ立ち給ふ、年若き時は不堪なり。廿四五歳の時七夕御會織女契久を詠まれしに、宗匠家より改作らるべきよ

し、三度に至り、七月五日の夜寢ずして思案の歌「あだに見む秋の一夜の契りかは、神代のまゝの星合のそら」、碧玉集に似たる歌なり。

を我隱栖に招請せられし時に、似閑そと古今のことを言出されたれば、通茂公の御答に、「似閑は故實記錄を大分所持なれば、古今不殘合點しぬらん、古今不殘合點ゆくこそ即ち傳授なれ、その方たちが傳授と云ふ事きつと有る樣に思ふこそ不審なれ」と宣ひしと、堀景山が不盡言に見えたり。中院殿には、代々かやうにの給ふ事故あることゝ思はるゝなり。また中院通茂公江戶に留まり給ふ時、都へ歸し給はざるを歎き給ひて、細川何がしに給ひし御狀、今も細川藏人大夫常芳の家にありと云へり。

〔註〕年山紀聞に、此公前大納言の時、いかなる故に因りてか、暫しこもりおはせし頃、水戶光圀卿より、隅田川の都鳥にて香筐を作らせ、內に何くれの名香に、金銀にて花紅葉の形を刻みまじへて、贈訪はせ給ふとて、「すみ田川波まにあさる都鳥、やがて雲井に立ちや歸らん。」御かへし、「思ひきやしづむみくづをみやこどり、心にかけてことゝはむとは」。とあるは、此時の事にこそ。 或物に、此の卿の歌、「雨にまち雲にながめてほとゝぎす、かゝる心の暗れまやはある。」又氷室を、「老の

身を養ふことを人もしれ、みな月かけてきえぬ氷に」。また寛文の頃にや、仲冬十六日、主上新内裏に還幸し給ふ時、鳳輦の上に、遙に鶴の舞翔りけるに、「わかの浦に年經て住める蘆田鶴の、くもゐに上るけふのうれしさ」。甘露叢に、「元祿十六年中院大納言、和歌の志深きに付、御加恩二百石下さるゝ賀に、淸水谷殿「道の光代代にかはりて殊更に、君が惠のうれしくやある。」かへし、「老の身にかけてぞ仰ぐわかの浦、波にもあらぬ君がめぐみを」。後中內記に、享保六年九月廿七日、法皇普明院行幸あり、御床脇に、後水尾院より賜へる御硯あり、梨地高蒔繪紅葉なり。昔思召して御覽ず。平常山の鐘鳴るを、御幸故に止めて置きしに、結句御珍らしく宜しかるべしとて、そのまゝ尋常の通りに撞出でしに、その御硯に向ひ給ひて、御製。「もみぢばは入あひの鐘に色ぞそふ、此の山寺の秋の夕ぐれ。」中院大納言、「八十あまり老いずば今日にとばかりも、思ふやまれのみゆきまちえて」、ともあり。また金華漫錄ちふ物に、「日野弘資の曰く、若年の時、通村卿に歌の點を乞ひしに、相應の點削にて、まゝ點もあり。歌を法皇叡覽ありて、奇特なりとて、通村卿に仰せら

通村の教訓

通村狹衣を暗誦にて講ず

るゝは、「弘資は見事に歌も詠むべし、其の方精を出して歌にして見よ」と詔ふ。さて後は、大に化り、幾度も詠み直させ、色々敎訓し、歌にあきて半途より大に嫌ひに成りしが、其の敎誨にて、今の程にも詠み出でたりとぞ。又中院通茂の話に、「若年より古歌作者などを忘れて、通村に尋ぬれば、答へて、汝集を殘らず考へ見たりしかとあるに、いまだ考へずといへば、左樣な無執心の事、まづ手前にて集を考へて、なき時は尋ぬる法なり」とて怒られしとなり。右二事は、物學ぶ者の味はふべき事なり。さなくては表すべりにて、そこみなき者なり」と云へり。共にさる言どもなり。菊居隨筆にも「通村公は名譽の歌人、且はげしき人にて、關東より禁中に法度書をはられしを、引きめくり給ひし人なり。東照公・台德公御上洛の時、二條に於て通村卿を召され、外題のなき本を出して講釋めされとありしかば、表紙をあけて見られしかば、さごろもなりしかば、一枚も紙をくらずして中にて講釋あり。半ばに至りて御休息ありて、夫れにて止めて、三百石御加增あり。（大澤隨筆には、大猷院上洛の時、源氏講釋聞召すべき仰ありて、初音の卷を讀まれ、百石加增を賜りて、二百石となる。此の講釋の賞の由、世に申せども、凡て和歌歌學出精に因りてなるべしと見ゆ。）兼ての人物、もし講釋にならねば、

知行取上げらるべしと思召しゝに、如此(かく)そらにて講ずる豪傑故、却りて加增し給へりし。國初の人は文武ともにあつし」とも云へり。さてかにかくに、此の御父子ともにめづらしき君にこそおはしけれ。此大臣は、承應二年三月廿九日、六十七（一に六十と作る。）にて薨ず、後十輪院と號ぶと、系譜に見ゆ。（公卿小傳に、同日頓死、六十六、前内大臣正二位、と云へり。大澤隨筆に、後水尾天皇の四天王にて、烏丸資慶卿・日野弘資卿・飛鳥井雅章卿と、通茂公と世に申せど、通茂公中に年若く、殊に長生にて、八十歲寶永七年までおはしければ、名彌高し。此の公家業出精に因りて、關東より御加增、その子通躬公に、此公隱居の前より御充行を贈られ、隱居後もそのまゝ賜りて、終に五百石を今に贈らるゝか、又同天皇立田紅葉を取寄せさせ給ひて、人々に賜はりける、何れも歌上らるゝ中に、通茂公、「いかにせん君がめぐみの露ふかく、染めし立田の山のもみぢば」御かへし、「龍田ひめもいかに見るらん言の葉の、露に染めます山のもみぢば」とも見えたり。）

志伎農玖賀陀智　大尾

大正六年八月廿三日印刷
大正六年八月廿五日發行

國史叢書
志伎農玖賀陀智
定價金一圓二十錢

不許複製

編輯兼發行者　國史研究會
右代表者　今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 3505